

令和7年度
水産の動向

令和8年度
水産施策

第221回国会（特別会）提出

この文書は、水産基本法（平成13年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく令和7年度の水産の動向及び講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく令和8年度において講じようとする水産施策について報告を行うものである。

令和7年度 水産の動向

第221回国会（特別会）提出



第1部 令和7年度 水産の動向

目次

はじめに	1
特集 養殖業の成長産業化に向けた対応	3
第1節 養殖技術立国の確立	4
(1) 養殖業の現状	4
(2) 養殖業の振興に関する戦略	11
(3) 持続的発展に向けたリスクと課題・対策	11
(4) 養殖業の成長産業化に向けて	21
第2節 うなぎ養殖業における取組	24
(1) ウナギの資源管理	24
(2) ウナギの完全養殖	27
(3) 国際的な情勢	28
第3節 養殖業の今後の可能性 —陸上養殖—	30
トピックス1 複合的な漁業の推進や養殖業の成長産業化に向けた漁業共済の機能強化	35
トピックス2 「昭和100年」高度経済成長期を支えた近代捕鯨	38
トピックス3 IUU漁業撲滅に向けた取組	42
トピックス4 水産業の担い手の確保	46
第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き	55
(1) 水産物需給の動向	56
(2) 水産物消費の状況	57
(3) 水産物の消費拡大の取組	59
(4) 水産物貿易の動向	63
第2章 我が国の水産業をめぐる動き	71
(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向	72
(2) 漁業の経営の動向	73
(3) 漁業の就業者をめぐる動向	79
(4) 漁業労働環境をめぐる動向	84
(5) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用	88
(6) 漁業協同組合の動向	91
(7) 水産物の加工・流通の動向	93

第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き	97
(1) 我が国の資源評価	98
(2) 我が国の資源管理	101
(3) 実効性ある資源管理のための取組	114
(4) 資源を積極的に増やすための取組	117
(5) 漁場環境をめぐる動き	120
(6) 野生生物による漁業被害と対策	127
第4章 水産業をめぐる国際情勢	129
(1) 世界の水産資源の状況	130
(2) 国際的な資源管理	130
(3) 捕鯨業をめぐる動き	137
(4) 海外漁業協力	139
(5) 水産物貿易をめぐる国際情勢	139
第5章 漁村の活性化をめぐる動き	141
(1) 漁村の現状と役割	142
(2) 海業の推進	144
(3) 安心して暮らせる安全な漁村づくり	151
第6章 大規模災害からの復旧・復興	153
(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況	154
(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応	156
(3) ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き	160
(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた対策の推進	161
令和7（2025）年度農林水産祭受賞者事例紹介	166

事例・コラム目次

特集

【事例】 かんぱち養殖業における経営リスク分散の取組	9
【事例】 オール兵庫県産サクラマスに向けた取組	10
(コラム) カキ養殖業における大量へい死への支援	12
【事例】 アメリカミズアブと微細藻類を主原料とする配合飼料でマダイを養殖	14
【事例】 ブリの大規模沖合養殖	15
【事例】 ブリ類の育種	17
【事例】 赤潮抵抗性ブリの育種	19
【事例】 アコヤガイ養殖における疾病への対応	20
【事例】 養殖クロマグロの輸出拡大に向けた商品づくりと更なる販路開拓	21



【事例】 AIによる鑑賞解析システムを活用したオンライン品評会の開催等による錦鯉の輸出拡大の取組	22
(コラム) 特定第一種水産動植物等への適用に係る対応	26
【事例】 ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証	28
【事例】 ノリの陸上養殖	33
【事例】 最先端のゲノム関連技術による新品種開発	34

トピックス4

【事例】 さんま棒受網・遠洋まぐろはえ縄漁業の兼業	49
---------------------------	----

第1章

【事例】 クロダイのおいしさ認知向上プロジェクト	60
--------------------------	----

第2章

【事例】 浜の活力再生プラン優良事例	78
【事例】 海の宝！水産女子の元気プロジェクトの活動紹介	82
【事例】 水福連携の取組事例	84
【事例】 クロノリ養殖における水産研究所職員による機器導入サポート	90
【事例】 電子入札の導入	93

第3章

(コラム) 第44回全国豊かな海づくり大会	118
(コラム) 漁具・漁網のリサイクル	126

第5章

【事例】 漁港施設等活用事業第1号となる常設カキ小屋設置を目指した取組	149
【事例】 地域が一体となった海業による「むらづくり」	149
【事例】 中間支援組織Umidasの役割	150

- 本資料については、特に断りがない限り、令和8（2026）年3月末時点で把握可能な情報を基に記載しています。
- 本資料に記載した数値は、原則として四捨五入しており、合計等とは一致しない場合があります。
- 本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

QRコード

水産白書（水産庁）：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/>

※掲載のQRコードは、令和8（2026）年3月末時点のURLで作成しています。



第2部 令和7年度 水産施策

令和7年度に講じた施策

目次

概説	170
1 施策の重点	170
2 財政措置	170
3 法制上の措置	170
4 税制上の措置	170
5 金融上の措置	170
6 政策評価	171
I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施	171
1 資源調査・評価の充実	171
2 資源管理の着実な推進	171
3 漁業取締・密漁監視体制の強化等	173
4 海洋環境の変化への適応	174
II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現	175
1 漁船漁業の構造改革等	175
2 養殖業の成長産業化	178
3 経営安定対策	180
4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備	180
5 内水面漁業・養殖業	181
6 人材育成	182
7 安全対策	183
III 地域を支える漁村の活性化の推進	183
1 浜の再生・活性化	183
2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化	185
3 加工・流通・消費に関する施策の展開	185
4 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮	187
5 漁場環境の保全・生態系の維持	187
6 防災・減災、国土強靱化への対応	188
IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策	189
1 みどりの食料システム戦略と水産政策	189



2	スマート水産技術の活用	191
3	カーボンニュートラルへの対応	191
V	大規模災害からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援	192
1	東日本大震災による地震・津波被災地域における着実な復旧・復興	192
2	ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援	192
3	令和6年能登半島地震からの復旧・復興	194
VI	水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	194
1	関係府省等の連携による施策の効率的な推進	194
2	施策の進捗管理と評価	194
3	消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開	194
4	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	194
5	事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進	194
6	財政措置の効率的かつ重点的な運用	194
(参考)	水産施策の主なKPI	196

第1部

令和7年度 水産の動向



水産庁漁業取締船白竜丸



はじめに

我が国の水産業は、水産資源の不安定化、漁業就業者の減少及び気候変動等、これまでにない複合的な課題に直面しています。

一方、世界においては、人口増加等を背景に、国際的な水産物需要は増加しています。こうした需要拡大を背景に、各国では水産物の生産体制の強化が進んでいます。

こうした世界の動きの中で、各国において養殖業による水産物供給の重要性が高まっています。技術開発の進展や生産の効率化等により、養殖業は量的拡大と品質向上の両面から期待される分野として位置付けられ、将来にわたって安定的に水産物を供給していくための有力な手段として、改めて注目されています。

我が国においても、国内外の需要に応える生産体制を確立する上で、養殖業の振興は重要な政策課題となっています。養殖魚の品質向上、ICTを用いたスマート水産業の推進及び世界市場への販路拡大等、養殖業の成長産業化に向けた取組をより一層進めることが重要となっています。

このような情勢を踏まえ、本書では、「養殖業の成長産業化に向けた対応」を特集のテーマとして、養殖技術立国の確立に向けた育種や輸出拡大等の取組や施策、社会実装の実現に向けたウナギの完全養殖の取組、陸上養殖の今後の可能性等について記述しています。

また、トピックスでは、令和7(2025)年度における特徴的な動きとして、「複合的な漁業の推進や養殖業の成長産業化に向けた漁業共済の機能強化」、「「昭和100年」高度経済成長期を支えた近代捕鯨」、「IUU漁業撲滅に向けた取組」、「水産業の担い手の確保」の四つのテーマを取り上げています。

特集、トピックスに続いては、「我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き」、「我が国の水産業をめぐる動き」、「水産資源及び漁場環境をめぐる動き」、「水産業をめぐる国際情勢」、「漁村の活性化をめぐる動き」、「大規模災害からの復旧・復興」の章を設けています。

本書を通じて、水産業についての国民の関心がより高まるとともに、我が国の水産業への理解が一層深まることとなれば幸いです。

特集

養殖業の成長産業化に向けた対応

海に囲まれ、世界でも有数の好漁場に恵まれた我が国では、古くから多種多様な魚介類が四季を通じて水揚げされ、日本人はそれぞれの魚介類の旬を楽しんできました。近年、水産物供給や消費スタイルが変わり、量販店や外食店等を通じて、季節に左右されにくく、様々な水産物を手に取れるようになっていきます。

養殖業は天然資源の変動による水産物供給が減少するリスクを補完する役割のみならず、安定的な供給が可能であり、需要に応じ計画的に生産できるという特徴から、その供給を支える重要な一翼を担い、養殖魚介類は多くの飲食店において売場を構成する際になくてはならない商品となっており、養殖は国民生活に不可欠でなじみのあるものとなっています。

また、更なる技術革新の進展により、養殖業は漁業と相まって、食料の安定供給や地域経済における重要性を増し、今後の水産業の中核を担う役割として期待されています。

しかし、養殖業においても、近年は高水温等の海洋環境の変化の影響を受け、ブリの成長不良やホタテガイ、カキ等での大量へい死による養殖業生産量^{*1}の減少、赤潮による被害、さらには飼料の価格変動や魚病等、多くの課題が存在するのも現状です。

このような観点から今回の特集においては、養殖業の成長産業化に向けた対応を取り上げることとしました。

特集の概要

第1節

養殖技術立国の確立

第2節

うなぎ養殖業における取組

第3節

養殖業の今後の可能性
—陸上養殖—

*1 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」においては、漁業において獲れた量を「漁獲量」、養殖業において獲れた量を「収穫量」、漁獲量と収穫量の合計を「生産量」と表記しているが、この特集では量に関する表記は全て「生産量」と表記。

第1節 養殖技術立国の確立

養殖業はこれまでの水産白書においても継続的に取り上げられてきた分野であり、水産物供給の重要な柱としてその動向を紹介してきました。例えば、令和2年度水産白書の特集「マーケットインの発想で水産業の成長産業化を目指す」では、養殖業におけるマーケットインの取組の方向性を示し、令和5年度水産白書の特集「海業による漁村の活性化」では、漁港用地を活用した養殖の取組等について記述しています。

本節では、養殖業の現状、養殖業の振興に関する戦略、持続的発展に向けたリスクと課題・対策、養殖業の成長産業化に向けての状況を記述しています。

(1) 養殖業の現状

〈世界における養殖業をめぐる動向〉

世界の漁業と養殖業を合わせた生産量は増加し続けており、令和6（2024）年には2億3,378万tに達しました。このうち、漁業の生産量は1980年代後半以降横ばいで推移している一方、養殖業の生産量は急激に伸びており、水産物供給の中心的な役割を担う産業へと成長しました。令和6（2024）年の養殖業の生産量は約1億4,164万tで、内水面養殖業が約46%、海面養殖業が約54%を占めています。世界の漁業・養殖業の生産量のうち養殖業の占める割合が年々増加し、近年では養殖業の生産量が漁業の生産量を上回り、令和6（2024）年には、世界の生産量の約6割に達しています（図表特-1-1）。

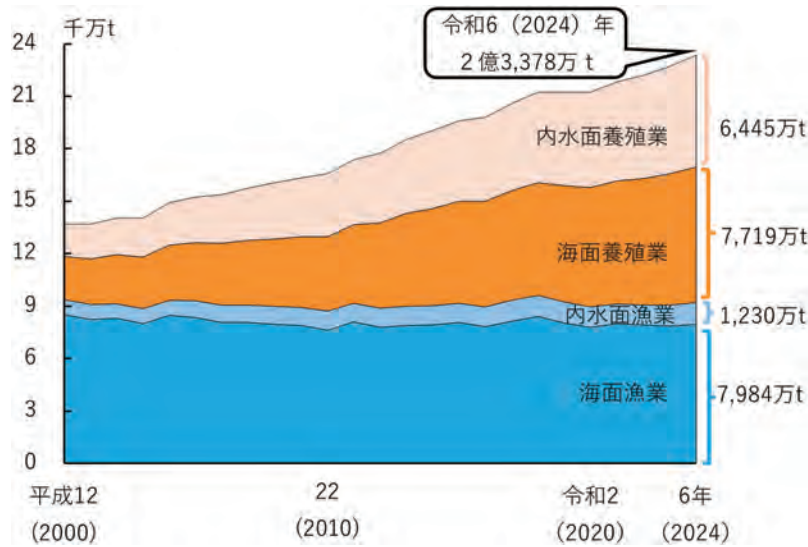
世界的な養殖業の生産量増大の背景には、中国、インド、ベトナム等におけるコイ・フナ類のほか、ティラピア、バナメイエビ、ナマズ類等、多様な魚種の生産拡大があります。これらの魚種の中には、我が国ではなじみが薄いものも多く含まれます。また、食品に加え、工業原料として利用されるキリンサイを中心とする藻類の生産増加も寄与しています。今後も世界人口の増加に伴い、水産物需要はアジアやアフリカを中心に拡大すると予測されており、養殖業は今後も成長が見込まれています（図表特-1-2）。



輸入されたバナメイエビ
(提供：東京都水産物卸売業者協会)

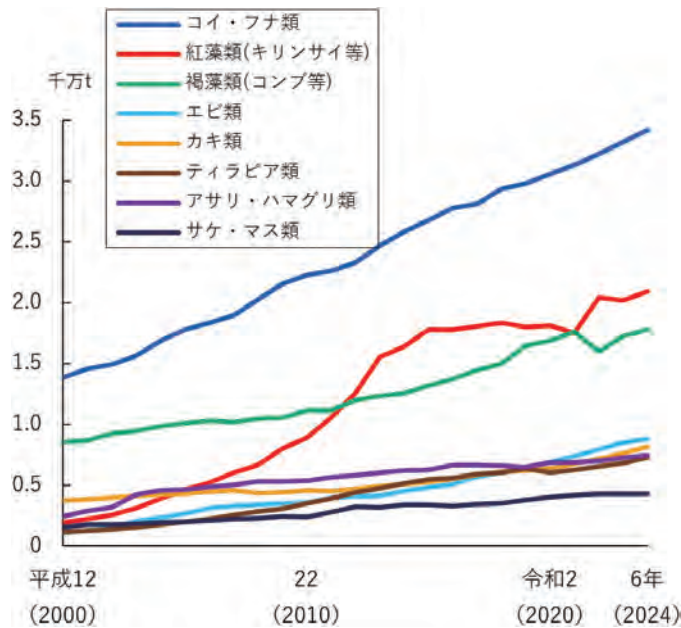


図表特-1-1 世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

図表特-1-2 世界の養殖業の魚種別生産量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

〈我が国で行われている養殖業の動向〉

我が国の養殖業の歴史は古く、江戸時代にはコイ、カキ、ノリ等で既に行われており、明治期にはニジマスやウナギ等、内水面魚類の養殖技術が大きく発展しました。その後も貝類では垂下式養殖の普及やアコヤガイ真珠生産の成功、藻類ではノリ・ワカメ・コンブ養殖の技術確立が進み、海面魚類では、昭和以降、小割式生け簀の普及によりブリ、マダイ等の主要魚種の生産が拡大してきました。

そうした歴史を経て、我が国の海面養殖業は、南北に長く、亜熱帯気候から亜寒帯気候ま

で寒暖差ある各地で様々な品目の養殖が、主に潮流や波浪による影響が小さい沿岸の静穏水域において行われています。餌を与えて育てる魚類の養殖（給餌養殖）、自然環境中の栄養分や餌を摂取して自ら育つ藻類や貝類の養殖（無給餌養殖）が幅広く行われています（図表特-1-3）。また、内水面では、ウナギ、マス類、アユ等の養殖が行われています。

魚類養殖業の生産量ではブリ類、マダイ等が主要な魚種となっています。特にブリ類は、国内の魚類養殖業生産量の約半分を占めています。また、サケ・マス類は輸入品の占めるシェアが大きい中、近年では、国内の各地でブランド化した養殖が増えています。

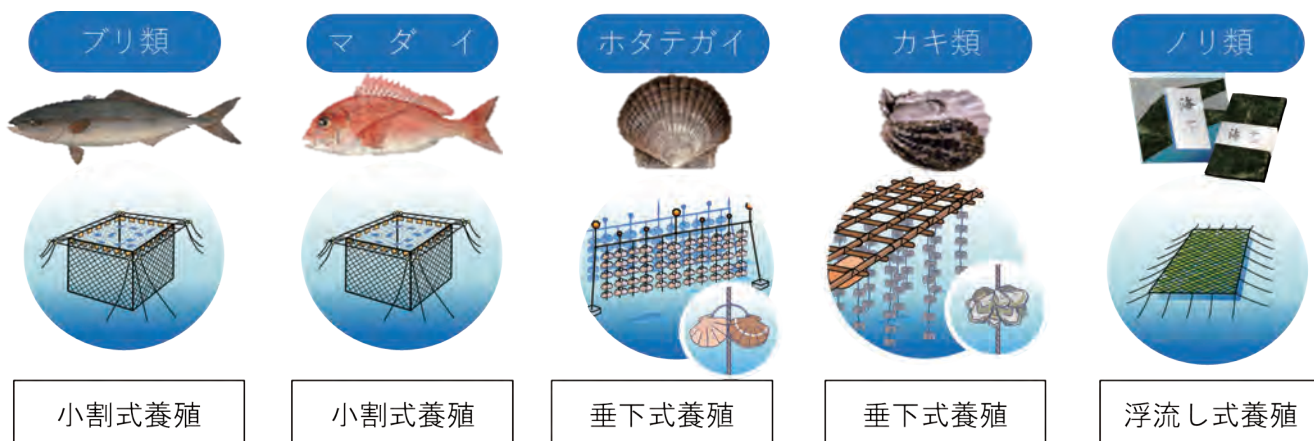
藻類養殖では、ノリ類が圧倒的なシェアを占め、藻類養殖の生産額の大部分を占めています。ノリ類は加工品としての需要が高い一方、近年は主要産地の不作が続く、国内のノリ生産が不安定化したこと等を背景に価格が高値で推移しています。ワカメやコンブは地域性が強く、産地ブランドとして市場で高く評価されているものもあります。

貝類養殖では、カキ類が最も生産量が多く、食用として広く流通しています。ホタテガイは北海道、青森県等の北日本を中心に養殖が盛んで、輸出向けの需要も高いことから生産額の面で重要な地位を占めています。アコヤガイは真珠養殖用の母貝として利用され、生産される真珠は高付加価値品として国内外で取引されています。

内水面養殖では、国内で人気の高いウナギの養殖が鹿児島県や宮崎県、愛知県、静岡県等比較的温暖な地域で行われています。養殖したマス類は、食用として広く利用されるほか、観光需要や釣り堀向け等、地域振興と結び付いた活用も行われています。

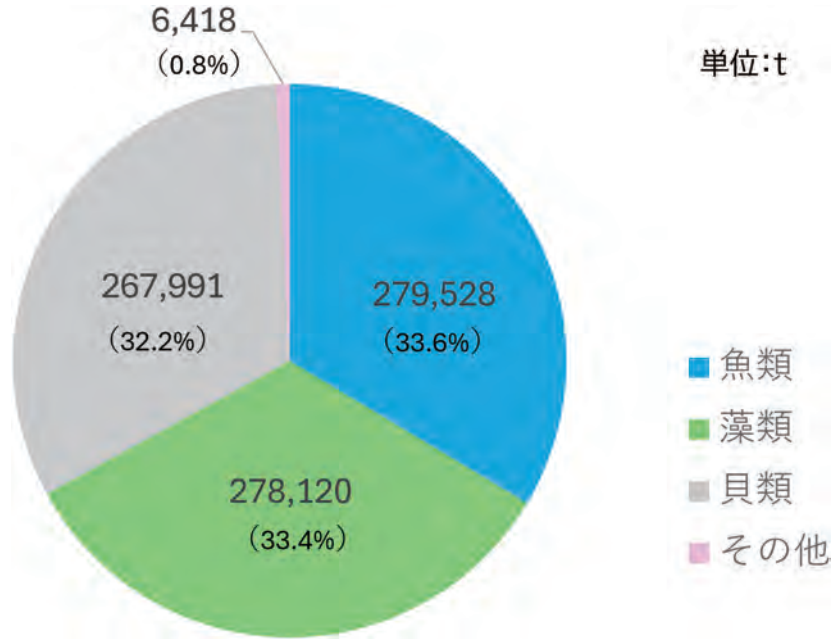
なお、養殖カテゴリー別の生産量を比較すると、魚類が養殖業全体の中で最大の生産量を占め、令和6（2024）年には約28万t（約34%）に達しました。次いで藻類養殖が約28万t（約33%）、貝類養殖が約27万t（約32%）となっており、これらを合わせた養殖業全体の生産量は約83万tとなります（図表特-1-4）。

図表特-1-3 我が国で行われる主要な養殖業





図表特-1-4 我が国の養殖業の分類別生産量



令和6 (2024) 年

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成

〈我が国の養殖業における市場・流通の動向〉

我が国の養殖業の中でも、特に魚類養殖は、天然魚と比べて定質・定量・定価格・定時（4定）の生産が可能であり、量販店や外食産業にとって取り扱いやすいとの評価を得ています（図表特-1-5）。実際、ブリについては、平均的な値をみた場合、近年は天然魚より養殖魚の方が高値で取引されています。養殖では、管理された環境で魚を育てることで、脂の乗りや身質等の品質を安定的に提供できます。また、計画的な生産により、供給量も安定させることが可能である等、こうした養殖業ならではの強みが、消費者のニーズに応えるものになっていると考えられます（図表特-1-6）。

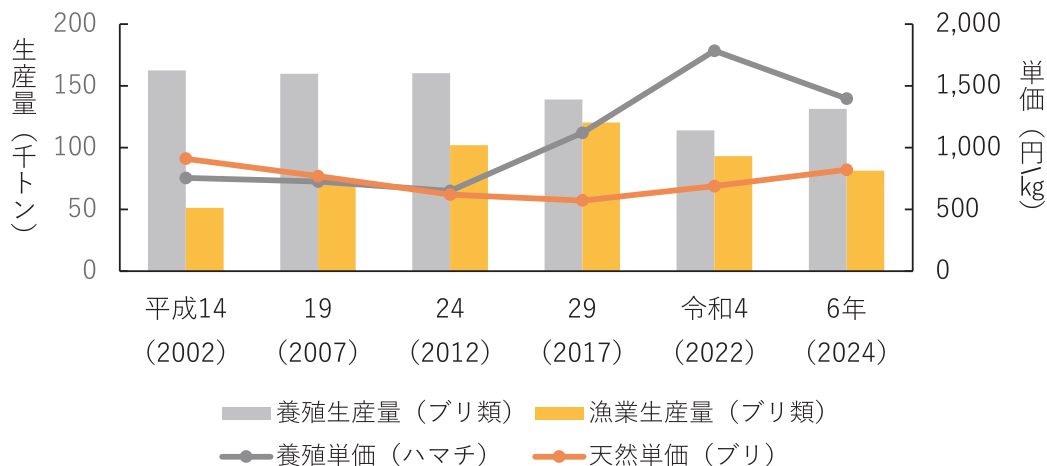
図表特-1-5 バイヤーの養殖魚・天然魚に対する評価

	養殖魚	天然魚
供給時	管理可	管理困難
供給量	概ね一定	増減
価格	概ね一定	変動
品質 味	概ね一定	時期・漁法・処理による差

養殖魚は供給時／供給量／価格／品質／味が一定であるため、量販店・外食等で扱いやすい。

資料：株式会社水士舎による事業者・研究者へのヒアリング結果に基づき水産庁で作成

図表特-1-6 ブリにおける養殖魚と天然魚の出荷量・取引価格の比較



資料：東京都中央卸売市場「市場統計情報（月報・年報）」及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成

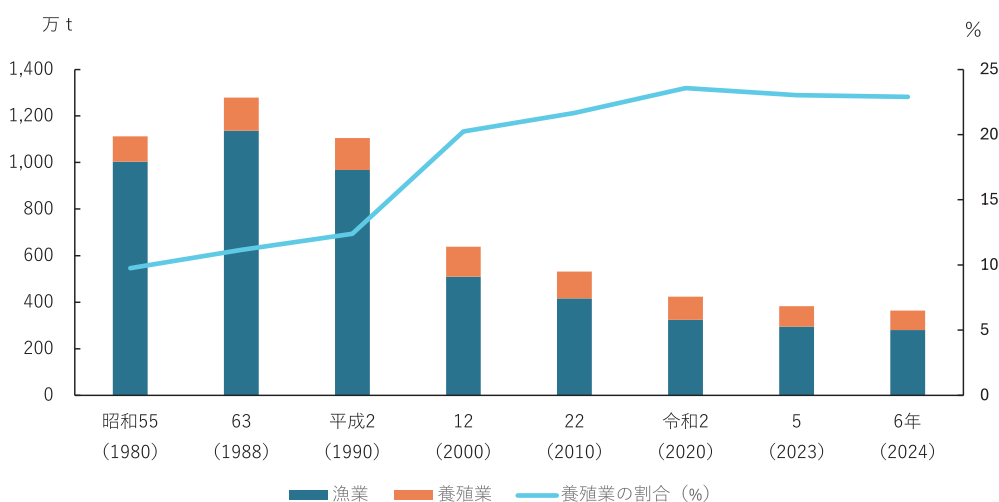
〈我が国の養殖業生産量と養殖業の経営の動向〉

我が国の令和6（2024）年の養殖業生産量（内水面養殖を含む。）は、前述のとおり約83万tですが、このうち、海面養殖業生産量は約80万t、内水面養殖業生産量は約3万tとなっています。養殖業生産量（内水面養殖を含む。）は昭和63（1988）年の約143万tをピークに、近年減少傾向が続いていますが、漁業・養殖業生産量全体に占める割合は2割台を維持しています（図表特-1-7）。

魚類養殖業の生産量の大半を占めるブリ類、マダイの養殖では、経営体数は減少傾向にある一方で、1経営体当たりの生産性（生産額・生産量）は増加傾向にあります。これは、多くの経営体が廃業していく中、残った経営体が、既存漁場の集約・有効利用を行いながら経営体単位・労働者単位の生産性の向上に努めてきた結果です。

一方で、魚類養殖業では、支出に占める生産資材代（特に餌代）の割合が高いことが特徴で、収入増加やコスト削減のほか、育種によって優良系統を作り出すこと等を実現していくことが必要となっています（図表特-1-8）。

図表特-1-7 我が国の漁業・養殖業生産量の推移と養殖業生産量の占める割合の推移



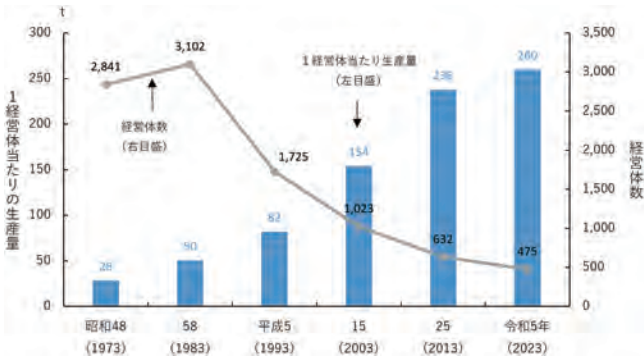
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成



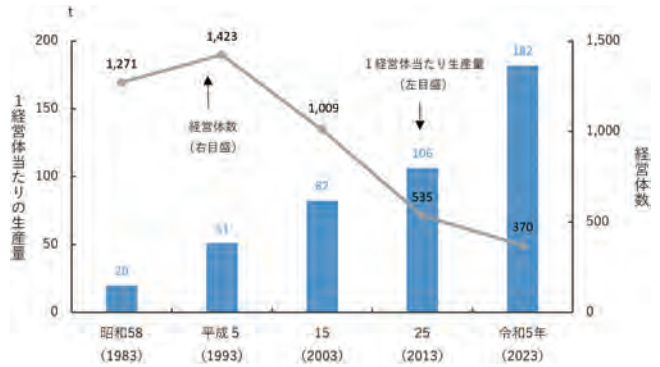
図表特-1-8 魚類養殖（ブリ類・マダイ）の生産量と経営体の動向

第1部
特集

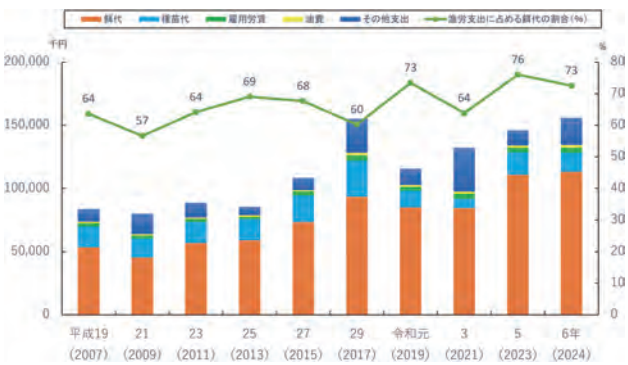
経営体数の推移と1経営体あたりの生産量（ブリ類）



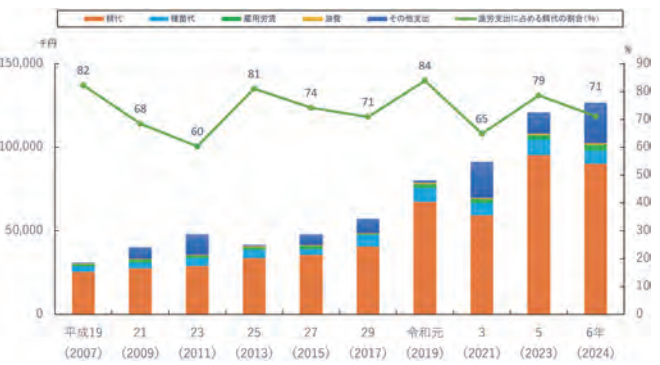
経営体数の推移と1経営体あたりの生産量（マダイ）



ブリ類養殖業における経費（個人経営体）



マダイ養殖業における経費（個人経営体）



資料：農林水産省「漁業センサス」、「漁業経営統計調査」、「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成

【事例】 かんぱち養殖業における経営リスク分散の取組

約40年前に国内で初めて中国産の種苗を輸入し、かんぱち養殖業を開始したマルエイ水産株式会社（宮崎県串間市）は、カンパチ養殖のパイオニアで、様々な取組を展開することで経営リスクの分散を図っています。

同社は、EP（エクストルーデッドペレット：人工飼料）・Ecology（自然環境にやさしい）・Excellent（優良な品質）・Enjoy（安心を楽しんで）をコンセプトにした「e-かんぱち」を販売しています。この「e-かんぱち」は、天然資源に影響を及ぼさない国産の人工種苗も使用し、生餌を一切使わずにEP飼料のみで育成しています。EP飼料は給餌時に濁りがほとんど出ないため、環境負担低減に寄与すると同社は発信しています。また、「e-かんぱち」は、通常のカンパチと比べて、旨味・甘味成分（グリシン・グルタミン酸・アスパラギン酸等）が多く*、歯ごたえがあり、魚臭さが無いとして、同社では特徴として位置付けています。

さらに同社は、ブリの稚魚（モジャコ）を成魚になる前のサイズ（1.5～2.0kg程度）で販売する「中間魚販売事業」を行っていることも大きな特徴です。中間魚は、同業者からの安定した需要が見込める上、成魚に比べて育成期間が1年未満と短く、キャッシュフローの改善に寄与します。また、稚魚の育成がしにくい地域の生産体制の構築にもつながっています。

成魚については、各地の漁業協同組合（以下「漁協」といいます。）等を通じた市場や量販店等への販売だけでなく、加工事業者と連携した「カンパチスモーク」の販売等の付加価値の高い商品開発にも取り組んでいます。

* マルエイ水産株式会社による成分分析結果



e-かんぱちポスター



カンパチスモーク「漢魂」

(提供：マルエイ水産株式会社)

【事例】 オール兵庫県産サクラマスに向けた取組

兵庫県南あわじ市^{ふくら}福良地域では、冬の「淡路島^{あわじしま}3年とらふぐ」、夏のはもに続く春の新たな特産品の創出を目的に、味の良さや春を想起させる名称からサクラマスに着目し、平成27（2015）年12月から福良漁協において養殖に着手しています。

現在では生産も安定し、出荷シーズンには淡路島内の飲食・宿泊施設が創意工夫を凝らしたオリジナルメニューを提供するフェア「淡路島サクラマスグルメ」が開催される等、様々な産業とともに地域ぐるみの取組へと成長してきました。

そして、令和4（2022）年5月には、地域団体商標「淡路島サクラマス」を取得しました。

さらに、令和6（2024）年から兵庫県の内陸に位置する神河町の長谷漁協が、南あわじ市と神河町の交流事業をきっかけに海面養殖用のサクラマス稚魚の生産試験を開始し、令和7（2025）年からは他県産に加え長谷漁協が生産した稚魚約1tを導入し養殖しています。今後は卵からのサクラマス稚魚の生産や増産に取り組み、「オール兵庫県産サクラマス」の生産拡大を目指すこととしています。



福良漁協の「淡路島サクラマス」



淡路島サクラマスグルメの様子

(提供：南あわじ市)



(2) 養殖業の振興に関する戦略

〈養殖業成長産業化総合戦略〉

水産資源の漁獲が不安定な中、魚食を好む国民が安定的に水産物を楽しむためにも、計画的で安定的に生産できる養殖に対する期待は高く、養殖業を成長させる好機となっています。この状況を踏まえ、農林水産省は、需要を見据えた戦略的養殖品目の指定及びその生産量や輸出額の日標設定と、生産から販売・輸出に至るバリューチェーンを連携させた養殖業の成長産業化を推進することとし、令和2（2020）年7月に「養殖業成長産業化総合戦略」を策定しました。同戦略では、養殖業の定質・定量・定価格・定時の特性を生かし、国内外の需要に応じた品目や利用形態の情報を能動的に入手し、マーケットイン型養殖業への転換を目指しています。その際に各事業者の有する生産技術や生産サイクル等を土台にし、餌、種苗、加工、流通、販売、物流等の各段階が連携等しながら、養殖のバリューチェーンの付加価値向上を図ることが重要であり、将来目指す姿として、五つの経営体のタイプを示しています。

〈みどりの食料システム戦略〉

農林水産省では、我が国の食料・農林水産業における生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、令和3（2021）年に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

同戦略において養殖業は、令和32（2050）年までにニホンウナギやクロマグロ等の養殖において人工種苗（飼育している親魚の卵から育てた稚魚）比率100%を達成するとともに、飼料の全量を配合飼料に転換することで、天然資源に依存しない持続可能な養殖生産体制の構築を目指すこととされています。

(3) 持続的発展に向けたリスクと課題・対策

前述で示した二つの戦略は、我が国の養殖分野の今後の方向性を示す重要な指針となっています。しかし、その実現に向けては、依然として、海洋環境の変化、環境負荷、飼料の価格変動、災害リスクや魚病等の多くの課題を抱えています。こうした課題に対して、技術革新や経営戦略を通じて、養殖業の持続的発展につなげるための実践的な取組が不可欠です。

〈海洋環境の変化〉

海水温の上昇等の海洋環境の変化は、特定の漁場で営まれる養殖業にも大きな影響を及ぼしています。

令和7（2025）年度は、海中の植物プランクトンを自然環境の中で自ら摂取して成長させる無給餌養殖において、カキやホタテガイで大量へい死が発生したことが報告されています。

瀬戸内海では、広島県、岡山県、兵庫県等においてカキの大量へい死が発生したことを受けて、令和7（2025）年12月には関係省庁の支援策を整理した「高水温等によるカキへい死被害への政策パッケージ」を策定しました。原因としては、高水温、高塩分濃度、酸素不足、餌不足等の複合的な要因が指摘されていますが、水産庁と国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水産研究・教育機構」といいます。）で「マガキ大量死に関する連絡協議会」を設立し、関係府県とともに連携して原因の分析を進めています。

青森県の陸奥湾^{むつわん}では、湾内全域の水深15m前後の中層における水温が、ホタテガイのへい

死の危険性が高まる26℃を長期間にわたって超過しており、養殖ホタテガイの広範囲でのへい死が発生しました。カキと同様に、高水温が共通的な原因と考えられるホタテガイ養殖についても、国と青森県が連携して「高水温等によるカキへい死被害への政策パッケージ」を活用して支援をしています。

さらに、ノリ養殖でも近年、秋期の高水温による生産開始の遅れとそれによる養殖期間の短縮等により、生産量が減少傾向にあります。令和7（2025）年度は、冬期の少雨により河川から供給される栄養塩類が不足し、生産に影響が生じた地域が見られる等、依然として天候に左右され、不安定な生産状況が続いています。

こうしたことから、水産庁では海洋環境の変化が採苗や生産等に大きな影響を及ぼすホタテガイ、カキ、ノリ等における環境変動対応のための取組を支援するため、令和7（2025）年度補正予算において、環境変動に対応した栽培・養殖生産体制導入事業を措置しました。

（コラム） カキ養殖業における大量へい死への支援

瀬戸内海を中心に発生した、高水温等によるカキの大量へい死被害を受け、関係省庁が連携して政策パッケージを策定しました。この政策パッケージは、カキ養殖業者等の経営継続支援といった短期対策のほか、中長期対策として、徹底した原因の究明や、海洋環境の変化に対応した持続的なカキ養殖の実現に向けた対策を三本柱で整理をし、関係省庁の政策を総動員しています。関係省庁と被害を受けた県や市が連携して、この政策パッケージを実行し、来期以降のカキ出荷の再開に向けて取り組んでいます。



へい死したカキ（提供：広島県呉市）

高水温等による カキへい死被害への 政策パッケージ

令和7年12月11日
水産庁 金融庁 出入国在留管理庁
厚生労働省 財務省 国税庁
経済産業省 国土交通省 環境省

高水温等によるカキへい死被害への政策パッケージ



〈養殖用配合飼料価格の高騰〉

魚類養殖業における餌代はコストの約7割を占めており、養殖用配合飼料の価格動向は、給餌養殖業の経営を大きく左右します（図表特-1-9）。配合飼料の主原料である魚粉は、その大半を輸入に依存しており、最大の魚粉生産国であるペルーにおけるペルーカタクチイワシ（アンチョベータ）の漁獲の動向や為替相場等により、価格が大きく変動しています。近年では、世界における魚粉需要の拡大に加え、急速に進行した円安や、ロシア・ウクライナ情勢による影響等もあり、輸入価格は上昇傾向で推移しています（図表特-1-10）。

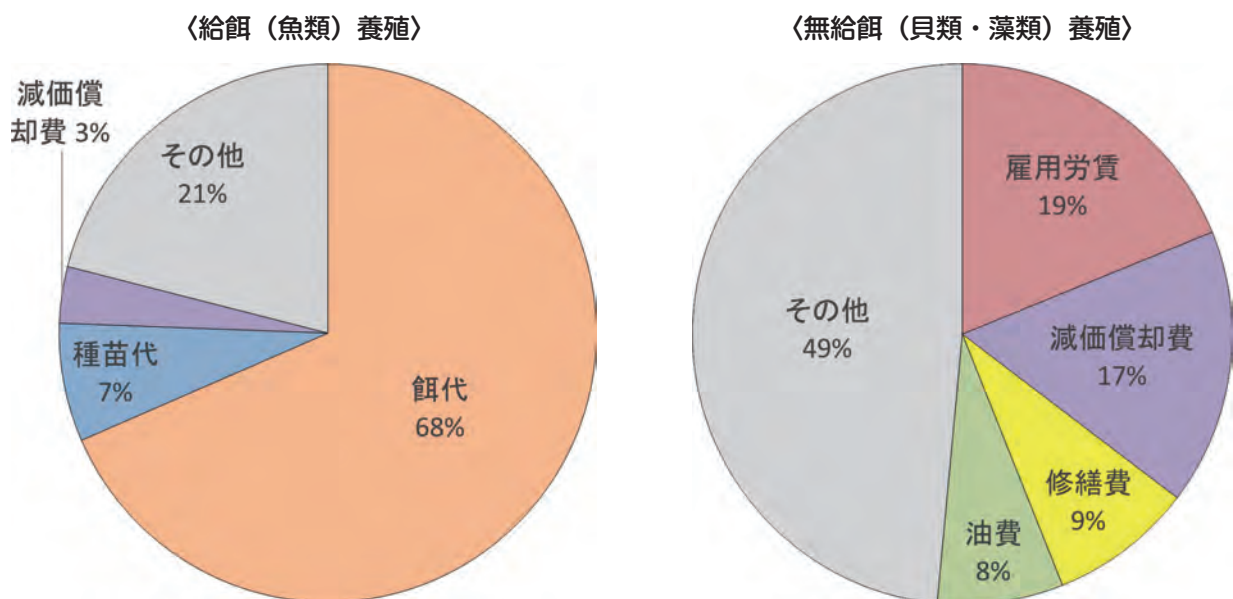
このため、低魚粉養殖用配合飼料の開発や、配合飼料原料の多様化・国産化等の取組を推進しています。例えば、低魚粉養殖用配合飼料については、魚の消化生理に基づきつつ大豆等の魚粉代替たんぱくを利用した低価格・高効率飼料や、単細胞生物（水素細菌）や昆虫を原料とした飼料等、様々な飼料の開発が進められています。

一方で、配合飼料価格高騰による養殖業経営への影響の緩和を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業により、配合飼料価格が一定の基準以上に上昇した際に、漁業者と国による積立金から補填金^{ほてんきん}を交付する措置を講じています。

令和7（2025）年12月には、同事業を実施するための基金への国費の積み増しを行うため、令和7（2025）年度補正予算において、232億円を措置しました。

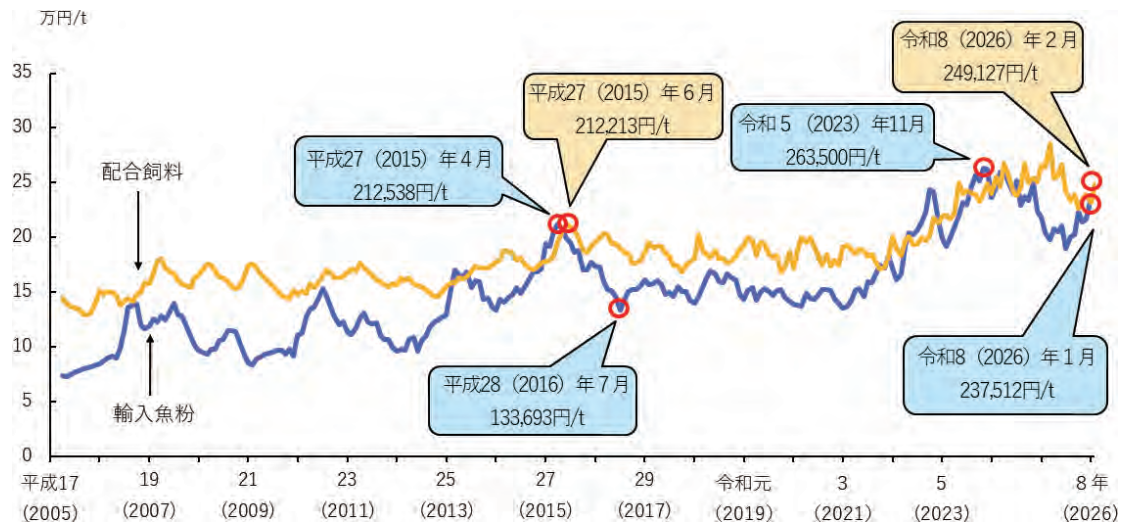
図表特-1-9 海面養殖業における漁労支出の構造

令和6（2024）年



資料：農林水産省「漁業経営統計調査」（令和6（2024）年）及び「漁業センサス」（令和5（2023）年）に基づき水産庁で作成
 注：「漁業経営統計調査」の個人経営体の養殖業（給餌養殖はぶり類養殖業及びまだい養殖業、無給餌養殖ははたてがい養殖業、かき類養殖業及びのり類養殖業）の結果を基に、「漁業センサス」の経営体数で加重平均した。

図表特-1-10 配合飼料及び輸入魚粉価格の推移



資料：財務省「貿易統計」（魚粉）、一般社団法人日本養魚飼料協会調べ（配合飼料、平成25（2013）年6月以前）及び水産庁調べ（配合飼料、平成25（2013）年7月以降）

【事例】 アメリカミズアブと微細藻類を主原料とする配合飼料でマダイを養殖

水産研究・教育機構では、未来の食料問題を解決するための新しい取組を進めています。養殖用の配合飼料の主な成分である「魚粉」や「魚油」は、原料となるペルーカタクチイワシ（アンチョベータ）の漁獲の動向等により価格が大きく変動します。近年は魚粉・魚油の高騰により配合飼料価格も上昇していることで、支出に占める配合飼料代の割合が拡大し養殖経営を圧迫している状態です。

そこで、水産研究・教育機構は「昆虫と微細藻類を使った新しい配合飼料」の開発に挑戦しています。具体的には、昆虫（アメリカミズアブの幼虫）と微細藻類（オーランチオキトリウム）を原料にした国産の飼料を作り、マダイに与えたところ、従来の魚粉を使った配合飼料と同じようにしっかり成長することが確認できました。

今回の成果を踏まえ、将来的には、

- ・魚粉や魚油を使わない養殖が可能になる
- ・原料の国産化により、食料安全保障に貢献する
- ・持続可能な養殖業による安定した養殖魚が供給される

という大きなメリットがあります。

この技術は、将来の食料問題を解決し、我が国の養殖業を守るための重要な一歩といえます。

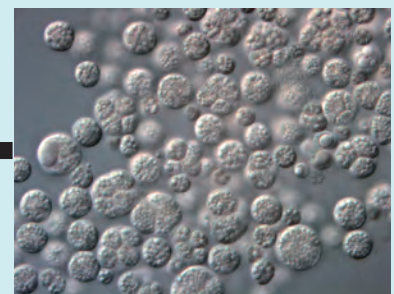
今後は、早期の社会実装に向けて、昆虫と微細藻類の量産体制の構築が課題となります。



アメリカミズアブの幼虫



配合飼料



オーランチオキトリウム

(提供：水産研究・教育機構)



〈養殖業の人材不足〉

漁船漁業に比べ沿岸寄りで行われる海面養殖業ですが、陸上とは異なる海上の作業であること、作業内容や出勤日等が天候に左右される不安定な勤務環境であること、都市部から離れた養殖場に近しい地域に居住する必要があること、自動化や機械化が進んでおらず作業が大変であるといったこと等から、養殖業の人材不足が課題とされています。

しかしながら、例えば、愛媛県愛南町あいなんちょうのマダイ養殖を行っている安高水産有限会社やすたかすいさんでは、デジタル機器の導入や作業見直しにより生産効率が向上し、出荷尾数は平成12（2000）年の60万尾から令和6（2024）年の170万尾まで増加しました。あわせて、従業員に対する個別評価による昇級の実施、休日等の待遇改善を進め、こうした取組が好循環を生み、安定した人材確保と会社の成長につながっています。

水産庁では、こうした事業者が自ら行う養殖業の生産性向上につながるICT^{*1}やAI^{*2}を活用した養殖生産管理の高度化の取組、自動給餌器の導入の取組等への支援を行っています。引き続き、業界団体及び地方公共団体と連携・協力し、養殖業の人材不足解消に向けて、スマート技術の導入を促進するとともに、働きやすい環境づくりを総合的に進めていくこととしています。

〈大規模沖合養殖の推進〉

従来の沿岸漁場での養殖は、波が穏やかで港からも近く管理が容易という利点がある一方、優良な漁場は既に利用され、生産量を増やすための漁場の拡大の余地が少ない上に、生け簀が過密になりがちであることから、水質悪化や魚病の蔓延、赤潮の発生等による被害を受けやすいといった課題があります。このため、養殖漁場の確保策として大規模沖合養殖の推進も含め、沖合養殖の導入が進められています。

沖合での養殖についても、設備等への投資額が大きく養殖現場が遠くなり波浪の影響も大きくなる等の課題はあるものの、水質が安定し、赤潮が発生しにくく、水の入れ替わりがよいという利点があります。こうした特性を生かすため、水産庁では、大規模沖合養殖の導入等の新たな生産体制への転換による収益性向上を目指した実証の取組等への支援を行っています。

【事例】ブリの大規模沖合養殖

宮崎県串間市の串間市漁協の区画漁業権において、沖合漁場を最大限活用するため、水産庁の補助事業を活用し、令和3（2021）年1月～7（2025）年12月までの間、大型浮沈式生け簀を用いた養殖システムの実証が行われました。

この実証では、養殖ブリの生産性向上と労力削減を目指し、沖合漁場における養殖モデルの確立に取り組みました。

実証結果として、①沖合漁場で浮沈式大型生け簀を整備し、生け簀を集約するとともに、給餌作業に大型生け簀3台分（25t）の飼料を積載できる19トン型給餌船を活用することで労力と燃油のコストを削減、②高密度ポリエチレン製の生け簀枠及び高温加工ポリエステル素材の生け簀網を使用することで施設更新コストを削減、③大型生け簀専用の3連式大型網洗浄ロボットにより広範囲の洗浄が可能となり、網洗浄に係る労力を大幅に削減する等の成果が報告されました。

*1 Information and Communication Technology：情報通信技術。

*2 Artificial Intelligence：人工知能。

これらの取組により、大型生け簀の導入は生産性向上と労力削減はおおむね達成し、沖合養殖の実用化に向けた有効性が確認されました。結果として、事業の販売計画を達成し、今後の沖合養殖モデルの推進に向けた重要な成果となりました。



大型浮沈式生け簀



大型網洗浄ロボット

(提供：黒瀬^{くろせ}水産株式会社)

〈育種の推進〉

産業にとって有用な特徴を持つ系統を作り出すことを「育種」(品種改良)といい、農業や畜産業では古くから盛んに行われてきました。養殖業においても、成長が早い、病気に強い、少ない飼餌料で育つ等、より好ましい特徴を持つ種苗を作り出し活用することは、生産性向上に資する重要な取組です。

このため、人工種苗比率100%を目指す「みどりの食料システム戦略」に従って、天然資源に負荷をかけず安定的に種苗を供給すべく人工種苗の比率を増やしていく際には、養殖業の成長産業化につながるよう、育種の推進を図ることが必要です。現状は、例えば我が国で最も養殖生産量の多いブリにおいて、人工種苗の割合は約2割となっており、天然種苗に依存している状況が続いています。

こうした背景の下、民間企業によるブリの優良系統の開発を目的とした選抜育種が本格的に実施されました。特に株式会社ニッスイでは、高成長ブリの開発に成功した結果、グループ企業が扱う人工種苗の比率が向上し、天然稚魚への依存を低減することに成功しています。これにより、海洋資源への負荷を抑えながら、安定的かつ計画的な生産体制の構築が着実に進展しています。

さらに、水産動植物のゲノム情報を利用した育種は、近年、民間企業や国で取組が始まっています。しかし、養殖生産物の海外市場への輸出が拡大していく中、優良系統や種苗生産技術等の知的財産が海外に流出してしまうと、海外の養殖業界の競争力が増し、相対的に我が国の養殖業界の競争力が低下し、開発者による多大な労力が無駄になってしまいます。したがって、知的財産保護への理解を深め、優良系統を適切に保護することが重要です。このため、令和5(2023)年3月に、優良系統の保護の必要性や対象、既存の知的財産制度上の対応、保護に資する取組を整理した「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」を策定しました。今後、我が国において育種を進めていく際には、これらのガイドラインに沿って、知的財産の保護に努めていく必要があります。

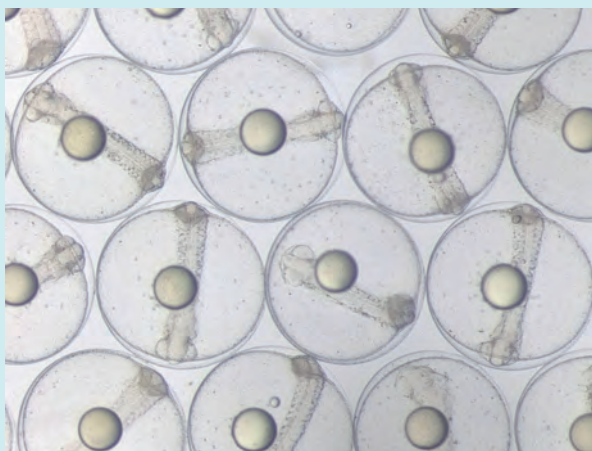


【事例】ブリ類の育種

【水産研究・教育機構「ブリの人工種苗を用いた生産戦略」】

水産研究・教育機構では、養殖ブリの安定供給を阻む大きな課題である「端境期（4～9月）」の解消に向けた研究が進められています。端境期の存在は、成熟や産卵の影響を受けて品質が低下することや、天然種苗の入手が4～5月に限られることに起因します。これによりブリの出荷サイズに達する時期が多くの生産者で重なることや、夏期の体重減少による魚体の価値の低下や飼養コストの急騰を避けるために端境期までの出荷が求められることから、養殖業の収益性を低下させてきました。

この課題に対し、人工種苗技術を活用した複数のアプローチが検討されています。具体的には、8月採卵・秋期種苗供給による出荷時期の調整及び成長速度の速い系統の作出です。理論上、通常より成長速度が1.3倍速い魚を作出できれば、2月採卵でも翌年の4月には4kgサイズの出荷が可能となり、端境期の問題が解消されることが期待されています。



ブリの受精卵
(提供：水産研究・教育機構)



ブリの稚魚
(提供：水産研究・教育機構)

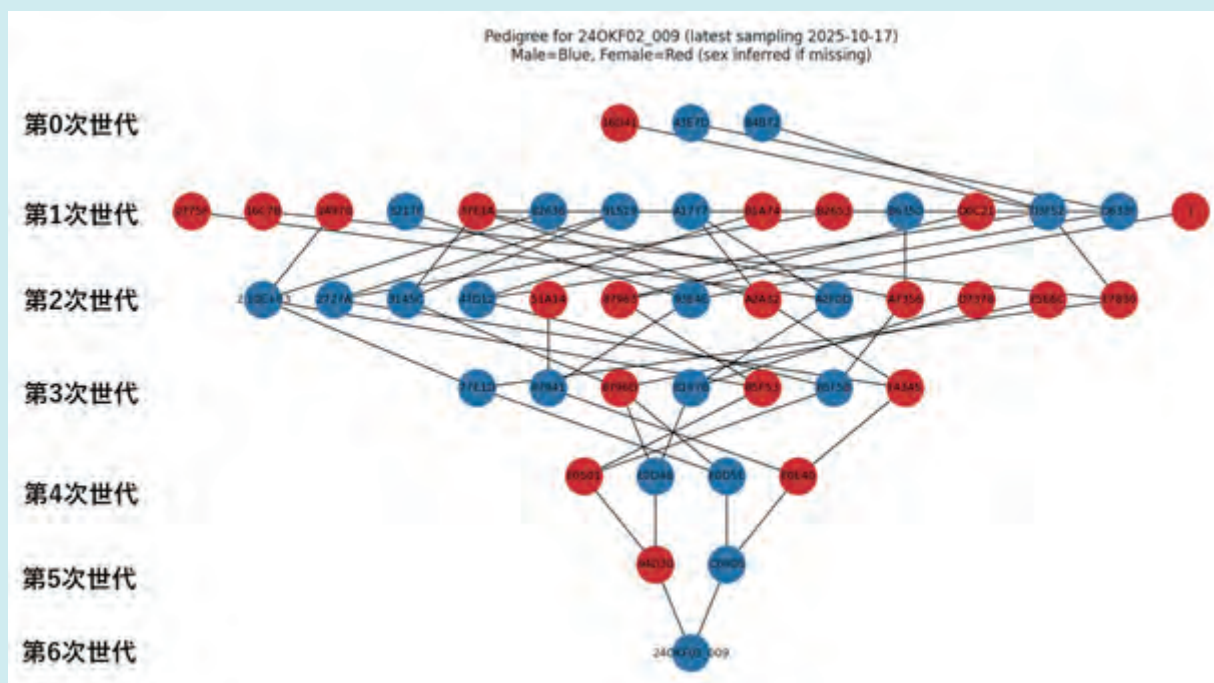
【株式会社ニッスイ「ブリ人工種苗の総合的取組」】

株式会社ニッスイは、養殖ブリの安定供給と高付加価値化を目指し、人工種苗技術と育種プログラムを総合的に推進しています。平成17（2005）年に種苗生産を開始し、平成21（2009）年には人工種苗由来のブリ出荷を実現し、平成27（2015）年には完全養殖化と世代更新を達成したと報告されています。現在では、人工種苗の生産数量を拡大しつつ、育種による成長性向上や肉質改善に取り組んでいます。

養殖ブリの課題である「端境期（4～9月）」を克服するため、同社では早期採卵技術の開発を進めてきました。親魚の成熟制御により通常より早い採卵を可能とし、2歳魚の「黒瀬若ぶり」を市場に投入することで、新たなマーケットを形成し、春から夏にかけて肉質が低下しやすい3歳魚に代わり、肉質の低下していない2歳魚を安定供給できる体制の構築を進めています。

さらに、平成22（2010）年から開始した育種プログラムでは、和牛の育種手法を参考に統計遺伝学を導入し、目的形質の解析と選抜を実施しています。約1.5万個体のDNA情報を活用し、成長性を約40%改善した系統を作出し、人工種苗の高成長化が進むことで、周年出荷体制の構築やブランド価値の向上に寄与していると報告されています。

なお、人工種苗は、生産計画に基づく周年出荷や加工場の効率化、認証取得等多くのメリットを持つ一方、形態異常や近交による遺伝的リスクといった課題も存在するとされています。同社では、遺伝解析や家系管理を丁寧に進めることで、望ましくない遺伝形質が固定化することを避けつつ、育種の健全性確保に取り組んでいます。



家系図例
(提供：株式会社ニッスイ)

〈赤潮対策〉

赤潮は、特定のプランクトンが大量発生し海水の色が変わる現象であり、養殖業等に大きな被害をもたらすことがあります。赤潮が発生する要因として、窒素、リン等の栄養塩類、海水温、塩分、日照、競合するプランクトン等の環境条件が複合的に影響することが指摘されています。

赤潮による被害が多い地域の漁業者は、日常的に海況のモニタリングを行うとともに、赤潮の発生が懸念される時期には、生け簀を被害の少ない海域へ移動させる等の取組を実施しています。

水産庁は、赤潮の被害軽減対策として、これまで、避難漁場の整備支援、足し網、生け簀沈下による被害軽減手法の開発とその手引きの作成、有害赤潮プランクトンの駆除剤及びその散布手法の開発、高濃度酸素を用いたブリ類の救命手法の開発等を行いました。引き続き、被害軽減のためのモニタリング体制構築や発生抑制対策等の実証を支援するとともに、被害軽減対策の導入を支援しています。

また、赤潮の発生により養殖水産物に被害が発生した場合は、共済契約に基づき、養殖共済による補填を受けることができます。特に、発生から消滅までの期間が10日間を超える等の「異常な赤潮」による被害が生じた場合には、国及び都道府県が掛金の全額補助を行う赤潮特約によって、養殖業の経営安定を図っています。



【事例】赤潮抵抗性ブリの育種

赤潮（有害プランクトンの大量発生）は養殖ブリにとって重大なリスクであり、被害を軽減できるよう赤潮抵抗性ブリの開発が求められています。

このため、水産研究・教育機構においては、人工授精や凍結精子によって系統を管理し、優良親魚同士を交配して多数の家系を作出しながら、赤潮抵抗性ブリの選抜育種に取り組んでいます。

稚魚を赤潮の原因となるシャットネラ属プランクトン（ばくろ）に曝露し、生残率を家系ごとに評価する試験では、累計約4,000尾の稚魚を供試した結果、生残率が0～50%と差があることが確認され、赤潮抵抗性が遺伝性の形質であることが示唆されています。生き残った親魚を育成し、人工授精で交配した次世代では、生残魚同士の交配群の生残率が42%であるのに対し、通常魚同士から作出した対象群では25%となり、抵抗性の向上が確認されています。

さらに、遺伝子発現や代謝物の量を指標として簡便に赤潮抵抗性を示す個体を判別する手法も検討されています。こうした育種技術はブリ以外の養殖魚種への応用も可能とされています。赤潮抵抗性ブリの養殖種苗化により、赤潮発生時の大量死リスクの軽減とブリ養殖業の持続性強化が期待されています。



〈水産動植物の疾病対策〉

養殖業における疾病発生は、養殖魚等を大量にへい死させ、我が国の水産業に大きな影響を与えます。養殖魚等の推定被害額は約113億円（令和5（2023）年）であり、過去のピーク時の約300億円（平成6（1994）～7（1995）年頃）からは大幅に減少したものの、養殖生産額の約3%に相当する水準で推移しています。

養殖魚種の多様化に加え、高水温等の環境変化等により、発生状況は複雑化しています。

また、近年、新たな疾病が世界各地で確認され、輸入種苗の増加に伴い、我が国の水産業に重大な損害を与える疾病が侵入する可能性が従来よりも高まってきています。

このため、農林水産省においては、国内外の疾病発生情報の提供、国内のサーベイランス調査を継続して行うとともに、養殖場における衛生管理の徹底、遠隔診療等を活用した診断

体制の整備等を進めています。さらに、最新の知見に基づきリスク評価を行い、防疫対象疾病・対象動物の見直しの検討を行っています。

また、疾病対策においては、水産用医薬品であるワクチンや抗菌剤等の適正使用を推進するとともに、輸出促進や国際的に重要課題となっている薬剤耐性対策の観点から、抗菌剤に頼らない養殖生産体制の構築が急務となっており、ワクチンや代替薬等の開発を支援しています。さらに、ワクチン接種作業の省力化の観点からワクチンの自動接種機等の導入も期待されています。

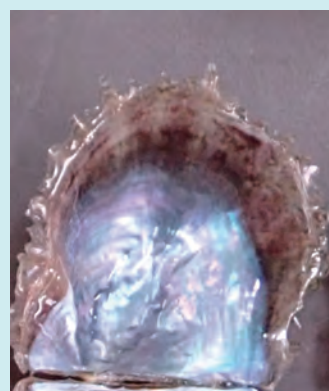
【事例】アコヤガイ養殖における疾病への対応

近年、アコヤガイ養殖において、軟体部の萎縮や稚貝の大量へい死を引き起こし、真珠生産に深刻な影響を及ぼすビルナウイルスへの感染が報告されています。さらに、急激な環境変化や餌不足等、複合的な要因がへい死を増加させていると考えられています。このため、種苗の早期生産*、海域の定期モニタリング、養殖環境の改善、アコヤガイのへい死が少ない海域の利用等の対策等が進められています。

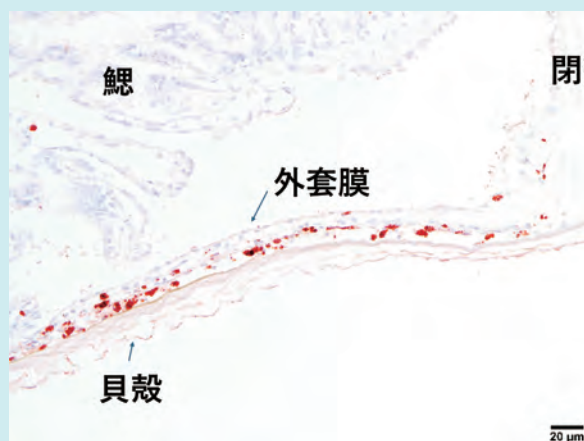
* 感染しやすい時期になる前に成長させること。



感染させた貝（精製画分接種）



健康な貝（陰性対照）



感染した細胞の染色像

ビルナウイルスは真珠層の形成に参与する外套膜外面上皮細胞に感染する。ビルナウイルスが感染した細胞は赤褐色に染められている。

(提供：水産研究・教育機構)



(4) 養殖業の成長産業化に向けて

〈世界市場への販路拡大の必要性〉

我が国の水産物市場は世界的に見ても大規模であり、我が国の養殖業にとっても重要な市場です。しかしながら、我が国の人口は減少局面に突入しており、我が国の水産物の国内需要は長期的に減少していくと見込まれます。一方、世界の水産物の需要は人口増加や経済成長に伴い増加傾向にあり、また、現在、世界の養殖業は拡大傾向にあることから、水産物の貿易は活発化すると予想されています。そのため、我が国の養殖業も国内の需要だけを市場として考える国内需要依存型を脱却し、食用、非食用を問わず、世界市場への販路拡大を図り、「海外から稼ぐ力」を強化することで養殖業の成長産業化を実現させる好機を迎えています。

【事例】 養殖クロマグロの輸出拡大に向けた商品づくりと更なる販路開拓

愛媛県宇和島市で水産物の加工・販売を行う辻水産株式会社は、県内の養殖業者と連携し、餌の品質管理や水温調整、水揚げ時の丁寧な処理にこだわったクロマグロ養殖に取り組んでいます。水揚げ後2分以内に神経締めやエラ・内臓の除去を行うなど、厳格な手順のもとで処理されるクロマグロは、初代宇和島藩主・伊達秀宗にちなんで「だてまぐろ」と名付けられ、ブランド化されています。日本国内だけでなく海外にも出荷しており、特に米国では「DateMaguro」として商標登録もされています。

同社は、水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりを受けてAEL（Aquaculture Eco-Label）認証の取得、輸出先から注文を受けた後に生け簀から取り上げ、最も新鮮な状態の魚を出荷できる仕組みの構築等、マーケットインの考え方を徹底した製品づくりによって、10年以上にわたり米国向け輸出を継続してきました。

さらに令和6（2024）年12月には、地域一体となって輸出に取り組む「フラッグシップ輸出産地」として農林水産大臣の認定を受けました。更なる輸出拡大に向け、英語の会社紹介動画の作成も行っています。また、国際展示会への出展やバイヤー招聘を通して積極的にPR活動を実施しています。



水揚げから出荷までの流れ

（提供：辻水産株式会社）



だてまぐろ商標登録証
（米国）

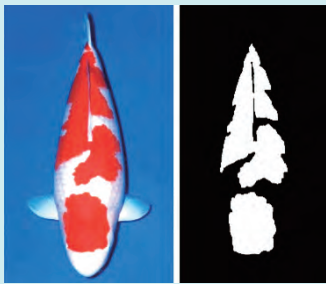
【事例】AIによる鑑賞解析システムを活用したオンライン品評会の開催等による錦鯉の輸出拡大の取組

江戸時代後期から、新潟県を中心に養殖業が営まれてきた錦鯉は、日本の伝統文化の象徴としてアジアや欧州でも人気が高まっています。令和4（2022）年12月に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に定める輸出重点品目に追加され、令和5（2023）年3月には、一般社団法人全日本錦鯉振興会が認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「品目団体」といいます。）に認定されました。

一般社団法人全日本錦鯉振興会は、品評会を活用した販路開拓活動や、錦鯉の個体情報を一括管理し適正な流通を図るための錦鯉証明システムの開発・運用等、海外におけるジャパンプランドの確立や業界関係者共通の輸出に関する課題解決等に向けて、多岐にわたる取組を実施しています。

中でも、AIを用いた鑑賞解析システムを活用することで、自宅からでも手軽に参加可能なオンライン品評会の開催は外出が制限されたコロナ禍において人気を集め、海外での認知度向上に大きくつながりました。

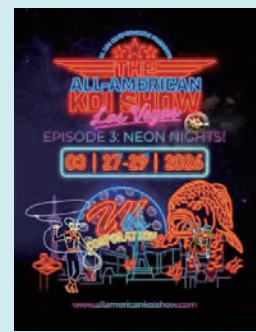
また、一般社団法人全日本錦鯉振興会が発起人となり、令和6（2024）年から米国ラスベガスで毎年開催されている品評会「The All American Koi Show」は、SNSや動画配信サイトによる口コミで評判となり、米国向け輸出額は令和6（2024）～7（2025）年にかけて12億円から27億円と2倍以上に増加する等、米国における錦鯉人気の火付け役となっています。



AIによる模様解析の様子



オンライン品評会の受賞者とAIによる解析結果



「The All American Koi Show 2026」のリーフレット

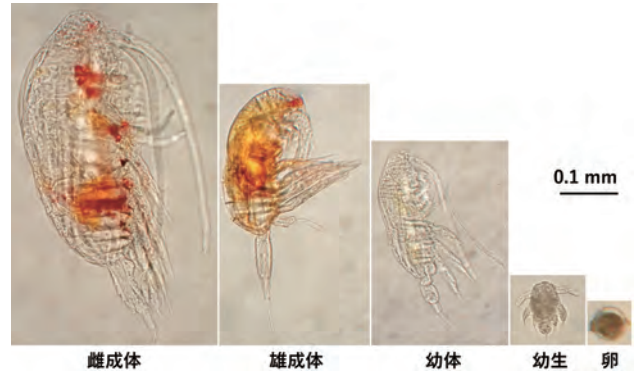
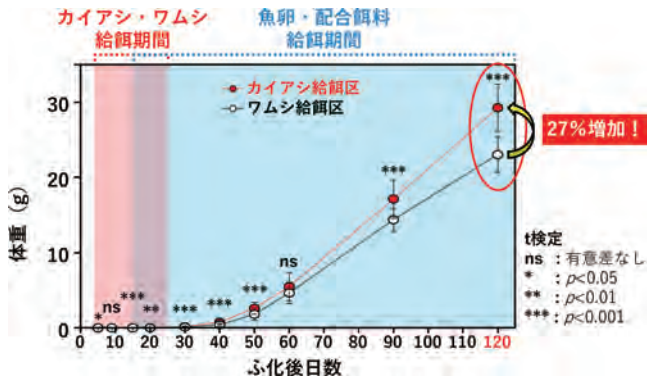
（提供：一般社団法人全日本錦鯉振興会）

〈初期餌料としてのカイアシ類の活用〉

人工種苗生産においては種苗として利用できる大きさになるまでの歩留まり（生き残りの状況（生残率））の改善が重要な課題であり、安定的な生産体制の確立に向けた技術開発が進められています。その一環として、公益財団法人海洋生物環境研究所において、我が国初となる純国産で高栄養価の人工種苗向け初期餌料の実用化に向けた、カイアシ類の安定生産・量産の技術開発が進められています（図表特-1-11）。水産庁としても、この研究開発を支援しています。現在、人工種苗向け初期餌料として一般に用いられているアルテミアと異なり、カイアシ類はブリ等の養殖の対象となっている魚類の稚仔魚ちしぎよが自然界で食べている動物プランクトンです。カイアシ類を給餌することで、より天然の魚に近い頑健な人工種苗が育つことが期待されています。



図表特-1-11 カイアシ類を用いたマダイ種苗生産予備試験



カイアシ及びシオミズツボワムシ (ワムシ) を給餌した成長比較試験 (予備) の結果

カイアシ類: *Parvocalanus crassirostris*

(提供: 公益財団法人海洋生物環境研究所)

〈第1節のおわりに〉

世界的な水産物需要の増加や漁業の生産量が増えていない状況が続いていることを背景に、今後、養殖業は食料供給の安定化に不可欠な役割を担うと考えられており、更なる成長が期待される分野です。栽培漁業を実施するために多くの種で行われてきた種苗生産に係る取組等もあって、我が国は養殖に利用可能な優れた技術を有しており、技術立国としての可能性を示す分野の一つであるといえます。

特に、我が国の養殖ブリ類は世界のブリ類養殖生産量の約8割を占めるなど、国際的に圧倒的な優位性を誇る魚種であり、完全養殖技術の確立により、一部の養殖ブリでは高付加価値ブランドが市場で評価され、魚価の向上と水産物輸出の増大に寄与しています。

一方、サケ・マス類については国内需要の大半をチリやノルウェー等からの輸入に依存していますが、近年では国内における海面養殖の取組や陸上養殖の技術開発が進展しています。これらの取組は、輸入依存度の低減に加え、国内水産業の競争力強化が期待されます。

また、カイアシ類の大量培養技術の開発等により、生残率の向上や健全な種苗の生産につながる可能性が指摘されています。こうした技術が今後の養殖の生産体制の高度化に寄与することが期待されています。

第2節 うなぎ養殖業における取組

前節では、海面養殖を中心とした養殖業全体の動向を概観しましたが、本節では、内水面養殖業において重要な役割を担い、日本の食文化に欠かせないウナギについて、資源管理や養殖技術の高度化の現状を紹介します。

(1) ウナギの資源管理

〈国際的な資源管理〉

養殖の種苗として利用されているニホンウナギの稚魚はマリアナ海溝近海でふ化し、黒潮に乗って台湾、中国、日本、韓国へ流れ着き、そこで採捕されることから、ニホンウナギの資源を持続的に利用していくためには、これらの国・地域が協力して資源管理を実施していく必要があります。

このため、我が国がこれらの国・地域に働きかけを行い、中国及び台湾とともに平成24（2012）年9月から協議を開始し、さらに韓国の参加を得て、平成26（2014）年9月の第7回会合で、ニホンウナギ及びその他の関連するウナギ類の保存及び管理に関する共同声明を发出了しました（図表特-2-1）。以降、非公式協議を毎年開催しており、この共同声明及び共同声明以降に各国・地域が実施した管理措置のレビュー、次漁期の稚魚の池入数量上限の確認等が行われています。

図表特-2-1 ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議（政府間協議）

【第1回会合 平成24年9月】	APECの枠組みの下、日本、中国、チャイニーズ・タイペイ*の3者で議論開始。																													
【第7回会合 平成26年9月】	<p>日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの4者間で、以下を内容とする共同声明を发出。</p> <p>(1) ニホンウナギの池入数量を直近の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年(直近3カ年)の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる。</p> <p>(2) 保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する。</p> <p>(3) 法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する。</p> <p>■ 各国・地域の池入数量上限値（単位：トン）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ニホンウナギ</th> <th colspan="2">その他の種のウナギ</th> </tr> <tr> <th>平成26年漁期実績</th> <th>池入数量上限</th> <th>平成24～26年漁期実績</th> <th>池入数量上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>27.1</td> <td>21.7</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>45.0</td> <td>36.0</td> <td>32.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>13.9</td> <td>11.1</td> <td>14.0</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>チャイニーズ・タイペイ</td> <td>12.5</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table>		ニホンウナギ		その他の種のウナギ		平成26年漁期実績	池入数量上限	平成24～26年漁期実績	池入数量上限	日本	27.1	21.7	3.5	3.5	中国	45.0	36.0	32.0	32.0	韓国	13.9	11.1	14.0	14.0	チャイニーズ・タイペイ	12.5	10.0	10.0	10.0
	ニホンウナギ		その他の種のウナギ																											
	平成26年漁期実績	池入数量上限	平成24～26年漁期実績	池入数量上限																										
日本	27.1	21.7	3.5	3.5																										
中国	45.0	36.0	32.0	32.0																										
韓国	13.9	11.1	14.0	14.0																										
チャイニーズ・タイペイ	12.5	10.0	10.0	10.0																										
【第18回会合 令和7年6月】	平成26年に发出した共同声明の遵守状況や、共同声明以降に各国・地域がとってきた管理措置のレビュー、次漁期(令和7年の11月～翌年10月)の池入数量上限等について確認。																													

* 台湾は「チャイニーズ・タイペイ」の名称でAPECに参加。

〈民間ベースで進める資源管理〉

ニホンウナギ生息国・地域の非公式協議での共同声明を踏まえ、我が国の養鰻管理団体である「一般社団法人全日本持続的養鰻機構」が平成26（2014）年10月に設立され、民間ベースでのウナギ資源の管理の促進や適切な管理の下で養殖されたウナギの利用の促進に取り組



んでいます。

また、各国・地域の養鰻管理団体が集まり、民間ベースでウナギの資源管理について話し合うため、国際的な団体「持続可能な養鰻同盟（ASEA）」が平成27（2015）年に設置され、定期的に会合が開催されています。

〈うなぎ養殖業における池入数量の管理〉

ウナギ資源の持続的な利用を確保するため、平成27（2015）年6月にうなぎ養殖業が農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定されました。この許可には、ウナギの稚魚の池入数量の上限が定められており、池入数量の水産庁への報告が義務付けられています（図表特-2-2）。

図表特-2-2 令和8年漁期におけるにほんうなぎ養殖業の許可件数と池入割当量

都道府県名	許可件数	池入割当量 (単位:トン)
千葉県	4	0.1
静岡県	55	2.1
愛知県	117	5.0
三重県	7	0.4
徳島県	27	0.5
香川県	18	0.1
高知県	20	0.6
福岡県	17	0.1
大分県	11	0.2
熊本県	15	0.3
宮崎県	44	3.5
鹿児島県	65	8.6
その他 (19道府県)	37	0.2
全国計	437	21.7



注：令和7年11月現在の許可件数と池入割当量について、都道府県別に整理

〈ニホンウナギの不透明な採捕・流通の解消に向けた取組〉

従来から、ウナギの稚魚の採捕には都府県知事による許可が必要で、その数量については、当該許可をした都府県に報告する義務があります。しかしながら、都府県に報告される採捕数量と水産庁がうなぎ養殖業の池入数量報告から算出する国産種苗の数量（推定値）に乖離が生じており、採捕数量の未報告や過少報告、密漁等が原因とされています。また、台湾は、平成19（2007）年以降、一定期間内のウナギの稚魚の輸出を禁止していますが、台湾産のウナギの稚魚が輸出規制のない香港を経由して輸出されている可能性が指摘されています。

このような背景から、令和5（2023）年12月に漁業法^{*1}に基づき、全長13cm以下のウナギ（ウ

*1 昭和24年法律第267号

ナギの稚魚)の採捕を知事許可漁業にするとともに、全長13cm以下のウナギを「特定水産動植物」に指定し、無許可で採捕した場合の罰則を強化しました。

また、令和7(2025)年12月より、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律*1(以下「水産流通適正化法」といいます。)の特定第一種水産動植物に係る規定が全長13cm以下のウナギに適用されました。

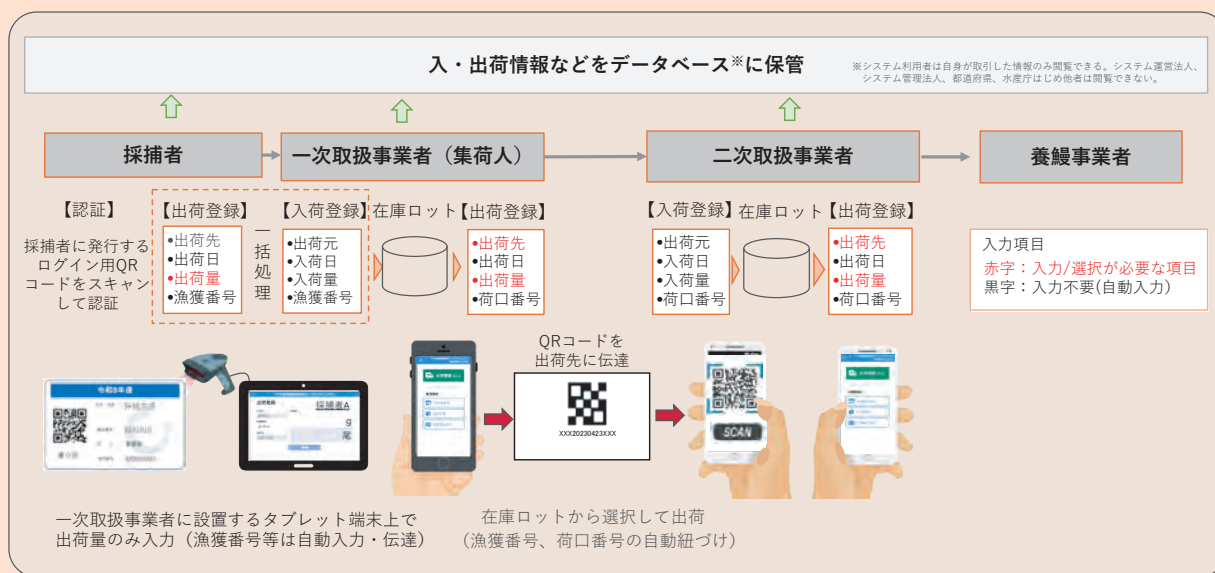
漁業法による管理の強化と水産流通適正化法による管理が相まって、国内において違法に採捕されたウナギの稚魚の流通を防止する枠組みが構築されることとなりました。

(コラム) 特定第一種水産動植物等への適用に係る対応

令和7(2025)年12月より、水産流通適正化法の特定第一種水産動植物に係る規定が全長13cm以下のウナギに適用されました。これにより当該稚魚の販売等を行う漁業者・流通事業者は、①行政庁への届出、②漁獲番号等の情報伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出の際の適法漁獲等証明書の添付が義務付けられます。ウナギの稚魚の販売等を行う事業者は取引ごとに、名称、重量又は数量、譲受け、譲渡し等年月日、譲受け、譲渡し等先の氏名又は名称及び漁獲番号又は荷口番号を記録する必要がありますが、一つの流通業者で1日に100件以上の取引を行う場合もあることから、現場における作業負担の軽減が課題となっています。

これに対応するため、一般社団法人全日本持続的養鰻機構と株式会社デンソーは、水産庁の支援を受け「シラスウナギトレーサビリティ支援システム」を開発しました。本システムでは、QRコードの提示・読み取り、取引量の入力のみで漁獲番号や荷口番号の生成・伝達が可能であるほか、作成した取引記録をデータベース上に保管することで、取引記録の保存義務が履行されます。

本システムは年間約1万人の事業者の利用を見込んでおり、水産流通適正化制度の着実な実施が期待されています。



シラスウナギトレーサビリティ支援システムの概略(提供：株式会社デンソー)

*1 令和2年法律第79号



(2) ウナギの完全養殖

〈ウナギの完全養殖の実用化〉

ニホンウナギの養殖種苗は、天然資源に依存しており、池入れの需要に十分に満たない年は、取引価格が大きく上昇する等、養鰻業者の経営は不安定な状況にあります。

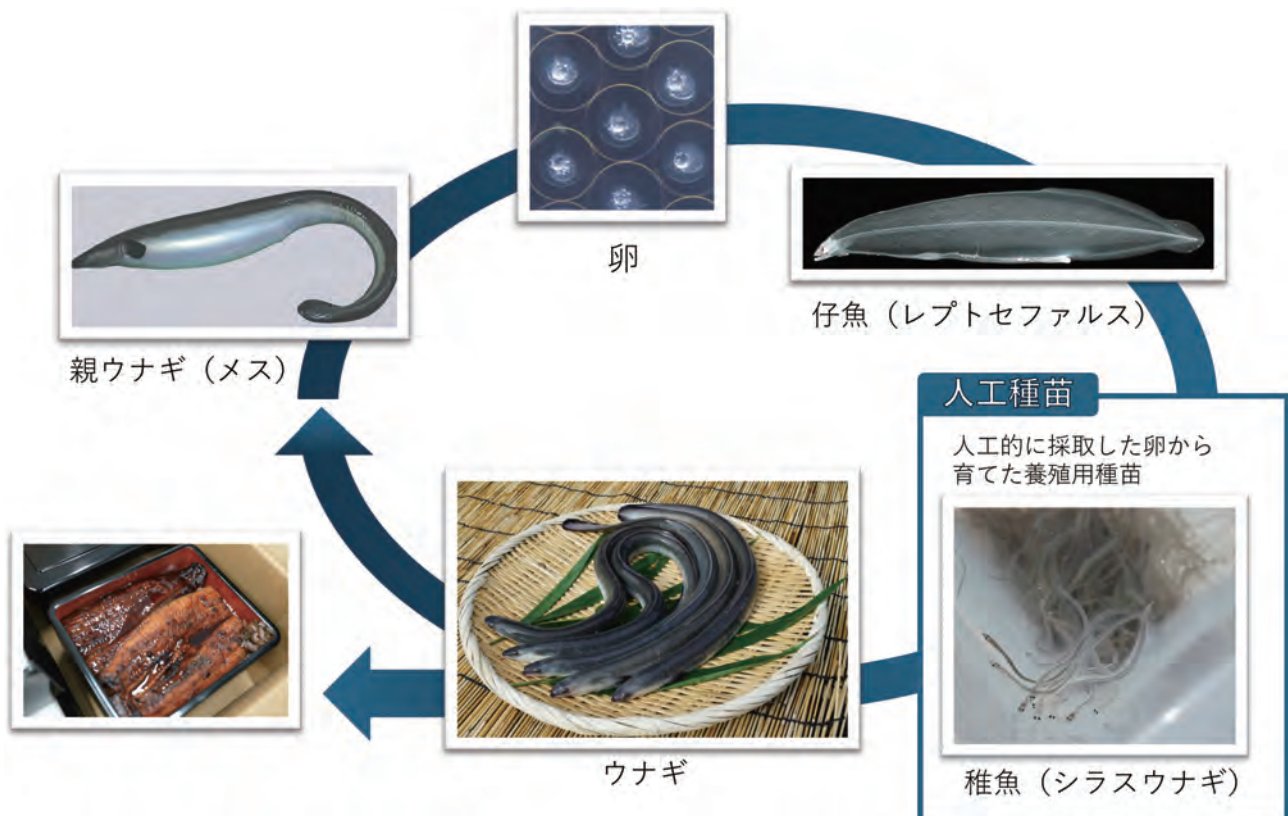
このような中、水産庁では、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を目指し、「みどりの食料システム戦略」において令和32（2050）年までにニホンウナギをはじめとする主要養殖対象種の人工種苗比率を100%とする目標を設定しています（令和3（2021）年5月策定）。

この目標を達成するため、

- 1) 産卵からふ化までの生産技術の開発、
- 2) 成長・生残の良好な飼料の開発、
- 3) 生産性の高い飼育水槽の開発、
- 4) 省力化に向けた自動給餌システムの開発、
- 5) 優良系統の開発（育種）

を主な課題とした産学官連携による技術開発を実施し、人工種苗技術の社会実装を推進しています（図表特-2-3）。

図表特-2-3 完全養殖のイメージ



（提供：水産研究・教育機構）

人工種苗の生産技術の社会実装には、種苗生産コストの引き下げが不可欠です。天然種苗は1尾当たり約180～600円（平成24（2012）～令和3（2021）年漁期）であることに対して、人工種苗はコストダウンしてきているものの、1,800円程度（令和5（2023）年時点）となっ

ています。今後、更なるコストダウンへ向けて、種苗を効率的かつ安定的に大量生産できる技術開発、改良を進め、人工種苗の社会実装を目指しています。

【事例】ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証

水産研究・教育機構とヤンマーホールディングス株式会社、一般社団法人マリノフォーラム21は、水産庁委託事業「ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業」において、人工種苗の量産化に向けた新型水槽を開発しました。

従来、飼育試験で用いられてきたウナギ仔魚の飼育水槽は5～20L規模の小型水槽であり、1水槽で生産可能なシラスウナギ（ニホンウナギの稚魚）の尾数は20～80尾の生産にとどまっています。また、従来の水槽は主に塩化ビニルやアクリルを使用しており製作コストが高く、量産が難しいという課題もありました。こうした課題を踏まえ、今回開発されたFRP製円筒形水槽は、1槽当たり約1,000尾のシラスウナギ生産を可能とし、1尾当たりの飼育コストを従来比約20分の1（約1,800円）まで低減しました。設計には流体解析技術を活用し、シラスウナギの生産に適した水流が実現できるような工夫がされています。

この技術は令和6（2024）年12月に特許を取得しており、今後は自動給餌システムの導入等による省人化・効率化を進める予定です。これにより、人工種苗の大量生産が実現し、ウナギ養殖の安定供給と資源保全に大きく寄与することが期待されています。



開発したウナギ種苗量産用水槽
（提供：水産研究・教育機構）

（3）国際的な情勢

〈ワシントン条約関係〉

令和7（2025）年6月、欧州連合（EU）等は、ニホンウナギ及びアメリカウナギの資源が減少していることや、既に平成21（2009）年にワシントン条約^{*1}（CITES）附属書IIに掲載されているヨーロッパウナギとその他のウナギ種との類似性（ヨーロッパウナギを他のウナギ種と偽って取引する違法行為の防止の必要性）等を主張し、ウナギ属全種をCITES附属書

^{*1} 正式名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）



IIに掲載する旨の提案を提出しました。仮に附属書IIに掲載された場合、商業目的の国際取引は引き続き可能であるものの、輸出に際しては当局による輸出許可書の発給が必要となります。我が国は、当該提案に対して、①ニホンウナギについては国際取引による絶滅のおそれがないこと、②類似性のみを根拠とした一括掲載は過剰規制であること、③外形的特徴やDNA検査で種判別は可能であること、④ヨーロッパウナギの管理強化が先決であること等を主張し、反対の立場を明確にするとともに、関係省庁が連携し、以下の取組を実施しました。

○取組内容

- 1) 提案内容の問題点（国際連合食糧農業機関（FAO）等が附属書掲載基準を満たす資源の減少を認めていないこと、類似性のみを理由とした包括的規制であること等）を整理した上、関係国及び関係国際機関に対して説明し、我が国としてEU提案に反対することを伝達。
- 2) CITES締約国会議の現場や事前の国際的な各種会合において、我が国の立場を積極的に発信。
- 3) 要人往来時の会談や外交ルートを通じて、CITES締約国の間で我が国の立場への理解が広まるよう働きかけを実施。

こうした取組により、令和7（2025）年11月27日、第20回CITES締約国会議の第一委員会における投票の結果、附属書掲載提案の否決に必要な「投票国の3分の1」を上回る反対（投票国数135か国、賛成35か国、反対100か国）により、本提案は否決されました。この第一委員会での投票結果（否決）が、同年12月4日の全体会合に報告され、同提案の否決が正式に決定されました。

また、同締約国会議では、各国にウナギ属の保存管理の促進を促す「ウナギ属の取引、保全及び管理に関する決議」が、日本を含むコンセンサスで採択されました。



会合の様子

（出典：外務省ウェブサイト）

我が国はこれからも関係国・地域と協力して、ウナギ資源の適切な管理の充実に更に取り組んでいきます。

第3節 養殖業の今後の可能性 —陸上養殖—

本節では、養殖業の今後の可能性として、脚光を浴びている陸上養殖について紹介します。

〈陸上養殖の現状〉

陸上養殖は、気候変動や地球温暖化に伴う高水温等海洋環境の変化により、漁業の生産量や養殖業の生産量が減少傾向にある中、気候の影響を受けにくく、安定的な水産物生産が可能となるものとして、期待が高まっています。

我が国では従来から、河川沿いで淡水魚（ニジマス・コイ・ウナギ等）や海沿いで海水魚（ヒラメ・クルマエビ等）を対象とした陸上養殖が行われてきました。近年では、海洋環境変化への対応や持続可能性に配慮した食料生産への注目の高まり、参入障壁の低さ等を背景に、新技術を活用した次世代養殖を目指すスタートアップや、外資を含む大資本を背景とした大規模閉鎖循環型陸上養殖といった様々な形態の事業者が全国各地で陸上養殖に参入しています。

我が国では、豊富な水資源やIT等を活用した優れた技術により、かけ流し式（海水や地下水等を水槽に組み入れてそのまま排水する方式）や半閉鎖循環式（水槽内の飼育水の一部を浄化処理して再利用する方式）、閉鎖循環式陸上養殖（飼育水をろ過装置等を用いて浄化し、繰り返し使用する方式）といった魚種や立地特性に合わせた多様な陸上養殖が展開されています。

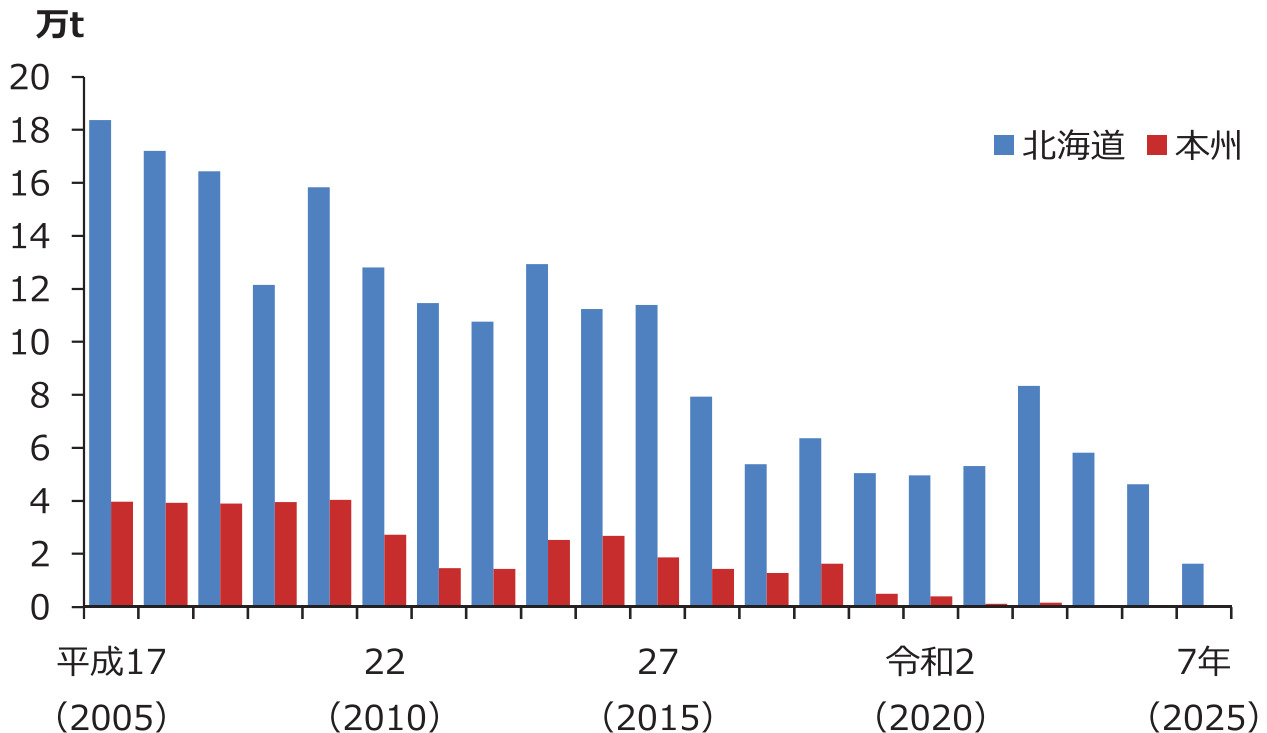
こうした背景には、近年の漁業・養殖業の生産量減少も影響しています。サケについて見ると（図表特-3-1）、特に令和7（2025）年の北海道沿岸における秋サケ漁は全道的に記録的な不漁となり、生産量は過去最低だった前年の更に3分の1程度と深刻な状況に陥りました。このように、天然資源への依存リスクが顕在化したことで、安定供給を目指す企業や地方公共団体が陸上養殖への関心を一層高めています。

主に国内生産量の減少により水産物の自給率は低下傾向にあり、魚種によっては輸入に依存している度合いが高いものもあります。特にサケ・マス類は国内における需要が高く、輸入依存度も高いため、養殖による国産化を進める動きが加速しています。また、人工種苗の安定的な生産等において、環境をコントロールできる陸上養殖の技術は不可欠です。

以上のことから、従来の漁業・養殖業と陸上養殖の両軸で生産を行っていくことで、気候変動や国際情勢の変化の影響を緩和した状況下での安定的な生産による輸入依存の低減と、海面と陸上で養殖による自立度の高い我が国の食料安全保障への貢献が期待できます。



図表特-3-1 秋サケの生産量の推移



資料：水産研究・教育機構「さけます来遊速報」に基づき水産庁で作成

〈陸上養殖業の届出制〉

古くから河川沿い等で営まれている淡水魚の養殖は統計も整備され、周辺環境への影響等がおおむね把握されていますが、多額の投資と高度な技術を用いた新しい養殖方法は、飼育水の排水等による周辺環境への影響について十分な知見が蓄積されていない状況にあります。陸上養殖を持続的かつ健全に発展させるためには、養殖場の所在地や養殖方法等、陸上養殖の実態を把握することが不可欠です。

こうした背景から、令和5（2023）年4月より内水面漁業の振興に関する法律^{*1}に基づき、陸上養殖業を届出養殖業として位置付け、制度化しました。本制度に基づく届出件数は、令和8（2026）年1月1日時点で808件となっています。都道府県別では沖縄県が195件と最も多く、大分県53件、鹿児島県36件と続き、九州地方に集中する傾向が見られます。また、届出件数（延べ件数）の上位3種は、クビレズタ（海ぶどう）172件、ヒラメ124件、クルマエビ117件でした（図表特-3-2）。令和6（2024）年度の陸上養殖業の生産量は約7千tで、我が国の養殖業生産量の約83万2千t^{*2}の0.8%程度にとどまっています。

こうした陸上養殖は、初期投資と電力使用量が大きく、一層のコスト削減と省力化が課題となっています。

*1 平成26年法律第103号

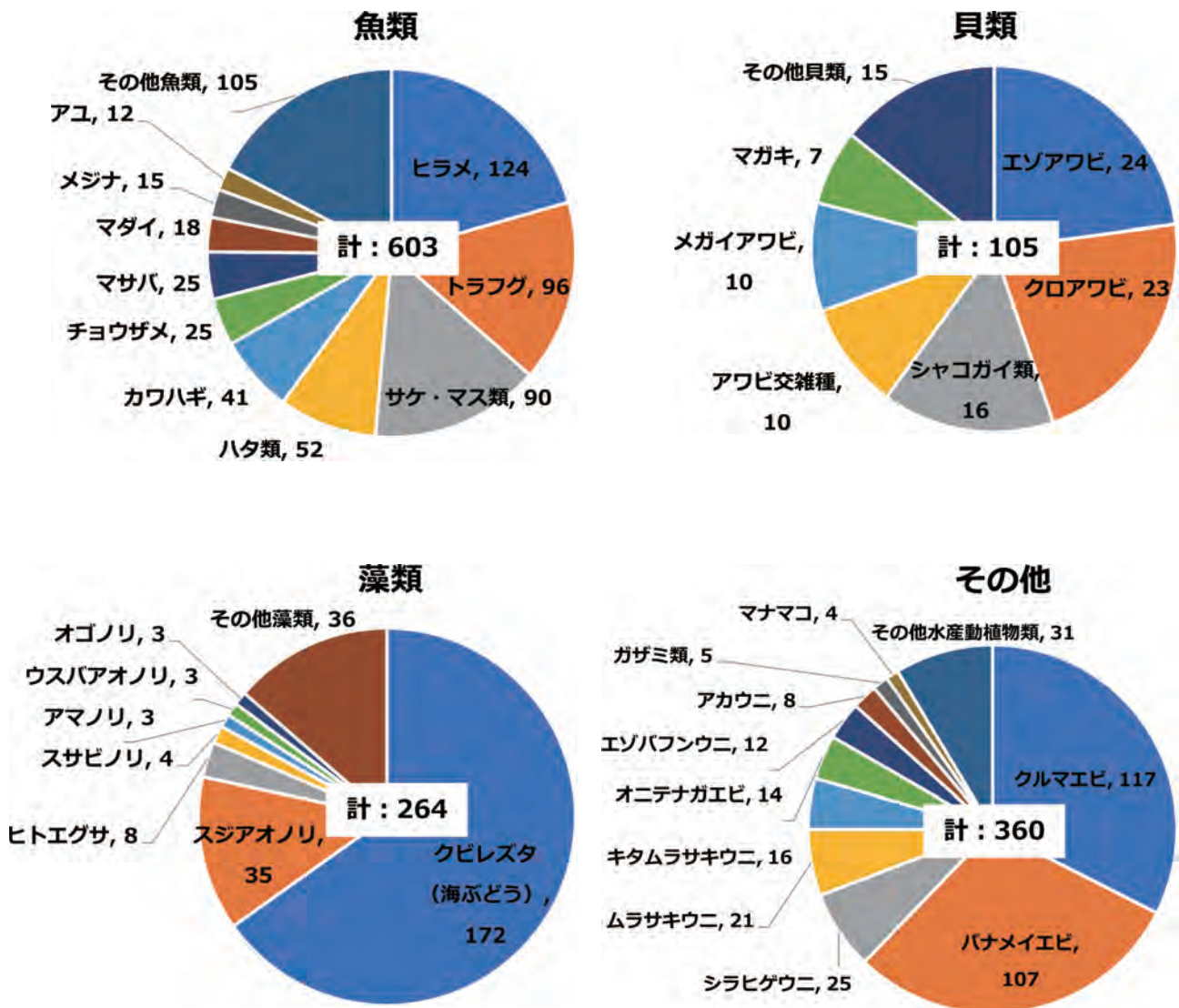
*2 養殖業生産量の約83万2千tは、陸上養殖業の生産量の約7千tと対象期間・対象魚種・対象地域等が異なる。そのため、一部の陸上養殖業の収穫量が含まれていない。

〈陸上養殖業の養殖共済の対象化〉

陸上養殖業については、これまでうなぎ養殖業のみが養殖共済の対象となっており、他の魚種は対象外となっていました。今般、陸上養殖のうち生産量が最も多いヒラメについて、新たに令和8（2026）年度から養殖共済の対象に追加されました。

今後も、加入母数がある程度確保でき、損害数量の把握もできる等の保険設計上の課題が解決された陸上養殖業について、順次共済の対象化を検討していきます。

図表特-3-2 陸上養殖種類別の届出件数（延べ件数）



〈新技術による陸上養殖の展望〉

令和7（2025）年11月に設置された日本成長戦略本部において、17の戦略分野の一つにフードテックが位置付けられたことから、同年12月に農林水産省にフードテックワーキンググループを立ち上げ、農林水産大臣のもと、陸上養殖についての官民投資ロードマップの策定に向けた議論を進めています。

我が国では持続可能性に配慮した食料生産やたんぱく質の安定供給、地域振興の観点から、大手資本による大規模閉鎖循環式や次世代養殖を目指すスタートアップ等、様々な事業者が



全国各地で陸上養殖に挑戦しています。流体制御やアンモニア除去等といった我が国が世界で強みを有している水処理・浄化技術や、最先端のゲノム関連技術を用いた陸上養殖向け品種開発等、陸上養殖の実証や商業化に向けた事業が展開されています。

世界的な食料需要の拡大や気候変動による供給リスクの増大といった課題を踏まえ、水産分野において、我が国の先端技術を生かした、世界に打って出られる分野として陸上養殖を戦略的に育成し、攻めの分野として投資を進めることで、新たな国内外市場の獲得や技術・ノウハウの蓄積、国内外への展開を進め、我が国への富の呼び込みと食料安全保障の確保に貢献しようとしています。

【事例】ノリの陸上養殖

全国的に海面環境が変化し、クロノリ（スサビノリ）の生産量が減少傾向にある中、合同会社シーベジタブルでは、スジアオノリの陸上養殖で培ってきた技術を応用し、クロノリの陸上養殖に取り組んできました。令和7（2025）年には乾燥重量100kg（板海苔約3万枚相当）に至るクロノリの生産が実現しました。同社によると、品質面でも最高級品と同水準のアミノ酸量やたんぱく質含有量が確認されています。

同社では、この技術を全国規模で漁協等が活用できる“小規模・分散型”の生産モデルとして展開する構想が進められており、種苗供給や技術支援を同社が担い、現場での養殖・出荷を漁協等が行う形を目指しています。既に千葉県では、年間200万枚規模のクロノリの陸上養殖の事業化に向けて、漁業協同組合連合会（以下「漁連」といいます。）や漁協との協働での小規模実験が始まっています。また、こうした小規模の事業規模からでも収益化が図れるような事業を目指しています。

さらに、同社ではクロノリ以外にも30種以上の海藻について海面養殖試験を各地の漁協等と連携しながら進めており、地域の新たな生業づくりと海の生態系回復の両立に向けた取組が広がっています。このような試みは、先端的な陸上養殖技術と地域の漁業資源を組み合わせることで、水産業の持続可能性を高め、漁村再生に寄与し得るモデルとして、同社は取り組んでいます。



クロノリの陸上養殖施設



養殖されたクロノリ

（提供：合同会社シーベジタブル）

【事例】最先端のゲノム関連技術による新品種開発

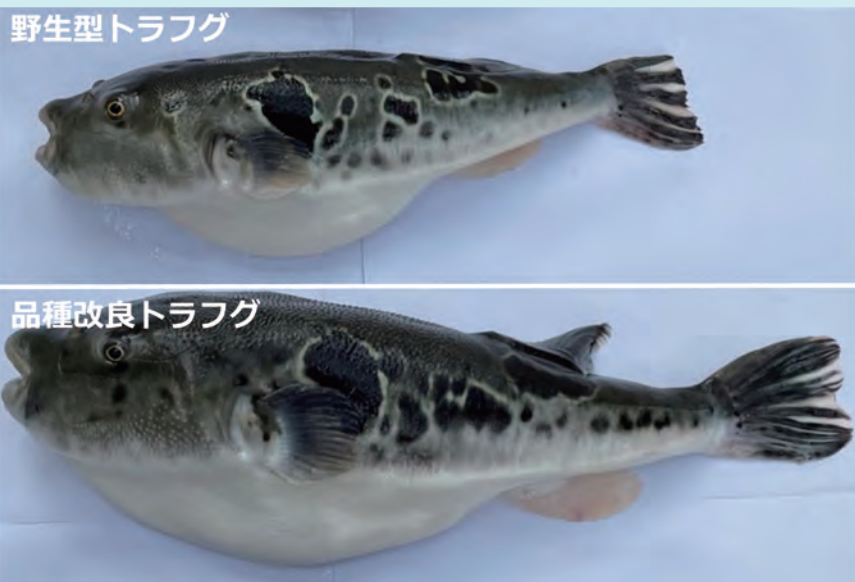
リージョナルフィッシュ株式会社は、最先端のゲノム関連技術を用いて水産物の品種改良を進める京都大学発のスタートアップ企業です。同社は農産物や畜産物と同様に、品種改良によって、新しい地魚（リージョナルフィッシュ）を作り、日本の水産物を世界で戦うことのできる産業にすることや水産を支えてきた地域の産業振興を目指しています。

同社は品種改良加速技術（ゲノム編集技術）を活用し、従来の品種改良では約30年かかるところ、2、3年で可食部が多く、餌料効率の良いマダイ、高成長かつ餌料効率の良いトラフグ、高成長かつ高温耐性のあるヒラメの開発に成功し、ゲノム編集動物食品として、世界で初めて流通させています。また、エピゲノム育種^{*1}により、高温耐性を持つマサバ、ヒラメ、サーモン、マガキ等の開発にも成功しています。

また、NTT株式会社とともに合弁会社NTTグリーン&フードを設立し、地域の水産事業者や地方公共団体等とも連携しながら、品種改良種とAI・IoT^{*2}・ろ過技術等を活用した陸上養殖を組み合わせ、スマート陸上養殖の取組も進めています。こうした取組は、地域の養殖振興や国内の食料安定供給に寄与するとともに、持続可能な養殖モデルとして注目されています。

*1 エピゲノム育種とは、遺伝子の配列を変えずに、その働き方を調節する仕組みを利用して形質改良を行う育種技術。

*2 Internet of Things：モノのインターネットといわれる。自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。



品種改良されたトラフグ
(提供：リージョナルフィッシュ株式会社)



複合的な漁業の推進や養殖業の成長産業化に向けた漁業共済の機能強化

「ぎょさい」の愛称で親しまれている漁業共済は、漁業災害補償法^{*1}に基づいて設計・運営されています。国はその時々ニーズに合わせて同法を改正し、漁業共済制度を改善してきたところですが、平成28（2016）年の前回改正から10年近くが経ち、現場の実態に合わない部分も顕在化してきました。このため、政府は、令和7（2025）年2月に「漁業災害補償法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年4月25日に成立、令和8（2026）年4月1日に施行されました（図表トピ-1-1）。

〈複合的な漁業の推進に向けた共済の機能強化〉

近年の海洋環境の変化等の中で、漁業資源が大きく変動する中、この変動に応じて漁業の複合化に取り組む漁業者の漁業経営の安定が必要となっています。この複合的な漁業の推進に関して、改正した漁業災害補償法において二つの措置を講じました。

一つ目の措置は、複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設です。これまでの漁業共済においても、漁業種類ごとに契約を締結することで、それぞれの漁業種類の減収を補填することが可能となっていました。しかしながら、漁業者が漁業の複合化を図る場合でも、個々の漁業種類ごとに共済加入が必要であり、漁業種類ごとに漁獲金額が減少したときに共済金が支払われる一方、掛金の総支払額は多くなってしまいます。このため、従来の漁業種類ごとに締結する契約方式に加え、複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式を創設しました。新たな方式では、複数の漁業種類の間で増減収の相殺効果があることを踏まえて、掛金が15%割引されます。ただし、従来の方式も維持されており、漁業者ごとに、経営判断で、従来の方式と新方式のどちらに加入するか選択できます。

二つ目の措置は、共済対象外である漁業種類を共済対象となっている主たる漁業種類にまとめてカバーできる特約の追加です。これまでの漁業共済では、十分な保険母数の確保ができるか、妥当な掛金が設定できるか、客観的な損害査定ができるかなど、漁業種類ごとに保険設計の可否を判断した上で、設計可能な漁業種類を共済対象としており、ウニ、サザエ等を手拾いで採捕するような採貝採藻漁業等については、単独では保険設計が困難であるため、共済対象外となっていました。他方で、沿岸漁業の一部においては、漁船漁業等の主たる漁業とともに、採貝採藻漁業等が副業的に営まれている漁業実態があり、こうした副業的な漁業種類を主たる漁業種類にまとめることで保険設計をすることも可能であることから、副業的な漁業種類の生産金額を主たる漁業種類の生産金額にまとめて算入できる特約を追加しました。これにより、これまで共済対象外であった漁業種類についても掛金を追加で支払えば、共済でカバーすることが可能となります。

〈需要に応じた養殖生産に向けた共済の機能強化〉

近年、網生け簀の大型化や廃業・撤退する漁場を引き継ぐこと等により、魚類養殖業の一

*1 昭和39年法律第158号

経営体当たりの生産量がこの40年で4倍以上に増え、養殖業の規模は拡大傾向にあります。

さらに養殖業については、水産基本計画や養殖業成長産業化総合戦略等に基づき、輸出も見据えた国内外の需要に応じた生産等を推進しています。

しかしながら、現行の養殖共済においては、契約対象の養殖魚が15%以上損害を受けた場合に共済金を支払う仕組みとなっているため、一部の網生け簀が甚大な損害を受けた場合でも、損害を受けた数量が養殖魚全体の数量の15%未満であれば共済金は支払われません。つまり、それぞれの経営体において損害を受けた養殖魚の数量が同じでも、経営規模が大きいほど共済金が支払われにくいという現状がありました。

このため、従来の支払方式に加え、養殖魚全体に占める損害の大きさにかかわらず網生け簀単位での甚大な損害（80%以上）を受けた場合にも共済金を支払う特約を追加しました。これにより、漁業者の経営判断で、より柔軟なリスクヘッジが可能になり、養殖業の振興を進めていくこととしています。

〈共済加入の推進〉

近年は海洋環境が激変するとともに、多様な災害が全国各地で相次いでおり、漁業経営のセーフティネット措置である漁業共済の必要性・重要性は高まっています。今後とも漁業者が安定して漁業経営を行うことができるよう、関係団体と連携して共済の加入を推進していきます。



図表トピ-1-1 漁業災害補償法の一部を改正する法律の概要

漁業災害補償法の一部を改正する法律の概要

I 背景

- 現行の漁業共済は、近年の海洋環境の変化等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など漁業経営の不安定性の増加を踏まえた複合的な漁業や、養殖業における需要に応じた養殖生産に取り組む漁業者のニーズに対し、十分に答えきれていない状況。
- このため、複合的な漁業に取り組む漁業者のセーフティネットとして①複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設や、②共済対象外の漁業種類をカバーできる特約の追加のほか、養殖業の成長産業化に向けた③養殖共済の支払要件を緩和する特約の追加等の措置を実施。

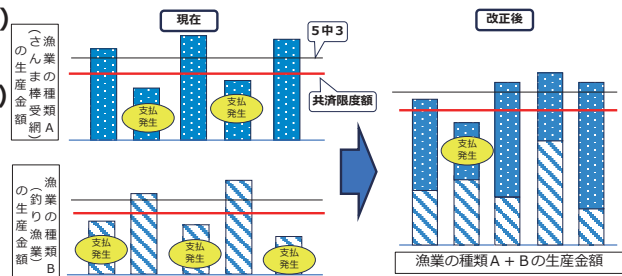
II 法律の概要

1 海洋環境変化への対応（複合的な漁業の推進に向けた共済の機能強化）

(1) 複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設

- 共済対象の漁業種類ごとに締結する従来の契約方式に加え、2以上の共済対象の漁業種類を一括して締結できる契約方式を創設。(第80条第1項)
- 漁業種類間の増減収の相殺効果を踏まえ掛金の割引制度を導入 (第112条第1項)

➡ 漁業者の経営判断で、掛金の抑制が可能に。



(2) 共済対象外である漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる特約の追加

- 共済対象外である漁業種類（ウニ、サザエ等の採貝採藻漁業）が副業的に営まれている場合には、共済対象の主たる漁業種類の生産金額にまとめて算入することで共済金の支払を可能とする特約を追加。(第111条第3項)

➡ 漁業者の経営判断で、共済でカバーが可能に。

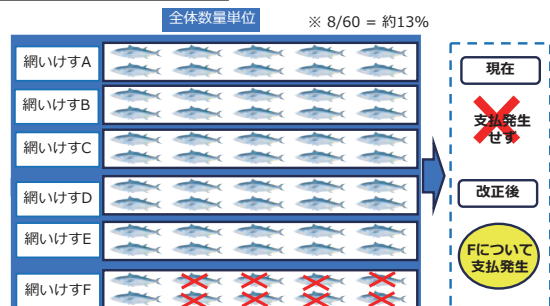
2 養殖業の成長産業化への対応（需要に応じた養殖生産の推進に向けた共済の機能強化）

網いけす単位での損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約の追加

- 養殖共済に、契約する全体数量単位での損害状況（15%以上）に応じ共済金を支払う従来の方式に加え、網いけす単位での甚大な損害状況に応じても支払う特約を追加。(第124条第5項)

(※) コスト高の現状を踏まえ、支払額を調整することにより、特約による追加掛金を不要（特約が無い場合と同一掛金）とする方向。

➡ 漁業者の経営判断で、柔軟なリスクヘッジが可能に。



3 その他の措置

- (1) 漁協単位で一括契約する加入方式の廃止及び共済金の支払を抑制する特例の廃止。(第105条及び第125条の3 / 第113条第3項並びに第125条の11第1項及び第2項)
- (2) 漁業施設共済の共済金額のうち、共済組合が全国連へ再共済に付す割合の上限の引上げ。(90/100 → 95/100) (第140条第1項第2号)

※ このほか、第143条第2号の表現を適正化。

III 施行日

- 1・2は令和8年4月1日施行。
- 3は令和7年10月1日施行。

「昭和100年」高度経済成長期を支えた近代捕鯨



昭和期の我が国の水産業は、飛躍的な発展と戦争による生産量の減少、さらに戦後の遠洋漁業の拡大とその後の縮小等、まさに激動の時代でありました。これらの動向の中でも、一旦停止したものの再開を果たした捕鯨業について、昭和100年のトピックスとして記載します。

(1) 昭和期の漁業の主な動向

〈昭和初期における水産業の発展〉

明治から昭和初期にかけて、我が国の水産業は近代化の基盤が整備されました。小型動力船が急激に普及するとともに、網の素材として麻や藁等から綿糸わたが使えるようになることで、機械製網が可能となり網具の大型化・強度化が進みました。

昭和初期には冷凍技術が導入され、水産物の長期保存が可能となり、漁船にディーゼル機関が搭載されました。これにより漁場は沿岸から沖合へ、さらにベーリング海等の外洋へと拡大しました。

〈戦後の漁業生産〉

戦後の我が国の漁業の生産力は、戦時中の大型漁船の軍事徴用、男子労働力の徴用、燃油や漁網等の不足、空襲等により、壊滅状態となりました。そのため、生産量が極端に落ち込み、食料不足に陥りました。

戦後の我が国は連合軍の占領下におかれ、昭和20（1945）年9月に連合軍により我が国の漁船が操業できる海域を規制した、いわゆるマッカーサーラインが引かれました。食料不足の緩和に向けて次第にその範囲は拡大され、大型漁船の再建も進みました。また、食料不足をいち早く打開するため、南氷洋捕鯨も再開されました。

その後、サンフランシスコ平和条約の発効によりマッカーサーラインは撤廃され、同条約に基づき、我が国は多くの国と二国間漁業協定等を締結するとともに、北太平洋のサケ・マス漁業や大西洋のトロール漁業等、世界の海で操業するようになりました。昭和48（1973）年には遠洋漁業の漁獲量は過去最も多い約399万tとなり、漁獲量のピークを迎えました。しかし、その一方で昭和52（1977）年に米国・ソ連が相次いで、いわゆる200海里水域を設定したこと等から200海里漁業体制が国際的に定着していくことになりました。

さらに、昭和57（1982）年の国連海洋法会議において、距岸200海里の排他的経済水域（EEZ）について沿岸国の主権的規制等を定めた海洋法に関する国際連合条約がまとまり、我が国は平成8（1996）年にこれを批准し、現在に至っています。

(2) 令和に続く捕鯨

〈近代捕鯨の誕生〉

明治に入り、近代国家を目指していた我が国は、日本海で捕鯨を行っていたロシアに対抗



するため、捕鯨の近代化を急ぎ進めていました。当初の銃や大砲を使用したものから、鋼鉄船の捕鯨砲からロープの付いた銛を発射してクジラを捕獲する「ノルウェー式捕鯨法」が導入され、我が国初の近代式捕鯨会社が、明治32（1899）年に山口県において誕生しました。その後も捕鯨業へ参入する企業が続々と誕生しました。

〈外貨を稼ぎ出した捕鯨〉

明治から昭和にかけて我が国の近代化に貢献した重厚長大産業を支えたのは、製鉄所、炭鉱、港等で働く労働者でありましたが、これらの労働者を、食の面で大きく支えていたものの一つがクジラでした。

昭和9（1934）年から、我が国の捕鯨各社は、大型母船とキャッチャーボートから形成される船団を組んで南氷洋で捕鯨を開始しました。昭和初期の南氷洋捕鯨では、捕獲したクジラの鯨油を主にマーガリン原料として欧州へ販売し、資源の乏しい我が国の外貨獲得の一翼を担いました。

さらに、鯨油は食用だけではなく、機械用潤滑油としても重要な役割を果たしました。低温でも固まりにくい性質を持つ鯨油は、昭和初期から戦後にかけて、精密機械や航空機、軍需産業等で潤滑油として利用され、近代産業の稼働を支えました。

〈戦後の食料難を支えた近代捕鯨〉

母船とキャッチャーボートにより巨大なクジラと対峙し、たくさんのクジラを持ち帰ってくる近代捕鯨は、戦後の我が国の厳しい食料事情において、国民の食を満たしました。当時、我が国で消費される動物性たんぱく質の約半分はクジラであり、肉と言えばクジラの時代でした。その後もクジラは食べ続けられ、国内で消費された鯨肉のピークは昭和37（1962）年で約23万トンに達し、捕鯨業は高度経済成長期の国民の食生活を支えました（図表トピ-2-1）。

〈昭和から引き継がれる鯨食〉

我が国は、鯨食をはじめ加工品等、捨てるところがないほどクジラを完全利用してきましたが、昭和57（1982）年の国際捕鯨委員会（IWC）において、いわゆる商業捕鯨モラトリアムが決定され、昭和63（1988）年以降、我が国の商業捕鯨は30年以上にわたり中断されていました。

その間、我が国は科学的データを収集しIWCでの交渉を続けてきましたが、反捕鯨国からの歩み寄りはなく、IWCはその目的である「鯨族の適当な保存」と「捕鯨産業の秩序のある発展」のための機能が発揮できない状況が続きました。

このため、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本方針の下、我が国は令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から我が国の領海とEEZで、十分な資源が存在することが明らかになっている大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開し、鯨食は昭和から現代まで引き継がれています。

鯨肉は、いろいろな調理方法によりおいしく食べることができただけでなく、高たんぱく・低脂肪といった栄養面のほか、近年はバレニンやオメガ3系多価不飽和脂肪酸（DHA^{*1}、

*1 ドコサヘキサエン酸

EPA*1等)といった機能成分を含有していることが注目されています。水産庁では、引き続き、こうした鯨肉の魅力や特性を広く発信し、鯨肉の持続的な利用促進等の取組を支援しています。

図表トピ-2-1 我が国の鯨肉の消費仕向量

(単位：1,000t)

年 度	国 内 生産量	外 国 貿 易		在庫の 増減量	国内消費 仕向量
		輸 入 量	輸 出 量		
昭和 35	1960	154	0	0	154
36	1961	179	0	0	179
37	1962	226	14	7	233
38	1963	193	12	9	196
39	1964	198	24	41	181
40	1965	218	19	34	203
41	1966	185	21	9	197
42	1967	172	29	21	180
43	1968	156	11	20	147
44	1969	156	13	20	149
45	1970	125	15	15	125
50	1975	76	29	0	105
55	1980	21	25	0	46
60	1985	15	17	0	32
62	1987	5	1	0	6
商業捕鯨モラトリアム導入					
63	1988	2	1	0	3
平成 元	1989	1	0	0	1
5	1993	2	0	0	2
10	1998	2	0	0	2
15	2003	4	0	0	4
20	2008	5	0	0	5
21	2009	4	0	0	3
22	2010	3	0	0	2
23	2011	3	1	0	5
24	2012	2	1	0	3
25	2013	2	0	0	4
26	2014	2	2	0	5
27	2015	3	1	0	5
28	2016	3	1	0	3
29	2017	2	1	0	2
30	2018	3	0	0	4
令和 元	2019	1	1	0	2
2	2020	2	0	0	2
3	2021	2	0	0	1
4	2022	2	0	0	2
5	2023	2	3	0	3
6	2024	2	0	0	2

資料：農林水産省「食料需給表」及び財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

注：1) 令和6年度の「食料需給表」の値は概数値。

- 2) 外国貿易は、財務省「貿易統計」の「0208.40.011（鯨肉）」のうち、本表の計上単位（1,000t）以上の実績があるものを計上した。
- 3) 在庫の増減量は、当年度末繰越と当年度始め持越との差である。したがって、その増加量（+）は国内消費仕向量を算出する際には減算され、減少量（△）は加算されることとなる。
- 4) 国内消費仕向量は、国内生産量＋輸入量－輸出量－在庫の増加量（又は＋在庫の減少量）によって算出される。

*1 エイコサペンタエン酸（イコサペンタエン酸（IPA）ともいう。）



捕鯨船：勇新丸



捕鯨母船：関鯨丸



くじらの寿司 (北海道網走市)



竜田揚げ (北海道釧路市)



つちくじらの味噌焼き (宮城県石巻市)



くじらのたれ (千葉県南房総市)



くじらの刺身 (山口県下関市)



くじらじゃが (長崎県長崎市)

(提供：共同船舶株式会社 (捕鯨船、捕鯨母船)、捕鯨を守る全国自治体連絡協議会 (各料理))

IUU漁業撲滅に向けた取組

IUU^{*1}（違法・無報告・無規制）漁業は、各国・地域や地域漁業管理機関（RFMO）^{*2}等による資源管理の努力を損じる等、水産資源の持続的な利用に対する深刻な脅威となっています。このような状況において、我が国は、責任ある漁業国、世界有数の水産物輸入国として、IUU漁業撲滅に向けた様々な取組を行っています。

〈国際的なIUU漁業の抑制・根絶に向けた取組〉

IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組が国際的に進められています。

例えば各地域漁業管理機関においては、正規の漁業許可を受けた漁船等のリスト化（ポジティブリスト）やIUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化（ネガティブリスト）を行う措置が導入されており、さらに、ネガティブリストに掲載された船舶に対する国際的な取締体制が整備されてきています。また、いくつかの地域漁業管理機関においては、漁獲証明制度^{*3}によりIUU漁業由来の漁獲物の国際的な流通を防止しています。

ネガティブリストについては、例えばサンマやマサバ等を管理する北太平洋漁業委員会（NPFC）では、令和6（2024）年12月末時点において40隻が掲載されるなど、着実にリスト化を通じた国際的な管理が強化されてきています。

くわえて、地域漁業管理機関の決定に基づき、自国漁船に一定の割合で科学オブザーバー又は電子モニタリング（EM）を乗船・設置させ、科学データの収集及び分析を行う等、適切な資源管理のための取組が行われています。

二国間においても、我が国とロシアとの間で、ロシアで密漁されたカニが我が国に密輸出されることを防止するための二国間協定^{*4}の発効（平成26（2014）年）のほか、EU、米国及びタイとIUU漁業対策の推進に向けた協力を確認する共同声明の発出、カナダとの漁業取締に関する協力等、IUU漁業の抑制・根絶を目指した取組を行っています。

また、洋上での監視・取締措置に加え、違法漁業防止寄港国措置協定^{*5}により、IUU漁業に従事した外国漁船の寄港を禁止する等、寄港地においても取締りを通じてIUU漁業の抑制・根絶を図る国際的な枠組みが整備されています。

*1 Illegal, Unreported and Unregulated：違法・無報告・無規制。国際連合食糧農業機関（FAO）は、無許可操業（Illegal）、無報告又は虚偽報告された操業（Unreported）、無国籍の漁船、地域漁業管理機関の非加盟国の漁船による違反操業（Unregulated）等、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない無秩序な漁業活動をIUU漁業としている。

*2 Regional Fisheries Management Organization：地域漁業管理機関については、第4章を参照。

*3 漁獲物の漁獲段階から流通を通じて、関連する情報を漁獲証明書に記載し、その内容を関係国の政府が証明することで、その漁獲物が地域漁業管理機関の資源管理措置を遵守して漁獲されたものであることを確認する制度。

*4 正式名称：北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定

*5 正式名称：違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定



〈我が国の漁業秩序を脅かす外国漁船等の違法操業への対応〉

我が国の周辺水域においては、二国間の漁業協定等に基づき、外国漁船等が我が国EEZにて操業するほか、我が国EEZ境界線の外側においても多数の外国漁船等が操業しており、水産庁は、これら外国漁船等が違法操業を行うことがないように漁業取締りを実施しています。水産庁による令和7（2025）年の外国漁船等への取締実績は、立入検査10件、^{だほ}拿捕2件、我が国EEZで発見された外国漁船等によるものと見られる違法設置漁具の押収13件でした（図表トピ-3-1）。

また、北太平洋公海において操業する外国漁船に対して、NPFC及びカツオ・マグロ類を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPCF）が定める保存管理措置の遵守状況の確認を目的として、20隻の外国漁船に対して乗船検査を行いました。その結果、10隻に対して違反の指摘を行い、これらを当該漁船の船籍国・地域の管理当局及び各地域漁業管理機関の事務局に通報し、当局に適切な対応を求めました。



立入検査のため外国漁船に移乗する漁業監督官



外国漁船への公海乗船検査を行う漁業監督官



オホーツク海における違法設置漁具の押収
（かにかご漁具）

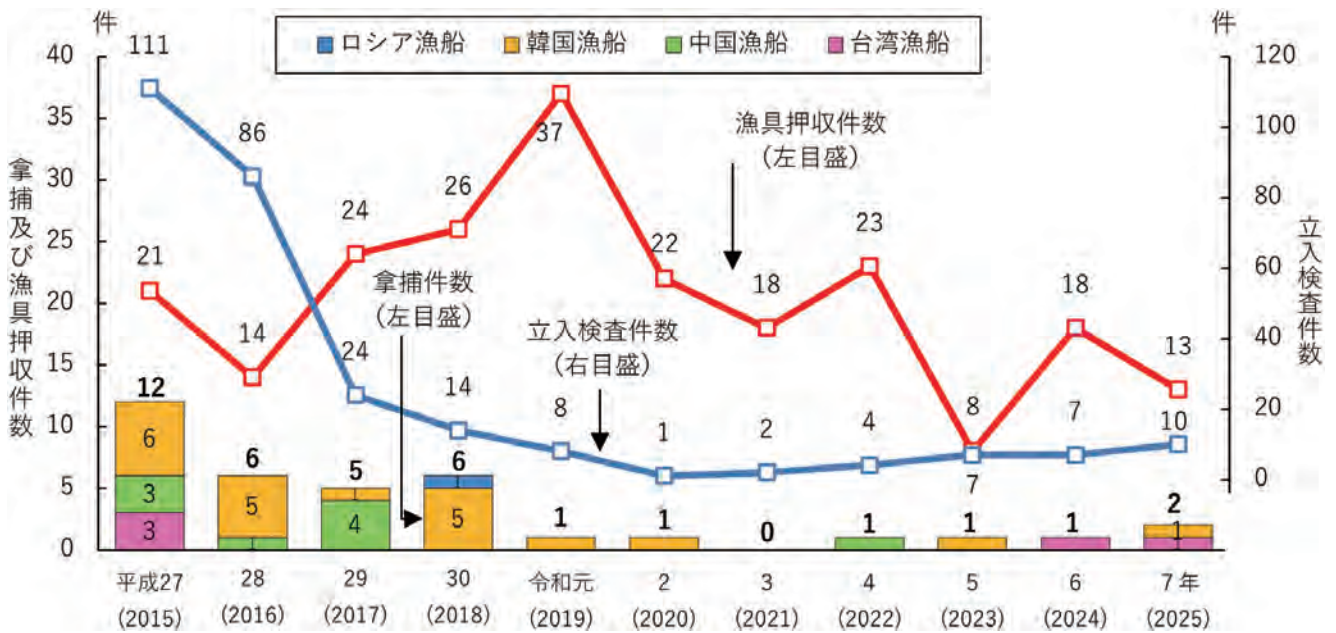


沖縄周辺海域における拿捕対応



令和7年の外国漁船取締実績について（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kanri/260210.html>

図表トピ-3-1 水産庁による外国漁船等の拿捕・立入検査等の件数の推移



資料：水産庁調べ
注：公海における乗船検査を含まない。

〈我が国におけるIUU漁業由来の水産物の輸入管理制度〉

国際社会においてIUU漁業撲滅が求められる中、我が国においてもIUU漁業由来の水産物の流入を防止するための取組を進めています。

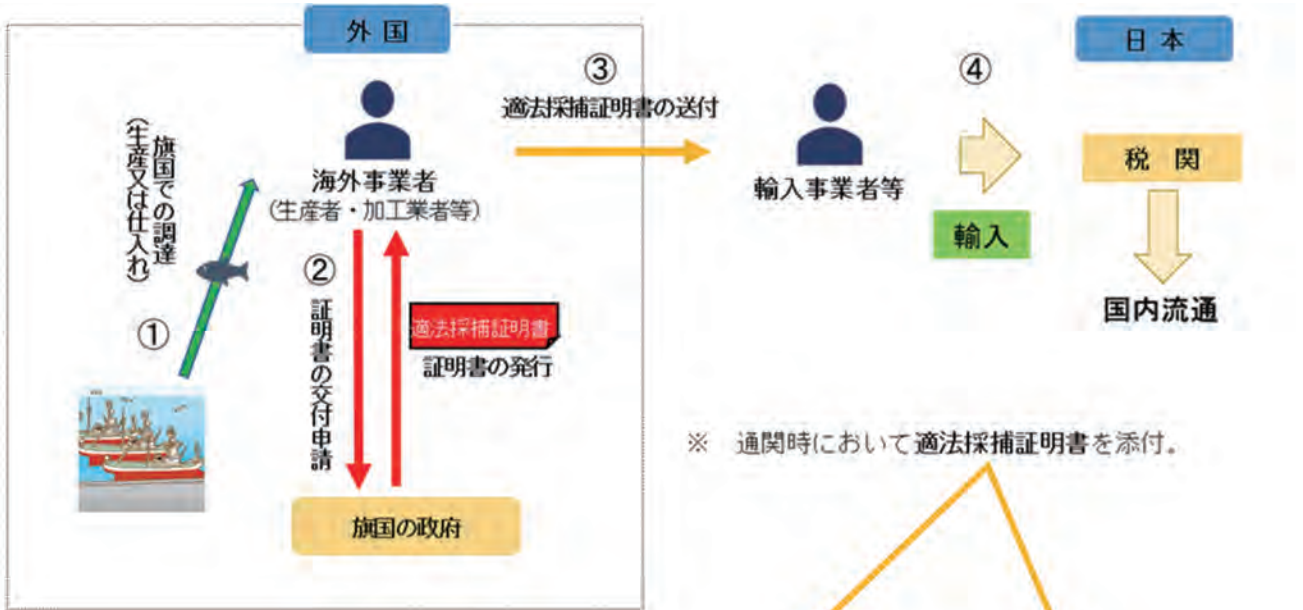
国際的な合意に基づき輸入管理措置を実施するものについては、外国為替及び外国貿易法^{*1}に基づく輸入承認の義務が課されています。例えば、マグロ類については、地域漁業管理機関において種々の資源管理措置が実施されており、輸出入に関するものとして漁獲証明制度や統計証明制度があります。これらの制度の対象とされたマグロ類については、輸入に当たって漁船や畜養場等を管理する国が発行する漁獲証明書や統計証明書等を確認しなければならないとされているため、外国為替及び外国貿易法に基づく事前確認等を行い、IUU漁船が漁獲したものや正規登録されていない漁船・畜養場による生産物でないか等を確認しています。

また、水産流通適正化法において、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められる魚種（特定第二種水産動植物：さば、さんま、まいわし及びいか）について、輸入時に、適法に採捕されたものであることを証する外国政府が発行する証明書の添付を求める措置を講じています（図表トピ-3-2）。

*1 昭和24年法律第228号



図表トピ-3-2 水産流通適正化法（特定第二種水産動植物等に係る制度イメージ）



Catch Certificate for Class II Aquatic Animals and Plants under Article 11 of Act on Ensuring the Proper Domestic Distribution and Importation of Specified Aquatic Animals and Plants

(a) Validating authority			
Document number:		Name of validating authority	
Name and title of official:	Address of the authority:	Tel./Fax	
(b) Fishing vessel information			
Fishing vessel name:	Flag - Home port and registration number:	Call sign:	IMO/Lloyd's number/Unique Vessel Identifier (if issued):
Fishing license No - Valid to		Inmarsat No/Fax No/Telephone No/E-mail address (if issued):	
(c) Product information		(d) Resource management	
Description of product:	Type of processing authorized on board:	Reference of applicable conservation and management measures:	

適法採捕証明書の様式

水産業の担い手の確保

人口減少や産業構造の変化により、産業のニーズに見合った人材の確保が進まず、幅広い分野で担い手不足が深刻化しています。特に地方では若年層の流出や高齢化が進み、地域産業の維持に必要な労働力を安定的に確保することが難しくなっています。こうした社会全体の動向を踏まえ、水産業においても次世代の担い手を確保することは喫緊の課題です。多くの地域で水産業の経営の維持そのものが危ぶまれる状況にあります。こうした構造的な課題にどう向き合い、地域の海と暮らしを守っていくのか。このトピックスでは、現状と課題を整理し、未来に向けた取組と持続可能な漁業の実現に向けた方向性を提示します。

〈人材確保の状況と対応する施策〉

近年、自然の中で働くライフスタイルを求める等、生活や仕事に対する価値観の多様化により、就業先・転職先として漁業に関心を持つ都市出身者も少なくありません。実際、新規漁業就業者のうち、他の産業から漁業就業する人はおおむね7割^{*1}を占めており、こうした潜在的な就業希望者を後継者不足に悩む漁業経営体や地域とつなぎ、意欲のある漁業者を確保し担い手として育成していくことは、水産物の安定供給のみならず、水産業・漁村の多面的機能の発揮や地域の活性化の観点からも重要です。

このような状況を踏まえ、水産庁では、漁業経験ゼロからでも漁業に就業・定着できるように、全国各地での漁業就業相談会の開催やインターンシップの受入れを支援するとともに、漁業学校^{*2}で学ぶ者に対する資金の交付、漁業就業後の漁業現場でのOJT^{*3}方式での長期研修を支援する等、新規就業者の段階に応じた支援を行っています(図表トピ-4-1)。さらに、国の支援に加えて、地方公共団体においても地域の実情に応じた各種支援が行われる等、新規漁業就業者の確保に向けた取組が進められています。

近年は女性の新規就業も増えています。女性漁業者は依然として少数派ながら、担い手不足の解消のみならず、男性中心だった漁業の世界に多様な視点と新しい価値観をもたらし、地域の活性化にも貢献していることから、女性が活躍できる環境づくりが重要です。

こうした変化は、漁業現場での多様な役割を担う女性の潜在力を示しています。

〈水産高校との連携強化〉

漁業就業者の減少と高齢化が進行する中、年齢バランスの取れた活力ある漁業就業構造への転換を図るため、若者に漁業の魅力を伝え、就業に結び付けていくことが重要です。このため、水産庁と関係業界等が連携し、水産高校生を対象とした「漁業ガイダンス」を各地で実施し、漁業者が水産高校に出向き、少人数のブース形式で生徒に対して漁業とその魅力等を説明しています(図表トピ-4-2)。

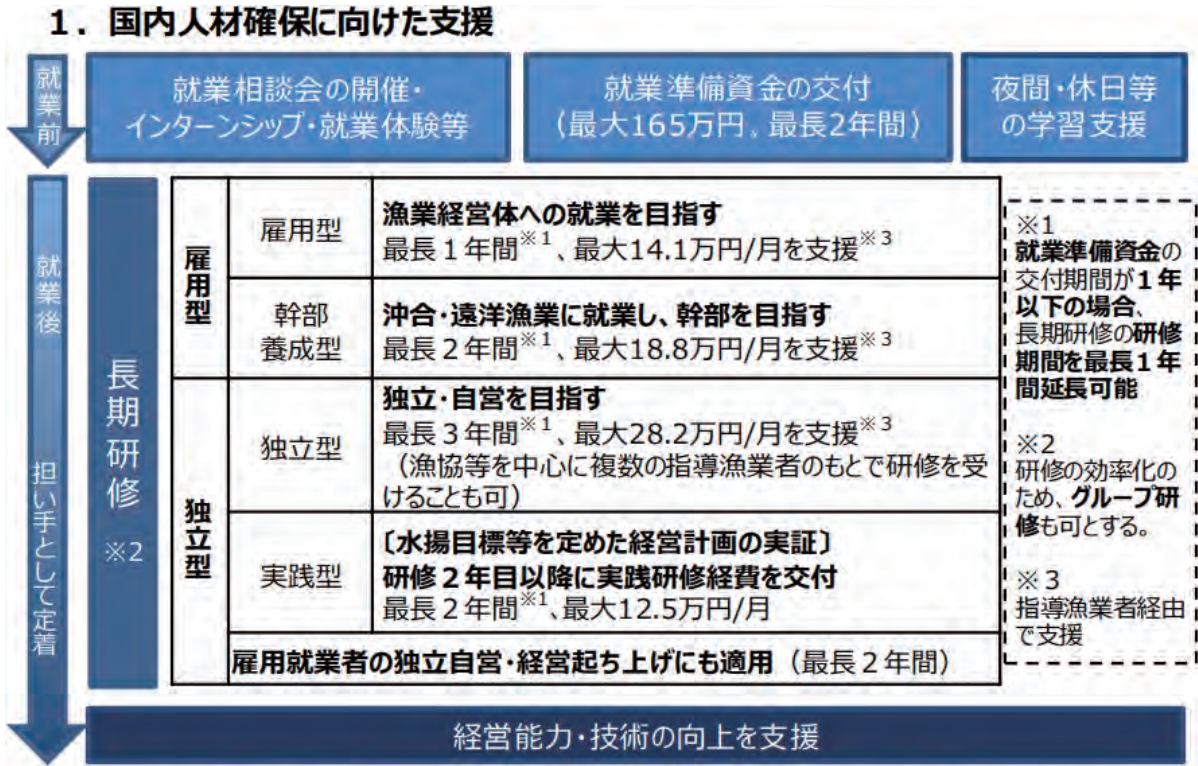
*1 都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計。

*2 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づかない教育機関であり、漁業に特化したカリキュラムを組み、水産高校や水産系大学よりも短期間で即戦力となる漁業者を育成する学校。

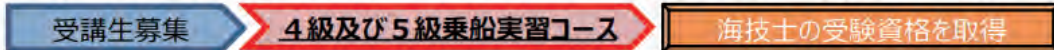
*3 On-the-Job Training: 日常の業務を通じて必要な知識・技能を身に付けさせ、生産技術について学ばせる職業訓練。



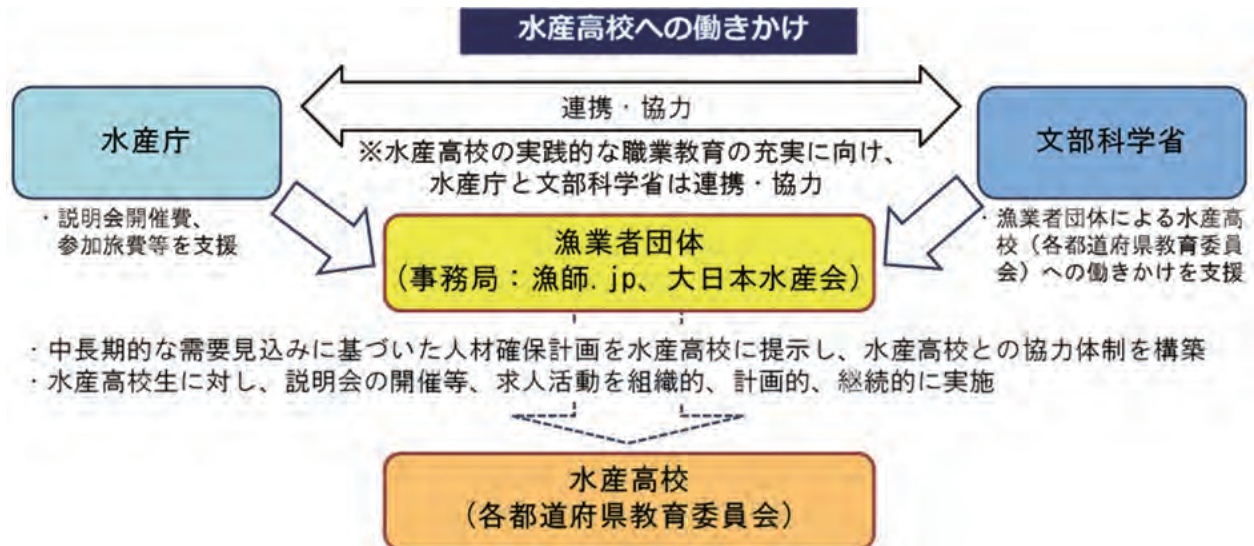
図表トピー4-1 国内人材確保及び海技資格取得に関する国の支援事業



2. 海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期に取得するコースの運営等を支援



図表トピー4-2 漁業ガイダンスの概要と開催実績



実績(延べ)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6年度 (2024)
実施校数(校)	24	21	5	12	12	14	20
実施回数(回)	31	24	6	14	15	17	22
参加生徒数(人)	1426	874	151	349	355	385	636

注: 令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により開催回数を制限した。

令和7（2025）年6月には静岡県焼津市、同年7月には青森県八戸市で「漁師の仕事！船と漁業を知る授業」を開催しました。これらの授業は、生徒が海の仕事の実際を学ぶ機会となるだけでなく、これまで接点が少なかった水産高校と地域の漁業者が、次世代育成と地域活性化という共通の目標に向かって協力する体制を構築する一助となっています。

こうした取組を通じ、若者をはじめとする多様な人材が漁業に関心を持ち、次世代の担い手として定着して活躍することが期待されます。



漁業ガイダンスの参加者（焼津市）



さんま棒受網漁船見学（八戸市）

（提供：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター）

〈複合的な漁業と人材配置の工夫〉

近年、漁業を取り巻く環境は、資源の変動や気候変動の影響により大きく変化しています。従来のように特定魚種に依存した漁業経営は、資源の不安定化や市場価格の変動により、収益性や持続性の面でリスクが高まっています。こうした状況に対応するためには、単一魚種依存から脱却し、複数の魚種や漁法を組み合わせる「複合的な漁業」への転換が求められています。さらに、養殖との兼業や新たな操業形態の導入等、柔軟な経営改善を進めることは、資源変動に強い体制を構築し、安定的な収益確保を図るだけでなく、多様な働き方を可能にし、次世代の担い手確保にもつながる重要な取組です。



【事例】さんま棒受網・遠洋まぐろはえ縄漁業の兼業

池田水産株式会社では、さんま棒受網漁業と遠洋まぐろはえ縄漁業を営む中で、乗組員の安定雇用や世代交代に向けた取組を進めてきました。かつては同じ漁船でさけ・ます流し網漁業とさんま棒受網漁業を組み合わせる操業を行っていたこともあり、近年では特定魚種への依存を避け、複合的な漁業への回帰を模索しています。

その中心となる取組として、資源が比較的安定しており、他の魚種に比べて価格水準が高いミナマガロ操業を収益の柱に据えつつ、サンマ漁期には日本へ帰港することで1航海の日数を短縮（約170日）する操業モデルの構築を進めています。さらに、さんま棒受網漁業の漁期（8～12月）以外の時期には遠洋まぐろはえ縄漁業を行い、漁船を通年稼働させることで、乗組員の長期的で安定した雇用の確保を図っています。従来、乗組員は操業期間に応じた期間雇用が中心で、雇用期間外ではアルバイトや家業の漁業に従事する等、不安定な状況が見られました。そうした中、豊富な知識と経験が求められる漁船の司令塔である船頭を、異例の40代の若手から^{ばってき}抜擢したり、さんま棒受網漁船専門だった船頭を遠洋まぐろはえ縄漁船の船頭に起用したりするなど、同社は若手の登用による世代交代等も進めています。

これらの取組は、20～30代の若い乗組員が年齢の比較的近い船頭と仕事をすることによって、将来のキャリアを描きやすくなり、仕事への意欲向上や担い手確保につながる可能性があると考えられています。



遠洋まぐろはえ縄漁業



さんま棒受網漁業

（提供：池田水産株式会社）

〈漁業等における特定技能外国人の受入れ及び外国人技能実習制度の見直し〉

平成30（2018）年から少子高齢化による国内労働人口の減少による人手不足への対応として、特定の分野^{*1}に限り、専門性・技能を有した即戦力となる、一定の基準^{*2}を満たした外国人を雇用できる特定技能制度が設けられています。漁業分野（漁業、養殖業）及び水産加

- *1 生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野。
*2 各分野の技能試験及び日本語試験への合格、又は各分野と関連のある職種において技能実習2号を良好に修了していること等。

工業を含む飲食料品製造業分野においても、特定技能制度による外国人の受入れが行われていますが、その数は年々増加しています。

この特定技能制度では、制度の適切な運用に資する取組について協議を行う協議会がそれぞれの分野に設けられており、特定技能外国人を雇用しようとする者には、該当する協議会へ加入することが義務付けられています。漁業分野においては、特定技能外国人材を雇用する者のほか、漁業や養殖業の業界団体や漁業労働に精通している労働組合、制度を所管する法務省をはじめとした関係省庁等によって構成される漁業特定技能協議会が水産庁により設けられており、同協議会において制度を適切に運用していくために遵守しなければならない事項として、外国人材に対する安全指導及び教育の実施や、漁船一隻当たりの乗船人数の制限、引き抜き防止等が取り決められています。

また、飲食料品製造業分野についても同様に、食品産業特定技能協議会が農林水産省により設けられており、水産加工業において特定技能外国人を雇用しようとする者は、当該協議会へ加入することとなります。

一方で、開発途上国等への技能移転を目的とした外国人技能実習制度では、漁船漁業職種^{*1}の9作業、養殖業職種^{*1}の1作業に加え、食品製造の加熱性・非加熱性水産加工食品製造業職種^{*2}の9作業、水産練り製品製造職種^{*2}の1作業において、技能実習生を受入れています。漁船漁業及び養殖業職種の技能実習においては、船上で作業を行うという特殊性を踏まえ、実習生の数や監理団体に対して固有の基準を定めることで技能実習の適正な実施を担保しているほか、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律^{*3}に基づいて水産庁に設置された漁業技能実習事業協議会において、監理団体と労働組合の合意の下で定めた技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇を雇用契約に確実に反映させることで、技能実習生の保護に努めることとされています。

なお、令和6（2024）年6月に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律^{*4}が公布され、制度目的と実態の乖離や外国人の権利保護等の観点からの課題が指摘された外国人技能実習制度は発展的に解消され、人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度が創設されることとなりました。この改正を受け、令和8（2026）年1月には、漁業分野をはじめとする各分野における分野別運用方針^{*5}が閣議決定されました。また、同時に飲食料品製造業分野の運用方針においては、同分野の中に含まれていた水産加工業区分が切り分けられることとなりました。これにより、水産加工業で受け入れる外国人材の更なる専門人材への育成と、それによる水産業への寄与が期待されます。現在、令和9（2027）年4月の本制度の実施に向け、水産業における育成就労外国人の受入れや制度の運用のあり方について、更なる検討が行われているところです。

また、主に海外の港等で漁獲物の水揚げや転載、燃料や食料等の補給、乗組員の交代等を行いながら操業し、航海日数も1年以上に及ぶこともある遠洋漁業においては、日本人乗組

*1 かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業及びほたてがい・まがき養殖作業。

*2 節類製造、加熱乾製品製造、調味加工品製造、くん製品製造、塩蔵品製造、乾製品製造、発酵食品製造、調理加工品製造、生食用加工品製造及びかまぼこ製品製造作業。

*3 平成28年法律第89号

*4 令和6年法律第60号

*5 正式名称：特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針



員を一定の条件で乗船させた上で、外国人を乗組員として乗り組ませるマルシップ方式^{*1}を採用している船もあり、令和7（2025）年12月末時点で、3,302人の外国人乗組員が同方式を活用して我が国の漁船に乗り組んでいます。

〈漁業現場における多様な人材活用の動き〉

漁業には水揚げや市場業務、一次的な漁獲物の処理といった、いわゆる関連業務と呼ばれる作業があります。今までは、漁業者や市場関係者が担ってきましたが、就業者の高齢化によりこれらの作業についても人材確保が求められています。

これらの作業については、業務の効率化・省力化等の取組を進めつつ、作業時間が短時間・不規則である特徴を踏まえ、専従的な人材に頼るだけでなく、空き時間を利用した副業や短時間・短期間の雇用による人材を確保する取組や外国人材の雇用^{*2}の可能性の検討が進められています。

*1 我が国の漁業会社が漁船を外国法人に貸し出し、外国人乗組員を配乗させた上で、これを定期用船する方式。

*2 現行の特定技能制度の漁業区分における関連業務として漁獲物の選別、仕分、飲食料品製造業分野における関連業務として原料の調達、受入れに、付随的に従事することは可能。

令和6年度以降の我が国水産の動向



立入検査に向けて取締艇航行（訓練）

第1章

我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き



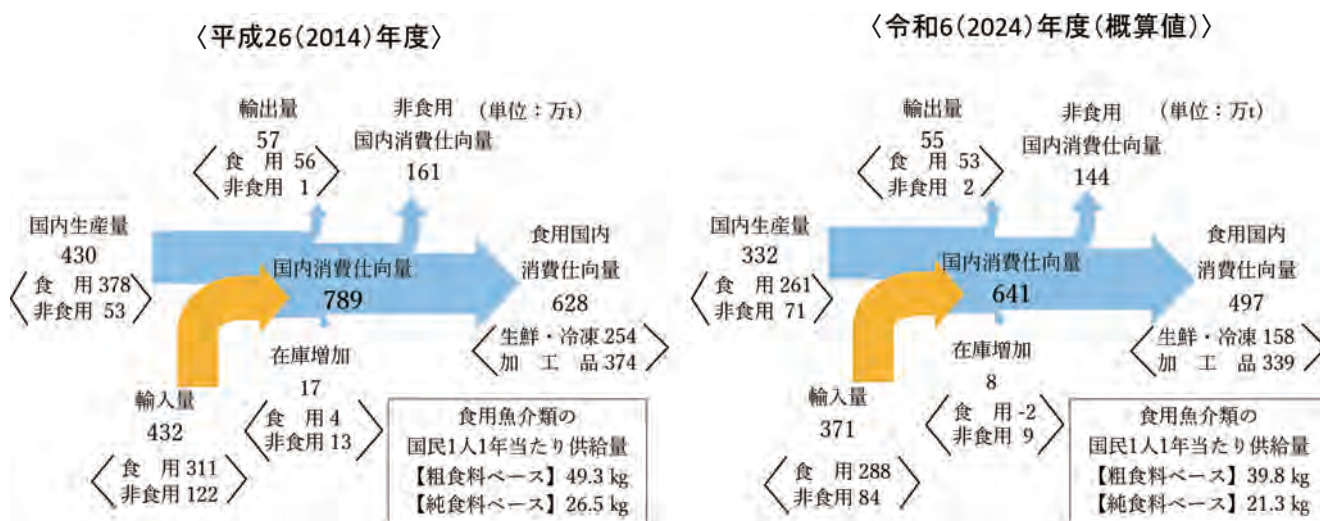
(1) 水産物需給の動向

ア 我が国の魚介類の需給構造

〈国内消費仕向量は641万t〉

令和6(2024)年度の我が国における魚介類の国内消費仕向量^{*1}は641万t(原魚換算ベース、概算値)となり、そのうち497万t(78%)が食用国内消費仕向量、144万t(22%)が非食用(飼肥料用)国内消費仕向量となっています。国内消費仕向量を平成26(2014)年度と比べると、148万t(19%)減少しています(図表1-1)。

図表1-1 我が国の魚介類の生産・消費構造の変化



資料：農林水産省「食料需給表」

- 注：1) 数値は原魚換算したものであり(純食料ベースの供給量を除く)、海藻類、捕鯨業により捕獲されたもの及び鯨類科学調査の副産物を含まない。
- 2) 原魚換算とは、輸入量、輸出量等、製品形態が品目別に異なるものを、製品形態ごとに所定の係数により原魚に相当する量に換算すること。
- 3) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分(魚の頭、内臓、骨等)を除いた可食部分のみの数量。

イ 食用魚介類の自給率の動向

〈食用魚介類の自給率は52%〉

我が国の食用魚介類の自給率(重量ベース)^{*2}は、昭和39(1964)年度の113%をピークに低下傾向で推移し、近年は横ばい傾向となっています。令和6(2024)年度における我が国の食用魚介類の自給率(概算値)は前年度から2ポイント低下し52%となりました(図表1-2)。これは、国内消費仕向量が減少したものの、国内生産量がそれ以上に減少したこと等によるものです。

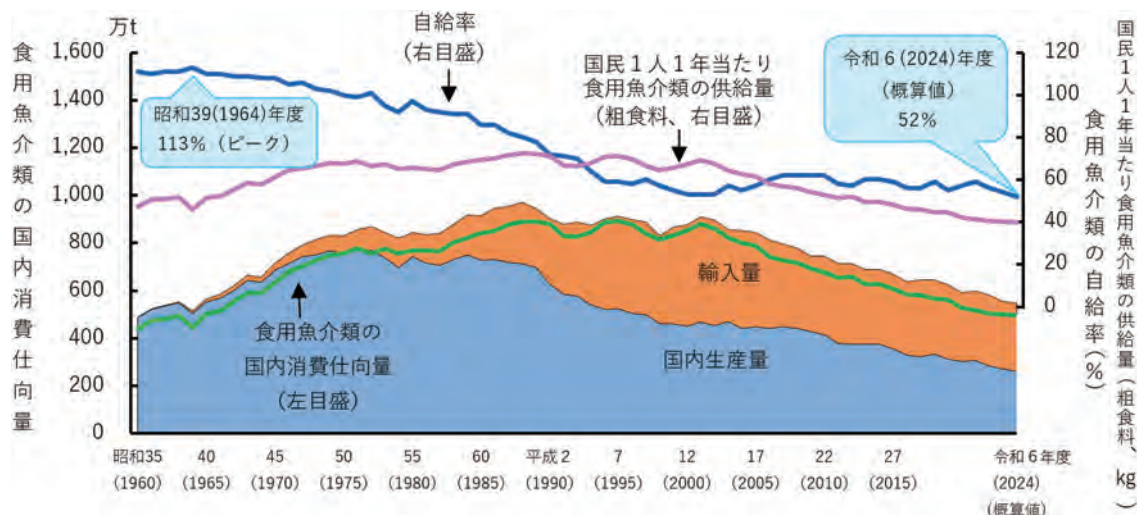
食用魚介類の自給率は、国内消費仕向量に占める国内生産量の割合であるため、自給率の増減を考える場合には、その数値だけでなく、算定の根拠となっている国内生産量や国内消費仕向量の動向にも目を向けることが重要です。

*1 国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 ± 在庫の増減量。

*2 自給率(%) = (国内生産量 ÷ 国内消費仕向量) × 100。



図表1-2 食用魚介類の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

注：自給率 (%) = (国内生産量 ÷ 国内消費仕向量) × 100。

国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 ± 在庫の増減量。

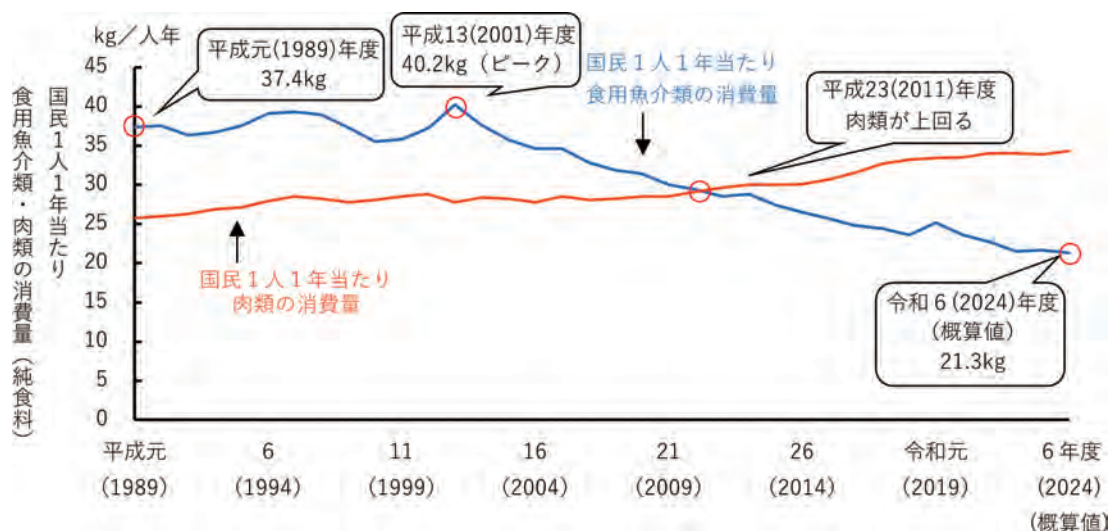
(2) 水産物消費の状況

ア 水産物消費の動向

〈食用魚介類の1人1年当たりの消費量は21.3kg〉

我が国の食用魚介類の1人1年当たりの消費量（純食料ベース）は平成13（2001）年度の40.2kgをピークに減少傾向にあり、令和6（2024）年度には前年度より0.4kg少ない21.3kg（概算値）となりました。一方、肉類の1人1年当たりの消費量は増加傾向にあり、平成23（2011）年度以降の食用魚介類の1人1年当たりの消費量は肉類の1人1年当たりの消費量を下回っています（図表1-3）。

図表1-3 食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化（純食料ベース）

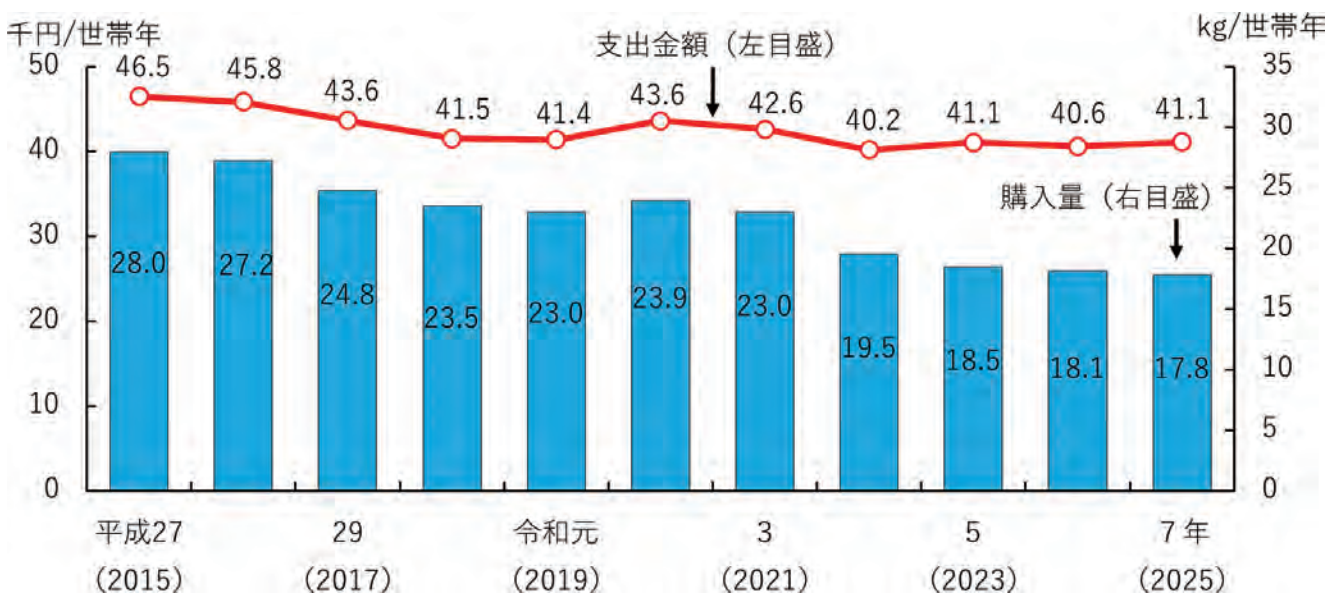


資料：農林水産省「食料需給表」

〈生鮮魚介類購入量は長期的には減少傾向〉

生鮮魚介類の1世帯当たりの年間購入量は令和元（2019）年まで一貫して減少してきましたが、令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家での食事（内食）の機会が増加したことにより、スーパーマーケット等での生鮮魚介類の購入機会が増加した結果、同購入量が増加しました。しかし、同購入量は令和3（2021）年から再び減少傾向に転じ、令和7（2025）年は前年より2%減の17.8kgとなり、年間支出金額は前年より1%増の41.1千円となりました（図表1-4）。

図表1-4 生鮮魚介類の1世帯当たり年間支出金額・購入量の推移



資料：総務省「家計調査」

注：1) 対象は二人以上の世帯。

2) 平成30（2018）年に行った調査で使用する家計簿の改正の影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要。

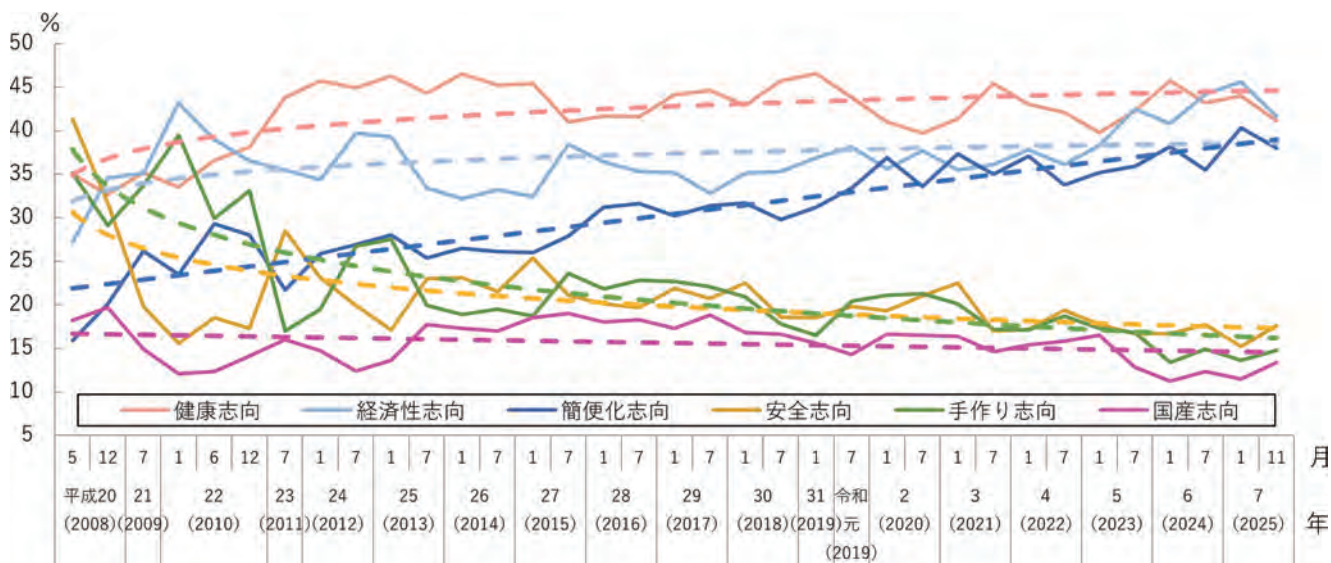
イ 水産物に対する消費者の意識

〈消費者の食の簡便化志向が高まる〉

水産物の消費量が減少し続けている理由を考えるに当たり、消費者の食の志向の変化は重要な要素です。株式会社日本政策金融公庫による「食の志向調査」によれば、令和7（2025）年11月調査においては、経済性志向、健康志向及び簡便化志向の割合が上位を占めています。平成20（2008）年以降の推移を見てみると、近年は経済性志向及び健康志向の割合が横ばい傾向となっている一方、簡便化志向の割合は上昇傾向となっています。他方で、安全志向、手作り志向及び国産志向は比較的低水準で横ばいとなっています（図表1-5）。



図表1-5 消費者の食の志向（上位）の推移



資料：株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部「食の志向調査」（インターネットによるアンケート調査、全国の20～70代の男女2,000人（男女各1,000人）、食の志向を二つ回答）に基づき水産庁で作成
注：破線は近似曲線又は近似直線。

(3) 水産物の消費拡大の取組

ア 水産物の消費拡大に向けた取組

〈水産物の消費拡大に向け「さかなの日」の取組を推進〉

四方を海に囲まれている我が国では、四季折々の多種多様な水産物に恵まれ、地域ごとに特色ある料理や加工品といった豊かな魚食文化が形成されてきました。また、我が国では、市場流通をはじめとする流通業の発達により、消費者は高鮮度な水産物が手に入る環境にあります。

しかしながら、我が国の水産物の消費量が長期的に減少傾向にあることから、水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進するため、水産庁では、令和4（2022）年10月から、毎月3～7日を「さかなの日」とし、11月3～7日は「いいさかなの日」として、水産物の消費拡大に向けた活動の強化週間と位置付けています。

水産資源は元来持続可能な資源であり、我が国では水産資源の管理の高度化に取り組んでおり、また、養殖業においても持続可能な生産を推進しています。このため、このように適切に漁獲・生産された魚を選択して食べることは、持続可能な開発目標（SDGs）における持続可能な消費行動であるため、「さかな×サステナ」を「さかなの日」のコンセプトとしています。

令和8（2026）年3月末時点で、「さかなの日」の賛同メンバー数は1,119にのぼり、その業態は、小売、食品加工メーカー、外食、水産関係（漁業者・卸・仲卸・鮮魚店等）、メディア、地方公共団体、水族館、高校・大学等多岐にわたっています。例えば小売店における「さかなの日」に合わせた低・未利用魚を含む国産水産物や認証取得水産物の販売フェアの開催、寿司店等による「さかなの日」限定メニューの提供、食品メーカー等による水産物の健康効果の情報発信、水産卸売市場でのイベント等、水産物消費拡大に向けて、賛同メンバーが主体となった様々な取組を実施しています。また、賛同メンバー同士が連携した取組も広がっ

てきています。例えば、漁業者とお菓子メーカーの連携により、調理の困難さが課題となっているクロダイを使用したスナック菓子の販売が実現しました。

また、「さかなの日」アンバサダーとしてさかなクン、「さかなの日」応援隊として「ハロー！プロジェクト」所属のさかな好きメンバー、「さかなの日」応援団としてサザエさん一家を任命し、さかなのおいしさや魅力、漁業者等による資源管理の取組等に関する情報発信に協働で取り組んでいます。



「さかなの日」アンバサダー さかなクンと
「さかなの日」応援団のサザエさん一家



新体制となった「さかなの日」応援隊

【事例】クロダイのおいしさ認知向上プロジェクト

海洋環境の急激な変化により、漁獲される魚種、時期や海域が変化し、産地では新たな課題が顕在化しています。クロダイもその一つで、海水温の上昇に伴う冬季の活動の活発化や分布域の拡大により、養殖水産物の食害等が問題視されています。一方で、クロダイは西日本では古くから親しまれ、そのおいしさが評価されています。

こうした背景を踏まえ、令和7（2025）年6月、「さかなの日」の取組の一環として、クロダイのおいしさの認知向上と持続的利用を図ることで、結果として食害による漁業被害の軽減にもつなげる「クロダイのおいしさ認知向上プロジェクト」を始動しました。本プロジェクトでは、地方公共団体や漁業関係団体と、「さかなの日」賛同メンバーとをつなぎ、新たな食べ方の提案や販売機会の創出を行いました。

プロジェクト第一弾として、7月に「さかなの日」賛同メンバーである新宿高島屋（株式会社高島屋）で開催されたサステナブルフードイベント『EAT2033』において、岡山県漁連と中島水産株式会社^{なかじま}が連携し、岡山県産クロダイを使用した「岡山海の幸ブラック丼」を提供しました。また、11月の「いいさかなの日」には、提供店舗数を全国に拡大してクロダイのおいしさを消費者に発信しました。

また、親子向け魚食普及イベント「さかな文化祭」では、奥田政行シェフ監修のもと、株式会社ダイショーの調味液を利用したイタリア風南蛮漬けを提供し、幅広い世代にクロダイのおいしさを伝えました。

さらに、商談会への出展を通じて、クロダイの価値に共感した企業から問い合わせもあり、新たな連携の可能性も広がっています。



クロダイのなめろうを使用した
「岡山海の幸ブラック丼」



水産庁「さかなの日」Webサイト：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/sakananohi1137.html>



消費者向け「さかなの日」Web
 サイト：
<https://sakananohi.jp>

〈消費者のニーズに合わせた商品提供や流通効率化の取組〉

水産物の消費拡大には、簡単においしく魚を調理する方法が知られていないこと、魚の調理自体が煩雑であること、下処理やごみ処理等の後処理に時間と手間がかかること等の課題がある中、近年、鮮度の良さや品揃えの多さ、消費者との対面販売により注文に応じて調理を行うことを売りにした特色ある売場づくりを目指す地域のスーパーマーケットや鮮魚店等が注目を浴びています。

水産庁は、調理の手間等の課題に対し、生産、加工、流通、販売の関係者が連携して行う簡便性に優れた商品や提供方法の開発、流通効率化の取組等のマーケットインの発想^{*1}に基づく「売れるものづくり」に向けた取組を支援しています。

これらの取組により、消費者の潜在的な魚食のニーズを掘り起こし、水産物の消費拡大や多様な魚介類の価値向上につながることを期待されます。

〈ぎょしょく教育の重要性〉

水産物への理解を深め、魚食文化を次世代へ継承していくためには、学校給食や課外授業を通じ、幼少期から水産物に親しむ機会を創出することが重要です。学校給食に地場産水産物を利用するに当たっては、価格面や規格、子どもが骨を敬遠する傾向等のいくつかの課題が指摘されています。一方で、地域の水産関係者と学校給食関係者による連携により、これらの課題の解消を図る取組も各地で見られるようになってきました。また、課外授業を活用し、行政や漁業者等が小学校を中心に出前授業を行ったり、地域で水揚げされる水産物を実際にさばく体験を提供したりすることで、「魚食」に加え、魚の生産から消費、地域の水産業や生活文化とのつながり等を総合的に学ぶ「ぎょしょく教育^{*2}」が注目され始めています。

イ 水産物の健康効果

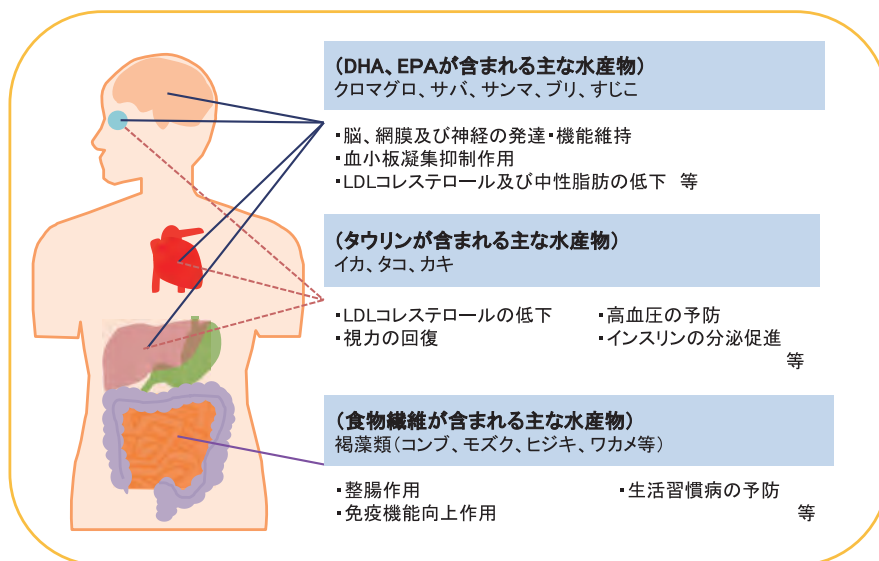
〈水産物の摂取がもたらす効果〉

水産物の摂取と健康との関係については、これまでの研究において、一定の関連性が示唆されています。水産物には、DHAやEPAといった脂肪酸をはじめ、たんぱく質、ミネラル、食物繊維等の栄養成分が含まれており、これらが健康の維持に寄与する可能性があると考えられています（図表1-6）。

*1 消費者や顧客の要求、困りごとを突き止め、それらに応える商品やサービスを提供しようとする考え方（令和2年度水産白書）。

*2 愛媛県愛南町発祥の平仮名で表記する「ぎょしょく」には、「魚触（魚にさわる）」、「魚色（魚の特色）」、「魚職（とる漁業）」、「魚殖（育てる漁業）」、「魚飾（魚の伝統文化）」、「魚植（魚をめぐる環境）」、「魚食（魚の味）」という7つの概念が含まれ、これら一連の学習を経て魚食に到達できるように配慮した教育を「ぎょしょく教育」という。

図表1-6 水産物に含まれる機能性成分の例と期待される効果



資料：各種資料に基づき水産庁で作成

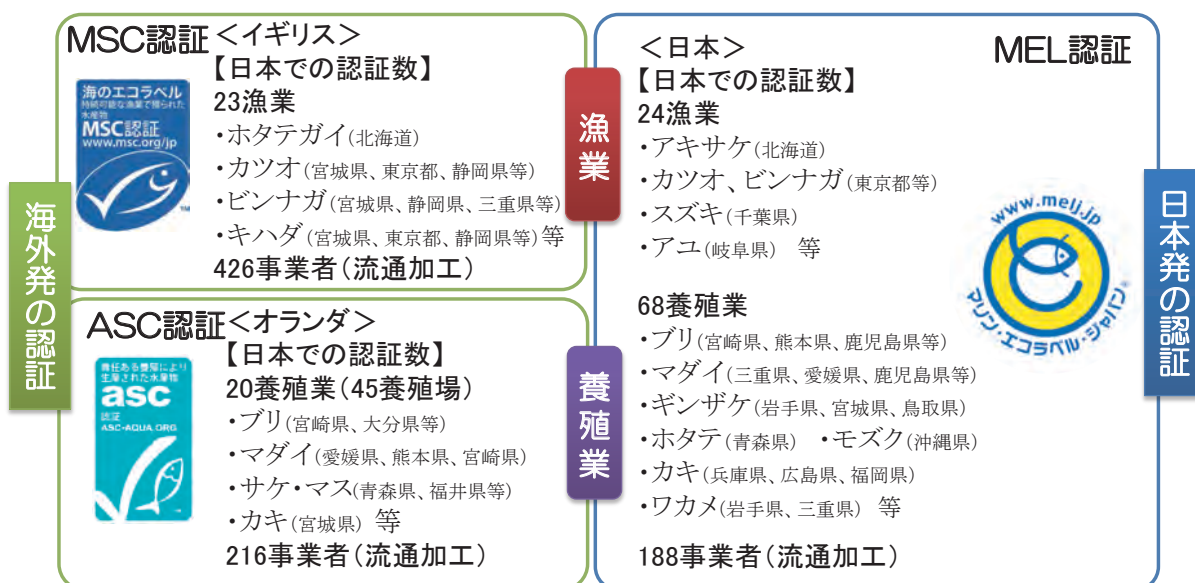
注：栄養成分は分析方法、対象魚種、生息環境等により一定の差異がみられる。

ウ 水産エコラベルの動き

〈水産エコラベルの認証・活用の推進〉

水産エコラベルは、水産資源の持続性や環境に配慮した方法で生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みです。我が国では、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会による漁業と養殖業を対象とした「MEL (Marine Eco - Label Japan)」、英国に本部を置く海洋管理協議会による漁業を対象とした「MSC (Marine Stewardship Council)」、オランダに本部を置く水産養殖管理協議会による養殖業を対象とした「ASC (Aquaculture Stewardship Council)」等の水産エコラベル認証が主に活用されています (図表1-7)。

図表1-7 我が国で主に活用されている水産エコラベル認証



※認証数は令和8(2026)年3月31日時点(水産庁調べ)



水産エコラベルは、国際連合食糧農業機関（FAO）水産委員会が採択した水産エコラベルガイドラインに沿った取組に対する認証を指すものとされています。しかし、世界には様々な水産エコラベルがあることから、水産エコラベルの信頼性確保と普及改善を図るために設立された「世界水産物持続可能性イニシアチブ（GSSI：Global Sustainable Seafood Initiative）」から承認を受けることが、国際的な水産エコラベル認証スキームとして通用するための潮流となっています。世界全体では、令和8（2026）年3月時点で、MSC、ASC、MEL等7種類の水産エコラベル認証スキームがGSSIの承認を受けています*1。我が国の漁業・養殖業の国内生産量に占める水産エコラベルが認証された生産量の割合は、MSCにおいて漁業生産量の17%、ASCで養殖業生産量の1.3%、MELで漁業・養殖業生産量の12%と推計されています*2。水産庁では、引き続き水産エコラベルの認証取得の促進や水産エコラベルの認知度向上のための周知活動を推進していくこととしています。



水産エコラベルの推進について
（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/budget/suishin.html>

（4）水産物貿易の動向

ア 水産物輸入の動向

〈水産物輸入額は2兆1,454億円〉

我が国の水産物輸入量は、国際的な水産物需要の高まりや国内消費の減少等に伴って緩やかな減少傾向で推移してきました。

他方、近年では、大幅な円安の進展や世界的な物価高騰等を受け、冷凍水産物や加工原材料、輸入餌料等の輸入水産物の価格が高騰しており、これらの輸入水産物の価格安定も課題となっています。

令和7（2025）年は、輸入量（製品重量ベース）は前年から3.4%減少の208万tとなり、輸入額は前年から3.8%増加の2兆1,454億円となりました（図表1-8）。

主な輸入先国・地域は中国、チリ、米国となりました。輸入額の上位を占める品目は、サケ・マス類、カツオ・マグロ類、エビ等となっています（図表1-9）。輸入先国・地域は品目に応じて様々であり、サケ・マス類はチリ、ノルウェー等、カツオ・マグロ類は中国、台湾、韓国等、エビはインド、ベトナム、インドネシア等から多く輸入されています（図表1-10）。

*1 ASCは、サーモン、エビのみがGSSI承認の対象。

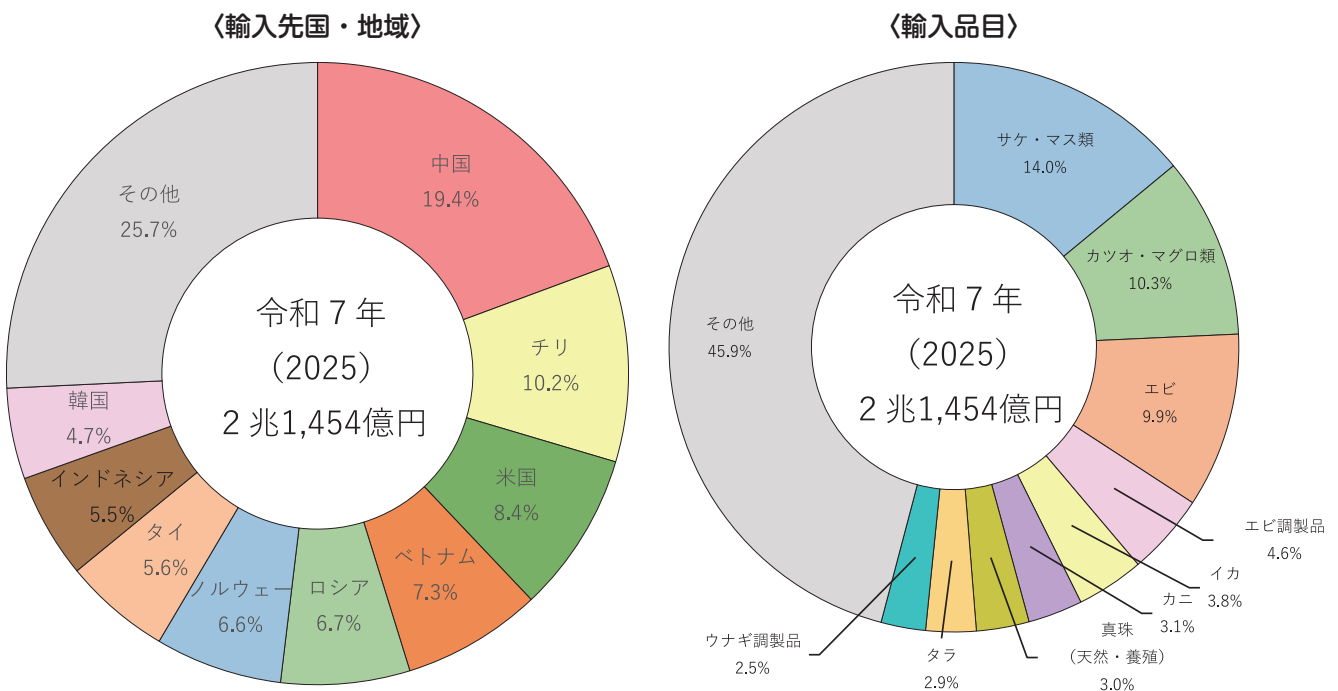
*2 MSCは令和6（2024）年の我が国の漁業生産量に対する令和6（2024）年のMSC取得の漁業生産量推計値の割合、ASCは令和6（2024）年の我が国の養殖業生産量に対する令和6（2024）年のASC取得の養殖業生産量の割合、MELは令和6（2024）年の我が国の漁業・養殖業生産量に対する令和6（2024）年のMEL取得の漁業・養殖業生産量推計値の割合。

図表1-8 我が国の水産物輸入量・輸入額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

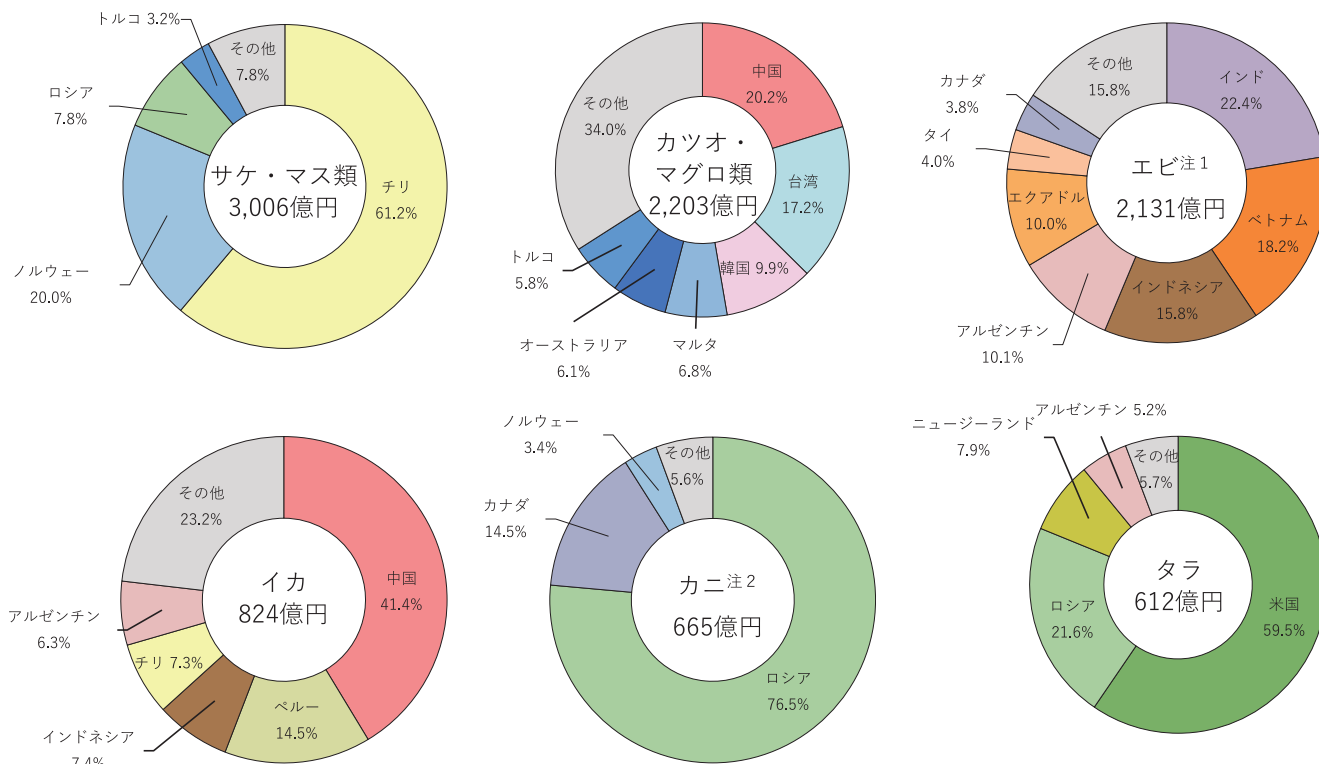
図表1-9 我が国の水産物輸入先国・地域及び品目内訳



資料：財務省「貿易統計」(令和7 (2025) 年)に基づき水産庁で作成



図表1-10 我が国の主な輸入水産物の輸入先国・地域



資料：財務省「貿易統計」（令和7（2025）年）に基づき水産庁で作成
 注：1）エビについては、このほかエビ調製品（990億円）が輸入されている。
 2）カニについては、このほかカニ調製品（85億円）が輸入されている。

イ 水産物輸出の動向

〈水産物輸出額は4,231億円〉

我が国の水産物輸出額は、平成23（2011）年の東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」といいます。）の事故による諸外国・地域の輸入規制の影響等により落ち込んだ後、平成24（2012）年以降は、令和元（2019）年末以降の新型コロナウイルス感染症拡大期も含め、おおむね増加傾向で推移してきました。令和5（2023）年8月のALPS処理水^{*1}の海洋放出開始以降の中国による全都道府県の水産物の輸入停止等により、令和6（2024）年は輸出量、輸出額ともに前年と比べて減少したものの、令和7（2025）年の輸出量は64万t（前年比42.9%増）、輸出額は過去最高の4,231億円（前年比17.2%増）となりました（図表1-11）。

令和7（2025）年の農林水産物・食品の輸出額は1兆7,005億円（うち水産物は24.9%）となり、令和7（2025）年までに輸出額を2兆円にする政府の目標の達成には至らなかったものの、13年連続で過去最高を更新しました。輸出重点品目^{*2}ごとに設定されている輸出額目標に対して、水産物では、ホタテガイ、真珠、錦鯉の3品目で目標額を達成しました。

令和7（2025）年における我が国の水産物の主な輸出先国・地域は、輸出額の多い順に香港、米国、ベトナムとなりました。

香港は、真珠やホタテガイ加工品等の一大輸出先として、輸出額は855億円（前年比3.1%減）

*1 ALPS処理水については、第6章を参照。

*2 日本の強みが生かせる輸出重点品目として、水産物ではブリ、タイ、ホタテガイ・ホタテガイ加工品、カキ・カキ加工品、真珠及び錦鯉の6品目が選定。

となり、3年連続で輸出額第1位となりました。

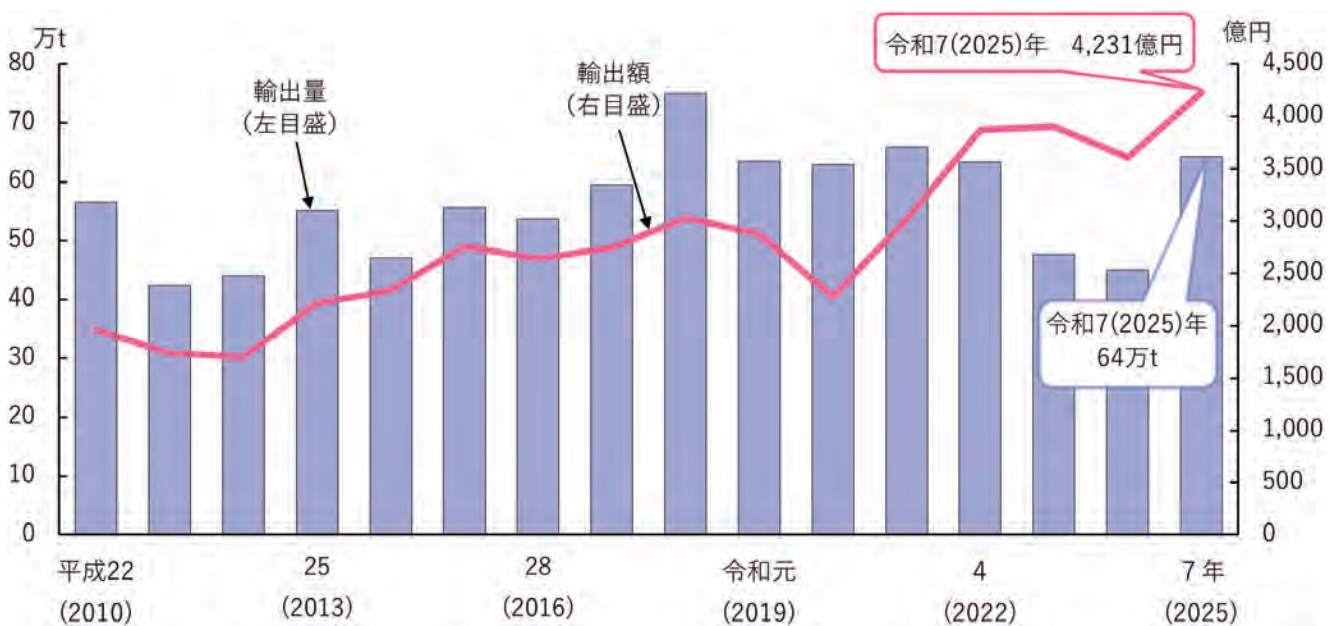
米国は、令和7（2025）年4月に世界各国に対する相互関税の導入を発表し、同月5日からほぼ全ての国・地域に最低税率として、既存の関税率に加えて10%の関税を課しました。その後、日米間で交渉を行った結果、8月7日から、既存の関税率が15%未満のものは既存の関税率を含めて15%の関税率が、15%以上のものには相互関税は課されず既存の関税率が適用されることになりました*1。水産物*2に対しても上記の関税措置が講じられましたが、米国向け輸出額はブリを中心に伸長し、827億円（前年比11.6%増）となりました。

ベトナムは、ホタテガイやカツオ・マグロ、イワシ等を中心に、加工拠点としての輸出が拡大し、輸出額は493億円（前年比45.3%増）となりました。

品目別では、輸出額の多い順にホタテガイ、ブリ、真珠となり、輸出重点品目が上位3品目を占めました（図表1-12）（図表1-13）。

令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（うち水産物は1.1兆円）に拡大する目標に向け、政府としては、引き続き水産物・水産加工品の輸出促進に取り組んでいきます。

図表1-11 我が国の水産物輸出量・輸出額の推移



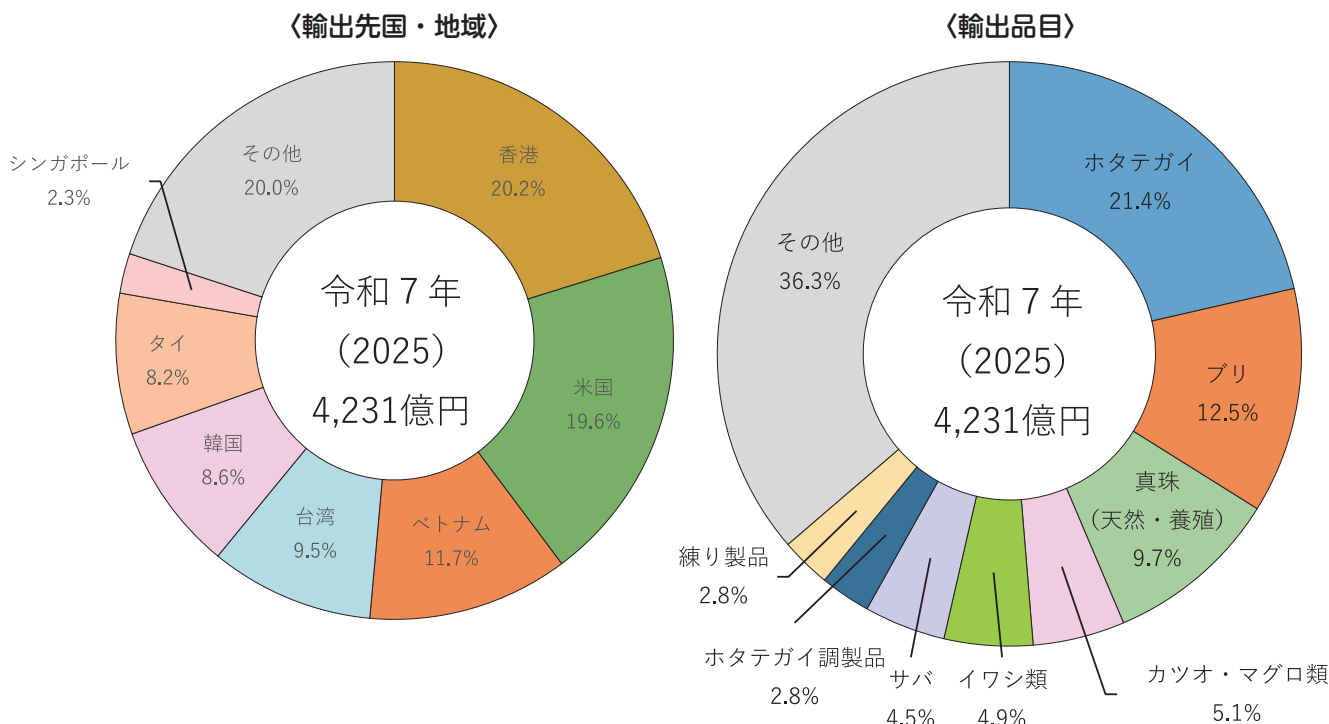
資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

*1 令和8（2026）年2月20日（米国時間）に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税（相互関税等）は米国の連邦最高裁判所により違法・無効と判断され、これに基づく関税措置は停止された。同日（米国時間）、米国政府は米国に輸入される物品に対し、1974年通商法第122条に基づく10%の暫定輸入関税を課す大統領布告を発表。

*2 一部の海藻製品を除く。

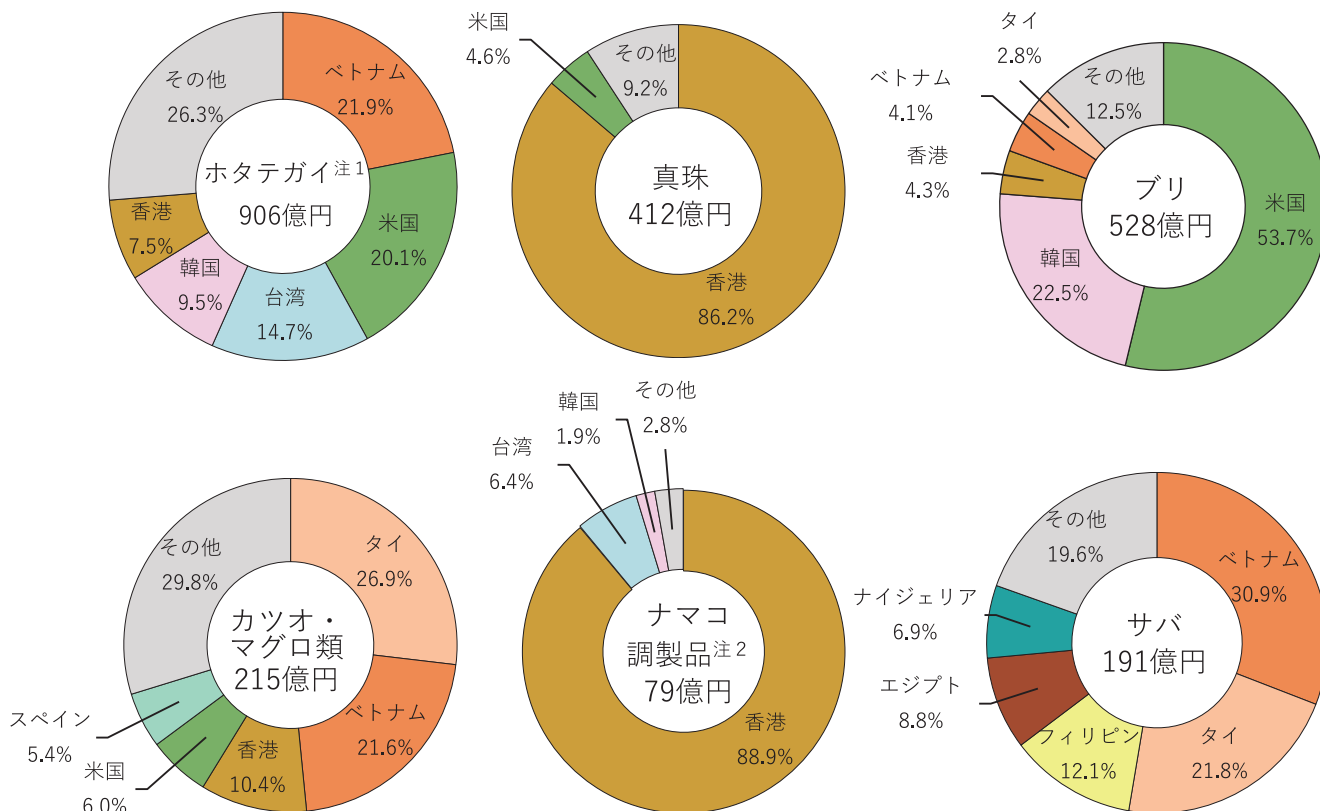


図表1-12 我が国の水産物輸出先国・地域及び品目内訳



資料：財務省「貿易統計」（令和7（2025）年）に基づき水産庁で作成

図表1-13 我が国の主な輸出水産物の輸出先国・地域



資料：財務省「貿易統計」（令和7（2025）年）に基づき水産庁で作成

注：1) ホタテガイについては、このほかホタテガイ調製品（118億円）が輸出されている。

2) ナマコについては、このほかナマコ（調製品以外）（15億円）が輸出されている。

ウ 水産物輸出の拡大に向けた取組

〈水産物の輸出拡大の基本的な考え方〉

国内の水産物市場が縮小する一方で、世界の水産物市場はアジアを中心に拡大していることから、我が国の漁業者等の所得向上を図り、水産業が持続的に発展していくためには、水産物の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得していくことが不可欠です。

このため、政府では、農林水産物・食品の輸出を拡大すべく、様々な取組を推進しています。

〈令和7（2025）年5月に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を改訂〉

令和7（2025）年4月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、「輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化」を政策の柱に位置付け、その実現に向けて、令和12（2030）年までに、①農林水産物・食品の輸出額5兆円（うち水産物は1.1兆円）に加え、②食品産業の海外展開による収益額3兆円、③インバウンドによる食関連消費額4.5兆円の目標を設定しました。

また、これらの目標の達成に向けて施策の具体化を図るため、令和7（2025）年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を全面的に改訂し、日本の強みを生かせる輸出重点品目として、水産物では、カキ・カキ加工品、ホタテガイ加工品を新たに追加しました。これにより、令和7（2025）年度末時点で、水産物では、ブリ、タイ、ホタテガイ・ホタテガイ加工品、カキ・カキ加工品、真珠及び錦鯉の6品目が輸出重点品目に選定されています。

〈認定農林水産物・食品輸出促進団体による輸出重点品目の輸出拡大に向けた取組〉

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律^{*1}に基づき、輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請により、国が品目団体として認定しています。品目団体は、市場調査やジャパンプランドによる共同プロモーションといった個々の産地・事業者では取り組む負担が大きい活動を担い、業界全体での輸出拡大に取り組んでいます。水産物については、令和7（2025）年度末時点で、水産物の輸出重点品目の6品目のうち5品目で4団体が認定されています。

〈農林水産物・食品輸出プロジェクト等により生産者等の輸出の取組を支援〉

農林水産省は、農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の育成や支援を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」を推進しており、専門家による輸出診断、マッチング等を実施しています。また、輸出の熟度・規模が多様化していることから、輸出事業者のレベルに応じたサポートが行われています。

さらに、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた大規模な輸出産地形成の取組等を進めています。特に、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組む、輸出取組の手本となる産地はフラッグシップ輸出産地として認定しています。水産物については、令和7（2025）年12月に第3回フラッグシップ輸出産地として4産地^{*2}が追加認定され、16産地となりました。

*1 令和元年法律第57号

*2 株式会社山神（青森県）、クニヒロ株式会社（広島県）、日本石花と仲間たち（神奈川県等）、尾道海産株式会社（広島県）



くわえて、輸出にチャレンジする事業者の資金面からの支援として、株式会社日本政策金融公庫による農林水産物・食品輸出基盤強化資金や、税制上の特例（輸出事業用資産の割増償却）を措置しているほか、輸出先国・地域の衛生基準等に適合した水産加工施設等の整備や、輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港における高度な衛生管理体制の構築に係る支援、また、電子媒体による輸出証明書の発行等の輸出を円滑化するための環境整備を行っています。

〈海外におけるプロモーション等の取組を支援〉

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）では、輸出セミナーの開催、輸出関連制度・マーケット情報の提供、相談対応等の輸出事業者等へのサポートとともに、海外見本市への出展支援、国内外での商談会開催によるビジネスマッチング支援等、輸出促進に取り組む国内事業者への総合的な支援を実施しています。また、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）では、海外市場分析に基づく現地での戦略的プロモーションや日本食・食文化の魅力発信を行っており、品目団体等と連携した取組等を強化しています。特に水産物については、JAPANESE SEAFOODの統一ロゴを用いたブランディングや個別魚種の価値を訴求すると同時に、喫食方法の提案による需要喚起を図る等の取組を実施しました。

さらに、米国や香港等の主要な輸出先国・地域において、輸出事業者等を包括的・専門的・継続的に支援するため、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主要な構成員とする輸出支援プラットフォームを設置しています。

くわえて、海外現地において食品の流通・加工等に係る設備投資等を行う場合の案件形成への支援等を行うとともに、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法^{*1}に基づき、輸出に取り組む事業者に投資する民間の投資主体への資金供給の促進に取り組んでいます。

*1 平成14年法律第52号

第2章

我が国の水産業をめぐる動き



(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

〈漁業・養殖業の生産量及び生産額は減少〉

我が国の漁業・養殖業生産量は、緩やかな減少傾向が続いており、その要因として、海洋環境の変化や水産資源の減少等が指摘されています。令和6（2024）年は、前年から約19万t（約5％）減少し、約364万tとなりました（図表2-1）。

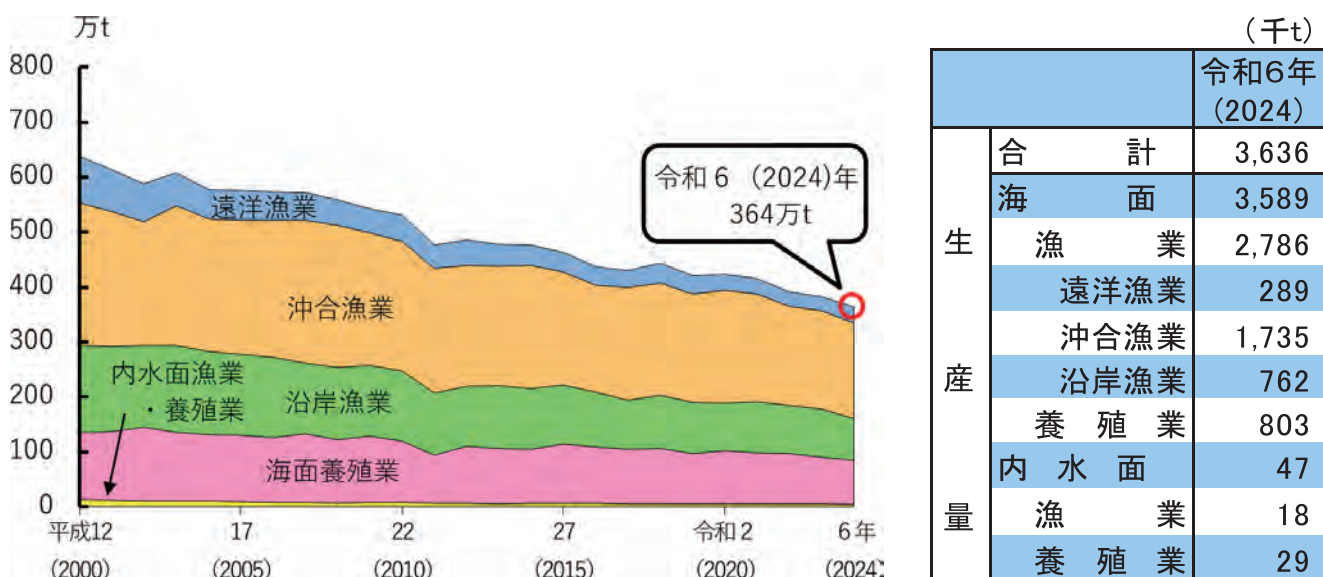
このうち、海面漁業の漁獲量は、前年から約14万t（約5％）減少し、約279万tでした。魚種別では、カツオ等が増加し、マイワシ、ウルメイワシ等が減少しました。他方、海面養殖業の収穫量は約80万tで、前年から約5万t（約6％）減少しました。これは、ホタテガイ、ワカメ類等が減少したことによります。また、内水面漁業・養殖業の生産量は、約5万tで、前年から約5千t（約9％）減少しました。

令和6（2024）年の我が国の漁業・養殖業の生産額は、前年から約541億円（約3％）減少し、約1兆6,297億円となりました（図表2-2）。このうち、海面漁業の生産額は約8,915億円で、前年から約604億円（約6％）減少しました。この要因としては、イワシ類（シラス等）において、漁獲量が減少し、価格も前年の高値から低下したこと、マグロ類の漁獲量が減少したこと等が影響したと考えられます。

海面養殖業の生産額は約6,077億円で、前年から約121億円（約2％）増加しました。この要因としては、ノリ類において、令和4（2022）年の秋から続く国内の不作に伴う価格の上昇や、クロマグロの収穫量が増加したこと等によるものと考えられます。

内水面漁業・養殖業の生産額は約1,305億円で、前年から約58億円（約4％）の減少となりました。

図表2-1 漁業・養殖業の生産量の推移

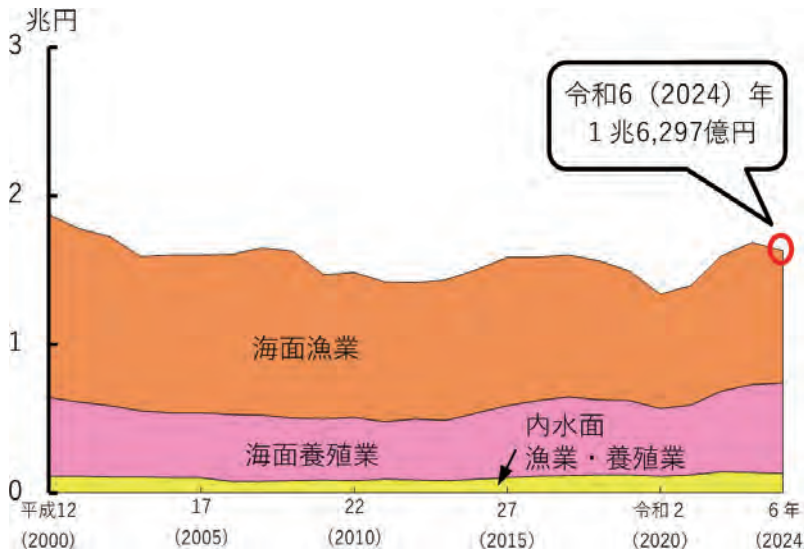


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」について、平成18（2006）年までは、動力漁船のトン数等を基準に区分しており、平成19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値となっている。平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。



図表2-2 漁業・養殖業の生産額の推移



		(億円)
		令和6年 (2024)
生 産 額	合計	16,297
	海面	14,992
	漁業	8,915
	養殖業	6,077
	内水面	1,305
	漁業 養殖業	1,163

資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

〈漁業・養殖業の生産額の約44%を養殖が占める〉

令和6（2024）年の我が国の養殖業による収穫量は約83万tであり、内訳は特集においても述べたとおりですが、養殖業による生産額は、漁業・養殖業の生産額のうち約44%を占める約7,240億円となっています。このうち、海面魚類が約3,284億円、海面貝類が約1,174億円、海面藻類が約1,518億円となっています。内水面は、ウナギ、マス類、アユ、錦鯉を中心に約1,163億円となっています。

(2) 漁業の経営の動向

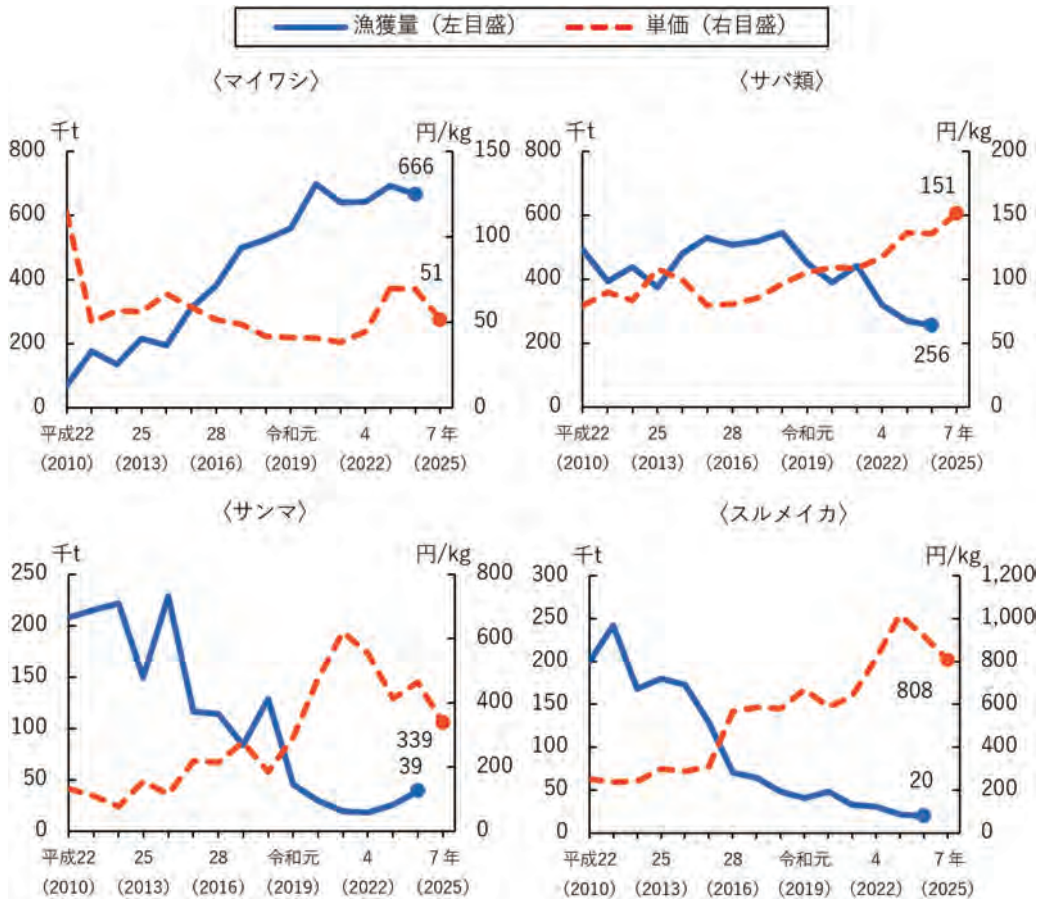
ア 水産物の産地価格の推移や漁船漁業の動向

〈太平洋側での不漁が続くサバ等は高値〉

水産物の価格は、資源の変動や気象状況等による各魚種の生産状況、国内外の需要の動向等、様々な要因の影響を複合的に受けて変動します。

特に、マイワシ、サバ類、サンマ等の多獲性魚種の価格は、漁獲量の変化に伴って大きく変化し、近年は、太平洋側での不漁が続いているサバ等は高値で推移しています（図表2-3）。

図表2-3 主な魚種の漁獲量と主要産地における価格の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（漁獲量）及び水産庁「水産物流通調査」（平成22（2010）～令和7（2025）年）（単価）に基づき水産庁で作成
 注：単価は、平成22（2010）及び28（2016）年は208漁港、平成23（2011）、26（2014）及び29（2017）年は210漁港、平成24（2012）～25（2013）年は211漁港、平成27（2015）及び30（2018）～令和2（2020）年は209漁港、令和3（2021）～6（2024）年は147漁港、令和7（2025）年は48漁港の平均価格。

〈10トン未満の漁船では船齢20年以上の船が全体の約85%〉

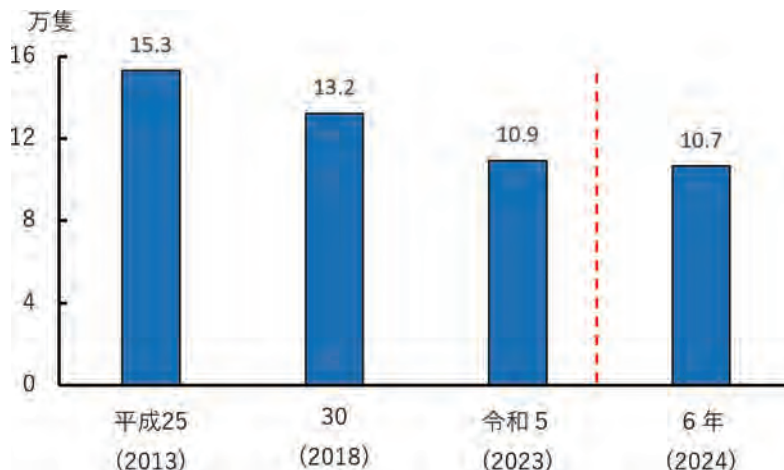
我が国の漁業で使用される漁船について、漁船隻数は減少傾向にあり、令和6（2024）年は前年から約0.3万隻減少し、約10.7万隻となっています（図表2-4）。

また、我が国の漁業で使用される漁船については、引き続き高船齢化が進んでいます。令和8（2026）年に大臣許可漁業の許可を受けている漁船では、船齢20年以上の船が全体の約56%、30年以上の船が全体の約30%を占めています（図表2-5）。また、令和6（2024）年度に漁船保険に加入していた10トン未満の漁船では、船齢20年以上の船が全体の約85%を、30年以上の船が全体の約65%を占めています（図表2-6）。

漁船は漁業の基幹的な生産設備ですが、高船齢化が進んで設備の能力が低下すると安全性の確保に問題が生じる可能性が高くなる上に、操業の効率を低下させ、漁業の収益性を悪化させるおそれがあります。そのため、水産庁では、収益性向上に必要な漁船等のリース方式での導入に対して、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）により支援を行うとともに、高性能漁船の導入等により収益性の高い操業体制への転換を目指すモデル的な取組等に対して、漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業事業）により支援を行っています。



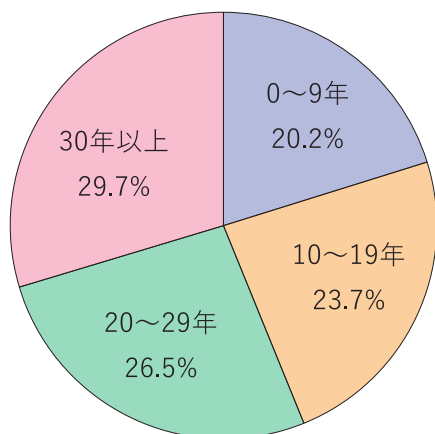
図表2-4 漁船の隻数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）及び「漁業構造動態調査」（令和6（2024）年）

注：漁船とは、調査日（各年11月1日）時点で保有しており、過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

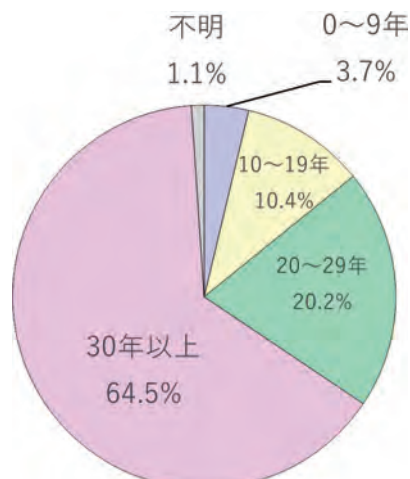
図表2-5 大臣許可漁業許可船の船齢の割合



資料：水産庁調べ（令和8（2026）年）

注：1) 大中型まき網漁業については、魚探船、灯船及び運搬船を含む。
2) 1月1日時点。

図表2-6 10トン未満の漁船の船齢の割合



資料：日本漁船保険組合調べに基づき水産庁で作成（令和6（2024）年度）

〈燃油価格は高値水準で、かつ、不安定な動き〉

燃油費は、漁労支出の中で相当程度の比重を占める経費であり、燃油の価格動向は、漁業経営に大きな影響を与えます。漁業者が主に使用しているA重油価格は、近年、国内の物価高や為替相場の変動等様々な要因により高値水準で推移する動きを見せています（図表2-7）。さらに、令和8（2026）年2月末からの中東情勢による影響等により、不安定な動きを見せています。

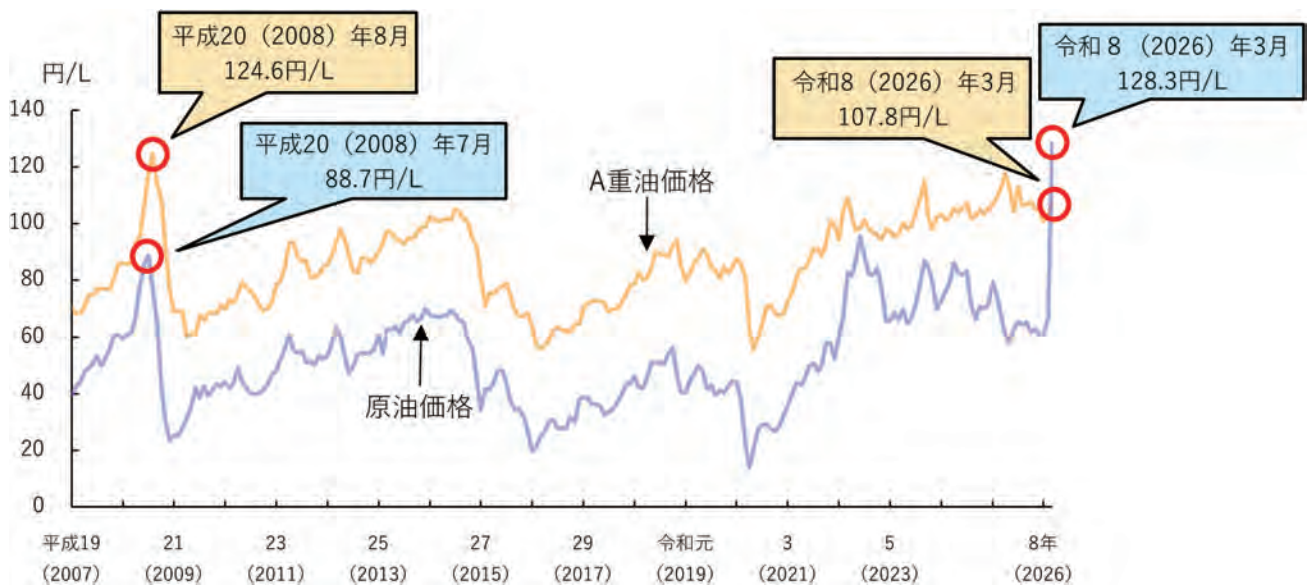
政府は、イラン情勢を受け、関係行政機関の緊密な連携の下、中東情勢に関する情報の収集・共有・提供を適切に行うとともに、中東地域の航行の安全、エネルギーの安定供給等の確保を図るため、中東情勢に関する関係閣僚会議を開催しました。農林水産省では、燃料油や石油製品等の供給について、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて相談窓口を設置

し、事業者の皆様からの情報を受け付けています。

また、燃油価格の高騰に対し、水産庁は、燃油価格が変動しやすいこと及び漁業経営に与える影響が大きいことを踏まえ、漁業者と国があらかじめ積立てを行い、燃油価格が一定の基準以上に上昇した際に積立金から補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業及び漁業者への省エネルギー機器の導入支援により、燃油価格高騰の際の漁業経営への影響の緩和を図っています。

令和7（2025）年12月には、基金への国費の積み増しを行うため、令和7（2025）年度補正予算において、漁業経営セーフティーネット構築事業に232億円を措置しました。

図表2-7 燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

イ 所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」

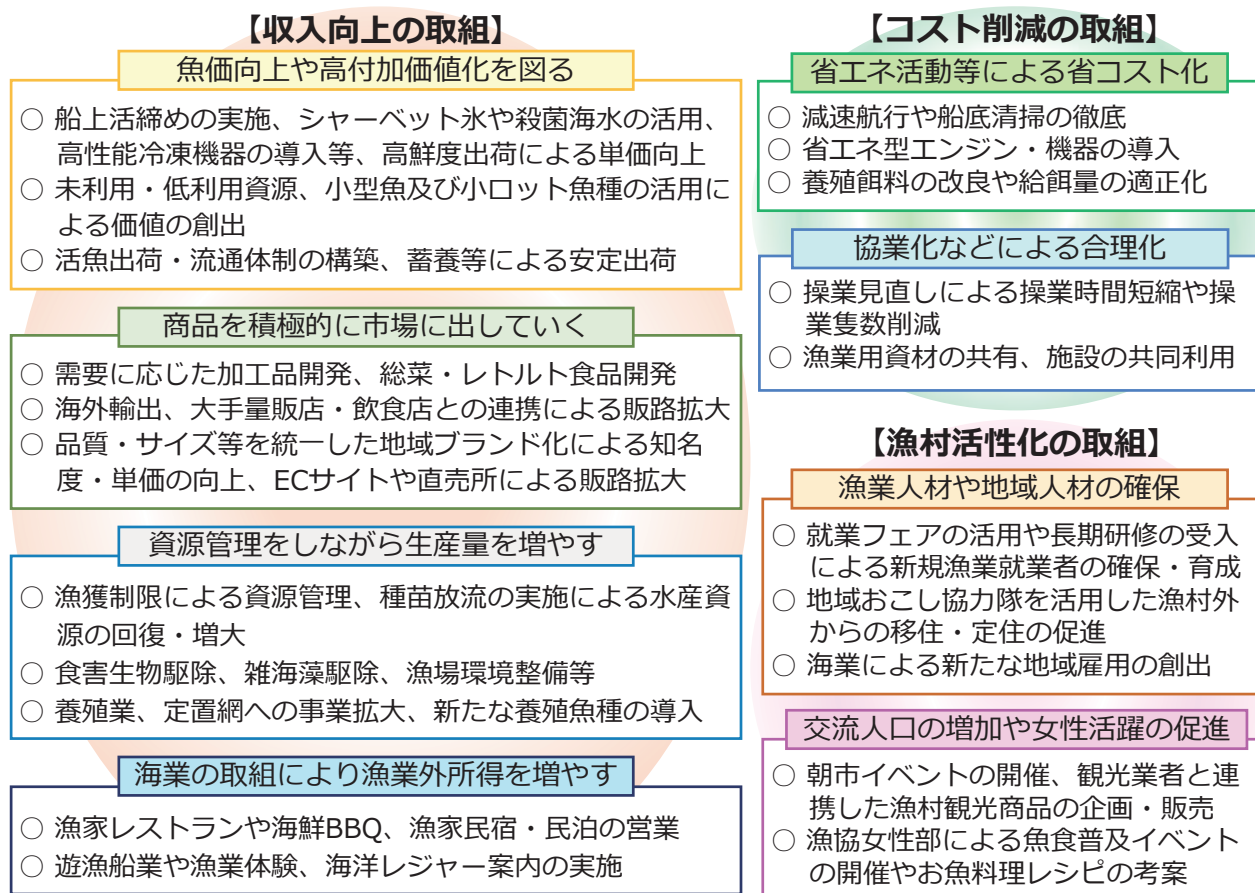
〈全国で566地区が浜の活力再生プランの取組を実施〉

多様な漁法により多様な魚介類を対象とした漁業が営まれている我が国では、漁業の振興のための課題は地域や経営体によって様々です。このため、各地域や経営体が抱える課題に適切に対応していくためには、トップダウンによる画一的な方策によるのではなく、地域の漁業者自らが地域ごとの実情に即した具体的な解決策を考えて合意形成を図っていくことが必要です。このため、水産庁では、平成25（2013）年度より、漁村地域の活性化を図る方策として、各漁村地域の漁業者の所得を5年間で10%以上向上させることを目標に、地域の漁業や漁村の課題を漁業者自らが地方公共団体等とともに考え、地域ごとに解決策を取りまとめて実施する「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」といいます。）を推進しています。水産庁の承認を受けた浜プランに盛り込まれた浜の取組は、関連施策の実施の際に優先的に採択される等、目標の達成に向けた支援が集中して行われる仕組みとなっています。

令和7（2025）年度末時点で、全国で566地区の浜プランが、水産庁の承認を受け各取組を実施しており、その内容は、地域ブランドの確立や消費者ニーズに沿った加工品の開発等により付加価値の向上を図るもの、輸出体制の強化を図るもの、観光連携を強化するもの等、各地域の強みや課題により多様なものとなっています（図表2-8）。



図表2-8 浜の活力再生プランの取組内容の例



これまでの浜プランの取組状況を見てみると、令和6（2024）年度に浜プランを実施した地区のうち、約52%の地区は所得目標を上回りました。所得の増減の背景は地区ごとに様々ですが、効果があった取組として、活締め等による魚価向上に向けた取組や、種苗放流等の販売量増大に向けた取組等が挙げられます。一方で、効果が認められなかった取組については、その要因として海水温の上昇等の海洋環境の変化による生産量の減少や、燃油価格や資材価格の高騰等が挙げられます。

また、平成27（2015）年度からは、より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」（以下「広域浜プラン」といいます。）も推進しています。広域浜プランには、浜プランに取り組む地域を含む複数の地域が連携し、それぞれの地域が有する産地市場、加工・冷凍施設等の集約・再整備や施設の再編に伴って空いた漁港内の水面を増養殖や蓄養向けに転換する浜の機能再編の取組、広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置付けられた者が、競争力強化を実践するために必要な漁船をリース方式により円滑に導入する取組等が盛り込まれ、これらの取組に対し支援を行っています。令和7（2025）年度末までに、全国で147件の広域浜プランが策定・実施されています。

今後とも、これら浜プラン・広域浜プランの枠組みに基づき、各地域の漁業者が自律的・主体的にそれぞれの課題に取り組むことにより、漁業者の所得の向上や漁村の活性化につながることを期待されます。



浜の活力を取り戻そう(水産庁)：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html>

【事例】浜の活力再生プラン優良事例

赤須賀地域水産業再生委員会（三重県桑名市）

赤須賀地区では、赤須賀漁協及び桑名市で構成される地域水産業再生委員会が、平成29（2017）年度から浜プランを策定し、漁業者の所得向上を目指した取組を実施しています。

主に、小型機船底びき網漁業が営まれている当該地区では、漁場である木曾三川河口域の環境変化により、ハマグリ・ヤマトシジミの漁獲量が低迷したことから、関係者一丸で種苗放流や漁場環境の調査等、多角的な資源管理を実施し、水揚量の増加が図られました。

赤須賀漁協における水揚量増加のほか、他産地との競合、漁獲時期が要因の単価下落にも対応するため、ハマグリについては、「桑名のはまぐり」として三重ブランドの認定を受け、地元特産品としての認知度向上、市内の食堂「はまかぜ」で地元産ハマグリを使ったハマグリ丼等の独自メニューの提供による需要拡大の取組を行っています。ヤマトシジミについては、夏季の値崩れを防ぐため、漁協の買い支えと冷凍加工による出荷調整に取り組み、平均単価の底上げを行っています。

また、地元特産品を活かしたイベントとして、赤須賀漁業まつり等を実施し、地域の漁業を地元住民や観光客向けにPRすることで、地域の活性化と漁業への理解推進を行っています。

特に、地域の主要な漁獲物であるヤマトシジミにおいては、令和3（2021）年度にこれまでの漁獲量から大幅な減少となる大不漁となりましたが、漁獲サイズ制限を引き上げ、資源保護の強化を行いました。このことによって、これまで需要があった小サイズの出荷を止めることとなりましたが、組合長を中心に仲買人等関係者の合意を得る等、実効性のある資源管理に取り組むことで漁獲量は順調に回復傾向にあります。

今後の展望としては、ブランド化等で知名度があるハマグリと比較し、ヤマトシジミは認知度が低いことから、消費者の顔が見えるイベント等での直接販売の機会等を通して、消費者へ資源管理の取組を周知し、安心して購入できる仕組みづくりと知名度向上に取り組む計画としています。

なお、本取組は、「令和7年度浜の活力再生プラン優良事例表彰」において、農林水産大臣賞を受賞しています。



独自メニューのハマグリ丼

冷凍シジミ



漁場環境調査（上）と
ハマグリの子苗放流（下）

赤須賀漁業まつり

干潟観察会

（提供：赤須賀地域水産業再生委員会）



(3) 漁業の就業者をめぐる動向

ア 漁業就業者の動向

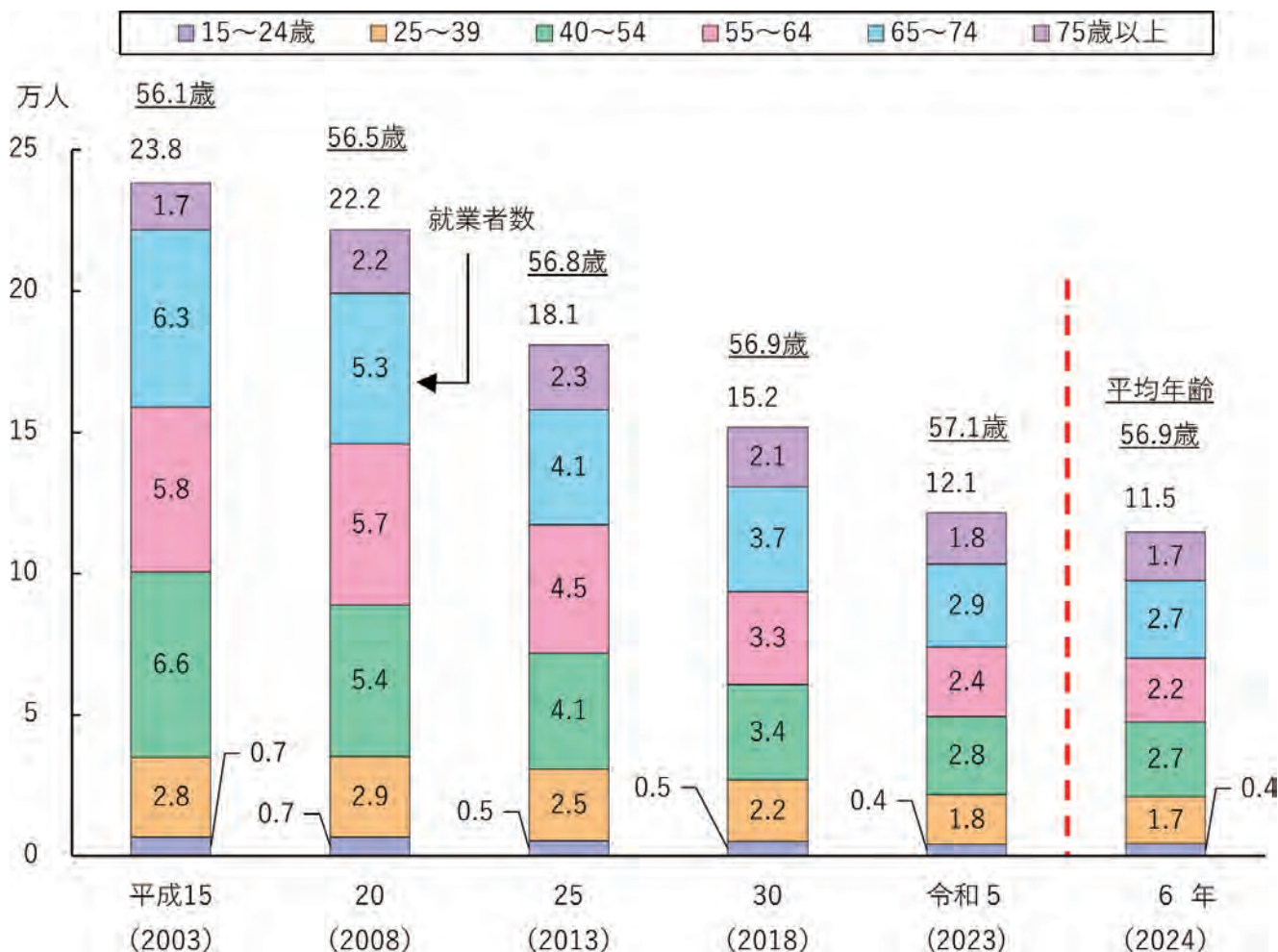
〈漁業就業者数は11万4,820人〉

我が国の漁業就業者数は一貫して減少傾向にあり、令和6（2024）年の我が国の漁業就業者数は、前年から5.4%減少し、11万4,820人となっています（図表2-9）。

漁業就業者数の総数が減少する中で、近年の新規漁業就業者数はおおむね1,700人程度で推移しています。令和6（2024）年度は1,754人となり、前年度の1,733人から1.2%増加しました（図表2-10）。新規漁業就業者数のうち、39歳以下の割合は約6~7割で推移し若い世代の参入が多く占める傾向が続いています。

新規漁業就業者数について就業形態別に見ると、雇用就業者数は令和6（2024）年度が1,071人であり、前年度の1,150人に比べ6.9%減少しました。他方、独立・自営を目指す新規就業者は令和6（2024）年度が591人であり、前年度の576人に比べ2.6%増加しました。

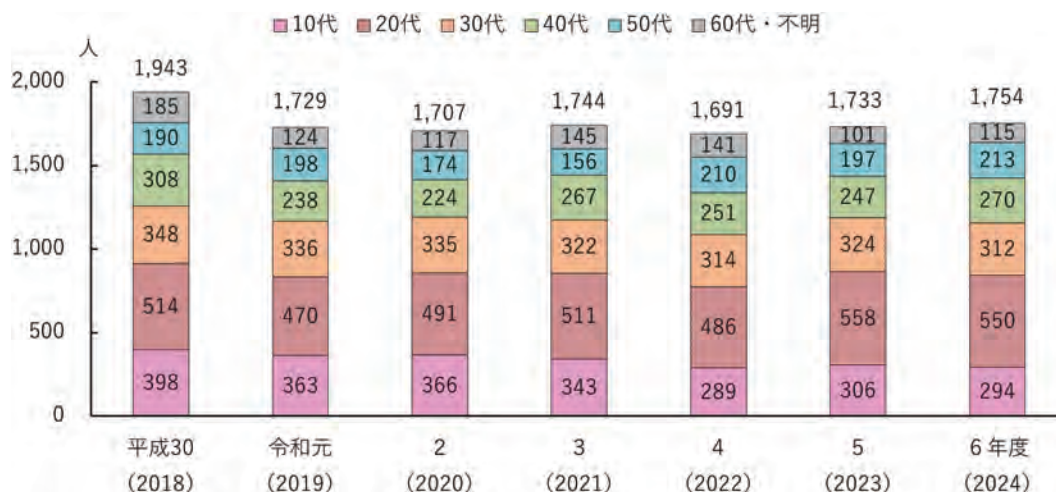
図表2-9 漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）及び「漁業構造動態調査」（令和6（2024）年）

- 注：1) 「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
- 2) 平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。
- 3) 平均年齢は、「漁業センサス」及び「漁業構造動態調査」より各階層の中位数（75歳以上の階層については80を使用。）を用いた推計値。

図表2-10 新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計



漁業就労の情報提供Webサイト
「漁師.jp」(一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター)：
<https://ryoushi.jp>

イ 漁業における海技士の確保・育成

〈漁業における海技士の不足等に対し早期の資格取得の取組を支援〉

20トン以上の船舶で漁業を営む場合は、漁船の航行の安全性を確保するため、それぞれの漁船の総トン数等に応じて、船長、機関長、通信長等として乗り組むために必要な海技資格の種別や人数が定められています。

海技資格を取得するためには国土交通大臣が行う海技士国家試験に合格する必要がありますが、航海期間が長期にわたる遠洋漁業においては、乗組員がより上級の海技資格を取得する機会を得にくいという実態があります。また、就業に対する意識や進路等が多様化する中で、水産高校等の卒業生が必ずしも漁業に就業するわけではなく、これまで地縁や血縁等による採用が主であったことと相まって、漁業における海技士の高齢化と不足が深刻化しています。

海技士の確保と育成は我が国の沖合・遠洋漁業の喫緊の課題であることから、関係団体等では、必要な人材を確保できないために操業を見合わせざるを得ないことがないよう、漁業就業相談会や水産高校等への積極的な働きかけを通じて乗組員を募るとともに、乗船時における海技資格の取得を目指した計画的研修の取組や免許取得費用の助成を行っています。

また、政府は、水産高校卒業生を対象とした4級及び5級海技士養成のための履修コースを水産大学校に設置し、海技士試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる取組を行っており、これにより、水産高校卒業生の早期の海技資格の取得を支援しています。



ウ 女性の活躍の推進

〈漁業・漁村における女性の一層の活躍を推進〉

女性の活躍の推進は、漁業・漁村の課題の一つです。海上での長時間にわたる肉体労働が大きな部分を占める漁業においては、就業者に占める女性の割合は約10%となっていますが、漁獲物の仕分けや選別、カキの殻むきといった水揚げ後の陸上作業では約34%、漁獲物の主要な需要先である水産加工業では約58%を占めており^{*1}、女性がより大きな役割を果たしています。このように、漁業・養殖業では男性による海上での活動がクローズアップされがちですが、女性の力は水産業に必要不可欠な存在となっています。

一方、女性が漁業経営や漁村において重要な意思決定に参画する機会は、未だ限定的です。例えば、令和6（2024）年の全国の漁協における正組合員に占める女性の割合は5.7%となっています。また、漁協の女性役員は、全体の0.5%にとどまっています（図表2-11）。

図表2-11 漁協の正組合員及び役員に占める女性の割合

	女性正組合員数	女性役員数
平成24年 (2012)	9,436人 (5.6%)	37人 (0.4%)
25 (2013)	8,363人 (5.4%)	44人 (0.5%)
26 (2014)	8,077人 (5.4%)	44人 (0.5%)
27 (2015)	8,071人 (5.6%)	50人 (0.5%)
28 (2016)	7,971人 (5.7%)	50人 (0.5%)
29 (2017)	7,679人 (5.7%)	51人 (0.5%)
30 (2018)	7,158人 (5.5%)	47人 (0.5%)
令和元 (2019)	7,164人 (5.7%)	38人 (0.4%)
2 (2020)	6,296人 (5.3%)	39人 (0.5%)
3 (2021)	6,071人 (5.4%)	41人 (0.5%)
4 (2022)	5,615人 (5.3%)	42人 (0.5%)
5 (2023)	5,672人 (5.5%)	35人 (0.4%)
6 (2024)	5,593人 (5.7%)	42人 (0.5%)

資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

*1 農林水産省「2023年漁業センサス」

令和8（2026）年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」においては、農山漁村における地域の意思決定過程への女性の参画の拡大を図ることや、漁村の女性グループが行う起業的な取組等を支援すること等によって女性の経済的地位の向上を図ること等が盛り込まれているほか、水産業協同組合法^{*1}において、漁協は、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされています。

漁業・漁村において女性の一層の活躍を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を変革し、家庭内労働を男女が分担していくことや、漁業者の家族以外でも広く漁村で働く女性の活躍の場を増やすこと、さらには、保育所の充実等により女性の社会生活と家庭生活を両立するための支援を充実させていくことが重要です。このため、水産庁では、水産物を用いた特産品の開発、消費拡大を目指すイベントの開催、直売所や食堂の経営等、漁村コミュニティにおける女性の様々な活動を推進するとともに、子供待機室や調理実習室等、女性の活動を支援する拠点となる施設の整備を支援しています。

また、平成30（2018）年から活動している「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」は、水産業に従事する女性の知恵と多様な企業等の技術、ノウハウを結び付け、新たな価値を生み出し、情報を社会に広く発信することで水産業に携わる女性の存在感と水産業の魅力を向上させるとともに、女性にとって働きやすい水産業の現場改革を後押しすることを目指しています。これまでも、同プロジェクトのメンバーによる講演や企業等と連携したイベントへの参加等の活動が行われています。このような様々な活動や情報発信を通じ、女性にとって働きやすい水産業の現場改革及び女性の仕事選びの対象としての水産業の魅力向上につながる事が期待されます。

【事例】海の宝！水産女子の元気プロジェクトの活動紹介

「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」では、水産庁が事務局となり、全国にいる水産に関わる多様な業種・幅広い年齢層の女性が145名、また本活動に賛同する企業が12社、本プロジェクトに参加しています（令和8（2026）年3月現在）。

①全国の水産女子メンバーとの交流を通して、水産業界における女性のつながりを強化すること②講演活動やイベントへの参加で、女性も活躍できる水産業界について伝えること③参画企業との連携により女性目線での商品等を創ること、により「水産業」全体の魅力向上に努めています。

令和7（2025）年6月には、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」といいます。）におけるイベント「RELAY THE FOOD～未来につなぐ食と風土～」の一環として、万博会場内にあるポップアップステージにて「水産女子と学ぶ！水産業の魅力」と題して、4名の水産女子メンバーによる各自の取組について講演を行いました。

また、令和7（2025）年8月には、第27回ジャパンインターナショナルシーフードショーにて水産女子セミナーを開催しました。セミナーでは「可能性の扉をひらく、ジェンダーギャップ解消とウエルビーイング」をテーマとした講演の後、3名の水産女子メンバーと「水産業における女性活躍の在り方と今後」についてパネルディスカッションを行いました。登壇した水産女子メンバーは「売れるものを作るには男女の垣根を越えて、みんなの視点が必要」、「女性にとって働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場」などと話しました。

令和8（2026）年1月には、第9回水産女子プロジェクト推進会議を開催し、水産女子メンバー

*1 昭和23年法律第242号



のほか、参画企業の方々や農林水産副大臣が参加しました。本会議では水産女子メンバー4、5人で構成されたグループによる活動報告を行ったほか、グループごとに分かれて意見交換を行い、新たな課題の発見や今後の活動目標の設定等に取り組みました。

今後もこれらの活動を続けていくことにより、自らの意欲と能力を発揮して前向きに取り組む女性を応援していきます。



大阪・関西万博



第9回水産女子プロジェクト推進会議



「海の宝! 水産女子の元気プロジェクト」について (水産庁):
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/suisanjoshi/181213.html>

エ 水福連携の推進

〈水福連携の取組の普及を推進〉

「水福連携」とは、水産業と福祉が連携し、障害者等の水産分野での活躍を通じて、水産業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

担い手の不足や高齢化等が進む水産分野においては、水福連携に取り組むことにより、新たな労働力の確保につながることを期待される一方、障害者等にとっては水産業を通じた働く場や収入の確保に加え、地域との交流の促進等、生活の質の向上が期待されます。

令和6(2024)年に農福連携等推進会議において決定された「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」では、農福連携等に取り組む主体数を令和12(2030)年度末までに1万2千以上とすることが目標として設定されました。水福連携についても、障害者等の安全面での配慮を図りつつ、障害者特性等に応じた取組を推進する必要があるとされており、養殖業や水産加工業等において取組の拡大が期待されています。

養殖業や水産加工業の分野では、障害者就労施設内や屋根のある養殖施設等室内でできる作業が多く、季節や天候に左右されずに働けるというメリットがあるため、取組の広がりが見られ始めています。例えば、養殖業においてはカキの養殖に使用する資材作成作業や陸上養殖業での給餌作業、水産加工業においては干物の袋詰め作業や海藻の異物除去作業等で連携の取組が行われています。

しかし、令和5(2023)年度に一般社団法人日本農福連携協会が実施した実態調査では、「水福連携に取り組んでおらず、今後取り組む予定もない」との回答が最も多く、その理由とし

て「水福連携の理解不足」が多くを占め、現状では取組の全国的な波及も限定的なため、認知度の向上が課題となっています。水産庁としては取組の普及を推進するため、水福連携を始めるためのスタートアップマニュアルの作成や取組事例等の情報発信を行っています。

水産庁は、今後とも関係機関と連携しつつ、水福連携を通じた水産業の活性化と地域共生社会の実現を推進していきます。

【事例】水福連携の取組事例

神奈川県では、県内の水産業者と障害福祉サービス事業所等とのマッチングを支援するため、令和5（2023）年度から県内のNPO法人と協働で、かながわ水産業福祉連携推進事業を実施しています。

同事業においては、水福連携の意識を醸成するため、水産業者や障害福祉サービス事業所のスタッフ等を対象にした研修、水産業者と障害福祉サービス事業所等が出会うマッチングの場づくり、マッチング成立に向けた障害者等の現場体験等の取組が実施されてきました。その結果、水産加工品の箱詰め作業や封入作業、ワカメの乾燥作業等、令和6（2024）年度末時点で、県内で28件のマッチングが成立しました。

葉山町^{はやままち}で行われている乾燥ヒジキのごみ取り作業は、事業を開始してから最初にマッチングが成立した事例です。県及びNPO法人の職員が葉山町の漁協（現・湘南漁協葉山支所）を訪問して事業の説明を行った際、ヒジキ漁の漁業者が減少しており、加工作業を手伝ってくれる方がいると助かるという現場の声があったことをきっかけにマッチングへとつながりました。これまで漁業者が漁の合間を縫って行っていた作業を障害者に依頼することで、漁業者の負担が軽減し、空いた時間でより生産的な作業を行うことができるようになる一方、障害者は作業に慣れていく中で効率を上げることができ、工賃の向上や日々の活動の充実にもつながっています。



水産加工品の箱詰め作業



ワカメの乾燥作業

（提供：神奈川県）



ヒジキのごみ取り作業

（4）漁業労働環境をめぐる動向

ア 漁船の事故及び海中転落の状況

〈漁業における災害発生率は陸上における全産業の平均の4倍以上〉

令和7（2025）年の漁船の船舶事故隻数は356隻、漁船の船舶事故に伴う死者・行方不明者数は25人となりました（図表2-12）。漁船の事故は、全ての船舶事故隻数の約2割、船舶事故に伴う死者・行方不明者数の約6割を占めています。漁船の事故の種類としては衝突が最も多く、その原因は、見張り不十分、操船不適切、居眠り運航といった人為的要因が多くを占めています。また、船体機器整備不良や気象海象情報の確認不足といった発航前検査の不



十分による事故も多く発生しています。

漁船は、進路や速度を大きく変化させながら漁場を探索したり、停船して漁労作業を行ったりと、商船とは大きく異なる航行をします。また、操業中には見張りが不十分となること、さらに、漁船の約8割を占める5トン未満の小型漁船は大型船からの視認性が悪いこと等、商船にはない事故リスクを抱えています。

図表2-12 漁船の船舶事故隻数及び船舶事故に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

船上で行われる漁労作業では、不慮の海中転落^{*1}も発生しています。令和7（2025）年における漁船からの海中転落者数は60人となり、そのうち39人が死亡又は行方不明となっています。また、海中転落以外にも、漁船の甲板上では、機械への巻き込みや転倒等の思わぬ事故が発生しており、漁業における労働災害発生率は、陸上における全産業の平均の約4倍と、高い水準が続いています（図表2-13）。

*1 ここでいう海中転落は、衝突、転覆等の船舶事故以外の理由により発生した船舶乗船者の海中転落をいう。

図表2-13 船員及び陸上労働者における労働災害発生率

(単位:千人率)

	令和4 (2022)	5 (2023)	6年度 (2024)
船員(全船種)	7.3	7.1	7.1
漁船	10.8	9.7	10.1
一般船舶	6.4	5.9	6.4
陸上労働者(全産業)	2.3	2.4	2.3
農業	5.6	5.8	5.6
林業	23.5	22.8	23.3
運輸業(陸上貨物)	9.1	9.0	9.1
建設業	4.5	4.4	4.2

資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書」に基づき水産庁で作成

注：1) 陸上労働者の災害発生率（暦年）は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値。

2) 労働災害発生率は、船員・陸上労働者数に占める職務上休業4日以上の死傷者数の割合。

イ 漁業労働環境の改善に向けた取組

〈海難事故の防止に向けた取組〉

水産庁では、漁船の船舶事故の種類として衝突事故が最多である現状を踏まえ、関係省庁と連携しAIS^{*1}の周知・啓発を行うとともに関係団体等の支援制度等を通じ、AIS普及の促進を図っています。

漁船の事故のうち、死者・行方不明者が最も多い事故は海中転落によるものです。

海中転落事故による死亡事故を防止するためには、ライフジャケットの着用が大きな役割を果たします。令和7（2025）年のデータでは、漁業者の海中転落時のライフジャケット着用者の生存率（81％）は、非着用者の生存率（50％）の約1.6倍です（図表2-14）。

ライフジャケットの着用については、小型船舶の場合、原則、船室の外にいる全ての乗船者に着用が義務付けられるとともに、乗船者に着用させなかった船長（小型船舶操縦者）に対し、違反点数が付与されます^{*2}。しかしながら、令和7（2025）年の海中転落時におけるライフジャケット着用率は約4割となっており、依然として未着用による死傷災害が頻発しています。漁労作業を伴う漁業では、一般船舶に比べ海中転落の危険が高いため、命を守る手段として、ライフジャケットの着用を徹底することが極めて重要です。

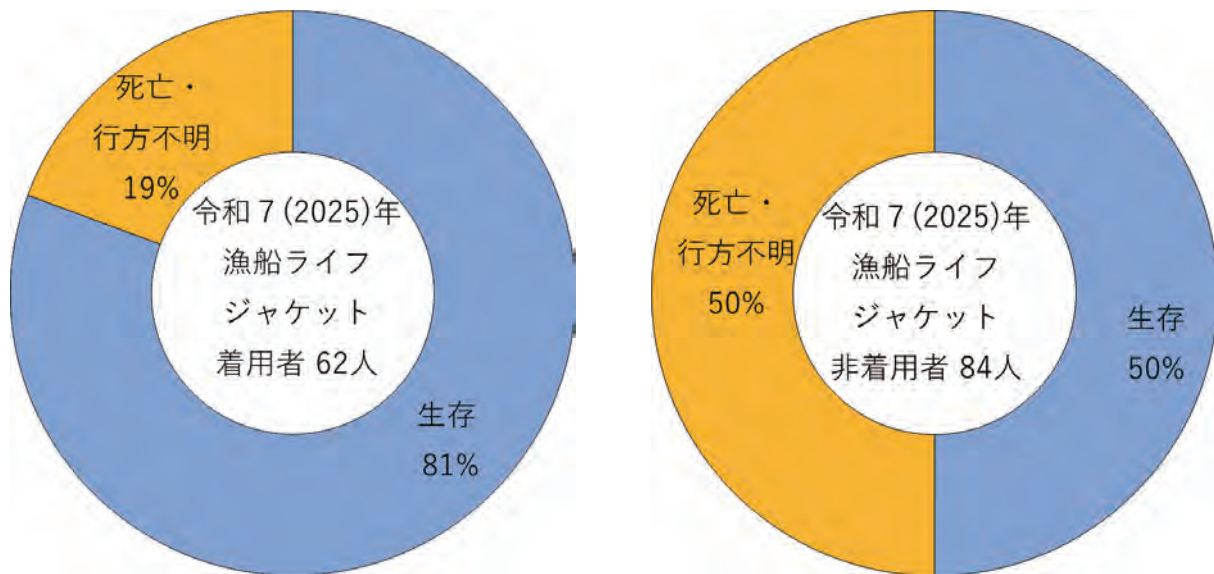
このため、政府では、都道府県、漁業関係団体と連携して、確実なライフジャケットの着用に向け、引き続き周知・啓発を行っていくこととしています。

*1 Automatic Identification System：船舶自動識別装置。洋上を航行する船舶同士が安全に航行できるよう、船舶の位置、針路、速力等の航行情報を相互に交換し、衝突の予防に役立てることができるシステム。

*2 着用義務に違反した場合、船長（小型船舶操縦者）に違反点数が付与され、違反点数が行政処分基準に達すると最大で6か月の免許停止（業務停止）となる場合がある。



図表2-14 ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



資料：海上保安庁調べ

〈漁業分野における作業安全対策の推進〉

漁業労働における安全性の確保は、人命に関わる課題であるとともに、漁業に対する就労意欲にも影響します。このため、水産庁では、漁業分野における作業安全学習教材の普及を進めるとともに、全国で「漁業カイゼン講習会」を開催して漁業労働環境の改善や海難事故の未然防止に関する知識を持った安全推進員等の養成を通じ、漁業者自らが漁業労働の安全性を向上させる取組を支援してきました。

また、農林水産省では、現場の事業者や事業者団体が取り組むべき事項や共有すべき認識を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定し、広く周知・啓発を行っています。引き続き、漁業等の現場の従事者の方々に作業安全の取組をチェックしていただき、安全意識の向上を図っていくこととしています。



漁船の安全操業に関する情報（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>



農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）（水産庁）
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/210309.html>

〈小規模な漁業者に係る労災保険制度の見直し〉

漁業における労働災害発生率は他産業と比べて高い水準が続いており、労災事故の発生は、従業員だけでなく、災害補償責任を負う使用者へのリスクにもなっています。労災事故を起こさないための取組だけでなく、労災保険等による補償措置も重要です。また、労災保険への加入により、従業員が安心して働ける環境を作っていくことは、従業員の雇用・定着のためにも重要です。

こうした中、農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部については、現在、労災保険が任意加入とされていますが、厚生労働省の労働政策審議会において、暫定任意適用事業の廃

止を盛り込んだ労働者災害補償保険法^{*1}等の一部を改正する法律案要綱について、令和8（2026）年3月4日に、おおむね妥当とする答申がされたところです。

水産庁は、厚生労働省と連携し、労災事故防止に係る普及啓発活動と、労災保険加入に係る周知啓発活動を進めていくこととしています。

〈海上のブロードバンド通信環境の普及を推進〉

漁業においては、狭い船内が主な生活の場となり、陸上に比べて生活環境が十分に整っているとはいえ、船内環境の改善が強く望まれています。特に近年、陸上では、大容量の情報通信インフラの整備が進み、家族や友人等とのコミュニケーションの手段としてSNS等が普及しています。一方、海上では、衛星通信が利用されているものの、その通信容量は限定的であること、利用者が船舶関係者に限定され需要が少なく初期投資費用や通信料金が高額であること等、陸上と異なる制約があるため、ブロードバンドの普及に関して、陸上と海上との格差（海上のデジタルディバイド）が広がっています。

このような中、多数の非静止衛星を一体的に運用する「衛星コンステレーション」の構築・運用が欧米事業者を中心に進展し、SpaceX社のStarlink等の高速大容量の衛星通信サービスが世界全域で提供されるようになりました。Starlinkについては、日本の通信事業者も業務提携し、国内でもサービスが展開され始めています。衛星コンステレーションの実現は、海上のブロードバンドサービスを大きく進展させています。

海上でブロードバンド通信環境が普及すれば、様々な情報通信サービスの利用により、例えば漁場予測精度の向上や航行の効率化等が進み、水産業の競争力強化にも資することになります。

（5）スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用

〈漁業・養殖業においてICT・AI等の様々な技術開発、導入及び普及を推進〉

漁業・養殖業生産量の減少、漁業就業者の高齢化・減少等の厳しい現状に直面している水産業を成長産業に変えていくためには、水産資源を適切に管理していくことに加え、近年技術革新が著しいICT・IoT・AI等の情報技術やドローン・ロボット等の技術を漁業・養殖業の現場へ導入・普及させていくことが重要です。これらの分野では、民間企業等によって様々な技術開発や取組が進められていますが、その成果を導入・普及させていくとともに、更なる高度化を目指した検討・実証を進めていくことが重要です。

沿岸漁業では、従来、経験や勘、電子的に処理されていないデータに基づき行われてきた漁場の探索にICTを活用して、水温や塩分、潮流等の漁場環境を予測し漁業者のスマートフォンに表示する取組、定置網に入網する魚種を陸上で把握し出漁を判断する取組や混獲の回避に資する技術開発の取組等が行われています。

沖合・遠洋漁業では、人工衛星が観測する海水温等のデータと漁獲データをAIで分析し、漁場形成予測を行う等の取組が行われているほか、かつお一本釣り漁船への自動釣り機導入に向けた実証の取組等が進められています。

養殖業では、ICTを活用した自動給餌システムの導入により遠隔操作で最適な給餌量の管

*1 昭和22年法律第50号



理を行う取組のほか、自動網掃除ロボットの導入の取組等が進められています。

水産庁では、これらのスマート水産技術の現場への導入・普及を推進するため必要となる機械等の導入やそのサポート人材の育成を支援しています（図表2-15）。特に、漁業者等によるスマート水産業の取組が自律的に実施されていくためには、これを使いこなすことのできる人材の裾野を拡大していくことが重要であることから、地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者を、講習会や先進事例の視察により育成し、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械を導入・利用する取組を支援しています。その成果や知見を全国に伝播していくことで、スマート水産業の普及を推進しています。また、スマート水産業に係る人材バンクを設け、生産現場のスマート化をサポートする専門家等を水産高校等に派遣し、水産新技術に関する出前授業や技術普及を行う等の取組を行っています。このような新技術の導入が進むことで、電子的なデータを活用した効率的な漁業や、省人化・省力化による収益性の高い漁業の実現が期待されます。

図表2-15 スマート水産業が目指す将来像



*1 現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量
*2 漁獲可能量

【事例】クロノリ養殖における水産研究所職員による機器導入サポート

各地の漁業・養殖業の特性を踏まえ、スマート機器により観測したデータを分析し、生産活動の改善につなげていくためには、地元の水産業に関する知見を有する専門家が必要です。地域の漁業振興に長年携わってきた都道府県職員や水産試験場職員等を、スマート化のサポートが行える人材（伴走者）として育成することで、地域全体のスマート化の推進が期待できます。

クロノリ養殖は気象や漁場環境の影響（温暖化、貧栄養化等）を大きく受けるため、漁場環境を正確かつ迅速に把握することが重要です。三重県では、漁業者が養殖現場に出向き、温度計等で直接水温等の環境データを観測する方法が主流であり、その方法では迅速かつ高精度な観測が困難でした。そこで、地元企業と鳥羽商船高等専門学校、三重県水産研究所が、小規模なクロノリ生産者でも導入が可能な簡易観測装置を共同開発しました。また、同研究所が、クロノリ養殖業におけるIoT観測機器の活用マニュアルを策定し生産者の機器導入をサポートしました（同研究所職員の伴走支援によるスマート化）。

本事例では、同研究所職員のサポートの下でスマート化を進めたことで、クロノリ生産者は観測した海水温データを基に本養殖の開始時期（18℃以下）を決定し、干出の時間を把握できるようになりました。また、同研究所では、観測機器の水中カメラで撮影した画像や映像を、食害の分析に使用するほか、クロロフィルセンサーのデータを、色落ちの早期警戒情報の発令に活用しており、生産者と同研究所が連携し、効率的にスマート化が進められました。



講習会の様子



スマート機器（簡易観測装置）
（提供：株式会社アイエスイー）



スマート水産業（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/index.html>

〈水産資源の評価、水産加工・流通等におけるスマート水産業の推進〉

水産資源の評価・管理の分野では、生産現場から直接水揚げ情報を収集し、より多くの魚種の資源状態を迅速かつ正確に把握していくため、漁協や産地市場の販売管理システムの改修等の電子的情報収集体制を構築しています。これらにより、資源評価に必要な各種データを収集し、より精度の高い資源評価を行い、適切な管理の実施につなげていくことを目指し



ています。

また、漁場情報を収集・発信するための海域環境観測施設の設置や漁港・産地市場における情報通信施設の整備等を推進し、漁海況予測情報が容易に得られる環境の実現や資源管理の実効性の向上、荷さばき作業の効率化等につなげていくこととしています。

水産物の加工・流通の分野では、先端技術を活用した加工やICT・IoTを活用した情報流・物流の高度化も進んでいます。例えば画像センシング技術を活用し、様々な魚種を高速で選別する技術の開発や、生産から販売までのデジタル化による消費者への商品情報の提供等の取組が行われています。引き続き、このような技術も活用して、生産と加工・流通が連携して水産バリューチェーンの生産性・収益性を改善する取組や輸出拡大の取組を推進していきます。

〈デジタル水産業戦略拠点の整備によるデジタル化の推進〉

気候変動や海洋環境の変化に伴う主要魚種の不漁の継続や漁業就業者の減少等、我が国の水産業を取り巻く環境は厳しさを増す中、適切な資源管理を通じ、水産業の成長産業化を実現していくためには、デジタル技術等を活用した各種取組を推進していくことが重要です。

このため、水産庁は、資源管理の推進、漁業の生産性の向上、漁村の活性化を図るため、資源管理、生産、加工、流通、消費の各段階で実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組む「デジタル水産業戦略拠点」を創出するための計画策定に必要な地域コンソーシアムの開催や専門家の派遣等を支援しています。令和6（2024）年度末までに5地域を拠点として選定し、令和7（2025）年度においては、新たに2地域（三重県南伊勢^{みなみいせ}地域及び愛媛県愛南地域）を選定しました。

これらの先行事例を横展開し、水産分野におけるデジタル化を効率的かつ効果的に推進することで、地域の活性化を図っていくこととしています。



デジタル水産業戦略拠点の取組
について（水産庁）：
[https://www.jfa.maff.go.jp/
j/kikaku/digital_suisangyo/
index.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/digital_suisangyo/index.html)

（6）漁業協同組合の動向

ア 漁業協同組合の役割

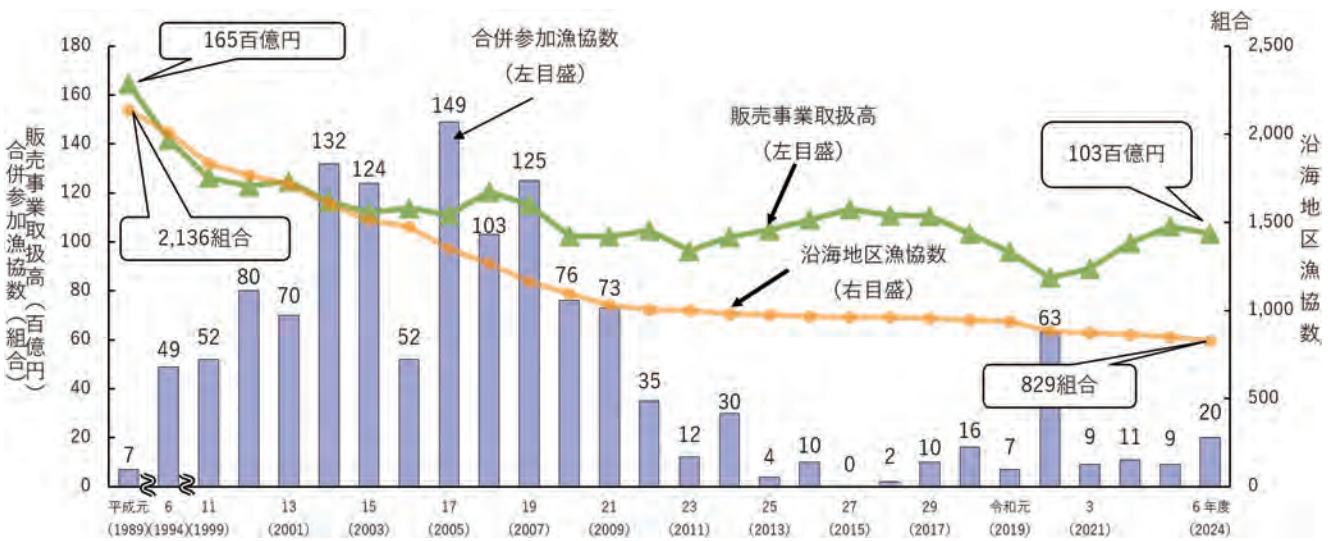
〈漁協は漁業経営の安定・発展や地域の活性化に様々な形で貢献〉

漁協は、漁業者による協同組織として、組合員のために販売、購買等の事業を実施するとともに、漁業者が所得向上に向けて主体的に取り組む浜プランや海業等の取組を推進する等、漁業経営の安定・発展や地域の活性化に様々な形で貢献しています。また、漁業権の管理や組合員に対する指導を通じて水産資源の適切な利用と管理に主体的な役割を果たしているだけでなく、浜の清掃活動、河川の上流域での植樹活動、海難防止、国境監視等にも積極的に取り組んでおり、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織としての役割を担っています。

イ 漁業協同組合の現状 〈漁協の組合数は829組合〉

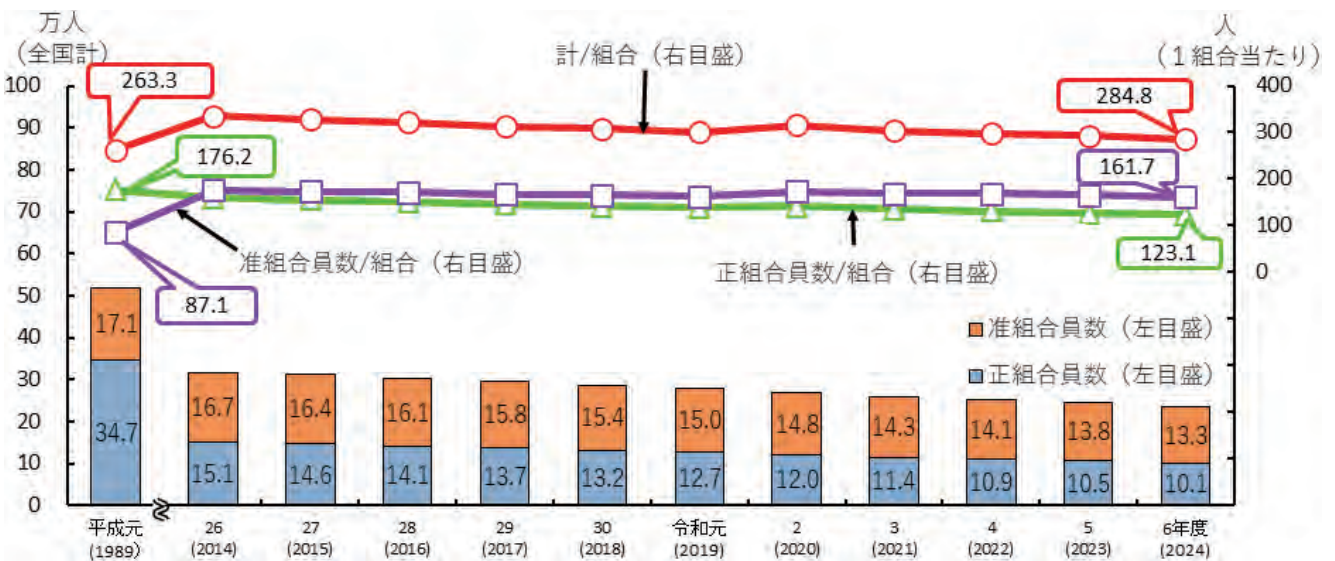
漁協については、合併が進み、令和7（2025）年3月末時点の組合数（沿海地区）は829となつていますが、漁業就業者数の減少に伴って組合員数の減少が進んでおり、依然として小規模な組合が多い状況にあります。また、漁協の中心的な事業である販売事業の取扱高は近年減少傾向にあります（図表2-16、図表2-17）。今後とも漁協が漁業・漁村の中核的組織として漁業者の所得向上や適切な資源管理等に役割を果たしていくためには、引き続き、合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業についてより一層の強化を図る必要があります。

図表2-16 沿海地区漁協数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及びJF全漁連調べ（合併参加漁協数）

図表2-17 漁協の組合員数の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」



(7) 水産物の加工・流通の動向

ア 水産物流通の動向

〈卸売市場は水産物の効率的な流通において重要な役割〉

水産物の流通は漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしています。とりわけ、卸売市場には、1) 商品である漁獲物や加工品を集め、ニーズに応じて必要な品目・量に仕分けする集荷・分荷の機能、2) 旬や産地、漁法や漁獲後の取扱いにより品質が大きく異なる水産物について、公正な評価によって価格を決定する価格形成機能、3) 販売代金を迅速・確実に決済する代金決済機能、4) 川上の生産や川下のニーズに関する情報を収集し、川上・川下のそれぞれに伝達する情報受発信機能があります。多様な魚種が各地で水揚げされる我が国において、卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割を担っています(図表2-18)。

卸売市場は、漁業者が水揚げした漁獲物の集荷、選別、販売等を行う「産地卸売市場」と産地卸売市場等から出荷された多様な水産物を集荷し、用途別に仕分け、買受人(仲卸業者、小売業者等)に販売する「消費地卸売市場」があります。水産物は資源変動や季節、気象、海況等により水揚げが変動しやすく保存性が乏しいことに加え、水揚げ場所が港(漁港等)に限定される特性を有していること等から、一部の養殖水産物を除き、漁港等に多く設置される産地卸売市場を経由した流通形態が大半を占めています(図表2-19)。

産地卸売市場においては、取引規模の小さい市場が多く、価格形成力が弱い、販売体制維持のための固定経費や保冷に係る流通経費が負担となる等の課題があることから、市場の統廃合や業務の効率化等により市場機能の維持・強化や価格形成力の強化を図っていくことが求められます。

【事例】 電子入札の導入

千葉県銚子市の銚子市漁協では従来紙入札が行われていましたが、仲買人による入札用紙への記入や投函場所への移動、市場職員による手作業の開札・仕分け作業が必要であり、多くの時間を要していました。そこで、キンメダイ、マダイ、ヒラメ等の底びき網漁獲物を対象に電子入札を導入し、作業時間の短縮を図りました。同漁協における電子入札では、ブラウザ上に専用ページを開設しており、当日販売される魚種名や数量が漁船ごとに表示されます。電子入札を導入したことで、仲買人は現場で実物を確認後、その場でスマートフォンにより応札することが可能になりました。また、職員による紙札の仕分け作業が不要になったことから、入札結果発表までの時間を従来の半分以下に短縮することができました。



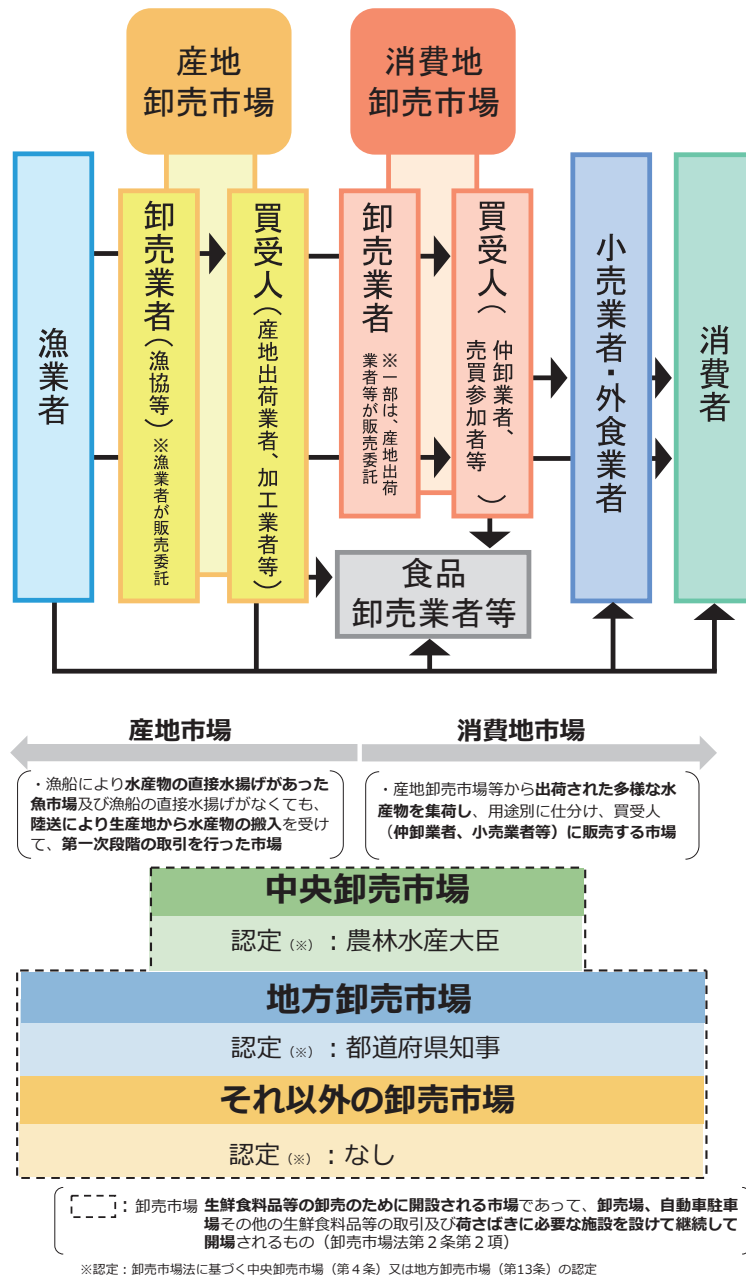
仲買人はスマートフォン上で応札が可能



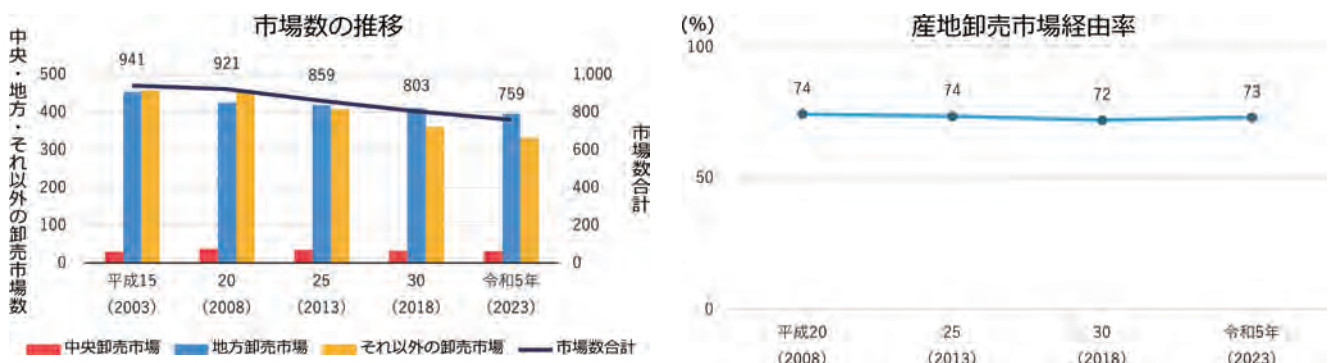
電子入札の様子

(提供：銚子市漁協)

図表2-18 水産物の一般的な流通経路と水産物卸売市場の整理図



図表2-19 産地卸売市場における市場数及び市場経由率の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」及び「卸売市場データ集」に基づき水産庁で作成

資料：農林水産省「漁業センサス」及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で推計



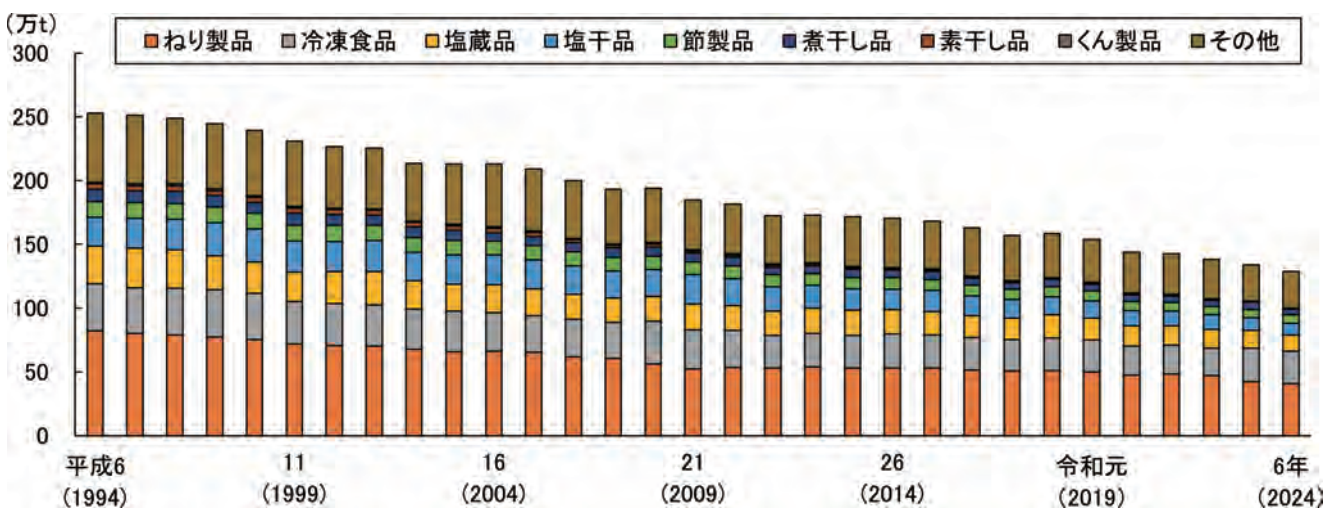
イ 水産加工業の動向

〈水産加工品の生産量は減少傾向〉

我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の約7割は加工品として供給されており、水産加工品は、水産物における重要な役割を担っています。また、腐敗しやすい水産物の保存性を高める、家庭での調理の手間を軽減するといった機能を通じ、水産物の付加価値の向上に寄与しています。

食用魚介類の国内消費仕向量が減少する中、水産加工品の生産量も総じて減少傾向にあります。水産加工品は、生鮮の水産物を丸魚のまま、又はカットやすり身にしただけで凍結した生鮮冷凍水産物のほか、ねり製品や冷凍食品等に加工された食用加工品まで多様な形態で生産されています（図表2-20）。

図表2-20 水産加工品のうち、食用加工品生産量の内訳の推移



資料：農林水産省「水産物流通統計年報」（平成21（2009）年以前）、「漁業センサス」（平成25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）並びに「水産加工統計調査」（その他の年）

注：1）水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合50%以上）として製造された、食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう（本図表では、食用加工品のみ）。焼・味付のり、缶詰・びん詰、寒天及び油脂は除く。

2）主な食用加工品は、ねり製品、冷凍食品、塩蔵品、塩干品、節製品、煮干し品、素干し品、くん製品等。

〈水産加工業の加工原材料の安定的な確保や従業員不足が重要な課題〉

水産加工場の多くは沿海地域に立地しており、漁業とともに漁村地域の活性化に寄与しています。また、水産加工業は漁業とともに水産業の車の両輪を担っています。特に近年は、消費者の食の簡便化志向の高まり等により、水産物消費における加工の重要性は高まっており、多様化する消費者ニーズを捉えた商品開発が求められています。こうした中、全国水産加工業協同組合連合会と水産研究・教育機構は、都道府県試験研究機関等の協力を得て、全国で生産される水産加工品のデータベースを作り、基礎的な加工技術や応用技術を「水産加工品図鑑」としてウェブ公開しました。消費者の水産加工品に対する理解促進に寄与することが期待されています。

近年では、経営体力不足、従業員不足、原材料の調達難等が水産加工業の課題となっています。このため、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築等の取組や、産地全体の機能強化に資するよう、水産加工業協同組合等が漁協等と連携して行う取組を支援しています。

労働力の確保に関しては、省人化・省力化を図るためのICT、AI、ロボット等の新技術の開発・活用・導入を進めていくとともに特定技能外国人等の円滑な受入れ、共生を図る取組が進められています。また、市場や水産加工場では、漁獲量や消費動向等により変動する労働力に対応し、短時間・短期間で雇用するスポットワークの活用も広がり始めています。

さらに、近年のスルメイカ、サンマ等の不漁による加工原材料不足の問題に対し、資源状況のよい魚種への加工原材料の転換等の推進を図り、原材料転換に対応した生産体制を構築するため、魚種の転換に係る機器整備や水産加工業者への加工原材料の安定供給等の取組を支援しています。

くわえて、産地全体の機能強化・活性化を図るためには、産地の取りまとめ役となる中核的人材や次世代の若手経営者を育成することも必要です。このため、各種水産施策や中小企業施策の円滑な利用が進むよう、国及び都道府県にワンストップ窓口を設置し、水産加工業者の悩みや相談に迅速かつ適切に対応していくこととしています。

第3章

水産資源及び漁場環境をめぐる動き



(1) 我が国の資源評価

〈192種について資源評価を実施〉

我が国では、水産研究・教育機構を中心に、都道府県水産試験研究機関、大学等と協力して、市場での漁獲物の調査、調査船による海洋観測、生物学的調査等を通じて必要なデータを収集するとともに、漁業で得られたデータも活用して、我が国周辺水域の主要な水産資源について資源評価を実施しています。

平成30（2018）年に改正された漁業法には、農林水産大臣は、資源評価を行うために必要な情報を収集するための資源調査を行うこととし、その結果等に基づき、最新の科学的知見を踏まえて、全ての有用水産資源について資源評価を行うよう努めるものとするのが規定されています。また、より多くの水産資源について効率的かつ精度の高い資源評価を行うため、都道府県知事は農林水産大臣に対して資源評価の要請ができるとともに、その際、都道府県知事は農林水産大臣の求めに応じて資源調査に協力すること等が規定されています。

このことを受け、資源評価対象種について、広域に流通している種や都道府県から資源評価の要請があった種を中心に、平成30（2018）年度には50種であったのを、令和3（2021）年度には192種に拡大しました。

令和7（2025）年度現在、そのうち、22種40資源について、最大持続生産量（MSY）^{*1}を達成するために必要な資源量と漁獲の強さが算出され、過去から現在までの推移が神戸チャート^{*2}に示されました。また、資源管理のための科学的助言として、MSYを達成する資源水準の数値（目標管理基準値）案、乱獲を未然に防止するための数値（限界管理基準値）案及び資源水準の数値に応じた漁獲の強さの決定方式（漁獲シナリオ）案等が示されました。このほか、令和7（2025）年度には、36種48資源について過去の資源量の推移等から「高位・中位・低位」の3区分による資源水準の評価が行われました。

資源調査・評価については、近年の急激な海洋環境の変化による資源の状況を捉えきれず、資源評価によって算出される生物学的許容漁獲量（ABC）と実際の漁獲量との乖離が指摘されており、資源評価に対する信頼感の揺らぎにもつながっています。そのため、水産庁では水産資源調査・評価推進事業を拡充し、自動観測機器等の配備や漁業者の漁獲データの取得・活用によるリアルタイムなデータ収集等を通じて資源評価の精度の向上を図っていきます。

〈我が国周辺水域の水産資源の状況〉

令和7（2025）年度の資源評価の結果、MSYベースの資源評価を行った22種40資源のうち、資源量も漁獲の強さもともに適切な状態であるものは11種16資源（40%）、資源量は適切な状態にあるが漁獲の強さは過剰であるものは2種2資源（5%）、資源量はMSY水準よりも少ないが漁獲の強さは適切な状態であるものは10種12資源（30%）、資源量はMSY水準よりも少なく漁獲の強さは過剰であるものは8種10資源（25%）と評価されました（図表3-1）。「高位・中位・低位」の3区分による資源評価により、資源の水準と動向を評価した36種48資源について、資源水準が高位にあるものは10資源（21%）、中位にあるものは9資源（19%）、

*1 Maximum Sustainable Yield：現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量。

*2 資源量（横軸）と漁獲の強さ（縦軸）について、MSYを達成する水準（MSY水準）と比較した形で過去から現在までの推移を示したもの。

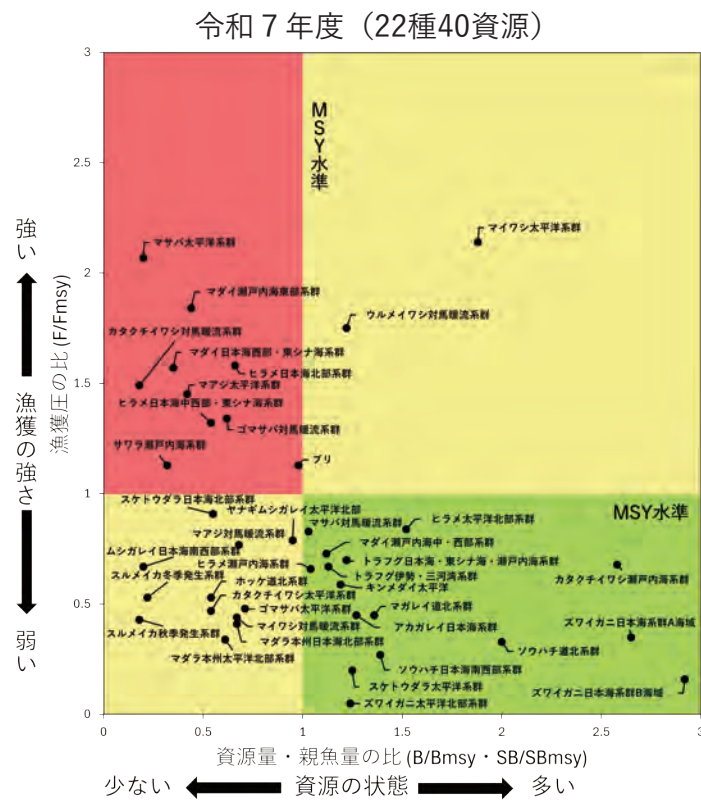
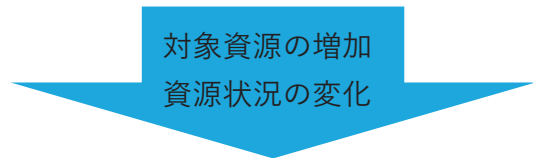
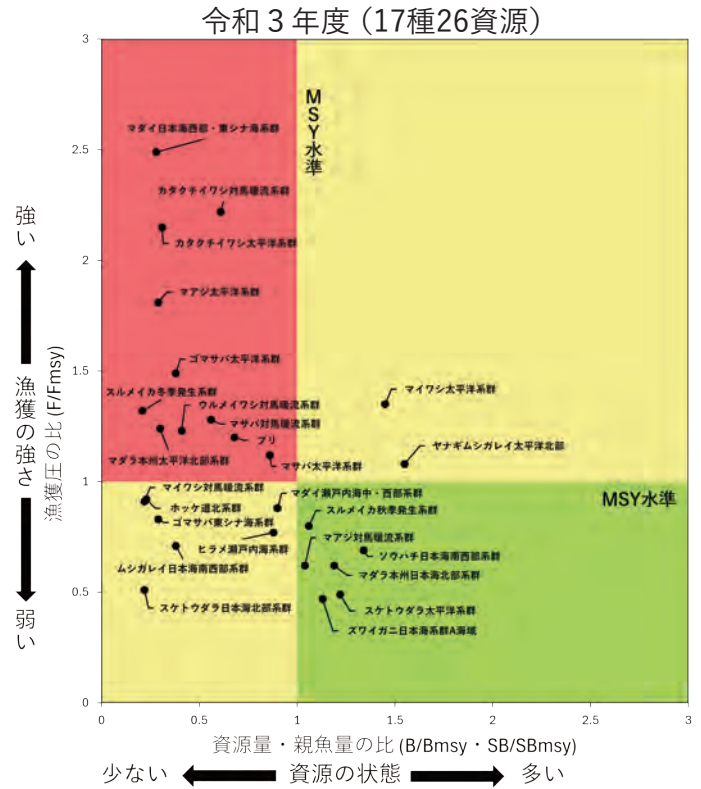


低位にあるものは29資源（60％）と評価されました（図表3-2）。



わが国周辺の水産資源の現状を知るために(水産研究・教育機構):
<https://abchan.fra.go.jp>

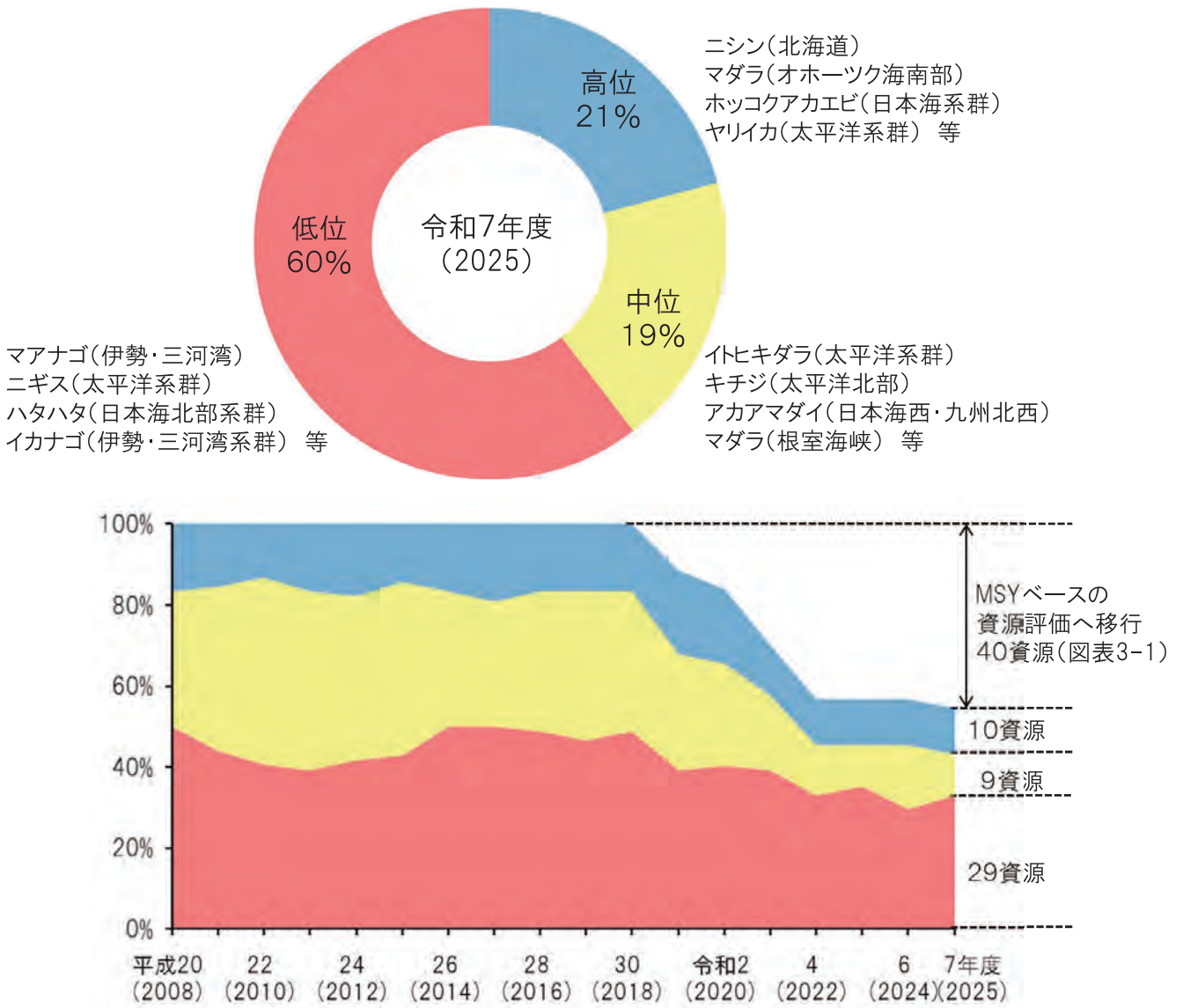
図表3-1 MSYをベースとした資源評価



資料：水産庁、水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成
注：資源の名称については、資源評価当時に使用されていた名称で記載



図表3-2 我が国周辺の資源水準の状況（「高位・中位・低位」の3区分による資源評価 36種48資源）



資料：水産庁、水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成
 注：資源水準を区分した種・資源数は、以下のとおり。
 令和元（2019）年度：MSYベースの資源評価に移行したサバ類等4種7資源を除く48種80資源
 令和2（2020）年度：MSYベースの資源評価に移行したマアジ、マイワシ等8種14資源を除く45種73資源
 令和3（2021）年度：MSYベースの資源評価に移行したカタクチイワシ、ウルメイワシ等17種26資源を除く42種61資源
 令和4（2022）・5（2023）・6（2024）年度：MSYベースの資源評価に移行したトラフグ、キンメダイ等22種38資源を除く36種50資源
 令和7（2025）年度：MSYベースの資源評価に移行したズワイガニ2資源を含めた22種40資源を除く36種48資源

(2) 我が国の資源管理

〈漁業法に基づく水産資源の保存及び管理を適切に実施〉

資源管理とは、漁業活動を調整し必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の持続的な利用を図る取組であり、その手法は、1) 漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を調整する投入量規制（インプットコントロール）、2) 漁船設備や漁具の仕様等を規制することによって漁獲圧力を調整等する技術的規制（テクニカルコントロール）、3) 漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）の設定等により漁獲量を直接調整する産出量

規制（アウトプットコントロール）の三つに大別されます（図表3-3）。

我が国においては、これまで様々な資源管理の取組を行ってきましたが、一方で、漁獲量が長期的に減少傾向にあるという課題に直面しています。その要因は、海洋環境の変化や、周辺水域における外国漁船による操業の活発化等様々なものが考えられますが、より適切に資源管理を行っていれば減少を防止・緩和できた水産資源も多いと考えられました。資源管理に関する従来の公的な規制は、インプットコントロールとテクニカルコントロールが主体でしたが、技術革新によって漁獲能力が増加したことにより、これらの間接的に採捕数量を調整する手法は限界を迎えつつありました。このような状況の中、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保するため、平成30（2018）年、漁業法が抜本的に改正され、水産資源の保存及び管理を適切に行うことを国及び都道府県の責務とするとともに、MSYを実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を資源管理の目標とし、また、目標達成のための手法はTACによる管理（以下「TAC管理」といいます。）を基本とすることとされました。資源管理の目標を設定することにより、関係者が、どのように管理に取り組みば資源状況はどうなるのか、また、それに伴い漁獲量がどのように変化すると予測されるかが明確に示されます。これにより、漁業者は、将来の資源の増加と安定的な漁獲を見込めるようになり、長期的な展望を持って計画的に経営を組み立てることができるようになります。この漁業法に基づく資源管理の取組は、まずは研究機関により資源調査に基づいて資源評価が行われ、資源管理の目標と、その目標に向かう道筋が漁獲シナリオとして提案され、行政機関が、漁業者をはじめとした関係者間で意見交換を行い、決定します。漁業者は、その資源管理の目標を実現するための管理措置の下で操業し、提出された漁業データが、次の資源調査・評価に活かされ、資源管理のサイクルが回っていきます（図表3-4）。

近年、海洋環境が大きく変化する中において、資源管理の取組による水産資源の持続的利用の確保がますます重要となっています。

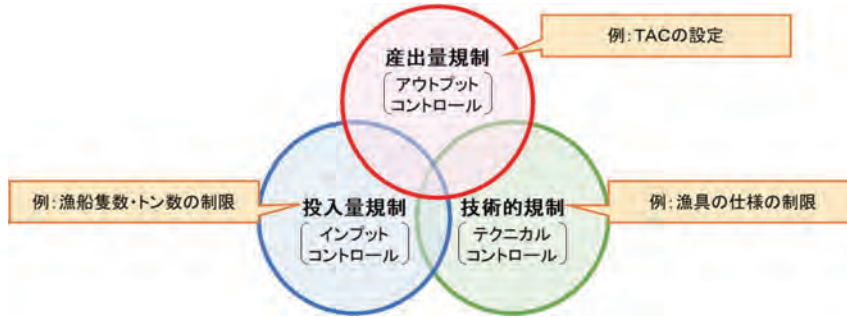
なお、漁獲量等の報告は、漁業者に課せられた義務として、違反に対する罰則も含め漁業法に位置付けられており、漁業者には、国や都道府県とともに適切な資源管理に取り組んでいくことが求められています。また、TAC管理に加え、これまで行われていた操業期間、漁具の制限等のTAC管理以外の手法による管理についても、資源の特性や漁業の実態を踏まえて組み合わせて実施され、水産資源の保存及び管理を適切に行うこととしています。



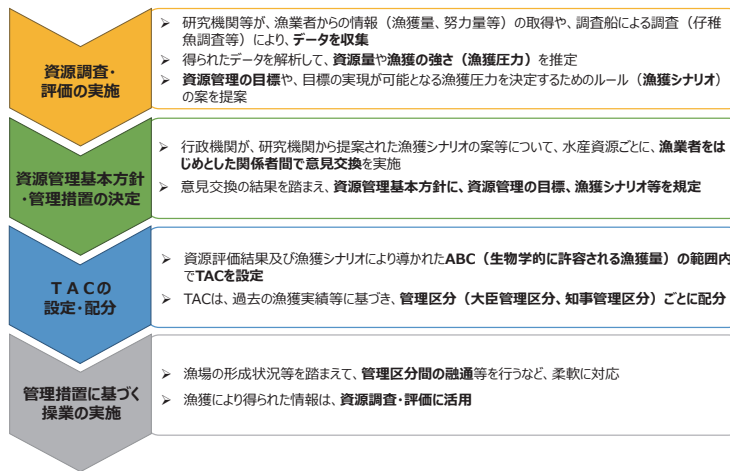
資源管理の部屋（水産庁）：
[https://www.jfa.maff.go.jp/
j/suisin/](https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/)



図表3-3 資源管理手法の相関図



図表3-4 TAC管理の流れ



〈資源管理の推進のための新たなロードマップの策定〉

水産庁は、平成30（2018）年に改正された漁業法の施行に先立ち、漁業法に基づく資源管理を着実に進めていくために、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を令和2（2020）年9月に策定・公表しました。このロードマップでは、令和12（2030）年度に444万tまで漁獲量^{*1}を回復させることを目標に掲げ、その下で、科学的な資源調査・評価の充実、資源評価に基づくTAC管理の推進等について、令和5（2023）年度までの具体的な目標と工程を示しました。

これに基づく資源管理の取組を推進した結果、資源評価対象種を192種まで拡大、500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築、漁獲量ベース^{*2}で65%にTAC管理を導入、大臣許可漁業の11漁法・資源に漁獲割当て（IQ：Individual Quota）管理を導入、全ての資源管理計画を資源管理協定に移行等、漁業法に基づく資源管理体制について一定の基盤を整えました。一方で、解決を要する課題が浮き彫りとなりました。

これらを踏まえ、令和6（2024）年3月、令和6（2024）年度以降は、課題を解決しながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図る

*1 海面及び内水面の漁獲量から藻類及び海産ほ乳類の漁獲量を除いたもの。

*2 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

こととした「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（以下「新ロードマップ」といいます。）を公表しました（図表3-5）。

くわえて、令和4（2022）年3月に閣議決定された現行の水産基本計画においても「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」が柱として掲げられ、「資源調査・評価体制の整備を進めるとともに、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的知見に基づいて新たな資源管理を推進する。」とされており、これらに基づき、水産庁では、資源管理の取組を着実に実施しているところです。



図表3-5 資源管理の推進のための新たなロードマップ

これまで旧ロードマップに沿って新たな資源管理の取組を進めた結果、一定の基盤が概ね整ってきたが、解決を要する課題も浮かび上がってきたこと等を踏まえ、令和6年度以降は、様々な課題をクリアしながら資源管理の高度化・安定化を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図る。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化に応じ、具体的な取組を進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

		令和2～5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		旧ロードマップ(フェーズ1)	新ロードマップ(フェーズ2)						
資源調査・評価の高度化	① 資源調査		<ul style="list-style-type: none"> ● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進 ICT調査機器や画像解析装置を導入・活用 → 新たな種・海域へ拡大 漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進 調査船のICT化・AIを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進 						
	② 資源評価	資源評価対象種を192種まで拡大(目標:200種程度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 192種の資源評価対象種について、進捗段階[※]に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。 MSYベースの資源評価対象資源 R5:38資源 → R12:45資源程度 <small>※ 1. MSYベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他</small> ● MSYベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。国内外の外部有識者によるピアレビューを実施 ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施 ● 最新(当該年)のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施 						
MSYベースの資源評価の推進	資源拡大		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で6.5割の資源にTAC管理を拡大(目標:8割をTAC管理) ※MSYベースの資源の4割がMSY水準以上 						
	運用改善等		<ul style="list-style-type: none"> ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。) ● TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る <small>* 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のTAC資源への横展開を図る。 * 関係機関や関係するRFMOにおける協議や協力を推進</small> ● TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 						
国際資源	国際		<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 → 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け 						
	国際		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で6.5割の資源にTAC管理を拡大(目標:8割をTAC管理) ※MSYベースの資源の4割がMSY水準以上 						
IQ管理の推進	IQ管理	大臣許可漁業の11漁法・資源に導入(目標:TAC資源を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に原則IQを導入)	<ul style="list-style-type: none"> ● IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。 ● 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進 ● 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施(資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行) 						
	自主的資源管理の推進	資源管理協定への移行を完了(目標:協定への移行を完了)	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成 → 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 → 優良事例の共有・横展開を促進 ● 資源管理協定の取組を実践(履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施) 履行確認 → 履行確認 → 履行確認 → 履行確認 → 履行確認 効果の検証(中間時) → 取組内容を改良 → 効果の検証(終了時) → 取組内容を改良 ● 検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割 						
遊漁の推進	クロマグロ	クロマグロについて、広域漁業調整委員会指示による管理を実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度から実施している現行措置を強化(報告期限の短縮等) → 管理の高度化を推進(届出制の導入等の検討) → 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進 ● 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進 						
	クロマグロ以外		<ul style="list-style-type: none"> ● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 → 報告に活用するための現場実装を推進 漁獲情報のワンスオンリー[※]に向けたデータ活用や収集体制を検討 → 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進 <small>※同じ情報を二度提出させない</small> ● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化 TAC管理等に必要の漁船・許可情報の一元管理システムを構築 → 20都道府県以上で利用 → 全ての沿海都道府県で利用 IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管 → 資源評価実施機関で利用 						
業務の効率化	DX推進による	O500市場等で電子的情報収集体制を構築(目標:400市場以上) O大臣許可漁業で電子的報告体制を構築(目標:大臣許可漁業の電子的報告の実装)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 → 報告に活用するための現場実装を推進 漁獲情報のワンスオンリー[※]に向けたデータ活用や収集体制を検討 → 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進 <small>※同じ情報を二度提出させない</small> ● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化 TAC管理等に必要の漁船・許可情報の一元管理システムを構築 → 20都道府県以上で利用 → 全ての沿海都道府県で利用 IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管 → 資源評価実施機関で利用 						
	業務の効率化		<ul style="list-style-type: none"> ● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 → 報告に活用するための現場実装を推進 漁獲情報のワンスオンリー[※]に向けたデータ活用や収集体制を検討 → 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進 <small>※同じ情報を二度提出させない</small> ● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化 TAC管理等に必要の漁船・許可情報の一元管理システムを構築 → 20都道府県以上で利用 → 全ての沿海都道府県で利用 IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管 → 資源評価実施機関で利用 						

海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進

MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上に達している。その資源量をMSY水準以上に引き上げる。

IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現

実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現

資源に応じた遊漁の推進と漁業の一貫性の実現

報告の負担軽減やデータ活用等の向上や管理の業務効率化等を実現

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。(*2)

(*2) 令和2年策定のロードマップで掲げた目標を維持



資源管理の推進のための新たなロードマップ（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-507.pdf>

〈資源管理基本方針等の策定〉

漁業法に基づく資源管理の基本的な考え方や水産資源ごとの具体的な管理については、同法において、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」といいます。）を農林水産大臣が定めることとされており、水産庁では、令和2（2020）年10月に資源管理基本方針を策定しました。

資源管理基本方針には、資源管理に関する基本的事項や水産資源ごとの資源管理の目標、特定水産資源、TAC管理に必要となる大臣管理区分の設定や大臣管理区分及び都道府県へのTACの配分基準等を定めています。

また、都道府県における資源管理の基本的な考え方や都道府県内の水産資源ごとの具体的な管理については、資源管理基本方針に即して、都道府県知事が都道府県資源管理方針を定めることとされており、各都道府県においては同方針が定められ、TAC管理に必要となる知事管理区分の設定や都道府県に配分されたTACに関する知事管理区分への配分基準等が規定されています。

このように、資源管理基本方針や都道府県資源管理方針が漁業法に基づく資源管理を支える基本原則であり、水産資源ごとの資源状況や資源管理の進捗に応じて必要な見直しを行っています。

〈漁業法の下でのTAC管理の推進及び拡大〉

漁業法では、TAC管理の対象となる資源（以下「TAC資源」といいます。）は、資源管理基本方針において「特定水産資源」として定められています。TAC資源については、それぞれ、資源評価に基づき、目標管理基準値や限界管理基準値等の資源管理の目標及び漁獲シナリオ等が資源管理基本方針に規定され、同方針に則してTACが決定されます。なお、限界管理基準値を下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めて実行することとされています。

TAC資源の拡大については、新ロードマップに基づき、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進していくこととしています。令和7（2025）年度までに、漁獲量ベースで8割となることを目指して取組を進め、令和8（2026）年4月現在、7.7割を達成しました。

TAC資源拡大に向けた検討プロセスとして、まず、農林水産大臣の諮問機関である水産政策審議会の下に設けられた資源管理手法検討部会において、水産庁から同部会に対し資源評価結果や現時点における検討内容を報告の上、調査審議を行い、水産資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場等の意見を踏まえた論点や意見の整理を行います。次に、水産庁は、同部会の結果を踏まえ、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて、その案を公表し、周知した上で、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くため資源管理方針に関する検討会（以下「ステークホルダー会合」といいます。）を開催します。その後、水産



庁は、ステークホルダー会合での整理を踏まえた、資源管理の目標及び漁獲シナリオの案を含む資源管理基本方針の改正案を作成し、意見公募手続に付し、水産政策審議会の資源管理分科会に対する諮問を経て、TAC管理が導入されます（図表3-6）。

これまでの取組の結果、我が国周辺の資源について、令和2（2020）年に平成30（2018）年の改正漁業法が施行されて以降、6種12資源がTAC資源として追加されました（図表3-7）。

これらの新しくTAC管理の対象とした資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入し、TAC管理の課題解決に向けて、ステップアップ期間中を含め引き続き丁寧に議論し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で実施していくこととしています（図表3-8）。

このように水産庁では、順次、TAC資源の拡大に向けた議論を進めており、今後も議論を継続していきます。

図表3-6 TAC資源拡大に向けた検討プロセス

- 検討のプロセスは、「公表」⇒「検討部会」⇒「SH会合」⇒「水政審」という流れが基本。
- ① 「**公表**」…資源評価結果が公表されるタイミングを示す。（令和4年度以降は説明会も実施）
- ② 「**検討部会**」…資源管理手法検討部会の開催のタイミングを示し、ここでは論点や意見の整理を実施。
- ③ 「**SH会合**」…資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の開催のタイミングを示し、ここでは従来のTAC資源と同様に、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオの議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うにあたっての課題解決について議論。
- ④ 「**水政審**」…水産政策審議会資源管理分科会の開催のタイミングを示し、ここでは新規TAC資源を追記した資源管理基本方針案を諮問・答申。

◎「ぶり」の例

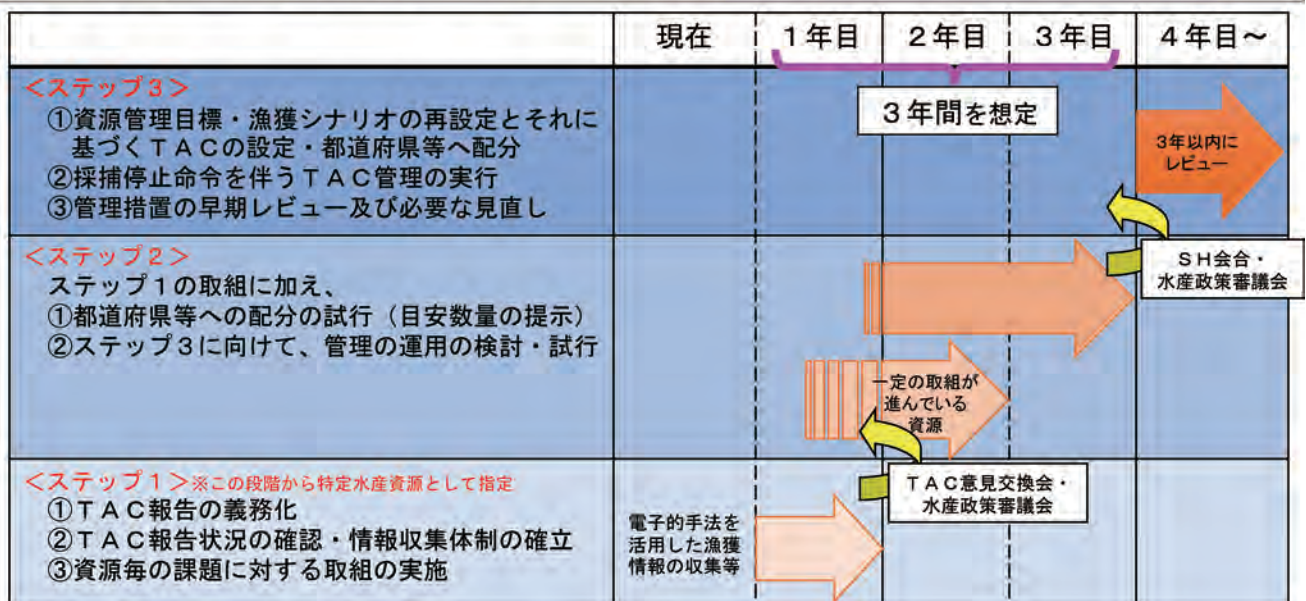


図表3-7 TAC資源拡大に係る進捗状況

TAC管理の開始時期	水産資源
令和6年1月から開始	かたくちいわし対馬暖流系群
	うるめいわし対馬暖流系群
令和6年7月から開始	まだら本州太平洋北部系群
	まだら本州日本海北部系群
	まだら北海道太平洋
	まだら北海道日本海
令和7年1月から開始	かたくちいわし太平洋系群
	かたくちいわし瀬戸内海系群
	まだい日本海西部・東シナ海系群
令和7年4月から開始	ぶり
令和7年9月から開始	べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)
	べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)

図表3-8 TAC管理導入当初の柔軟な運用（ステップアップ管理）

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 具体的には3つのステップに分けて、TAC管理の本格導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前にはステークホルダー(SH)会合を開催し、ステップ2までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施（ステップ1・2で3年間を想定）。





〈スルメイカのTAC管理〉

スルメイカの令和7管理年度（令和7（2025）年4月～8（2026）年3月）のTACについては、当初、ステークホルダー会合での議論を踏まえ見直した漁獲シナリオ及び最新の資源評価結果に基づき、前管理年度から60,000t減の19,200tで設定されました。その後、資源管理基本方針の規定に基づき、最新の資源調査結果や漁獲状況、利用可能な水産研究・教育機構の助言等を踏まえ、TACの算定に用いられた加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断し、TACを、令和7（2025）年9月には6,600t増の25,800t、同年11月には1,800t増の27,600tに変更しました。そのような中であって、一部の大臣管理区分において、漁獲量が配分数量を超過したため、漁業法の規定に基づき、令和7（2025）年11月～8（2026）年3月までスルメイカの採捕を停止する命令を発出したほか、配分数量の超過を避けるため、漁業者等の理解の下、関係道県・大臣管理区分間での配分数量の融通等による調整も行われました。

令和8管理年度（令和8（2026）年4月～9（2027）年3月）以降のTAC管理については、令和7管理年度の漁獲の状況等を受けて、漁獲シナリオの見直しを求める意見が強かったことから、①令和7（2025）年度中に令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオを採用し、②令和8（2026）年にステークホルダー会合を複数回開催し、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等を議論することとしました。

このため、令和8（2026）年1～2月に2回のステークホルダー会合を開催し、その議論も踏まえ、令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオについては、外国の管理事例を参考として資源の将来予測に依拠しない考え方をういたシナリオを採用し、68,400tでTACを設定しました。

令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等については、水産研究・教育機構等と連携・協力し、漁業関係者との丁寧な意見交換を行って、より良いTAC管理の実現に向けて検討していきます。

〈12漁法・資源でIQ方式による管理を導入〉

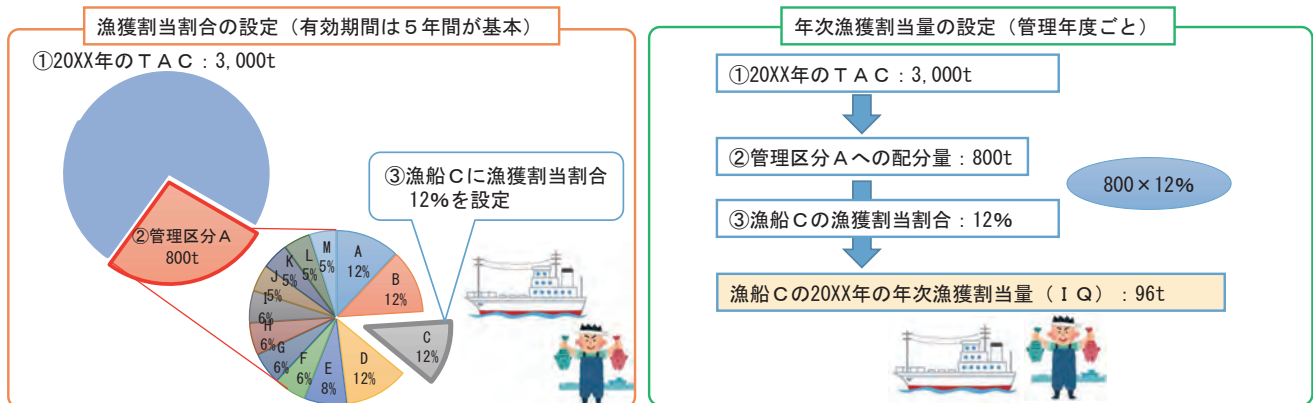
TACを個々の漁業者又は船舶等ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによりTAC管理を行うIQ方式は、産出量規制の一つの方式です。

TAC制度の下での漁獲量の管理を、IQ方式ではなく、全ての漁業者の漁獲を総量で管理する方式とすると、他人が多く漁獲することによって自らの漁獲が制限されるおそれがあることから、漁業者間において過剰な漁獲競争が生じる可能性が考えられます。そこで、漁業法では、TAC管理は、船舶等ごとに数量を割り当てるIQを基本とすることとし、令和8（2026）年3月末時点で12漁法・資源において、IQ方式による管理が導入されています（図表3-9）。

漁船漁業の目指すべき将来像として、漁獲対象資源の相当部分がIQ方式による管理の対象となった船舶については、トン数制限等の船舶の規模に関する制限を定めないことが望ましいとされています。制限が除かれることで、生産コストの削減、船舶の居住性・安全性・作業性の向上、漁獲物の鮮度保持による高付加価値化等が図られ、若者にとって魅力があり、かつ、競争力のある船舶の建造が行われるようになると考えられます。なお、このような船舶については、他の漁業者の経営に悪影響を生じさせないよう、国が責任を持って関係漁業者間の調整を行い、操業期間や区域、体長制限等の資源管理措置を講ずることにより、資源管理の実施や紛争の防止が確保されていることを確認することとしています。以上を踏まえ、今後も、新ロードマップに基づき、IQ方式による管理の拡大を図るとともに、運用面の課

題解決を図ります。

図表3-9 IQ方式による管理の導入のイメージ



〈沿岸漁業における漁業権制度及び沖合・遠洋漁業における漁業許可制度で管理〉

沿岸の定着性の高い資源を対象とした採貝・採藻等の漁業、一定の海面を占有して営まれる定置漁業や養殖業、内水面漁業等については、都道府県知事が漁協やその他の法人等に漁業権を免許します。他方、より漁船規模が大きく、広い海域を漁場とする沖合・遠洋漁業については、資源に与える影響が大きく、他の地域や他の漁業種類との調整が必要となる場合もあることから、農林水産大臣又は都道府県知事による許可制度の対象となっています。この許可に際して漁船隻数や総トン数の制限（インプットコントロール）を行い、さらに、必要に応じて操業期間・区域、漁法等の制限措置（テクニカルコントロール）を定めることによって資源管理を行っています（図表3-10）。



図表3-10 漁業権制度及び漁業許可制度の概念図

漁業権漁業

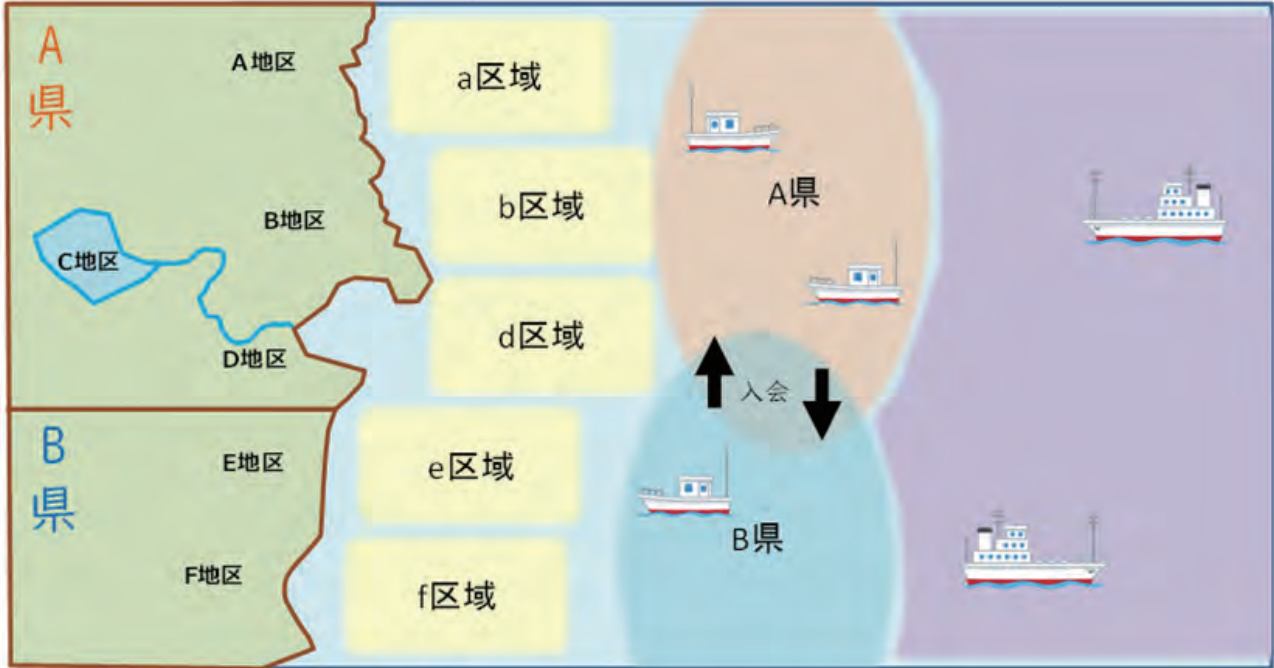
知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業を排他的に営む権利を免許。

知事許可漁業

都道府県の沖合で操業する漁業について知事が許可。

大臣許可漁業

複数県の沖合や外国へ出漁する漁業について国（農林水産大臣）が許可。

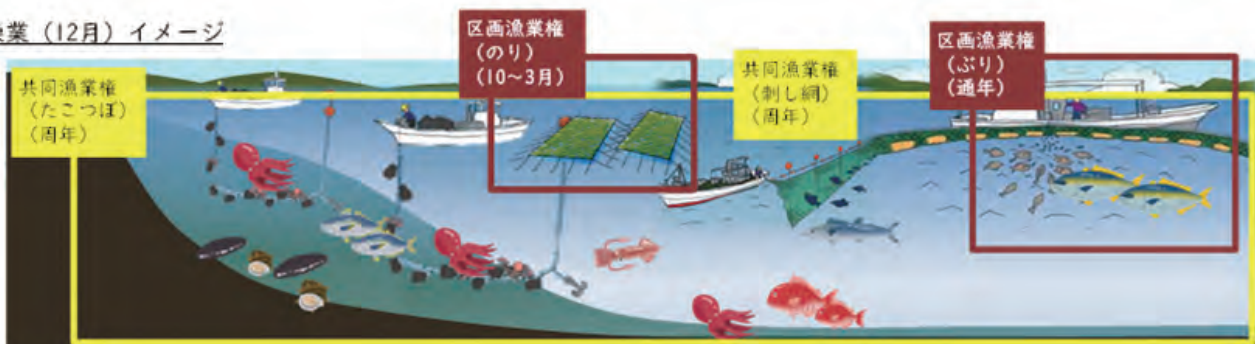


漁業権漁業に関する水面の立体的・重複的な利用のイメージ

操業（6月）イメージ



操業（12月）イメージ



〈資源管理協定による漁業者の自主的な資源管理を推進〉

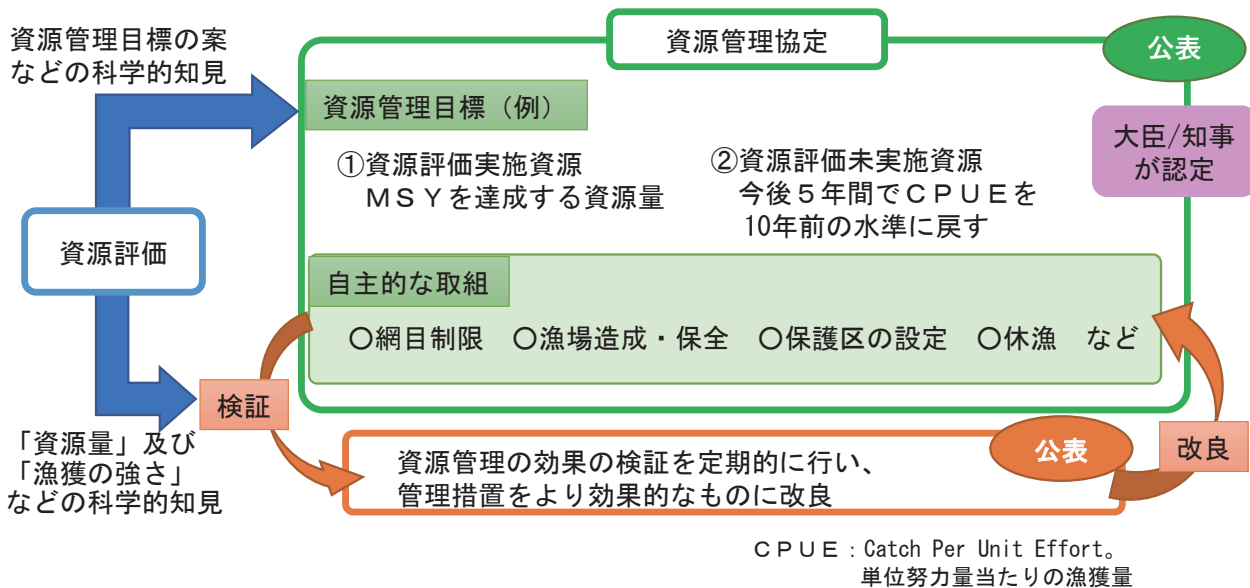
我が国では、国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組合せによる資源管理を推進しており、とりわけ、TAC資源以外の水産資源について、漁業法に基づく資源管理協定の活用による漁業者の自主的な資源管理を推進しています。

資源管理協定を策定する際には、1) 資源評価対象種については、資源評価結果に基づき資源管理目標を設定すること、2) 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや都道府県水産試験研究機関等が行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用いて資源管理目標を設定することとしており、同協定は、農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表することになっています。

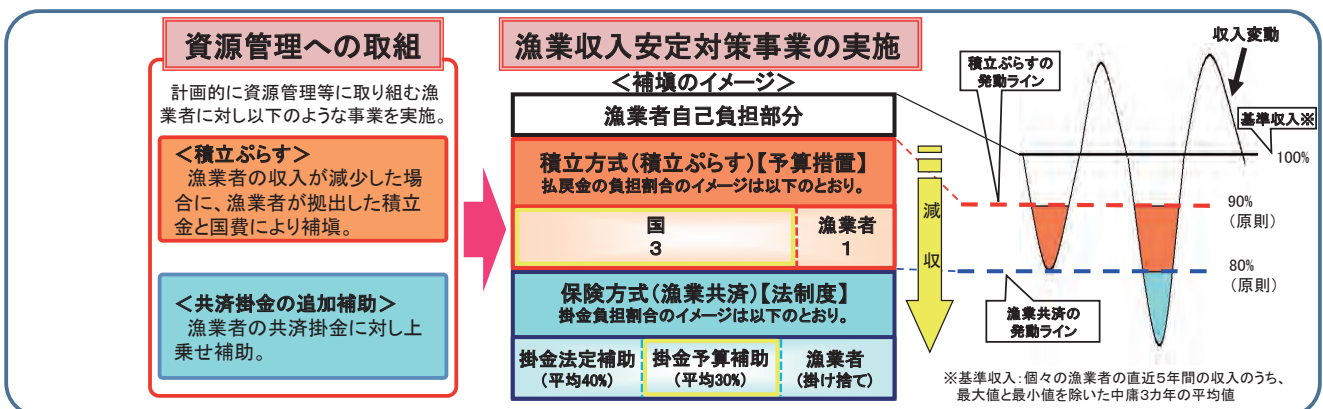
資源管理協定の参加者は、その取組による資源管理の効果の検証を定期的に行い、取組内容をより効果的なものに改良していくこととしており、農林水産大臣又は都道府県知事がその検証結果を公表することで、透明性を確保した運用を図っていくこととしています（図表3-11）。

また、このような資源管理協定に参加する漁業者は、漁業収入安定対策による支援の対象となります（図表3-12）。

図表3-11 資源管理協定のイメージ



図表3-12 漁業収入安定対策の概要





〈遊漁におけるクロマグロ等の資源管理の高度化を推進〉

遊漁におけるクロマグロの資源管理について、以前は、遊漁者に対して、漁業者の取組に準じて採捕停止等の協力を求めてきましたが、一層の資源管理の実効性を確保するため、漁業者が取り組む資源管理の枠組みに遊漁者が参加する制度を構築することが課題となっていました。

遊漁に対する規制は、不特定多数の者が対象となることから、罰則を伴う規制の導入には十分な周知期間を設け、試行的取組を段階的に進めることが妥当であるため、いきなりTAC制度を導入するのではなく、広域漁業調整委員会指示^{*1}により管理を行うこととしました。具体的には、令和3（2021）年6月以降、小型魚は採捕禁止（意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流）、大型魚を採捕した場合には重量や採捕した海域等を水産庁に報告しなければならないこととするとともに、大型魚の採捕数量がクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがある水準に達した場合には遊漁による大型魚の採捕を禁止することとしました。

新ロードマップにおいては、現行措置の強化を図った後、届出制導入による管理の高度化を図り、本格的なTACによる数量管理への移行を推進することとなっており、令和6（2024）年12月には、広域漁業調整委員会の下に漁業者、遊漁関係者及び学識経験者を構成員とする「くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、管理の高度化に向け検討を進めているところです。

令和8（2026）年4月からは、クロマグロ遊漁の全体像を把握することを目的として、届出制を実施しています（図表3-13）。

また、クロマグロ以外の資源については、新ロードマップにおいて、漁業におけるTAC化の進展等に応じ、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計や遊漁の管理手法の検討・試行を推進することとしています。

^{*1} 広域漁業調整委員会は漁業法に基づき設置され、水産動植物の繁殖保護や漁業調整のために必要があると認められるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等、必要な指示をすることができる。委員会指示に違反した場合、直ちに罰則が適用されるわけではないが、指導に繰り返し従わない等の悪質な者に対しては、農林水産大臣が指示に従うよう命令を出すことができ、その命令に従わなかった場合、漁業法に基づく罰則が適用される。

図表3-13 クロマグロ遊漁の届出制の導入

届出対象	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）運航者 ※ 遊漁船：遊漁船業の用に供する船舶
届出内容	<p>【必須項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス <p>【任意項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用する予定の船舶に関する情報 (遊漁船を利用する場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船登録都道府県 ・ 遊漁船登録番号 ・ 船名 (遊漁船以外の船舶を利用する場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・ 船名 (カヤック、SUP等を利用する場合) ○ 入出港する予定の場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県名 ・ 漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ ルアー釣り ・ 餌釣り ・ その他方法（具体的に記載） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出期間	令和8年1月1日（木）から最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで	
届出単位	・ 採捕しようとする海域ごと	・ 案内しようとする海域ごと ・ 案内しようとする船舶ごと	・ 案内し又は赴こうとする海域ごと ・ 案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット/LINE、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を发出		
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		

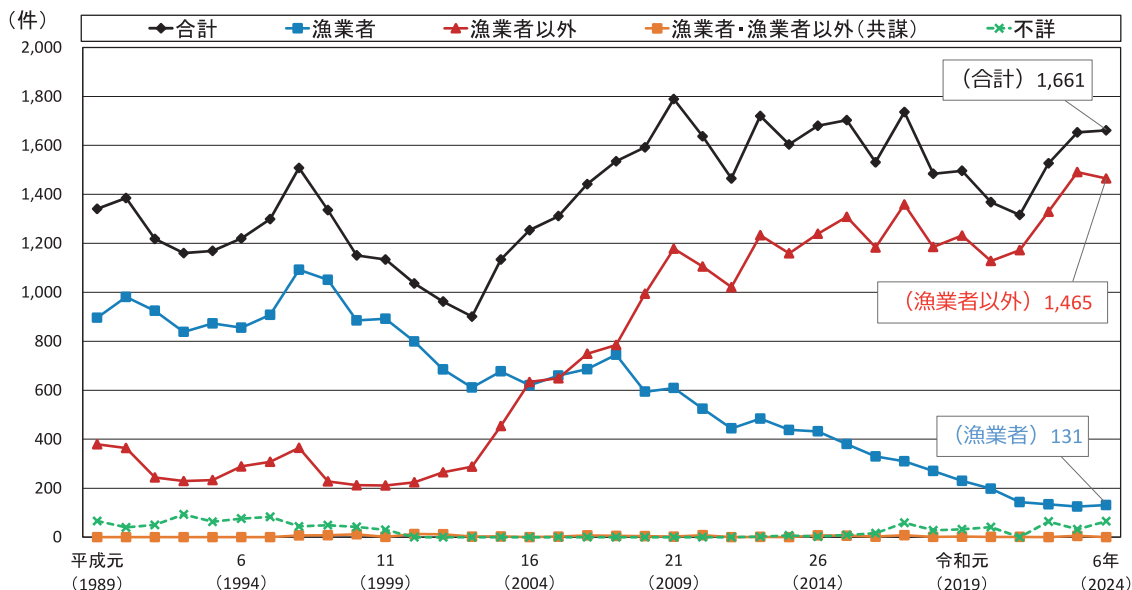
(3) 実効性ある資源管理のための取組

〈密漁への対策〉

水産庁が都道府県を通じて取りまとめた調査結果によると、令和6（2024）年の全国の海上保安部、都道府県警察及び都道府県における漁業関係法令違反（以下「密漁」といいます。）の検挙件数は1,702件（うち海面1,661件（被疑者不詳等の65件含む。）、内水面41件）となりました。近年は漁業者による違反操業が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加し、漁業者による密漁の件数との差は年々開いていく傾向にあります（図表3-14）。近年は、密漁の手口が悪質化・巧妙化している傾向があります。



図表3-14 我が国の海面における漁業関係法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

アワビ、サザエ等のいわゆる磯根資源は、多くの地域で共同漁業権の対象となっており、関係漁業者は、種苗放流、禁漁期間・区域の設定、漁獲サイズの制限等、磯根資源の保全と管理のために多大な努力を払っています。一方、これらの磯根資源は容易に採捕できることから密漁の対象とされやすく、組織的な密漁も横行しています。また、資源管理のルールを十分に認識していない一般市民による個人的な消費を目的としたものも各地で発生しています。このため、水産庁では、一般市民に対するルールの普及啓発を目的とした密漁対策のウェブサイトを経営しているほか、ポスターやパンフレットを作成・配布すること等を通じ密漁の防止を図っています。

また、悪質な密漁が行われているアワビ、ナマコ及び全長13センチメートル以下のウナギは「特定水産動植物」に指定されており、漁業権や漁業の許可等に基づいて採捕する場合を除いて採捕を原則禁止とし、これに違反した場合には、3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金が科されることとなります。さらに、密漁品の流通を防止するため、違法に採捕されたことを知りながら特定水産動植物を運搬、保管、取得又は処分の媒介・あっせんをした者に対しても密漁者と同じ罰則が適用されることになっています。

密漁を抑止するには、夜間や休漁中の漁場監視、密漁者を発見した際の取締機関への速やかな通報等、日頃の現場における活動が重要です。

取締りについては、海上保安官及び警察官とともに、水産庁等の職員から任命される漁業監督官や都道府県職員から任命される漁業監督吏員が実施しており、今後も、関係機関が連携して取締りを強化していきます。



密漁を許さない～水産庁の密漁対策～（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/mitsuryotaisaku.html>

〈違法に採捕された水産動植物の流通の防止に向けた取組〉

違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、水産流通適正化法により、漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存等が義務付けられています。国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい水産動植物であって資源管理を行うことが特に必要なものを「特定第一種水産動植物（アワビ、ナマコ及び全長13センチメートル以下のウナギ^{*1}）」と定義し、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通の適正化を図っています。さらに、国際的なIUU漁業防止の観点から本法による輸入規制を講ずることが必要な水産動植物を「特定第二種水産動植物（サバ、サンマ、マイワシ及びイカ）」と定義し、輸入時に適法に採捕されたものであることを証する外国政府が発行する証明書の添付を義務付けることで、IUU漁業由来の水産物の我が国への流入を防いでいます。

また、令和8（2026）年4月1日から、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律^{*2}が施行され、個体の経済的価値が高く、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められる水産資源（特別管理特定水産資源）等を「特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚）」と定義し、取引時の情報伝達や取引記録の作成・保存の義務付けを行うことで、漁獲量等報告の義務に違反した漁獲物の流通を防止することとしています（図表3-15）。



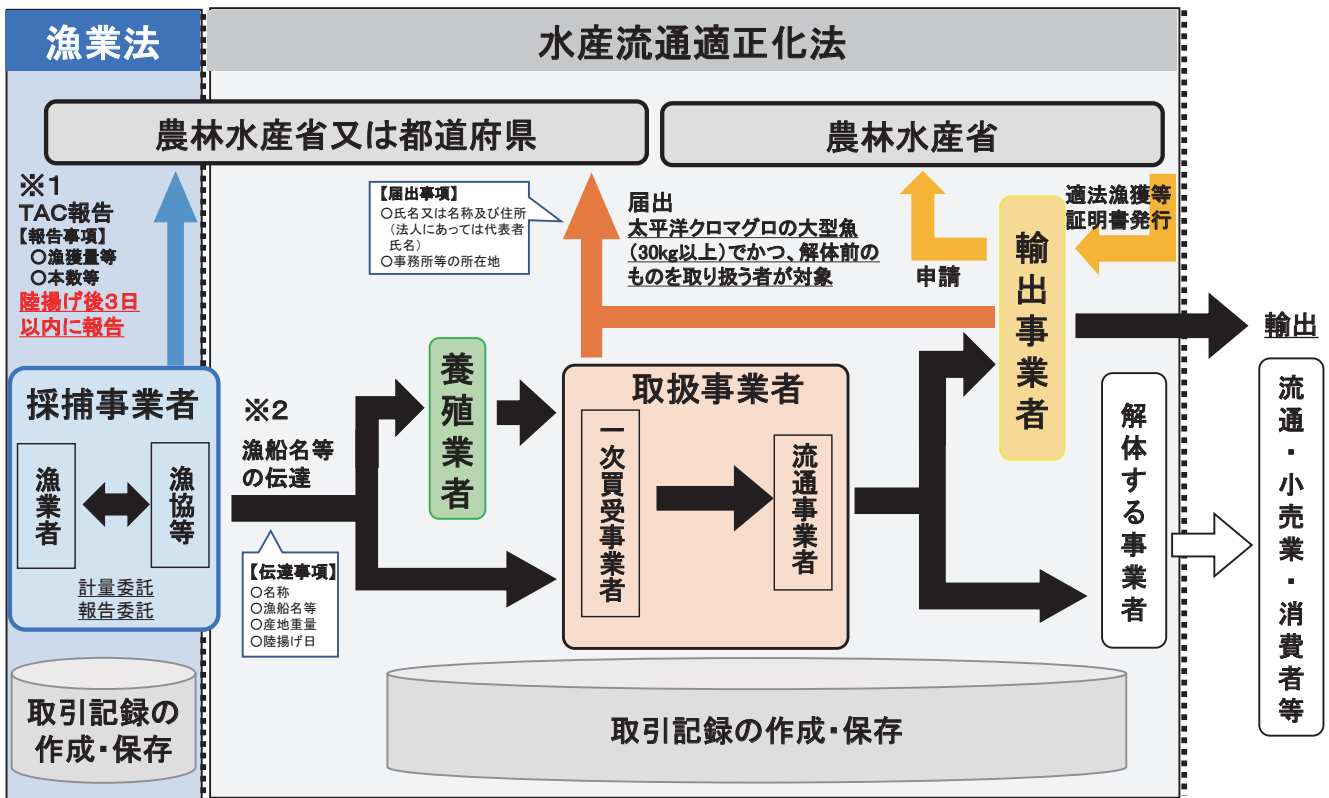
特定水産動植物等の国内流通の
適正化等に関する法律(水産庁)：
[https://www.jfa.maff.go.jp/
j/kakou/tekiseika.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika.html)

*1 全長13センチメートル以下のウナギについては、令和7（2025）年12月から適用。

*2 令和6年法律第66号



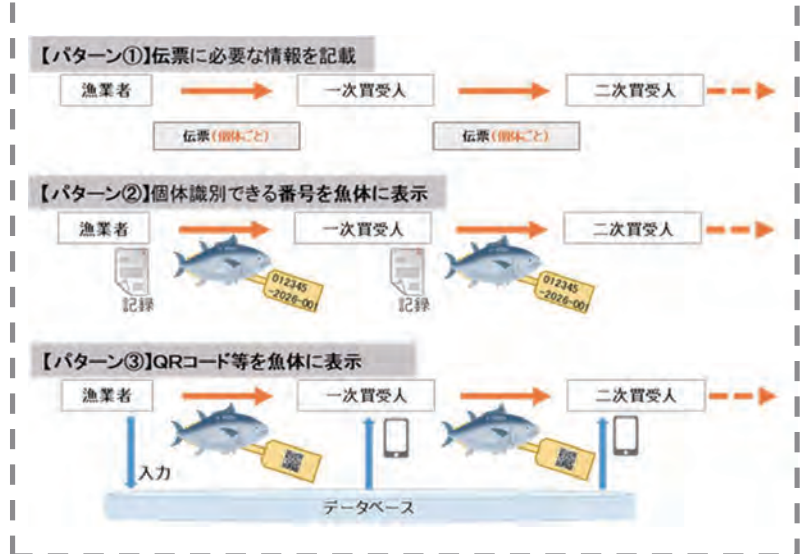
図表3-15 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正後の制度の概要（太平洋クロマグロの大型魚）



※1 TAC報告のイメージ



※2 漁船名等の伝達のイメージ



(4) 資源を積極的に増やすための取組

ア 種苗放流の取組

〈全国で約70種を対象とした水産動物の種苗放流を実施〉

自然環境下の水産動物は、卵やふ化の直後の仔魚・稚魚の間に多くが死亡し、又は捕食されるなどして、成魚まで育つものはごく僅かです。このため、卵からふ化させ、一定の大きさに成長するまで人工的に育成してから放流することにより水産資源を積極的に増やすことを目的とする種苗放流の取組が各地で行われています。

現在、都道府県の栽培漁業センター等を中心として、ヒラメ、マダイ、ウニ類、アワビ類等、全国で約70種を対象とした水産動物の種苗放流が、地域の実情や海域の特性等を踏まえ実施されています（図表3-16）。

実施に当たっては、資源管理の一環として実施することとし、1) 資源評価を行い、事業の資源造成効果を検証し、検証の結果、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しない、2) 資源造成効果の高い手法や対象魚種は、今後も事業を実施するが、ヒラメやトラフグのように都道府県の区域を越えて移動する広域回遊魚種等は、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進すること等により、効果のあるものを見極めた上で重点化することとしています。

図表3-16 種苗放流の主な対象種と放流実績

(単位:万尾(万個))

		平成27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5年度 (2023)
地先種	アワビ類	2,190	1,966	2,043	1,887	1,850	1,641	1,416	1,678	1,448
	ウニ類	6,065	6,168	6,299	6,262	6,326	6,145	5,546	5,910	6,158
	ホタテガイ	350,303	351,080	344,506	332,633	318,653	348,403	291,221	364,649	310,968
広域種	マダイ	960	827	910	885	914	917	933	913	905
	ヒラメ	1,414	1,520	1,541	1,480	1,706	1,563	1,540	1,495	1,520
	トラフグ	263	261	232	234	235	223	204	196	257
サケ(シロサケ)		176,700	163,106	155,964	178,038	138,356	138,058	104,376	133,603	115,992

資料：水産庁増殖推進部、水産研究・教育機構、公益財団法人全国豊かな海づくり推進協会「栽培漁業用種苗等の生産・入手・放流実績（全国）」
注：サケ（シロサケ）放流数は暫定値

(コラム) 第44回全国豊かな海づくり大会

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護・管理と海や河川・湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日の我が国漁業の振興と発展を図ることを目的として、昭和56（1981）年に大分県において第1回大会が開催されて以降、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による延期を除き、毎年開催されています。

令和7（2025）年は、「第44回全国豊かな海づくり大会～^{うまし}国みえ大会～」が、天皇后両陛下の御臨席の下、「受け継ごう 命あふれる 清い海」を大会テーマに三重県志摩市及び南伊勢町で開催されました。三重県では昭和59（1984）年の第4回大会以来2回目の開催となりました。

志摩市で開催された式典行事では、豊かな海を願い、天皇后両陛下によるマハタ、アマゴ、アコヤガイ及びクロノリ・アオノリの種苗のお手渡しが行われ、後日、三重県の各地で放流等が行われました。

また、式典行事終了後に南伊勢町で行われた放流行事では、天皇后両陛下により、イセエビ及びマダイの種苗が放流されました。

次回の第45回大会は、令和8（2026）年11月に、「響かせよう 豊かな海の ^{きしわだ}ハーモニー」を大会テーマに大阪府岸和田市（式典行事）及び泉佐野市（放流行事）で開催される予定です。



御臨席された天皇后両陛下
(提供：三重県)



イ 沖合域における生産力の向上

〈水産資源の保護・増殖のため、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施〉

沖合域は、アジ、サバ等の多獲性浮魚類、スケトウダラ、マダラ等の底魚類、ズワイガニ等のカニ類等、我が国の漁業にとって重要な水産資源が生息する海域です。これらの資源については、種苗放流によって資源量の増大を図ることが困難であるため、資源管理と合わせてその生息環境を改善することにより、資源を積極的に増大させる取組が重要です。

これまで、各地で人工魚礁等が設置され、水産生物に産卵場、生息場、餌場等を提供し、再生産力の向上に寄与しています。また、水産庁では、沖合域における水産資源の増大を目的として、ズワイガニ等の生息海域にブロック等を設置することにより産卵や育成を促進する保護育成礁や、上層と底層の海水が混ざり合う鉛直混合*1を発生させることで海域の生産力を高めるマウンド礁の整備を実施しています（図表3-17）。

保護育成礁については、日本海西部地区において完成し、マウンド礁については五島西方沖地区など2地区で完成、対馬海峡地区、大隅海峡地区及び隠岐海峡地区において整備中である。

これらの整備により、例えば保護育成礁においては礁内のズワイガニの生息密度が礁外の海域と比べ約2倍となったことや、マウンド礁においては礁周辺のマアジの平均体重はその他の海域と比べ約1.5倍となる等、水産資源の保護・増殖に大きな効果が見られています。

図表3-17 保護育成礁・マウンド礁のイメージ



ウ 内水面における資源の増殖と漁業管理

〈資源の維持増大や漁場環境の保全のため、種苗放流や産卵場の整備等を実施〉

河川・湖沼等の内水面では、漁業法に基づき、水産動植物の採捕を目的とする漁業権の免許を受けた漁協及び漁連に水産動植物を増殖する義務が課される一方、遊漁者の採捕を制限する場合には遊漁規則を定め、遊漁者から遊漁料を徴収することが認められており、遊漁料により増殖費用が賄われています。これは、一般に内水面は海面と比べて生産力が低いことに加え、遊漁者も多く、採捕が資源に与える影響が大きいからです。このような制度の下、内水面の漁協等が主体となってアユやウナギ等の種苗放流や産卵場の整備等を実施し、内水面水産資源の維持増大や漁場環境の保全に大きな役割を果たしています。

*1 上層と底層の海水が互いに混ざり合うこと。鉛直混合の発生により底層にたまった栄養塩類が上層に供給され、植物プランクトンの繁殖が促進されて海域の生産力が向上する。

(5) 漁場環境をめぐる動き

ア 藻場・干潟の保全と再生

〈藻場・干潟の保全等の取組を推進〉

藻場・干潟は、水産生物の産卵・生育の場として重要な役割を担っており、CO₂の吸収源としても期待されています。近年、高水温等による海藻の生育不良や植食動物の摂食行動の活発化による食害等の影響で藻場が衰退する中、藻場・干潟の保全・創造対策により、海洋生態系全体の生産力の底上げを図ることが重要です。

国は、藻場・干潟の保全・創造対策が実効性のある効率的なものになるよう、基本的な考え方やハード・ソフトが一体となった対策等を記した「藻場・干潟ビジョン」（令和5（2023）年12月改訂）を取りまとめ、取組を推進しています。また、全国各地では、地方公共団体による藻場・干潟の造成や、漁業者や地域住民等の多様な主体から構成される活動組織による植食動物の駆除や母藻の設置等の藻場保全活動が実施されています。さらに、毎年、磯焼け対策全国協議会を開催し、全国で取り組まれている優良な磯焼け対策や海水温上昇に対応した手法等の新たな技術の横展開を図っています。

漁港においても、防波堤等の漁港施設に藻場造成機能を付加し、施設整備と一体的な藻場造成を推進している事例があります。

〈ブルーカーボン生態系によるCO₂の貯留〉

藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林は、ブルーカーボン生態系と呼ばれています。そのうち藻場については、海草・海藻が光合成によりCO₂を取り込み、その後、一部の炭素を長期間にわたり海底や深海等にブルーカーボンとして貯留するとされています。我が国沿岸域の藻場におけるCO₂吸収量については、関係省庁が連携して算定し、合計約32万トンと国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に報告（令和8（2026）年4月）しています。

気候変動対策への世界的な要請が高まる中、温室効果ガス排出削減・吸収活動を企業等の間で取引できるように認証したカーボン・クレジット制度の活用が進展しています。CO₂貯留量をはじめとする藻場保全の効果を適切に評価することで、環境保全への関心の高い関係者とも連携した持続可能で沿岸域の漁場環境保全に寄与する藻場保全活動への広がりが期待されます。

イ 内湾域等における漁場環境の改善

〈赤潮等の被害対策、栄養塩類管理、適正養殖可能数量の設定等を推進〉

海藻類の成長、魚類や二枚貝等の餌となるプランクトンの増殖のためには、陸域や海底等から供給される窒素やリン等の栄養塩類が必要となります。瀬戸内海をはじめとした閉鎖性水域において、栄養塩類の減少等が海域の基礎的生産力を低下させ、養殖ノリの色落ちやイカナゴ等の魚介類の減少の要因となっている可能性が漁業者や地方公共団体の研究機関から示唆されています。その一方で、窒素やリン等の栄養塩類、水温、塩分、日照、競合するプランクトン等の要因が複合的に影響することにより赤潮が発生し、魚類養殖業等に大きな被害をもたらすことも指摘されています。

瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法^{*1}に基づき、必要に応じて栄養塩類の

*1 昭和48年法律第110号



供給・管理を可能とする栄養塩類管理制度が導入されており、兵庫県、山口県、香川県及び愛媛県において栄養塩類管理計画が策定され、水質の改善と水産資源の持続可能な利用の確保の調和・両立が進められています。東京湾や伊勢湾・三河湾においても、漁業関係者や行政が連携し、栄養塩類の管理に係る研究成果の情報共有等を行っています。

また、水産庁では、関係地方公共団体、研究機関等と連携し、海域の栄養塩類が水産資源の基礎を支えるプランクトン等の餌生物等に対して与える影響に関する調査研究、栄養塩類の供給手法の開発等を行うとともに、赤潮による漁業被害の軽減対策として、赤潮発生のモニタリング技術の開発、赤潮の発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発、被害軽減技術の開発に取り組んでいます。

有明海や八代海等では、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し赤潮や貧酸素水塊の発生に加えて、近年は他の海域と同様に気候変動に伴う水温の上昇や豪雨等の影響が顕在化しており、二枚貝をはじめとする水産資源をめぐる海洋環境が厳しい状況にあります。こうした中、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律^{*1}に基づき、関係県が環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、有明海及び八代海等の再生に向けた各種施策を実施しています。国は、同法に基づき、関係県等の事業を支援し、有明海及び八代海等の再生を図っているところです。

このほか、養殖漁場について、持続的養殖生産確保法^{*2}に基づき、漁協等が養殖漁場の水質等に関する目標、適正養殖可能数量その他の漁場環境改善のための取組等をまとめた漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善を促進する取組を推進しています。

また、漁業法では、漁場を利用する者が広く受益する赤潮監視、漁場清掃等の保全活動を実施する場合に、都道府県が申請に基づいて漁協等を指定し、一定のルールを定めて沿岸漁場の管理業務を行わせることができる制度が設けられており、水産庁では、本制度の積極的な活用を推進しています。

ウ 河川・湖沼における生息環境の再生

〈内水面の生息環境や生態系の保全のため、魚道の設置等の取組を推進〉

河川・湖沼は、それ自体が水産生物を育て内水面漁業者や遊漁者の漁場となるだけでなく、自然体験活動の場等の自然と親しむ機会を国民に提供しています。また、河川は、森林や陸域から適切な量の土砂や有機物、栄養塩類を海域に安定的に流下させることにより干潟や砂浜を形成し、海域における豊かな生態系を維持する役割も担っています。

しかしながら、河川をはじめとする内水面の環境は、ダム・堰堤等の構造物の設置、排水や濁水等による水質の悪化、水の利用による流量の減少等の人間活動の影響を特に強く受けています。このため、内水面における生息環境の再生と保全に向けた取組を推進していく必要があります。

国は、内水面漁業の振興に関する法律に基づき策定した「内水面漁業の振興に関する基本的な方針^{*3}」により、関係省庁、地方公共団体、内水面漁協等の連携の下、水質や水量の確保、森林の整備及び保全、多自然川づくり等による河川環境の保全・創出を進めています。

*1 平成14年法律第120号

*2 平成11年法律第51号

*3 平成26（2014）年策定、令和4（2022）年改正。

また、内水面に生息する水産動植物の生息環境や生態系を保全するため、堰等^{せき}における魚道の設置や改良、産卵場となる砂礫底^{されきてい}や植生の保全・造成、様々な水生生物の生息場となる石倉増殖礁（石を積み上げて網で囲った構造物）の設置等の取組を推進しています。

さらに、同法では、共同漁業権の免許を受けた者からの申出により、都道府県知事が内水面の水産資源の回復や漁場環境の再生等に関して必要な措置について協議を行うための協議会を設置できることになっており、令和7（2025）年12月末時点で、山形県、東京都、岐阜県、滋賀県、兵庫県及び宮崎県において協議会が設置され、良好な河川漁場保全に向けた関係者間の連携が進められています。



内水面に関する情報（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/naisuimeninfo.html>

エ 気候変動による影響等

〈サケ等主要魚種の不漁〉

海水温の上昇や海流の変化は、適温域を分布・回遊する回遊性魚介類の分布や資源量に影響を与えており、これらの種を漁獲する漁業における水揚量の減少、漁場の沖合化による燃油等の費用の増加や出漁の見合わせ等が漁業経営に大きな影響を及ぼしています。

令和8（2026）年2月に環境省が公表した第3次気候変動影響評価報告書によれば、回遊性魚介類への気候変動による影響は、現状既に重大な影響が認められると評価されています。具体的にはサケの回帰率の低下やサンマ等主要魚種の不漁、高水温を好む魚種の分布が北方へ拡大する等の影響が生じています。

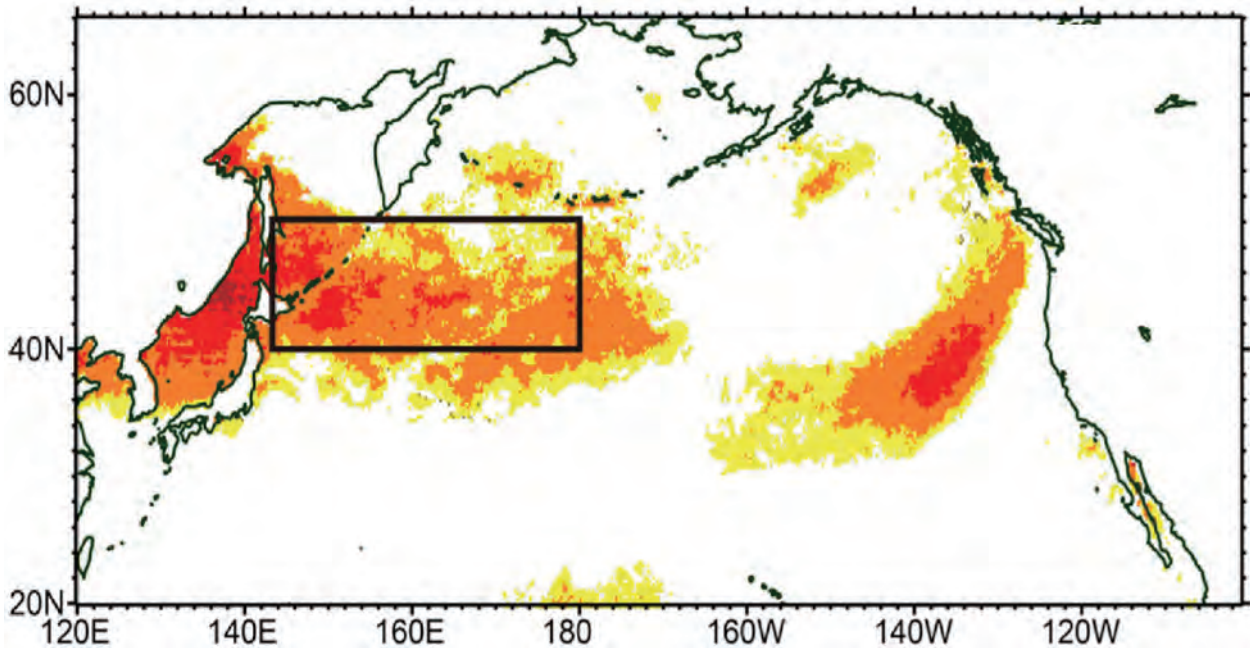
〈海洋熱波の発生が顕在化〉

数日から数か月にわたり急激に海水温が極めて高く推移する現象である海洋熱波は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書によると20世紀を通して頻度が増加するようになり、1980年代以降、頻度はほぼ倍増しているとされています。

我が国周辺においても、平成22（2010）年頃から海洋熱波の発生が顕在化しており、令和3（2021）年に北太平洋の西部で発生した海洋熱波の規模が昭和57（1982）年以降で最大であったことが、人工衛星によるモニタリングにより明らかとなっています（図表3-18）。



図表3-18 北西太平洋で確認された海洋熱波（令和3（2021）年）



資料：原著論文 Kuroda and Setou (2021) Remote Sens. 13, 3989

注：図中の色は、令和3（2021）年7月30日の海洋熱波の強度（30年間の日別水温からの差を規格化）を示す。黒枠の領域での令和3（2021）年7～8月の海洋熱波は、昭和57（1982）年以降で最大であった。

〈黒潮大蛇行が終息〉

我が国周辺海域において、代表的な暖流である黒潮の流路の変化や寒流である親潮の南下が弱まる等、海流の流れや位置の変化がみられています。

我が国の南岸に沿って流れる黒潮については、紀伊半島から東海沖で大きく離岸する黒潮大蛇行^{*1}が、平成29（2017）年8月に発生し、昭和40（1965）年以降で過去最長となる7年9か月間継続しました。その後、黒潮の流路が変化し、令和7（2025）年4月に大蛇行の状態がみられなくなりました。このため、気象庁と海上保安庁は同年8月29日に黒潮大蛇行が終息したと正式に発表しました。黒潮の流路は、魚種・漁場の位置や沿岸の環境等にも影響を与えるため、今後も注視が必要です。

オ 海洋プラスチックごみの問題

〈海洋プラスチックごみの影響への懸念の高まり〉

海に流出するプラスチックごみの増加の問題が世界的に注目を集めています。年間数百万tを超えるプラスチックごみが海洋に流出しているとの推定^{*2}もあり、我が国の海岸にも、海外で流出したと考えられるものも含め多くのごみが漂着しています。

海に流出したプラスチックごみは、海鳥や海洋生物が誤食することによる生物被害や、投棄・遺失漁具（網やロープ等）に海洋生物が絡まって死亡するゴーストフィッシング、海岸の自然景観の劣化等、様々な形で環境や生態系に影響を与えるとともに、漁獲物へのごみの混入や漁船のスクリューへのごみの絡まりによる航行への影響等、漁業活動にも損害を与え

*1 気象庁では、黒潮大蛇行の判定に、(1) 潮岬で黒潮が安定して離岸していること、(2) 東海沖（東経136～140度）での黒潮流路の最南下点が北緯32度より南に位置していることの二つの条件を用いている。

*2 Jambeck et al. (2015) による。

ます。また、紫外線等により次第に劣化し破碎・細分化されること等により発生するマイクロプラスチック^{*1}は、表面に有害な化学物質が吸着する性質があることが指摘されており、吸着又は含有する有害な化学物質が食物連鎖等を通して、海洋生物及び人体に何らかの影響を与えることが懸念されています。

我が国では、令和元（2019）年5月に、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が関係閣僚会議で策定されたほか、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律^{*2}に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の変更及び「第四次循環型社会形成推進基本計画^{*3}」に基づく「プラスチック資源循環戦略」の策定を行い、海洋プラスチックごみ問題に関連する政府全体の取組方針を示しました。また、令和3（2021）年6月に、海洋プラスチックごみ問題への対応を契機の一つとして、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律^{*4}が成立しました。

国際的には、令和4（2022）年3月に、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けた決議が国連環境総会で採択され、同年11月より同文書の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）が開催されているほか、令和5（2023）年5月に開催されたG7広島サミットにおいて、「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミットしている」等を内容とする「G7広島首脳コミュニケ」が発出される等、国内外の海洋プラスチックごみ問題への取組が加速化しています。

〈生分解性漁具の開発・改良や漁業者による海洋ごみの持ち帰りを促進〉

海洋プラスチックごみの主な発生源は陸域であると指摘されていますが、海域を発生源とする海洋プラスチックごみも一定程度あり、その一部は漁具であることも指摘されています^{*5}。

そのような中、水産庁では、平成31（2019）年4月に、漁業分野における海洋プラスチックごみ対策やプラスチック資源循環を推進するため、1）漁具の海洋への流出防止、2）漁業者による海洋ごみの回収の促進、3）意図的な排出（不法投棄）の防止、4）情報の収集・発信等を主な内容とする「漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組」を公表しました。

また、水産庁では、海洋プラスチックごみ対策アクションプランを踏まえ、令和2（2020）年5月に、使用済漁具の計画的処理を推進するための「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を策定するとともに、海洋に流出した漁具による環境への負荷を最小限に抑制するため、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具開発・改良等の支援や、まき網等の漁網のリサイクル推進に対する支援を行っていますが、生分解性プラスチックについては、現時点では機能やコスト面で実用可能な漁具が限られています。

さらに、操業中の漁網に入網すること等により回収される海洋ごみを漁業者が持ち帰ることは、海洋ごみの回収手段が限られる中で重要な取組と考えられるため、環境省や都道府県

*1 微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。

*2 平成21年法律第82号


*3 平成30（2018）年6月閣議決定

*4 令和3年法律第60号

*5 FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2020」による。

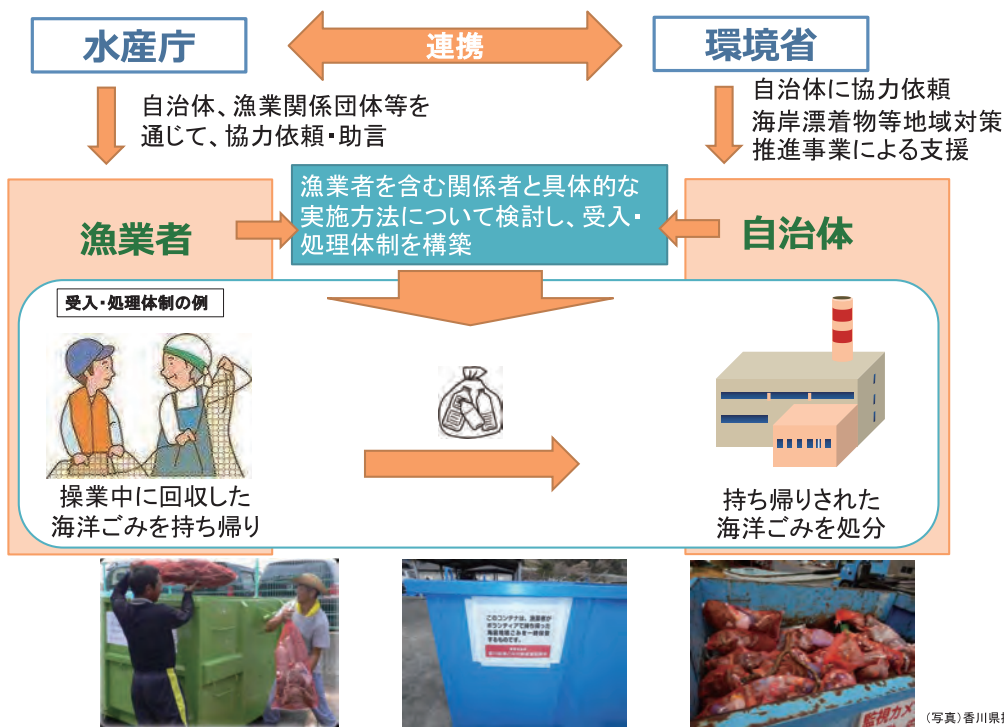


等と連携し、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、海洋ごみの漁業者による持ち帰りを促進する（図表3-19）とともに、漁業者や漁協等が環境生態系の維持・回復を目的として地域で行う漂流漂着物等の回収・処理に対し、漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業による支援を実施しています。なお、漁協関係者が中心となり、地域住民やボランティア団体、地域の学生等と連携し、自主的に海浜の清掃活動を行う取組も、全国各地で展開されています。このほか、水産庁では、業界団体・企業等による自主的な取組に係る情報発信や、マイクロプラスチックが水産動植物に与える影響についての科学的調査結果の情報発信を行っています。



海洋プラスチックごみ対策（漁業における取組）（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/action_sengen/190418.html

図表3-19 海洋ごみ等の回収・処理について（入網ごみ持ち帰り対策）



カ 海洋環境の保全と漁業

〈適切に設置・運用される海洋保護区等により、水産資源の増大を期待〉

漁業は、自然の生態系に依存し、その一部を採捕することにより成り立つ産業であり、漁業活動を持続的に行っていくためには、海洋環境や海洋生態系を健全に保つことが重要です。

令和4（2022）年には、生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）の下で、令和12（2030）年までに陸域と海域のそれぞれ少なくとも30%を海洋保護区（MPA：Marine Protected Area）等の保護地域及び保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を通じて保全及び管理すること（30by30目標）

を含む「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

我が国において、MPAは「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と定義されていますが、これには水産資源保護法^{*1}上の保護水面や漁業法上の共同漁業権区域等が含まれており、漁業者の自主的な共同管理等によって、生物多様性を保全しながら、これを持続的に利用していく海域であることは、日本型海洋保護区の一つの特色になっています。また、適切に設置され運用されるMPA及びOECMは、海洋生態系の適切な管理及び保全を通じて水産資源の増大にも寄与するものと考えられます。

(コラム) 漁具・漁網のリサイクル

農林水産省は、大阪・関西万博のテーマウィーク「食と暮らしの未来ウィーク」において、「RELAY THE FOOD ～未来につなぐ食と風土～」というテーマの下、農林水産業と食文化に関する展示を行いました。水産庁は、この展示の一部で、定置網で活用されるスマート技術や漁網のリサイクルに関する展示を行いました。

漁網リサイクルに係る展示では、漁業者、製網メーカー、繊維メーカー、リサイクル企業等が連携したTeam Re:ismによる漁網リサイクルの取組のパネルや、そのリサイクル製品（漁網、アパレル製品、サングラス、文房具等）を展示しました。また、使用済み漁網から作られた2万6千枚を超えるクリアファイルの配布も行いました。「漁網って何？」の質問から始まる一般の方もいらっしゃる中、多くの来場者に、漁網リサイクルの取組に関心を持っていただけるよう情報発信を行いました。

漁具の資源循環は、環境に配慮した持続可能な漁業・養殖業の取組として重要な課題です。我が国の水産業界の主要団体である一般社団法人大日本水産会は、Team Re:ismの活動を引き継ぎ、新しい協議会を立ち上げ、漁網以外の漁具も含めたリサイクル活動へと発展させるべく取り組んでいます。水産庁としては、今後も引き続きこの課題に取り組んでいきます。



スマート技術や漁網のリサイクルに関する展示

*1 昭和26年法律第313号



(6) 野生生物による漁業被害と対策

ア 海洋における野生生物による漁業被害

〈トドの個体数管理・駆除、調査・情報提供等の取組を推進〉

海洋の生態系を構成する生物の中には、漁業・養殖業に被害を与える野生生物も存在し、漁具の破損、漁獲物の食害等をもたらします。各地域で漁業被害をもたらす野生生物に対しては都道府県等が被害防止のための対策を実施していますが、都道府県の区域を越えて広く分布・回遊する野生生物で、広域的な対策により漁業被害の防止・軽減に効果が見通せる等一定の要件を満たすもの（大型クラゲ、トド、ヨーロッパザラボヤ等）については、水産庁が出現状況に関する調査と漁業関係者への情報提供、被害を効果的・効率的に軽減するための技術の開発・実証、駆除・処理活動への支援等に取り組んでいます（図表3-20）。

特に北海道周辺では、トド等の海獣類による漁具の破損等の被害が多く発生している中、漁業被害の軽減とトド資源の保全の両立を図るため、平成26（2014）年に「トド管理基本方針」を策定、令和6（2024）年に同方針の一部改正を行い、同方針に従った採捕等の被害軽減対策を実施しています。これらの取組により、近年のトドによる漁業被害額は、平成25（2013）年度の約20億円から減少し、令和6（2024）年度には約10億円となりました。

イ 内水面における生態系や漁業への被害

〈カワウやオオクチバス等の外来魚の防除の取組を推進〉

内水面においては、カワウやオオクチバス等の外来魚による水産資源の食害が問題となっています。このため、カワウについては、環境省及び農林水産省が令和6（2024）年に策定した「令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について」に従い、被害を与える個体数の半減を目指し、カワウの追払いや捕獲等の防除対策を推進しています。また、外来魚については、その効果的な防除手法の技術開発のほか、偽の産卵床の設置等による防除の取組を進めています。

図表3-20 野生生物による漁業被害対策の例

①大型クラゲ国際共同調査

大型クラゲの出現動向を迅速に把握するための日中韓共同による大型クラゲのモニタリング調査等

②被害を与える野生生物の調査及び情報提供

被害を与える野生生物の出現状況・生態の把握及び漁業関係者等への情報提供等

③野生生物による被害軽減技術の開発

トドによる漁獲物の食害を防ぐための強化網の開発、実証等

④野生生物による被害軽減対策

被害を与える野生生物の駆除・処理、改良漁具の導入促進といった被害軽減対策等

海面

<トド>



トドによる漁獲物の食害

内水面

<カワウ>



個体数と分布域が拡大し、食害が問題化

<オオクチバス>



外来魚による食害

第4章

水産業をめぐる国際情勢



(1) 世界の水産資源の状況

〈生物学的に持続可能なレベルにある資源は62.3%〉

FAOは、世界中の資源評価の結果に基づき、世界の海洋水産資源の状況をまとめています。これによれば、持続可能なレベルで漁獲されている状態の資源の割合は、漸減傾向にあります。令和3（2021）年は62.3%の水産資源が適正レベル又はそれ以下の割合で利用されています。一方、過剰に漁獲されている資源の割合は、37.7%に達し、依然として上昇傾向が続いています。また、世界の資源のうち、適正レベルの上限まで漁獲されている資源は50.5%、適正レベルまで漁獲されておらず生産量を増大させる余地のある資源は11.8%にとどまっています。

(2) 国際的な資源管理

ア 国際的な資源管理の推進

〈EEZ内だけでなく、国際的な資源管理も推進〉

我が国は、排他的経済水域（EEZ）内における水産資源の適切な管理を推進していますが、サンマやサバといった我が国の漁船が漁獲する資源は、外国漁船も漁獲し、競合するものも多いことから、我が国の資源管理の取組の効果が損なわれないよう、国際的な資源管理にも積極的に取り組んでいくことが重要です。

このため、我が国は、国際的な資源管理が適切に推進されるよう、地域漁業管理機関の場や二国間での交渉に努めています。

イ 地域漁業管理機関

〈資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画〉

国連海洋法条約^{*1}では、沿岸国及び高度回遊性魚種を漁獲する国は、当該資源の保存及び利用のため、EEZの内外を問わず地域漁業管理機関を通じて協力することを定めています。

地域漁業管理機関では、沿岸国や遠洋漁業国等の関係国・地域が参加し、資源評価や資源管理措置の遵守状況の検討を行った上で、漁獲量規制、漁獲努力量規制、技術的規制等の実効ある資源管理の措置に関する議論が行われます。特に、高度に回遊するカツオ・マグロ類は、世界の全ての海域で、それぞれの地域漁業管理機関による管理が行われています。また、カツオ・マグロ類以外の水産資源についても、底魚を管理する北西大西洋漁業機関（NAFO）等に加え、サンマ、マサバ等を管理する北太平洋漁業委員会（NPFC）等の新たな地域漁業管理機関も設立されました。このほか、令和3（2021）年6月に発効した中央北極海無規制公海漁業防止協定^{*2}に基づく締約国会合においても、試験的漁獲に係る保存管理措置等について協議されています。

我が国は、責任ある漁業国として、我が国漁船の操業海域や漁獲対象魚種と関係する地域漁業管理機関に加盟し、資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画するとともに、これらの地域漁業管理機関で合意された管理措置が着実に実行されるよう、加盟国

*1 正式名称：海洋法に関する国際連合条約

*2 正式名称：中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定



の資源管理能力向上のための支援等を実施しています。

ウ カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向

世界のカツオ・マグロ類資源は、地域又は魚種別に五つの地域漁業管理機関によって全てカバーされています（図表4-1）。このうち、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）及びインド洋まぐろ類委員会（IOTC）の4機関は、それぞれの管轄水域内のカツオ・マグロ類資源について管理責任を負っています。また、南半球に広く分布するミナミマグロについては、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）が一括して管理を行っています。

図表4-1 カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



注：（ ）は条約発効年。



まぐろに関する情報（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/>

〈中西部太平洋におけるカツオ・マグロ類の管理（WCPFC）〉

中西部太平洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うWCPFCの水域には、我が国周辺水域が含まれ、この水域においては、我が国のかつお・まぐろ漁船（はえ縄、一本釣り、海外まき網）約400隻のほか、沿岸はえ縄漁船、まき網漁船、一本釣り漁船、流し網漁船、定置網、ひき縄漁船等がカツオ・マグロ類を漁獲しています。

北緯20度以北の水域に分布する太平洋クロマグロ等の資源管理措置に関しては、WCPFCの下部組織である北小委員会で実質的な議論を行っています。特に、東部太平洋の米国やメキシコ沿岸まで回遊する太平洋クロマグロについては、太平洋全域での効果的な資源管理を行うために、北小委員会と東部太平洋のマグロ類を管理するIATTCの合同作業部会が設置され、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）^{*1}の資源評価に基づき議論が行われます。そ

*1 日本、中国、韓国、台湾、米国、メキシコ等の科学者で構成。

の議論を受け、北小委員会が資源管理措置案を決定し、WCPFCへ勧告を行っています。

WCPFCでは、太平洋クロマグロの資源量が歴史的最低水準付近まで減少したこと等から、平成27（2015）年以降、1）30kg未満の小型魚の漁獲を平成14（2002）～16（2004）年水準から半減させること、2）30kg以上の大型魚の漁獲を同期間の水準から増加させないこと等の措置が実施されてきました。また、WCPFCでは、平成29（2017）年に資源回復のための漁獲戦略を策定し、暫定回復目標（歴史的中間値（約4万t））及びその達成後の次期回復目標（暫定回復目標達成後10年以内に、60%以上の確率で親魚資源量を初期資源量の20%（約13万t）まで回復させること）を設定し、一定の期間内にこれらの回復目標を達成するための漁獲制御ルール等を適用してきました。

このような厳しい資源管理に対し、我が国漁業関係者が厳格な漁獲量の管理に取り組むなど我が国が率先して資源管理に取り組んだ結果、太平洋クロマグロの親魚資源量は回復傾向にあり、令和6（2024）年にISCが行った最新の資源評価によると、親魚資源量は、令和3（2021）年に回復目標を達成し、令和4（2022）年時点で約14.4万tにまで回復しています（図表4-2）。

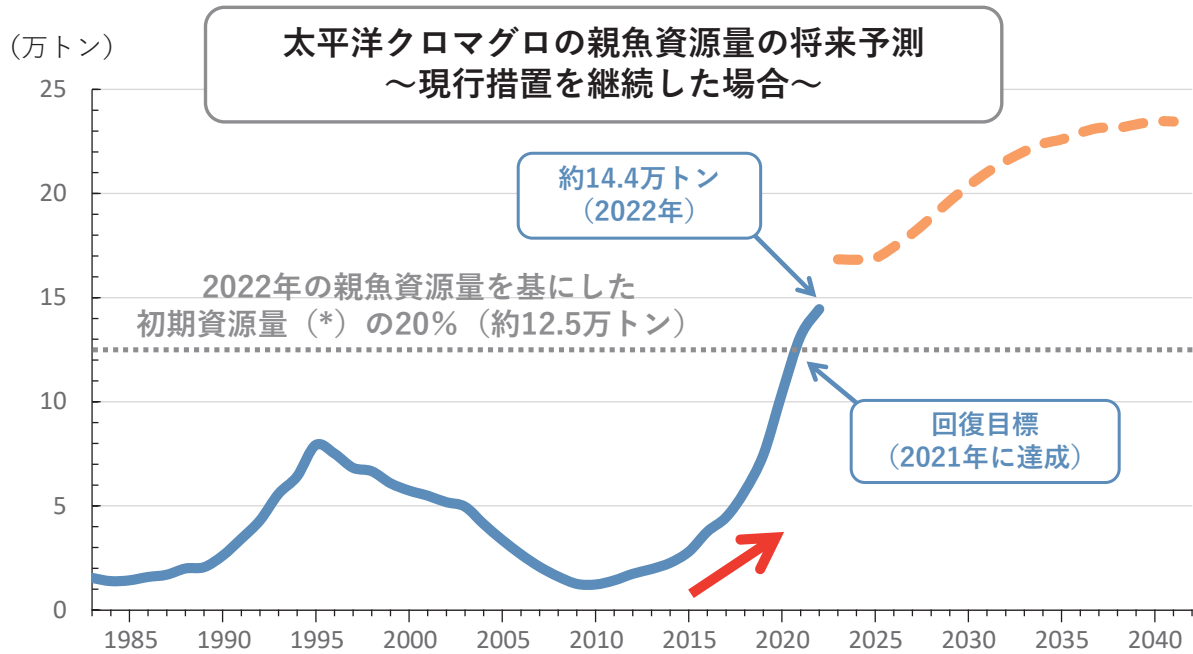
このような状況の下、令和6（2024）年には、WCPFCにおいて、太平洋クロマグロの親魚資源量の回復を踏まえ、小型魚10%、大型魚50%の漁獲上限の増加を基本とする措置が採択されました。これにより、令和7（2025）年以降、増加後の小型魚の漁獲上限は5,125t、大型魚の漁獲上限は11,869tとなり、我が国の漁獲上限は、小型魚は4,407t（400t増加）、大型魚は8,421t（2,807t増加）となりました。

この漁獲上限の増加を踏まえた令和7管理年度以降の国内配分については、水産政策審議会資源管理分科会で決定された「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づき、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースに、特に大型魚は放流等の負担の大きい沿岸漁業者に配慮して行われています。

令和7（2025）年のWCPFC関連会合では、太平洋クロマグロについて、長期的な目標となる資源の水準等を定めた上で、資源状態に応じて総漁獲可能量を算出する新たな管理方式の策定に向けた議論が行われました。



図表4-2 最新の資源評価（令和6（2024）年）・将来予測（令和7（2025）年）



(*) 初期資源量：資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということの意味するものではない。

資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（令和6（2024）年）、太平洋クロマグロの管理に関するIATTC・WCPFC北小委員会の合同作業部会会議文書（IATTC-NC-JWG10-2025/IP-02）（令和7（2025）年）に基づき水産庁で作成

〈東部太平洋におけるカツオ・マグロ類の管理（IATTC）〉

東部太平洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うIATTCの水域では、年間約30隻の我が国のまぐろはえ縄漁船が、メバチ、キハダ、メカジキ等を対象に操業しています。

令和6（2024）年には、IATTCにおいても、太平洋クロマグロの親魚資源量の回復を踏まえ、年次会合において、7,990tから12,585tへ漁獲上限を増加する措置が採択されました。

令和7（2025）年の年次会合では、カツオ、キハダ等を対象に操業するまき網漁業について、直近の資源評価結果を踏まえ、禁漁期間を短縮すること等が合意されました。

〈大西洋におけるカツオ・マグロ類の管理（ICCAT）〉

大西洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うICCATの水域では、年間約70隻の我が国のまぐろはえ縄漁船が、大西洋クロマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ等を対象として操業しています。

令和7（2025）年の年次会合では、大西洋クロマグロの漁獲可能量（TAC）及び国別割当について合意されました。令和8（2026）～10（2028）年の各年における大西洋クロマグロのTACは51,484.6tとなり、令和7（2025）年から8,188.6t増加しました。また、我が国への割当量は4,321.8tとなり、令和7（2025）年から543.28t増加しました。

〈インド洋におけるカツオ・マグロ類の管理（IOTC）〉

インド洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うIOTCの水域では、年間約50隻の我が国のまぐろはえ縄漁船が、メバチ、キハダ、カジキ等を対象として操業しています。

令和7（2025）年の年次会合では、メバチの国別漁獲上限が合意され、我が国の令和8（2026）

～10（2028）年の各年における漁獲上限は4,237tとなりました。また、メバチ及びキハダの資源管理が不十分であること等を踏まえ、各国に漁獲能力の3割程度の削減を求める勧告が合意されました。

〈ミナミマグロの管理（CCSBT）〉

南半球を広く回遊するミナミマグロの資源はCCSBTによって管理されており、同魚種を対象として年間約70隻の我が国のまぐろはえ縄漁船が操業しています。

CCSBTでは、資源状態の悪化を踏まえ、平成19（2007）年からTACを大幅に削減したほか、漁獲証明制度の導入等を通じて資源管理を強化してきた結果、平成19（2007）年に3,000tだった我が国の漁獲割当量は、令和3（2021）年には6,245tまで増加しました。さらに、令和5（2023）年の年次会合では、令和6（2024）～8（2026）年の各年における我が国の漁獲割当量を7,295tとすることが決定され、令和7（2025）年の年次会合では、この決定を維持することが合意されました。

エ サンマ・マサバ等に係る地域漁業管理機関の動向

〈サンマ等の管理（NPFC）〉

北太平洋の公海では、NPFCにおいて、サンマやマサバ、クサカリツボダイ等の資源管理が行われています（図表4-3）。

サンマは、太平洋の温帯・亜寒帯域に広く生息する高度回遊性魚種です。以前は我が国、韓国及びロシア（旧ソ連）のみがサンマを漁獲していましたが、近年では台湾、中国及びバヌアツも漁獲するようになりました。これまで、我が国及びロシアは主に自国の200海里水域内で、その他の国・地域は主に北太平洋公海で操業していましたが、近年、サンマの漁場が沖合化したため、総漁獲量に占める公海での漁獲量の割合が増加しています。

このような背景を踏まえ、NPFCにおいては、令和元（2019）年7月に令和2（2020）年における公海でのTACを33万tとすることが合意されたことに続き、段階的に公海のTACを引き下げてきました。令和6（2024）年4月には、資源水準に応じてTACを算出する漁獲管理規則が合意されました。同規則では、直近の資源水準からTACが算出されるものの、毎年のTACの変動の幅は対前年比10%までとされています。令和7（2025）年3月には同規則により、令和7（2025）年におけるサンマの公海のTACを12万1,500t（令和6（2024）年から10%削減）とすること、沿岸国はEEZ内での漁獲量を8.1万t以内に抑えることが合意されました。これに加え、小型魚保護のための措置や、操業期間や操業隻数を制限する漁獲努力量削減のための措置も導入されてきました。引き続き、サンマ資源について、漁獲量の適切な制限等を通じた資源管理を進めていきます。

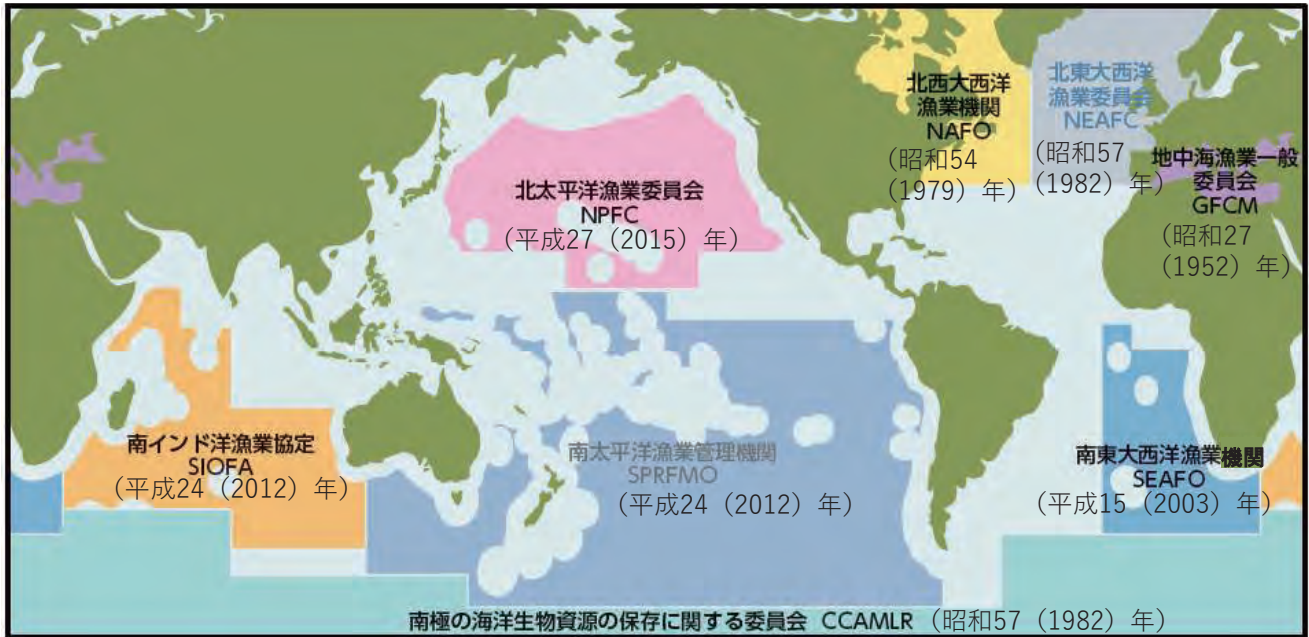
また、マサバ（太平洋系群）は、主に我が国EEZ内に分布する魚種ですが、近年、中国等の外国による公海での漁獲が増加しており、資源への影響が懸念されています。

このような背景から、NPFCにおいて、平成29（2017）年7月に公海でマサバを漁獲する遠洋漁業国・地域の許可隻数の増加禁止（沿岸国の許可隻数は急増を抑制）が合意されました。令和7（2025）年3月には、マサバの公海における漁獲上限を前年の10万tから約3割削減して7.1万tとする措置が合意されました。

我が国は、今後とも、EEZ内のマサバ資源が持続的に利用されるよう、資源管理措置の更なる強化を働きかけていきます。



図表4-3 NPFC等のカツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関と対象水域



注：1) 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和2 (2020) 年に脱退。
2) () は条約発効年。

オ 二国間等の漁業関係

〈ロシアとの関係〉

我が国とロシアとの間では、1) サンマ、スルメイカ、マダラ、サバ等を対象とした相互入漁に関する日ソ地先沖合漁業協定^{*1}、2) ロシア系サケ・マス（ロシアの河川を母川とするサケ・マス）の我が国漁船による漁獲に関する日ソ漁業協力協定^{*2}、3) 北方四島の周辺12海里内での我が国漁船の操業に関する北方四島周辺水域操業枠組協定^{*3}の三つの漁業に関する政府間協定が結ばれています。また、これらに加え、民間協定として、北方四島のうち歯舞群島の一部である貝殻島の周辺12海里内において我が国の漁業者が安全にコンブ採取を行うための貝殻島昆布協定^{*4}が結ばれています。

令和7 (2025) 年においては、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定及び貝殻島昆布協定に基づく交渉により決定された操業条件の下で、我が国漁船及びロシア漁船による操業が行われました。

一方、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく交渉については、令和5 (2023) 年分の操業に係る協議からロシア側が応じていない状況が続いています。

〈韓国との関係〉

我が国と韓国との間では、相互入漁や日本海及び東シナ海の一部に暫定水域を定めること

- *1 正式名称：日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定
- *2 正式名称：漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定
- *3 正式名称：日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定
- *4 正式名称：日本漁民による昆布採取に関する北海道水産会とソヴィエト社会主義共和国連邦漁業省との間の協定

等を規定する日韓漁業協定*1が結ばれており、本協定に基づき、相互入漁の条件のほか、暫定水域における資源管理と操業秩序の問題について協議を行うこととされています。

しかしながら、韓国との間においては、我が国EEZにおける韓国漁船の違法操業や、日本海の暫定水域における韓国漁船による漁場占拠問題の解決等が重要な課題となっており、韓国側に働きかけを行っているものの、未だ解決されていません。

こうした状況を踏まえ、平成27（2015）年1月を最後に協定に基づく漁業共同委員会は開催されておらず、相互入漁は行われていません。

〈中国との関係〉

我が国と中国の間では、相互入漁や東シナ海の一部に暫定措置水域を定めること等を規定する日中漁業協定*2が結ばれており、本協定に基づき、相互入漁の条件のほか、暫定措置水域等における資源管理と操業秩序の問題等について協議を行うこととされています。

しかしながら、日本海大和堆周辺^{やまとたい}の我が国EEZにおいて多数の中国漁船による違法操業が発生しており、漁業取締船を同水域に重点的に配備し、海上保安庁と連携して対応するとともに、中国に対し、漁業者への指導等の対策強化を含む実効的措置をとるよう繰り返し強く申し入れているものの、未だ違法操業問題は解決していません。

こうした状況を踏まえ、平成28（2016）年11月を最後に協定に基づく漁業共同委員会は開催されておらず、相互入漁は行われていません。

また、我が国固有の領土である尖閣諸島^{せんかくしよとう}周辺においては、中国海警局に所属する船舶による接続水域内での航行や領海侵入等の活動が相次いで確認されており、我が国漁船に近づこうとする動きを見せる事案も繰り返し発生しています。現場海域では、国民の生命・財産及び我が国の領土・領海・領空を断固として守るとの方針の下、関係省庁が連携し、我が国漁船の安全が確保されるよう、引き続き適切に対応していきます。

〈台湾との関係〉

我が国と台湾の間での漁業秩序の構築と、関係する水域での海洋生物資源の保存と合理的利用のため、我が国の公益財団法人交流協会（現在の公益財団法人日本台湾交流協会）と台湾の亜東関係協会（現在の台湾日本関係協会）との間で「日台民間漁業取決め」が署名されています。この取決めの適用水域はマグロ等の好漁場で、日台双方の漁船が操業していますが、我が国漁船と台湾漁船では操業方法や隻数、規模等が異なることから、一部の漁場において我が国漁船の円滑な操業に支障が生じており、その解消等が重要な課題となっています。このため、我が国漁船の操業機会を確保する観点から、本取決めに基づき設置された日台漁業委員会において、日台双方の漁船が漁場を公平に利用するため、操業ルールの改善に向けた協議が継続されています。

令和8（2026）年1月の協議では、令和8（2026）年漁期の操業ルールについて、前年の協議において操業ルールに明確に規定された、八重山北方三角水域における日本漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側の措置（漁業者団体の自主管理規約）を、実効性のあるものとする旨を規定することで一致しました。

*1 正式名称：漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定

*2 正式名称：漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定



〈太平洋島しょ国等との関係〉

カツオ・マグロ類を対象とする我が国の海外まき網漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋かつお一本釣り漁業等の遠洋漁船は、公海だけでなく、太平洋島しょ国やアフリカ諸国のEEZでも操業しています。各国のEEZ内での操業に当たっては、我が国と各国との間で、政府間協定や民間取決めが締結・維持され、二国間で入漁条件等について協議を行うとともに、これらの国に対する海外漁業協力を行っています。

特に太平洋島しょ国のEEZは我が国遠洋漁船にとって重要な漁場となっていますが、近年、太平洋島しょ国側は、カツオ・マグロ資源を最大限活用して、国家収入の増大を推進するため、入漁料の大幅な値上げや漁獲物の現地水揚げ等を要求する傾向が強まっています。

これらに加え、太平洋島しょ国をめぐるのは、他の遠洋漁業国・地域が、大規模な援助と経済進出を行うなど太平洋島しょ国でのプレゼンスを高めており、入漁交渉における競合も生じてきています。このように我が国漁船の入漁をめぐる環境は厳しさを増していますが、引き続き海外漁業協力を行うとともに、令和6（2024）年7月に開催された第10回太平洋・島サミット等の様々な機会を活用した働きかけを行うことで、海外漁場での安定的な操業の確保に努めているところです。

(3) 捕鯨業をめぐる動き

ア 大型鯨類を対象とした捕鯨業

〈母船式捕鯨業及び基地式捕鯨業の操業状況〉

我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本方針の下、令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から我が国の領海とEEZで、十分な資源が存在することが明らかになっている大型鯨類（ミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラ）を対象とした捕鯨業を再開しました。

また、令和2（2020）年10月に、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律^{*1}に基づく「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」を策定し、鯨類科学調査の意義や捕獲可能量の算出、捕鯨業の支援に関する基本的事項等を定めました。

さらに、令和6（2024）年7月には、資源調査の結果から北太平洋において資源量が豊富なナガスクジラを新たに商業捕鯨の捕獲対象種としました。

令和7（2025）年の大型鯨類を対象とした捕鯨に関して、沿岸の基地式捕鯨業は、ミンククジラについては、沿岸域への来遊減少等の影響により、144頭の捕獲枠に対し88頭の捕獲にとどまり、ニタリクジラの捕獲はありませんでした。また、母船式捕鯨業は、ニタリクジラ、ナガスクジラの捕獲枠を全量消化しました。イワシクジラについては56頭の捕獲枠に対し、35頭の捕獲となりました（図表4-4）。なお、これらの捕鯨業は、国際捕鯨委員会（IWC）で採択された改訂管理方式（RMP）に沿って算出される捕獲可能量以下の捕獲枠で実施されており、算出された捕獲可能量は外国人科学者で構成される外部パネルによりレビューされています。

*1 平成29年法律第76号



捕鯨の部屋（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/>

図表4-4 捕鯨業の対象種及び令和7（2025）年の捕獲枠と捕獲頭数

	母船式捕鯨業			基地式捕鯨業		
	ニタリクジラ	イワシクジラ	ナガスクジラ	ミンククジラ	ニタリクジラ	ツチクジラ
捕獲枠	143	56	60	144	10	52
捕獲頭数	143	35	60	88	0	31
水産庁留保	0	0	0	0	0	0

イ 鯨類科学調査の実施

〈北西太平洋や南極海における非致命的調査を継続〉

我が国は、鯨類資源の適切な管理と持続的利用を図るため、昭和62（1987）年から南極海で、平成6（1994）年からは北西太平洋で、それぞれ鯨類科学調査を実施し、資源管理に有用な情報を収集し、科学的知見を深めてきました。

我が国は、国際捕鯨取締条約脱退後も、国際的な海洋生物資源の管理に協力していくという従来の方針の下で、引き続き、IWC等の国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献しています。

例えば、我が国とIWCが平成22（2010）年から共同で実施している「IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査（IWC-POWER）」については、脱退後も継続しています。同調査では、我が国が調査船を提供し、我が国及び外国からの調査員が乗船の上、北太平洋において毎年、目視やバイオプシー（皮膚標本）採取等の非致命的調査を行っており、イワシクジラ、ザトウクジラ、シロナガスクジラ、ナガスクジラ等の資源量推定等に必要な多くのデータが得られています。また、ロシアとも平成27（2015）年からオホーツク海における共同調査を実施しています。我が国は、このような共同調査を今後も継続していくこととしています。IWCに対しては、本共同調査の計画及び結果報告の提供を行っており、令和6（2024）年4～5月に開催されたIWC科学委員会においても、本共同調査における我が国のこれまでの協力に対して謝意が示されました。

今後とも、これらの共同調査に加え、我が国がこれまで実施してきた北西太平洋や南極海における非致命的調査を継続するとともに、商業的に捕獲された全ての個体から科学的データの収集を行い、これまでの調査で収集してきた情報と併せ、IWCやNAMMCO（北大西洋海産哺乳動物委員会）等の国際機関に調査結果を提供すること等を通じて、国際的な鯨類資源管理に貢献するとともに、科学的根拠に基づく持続的かつ適切な捕鯨業の実施の確保を図っていきます。



(4) 海外漁業協力

〈水産業の振興や資源管理を目的とした、水産分野における無償資金協力・有償資金協力及び技術協力を実施〉

我が国は、我が国漁船にとって重要な漁場を有する国や海洋生物資源の持続的利用の立場を共有する国を対象に、水産業の振興や資源管理を目的として、水産分野における無償資金協力・有償資金協力（水産関連の施設整備等）及び技術協力（専門家の派遣や政府職員等の研修の受入れによる人材育成・能力開発等）を実施しています。

また、海外漁場における我が国漁船の安定的な操業を確保するため、我が国漁船が入漁している太平洋島しょ国等の沿岸国に対しては、民間団体が行う水産関連施設の修繕等に対する協力や水産技術の移転・普及に関する協力を支援しています。

さらに、東南アジア地域における持続的な水産業の推進のため、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）への財政的・技術的支援を行っています。

(5) 水産物貿易をめぐる国際情勢

〈WTOにおける漁業補助金の議論が継続〉

平成13（2001）年に開始された世界貿易機関（WTO）のルール交渉会合においては、漁業補助金の多数国間での適切な規制により海洋生物資源の持続可能な利用に貢献することを目的として、各国の漁業補助金に関する規律を策定するための議論が行われてきました。令和4（2022）年の第12回WTO閣僚会議において、IUU漁業につながる補助金の禁止、乱獲された資源の枯渇を助長する補助金の原則禁止等を内容とする漁業補助金協定が採択され、令和7（2025）年9月にWTO加盟国・地域の3分の2が受諾し発効しました*1。

また、漁業補助金協定に盛り込まれなかった過剰な漁獲能力につながる補助金の禁止等に関する規律については、令和8（2026）年3月の第14回WTO閣僚会議においても合意には至らず、議論が継続されることとなりました。

*1 令和5（2023）年6月9日に我が国国会で承認。

第5章

漁村の活性化をめぐる動き



(1) 漁村の現状と役割

ア 漁村の現状

〈漁村は人口が減少傾向〉

我が国の海岸線の総延長は約3万5千km^{*1}に及び世界でも有数の長さを誇っています。我が国の海岸線には多くの漁村が存在しており、その多くは、漁業には適地であるリアス海岸、半島、離島等に立地しています。漁村のうち漁港の背後に位置する漁港背後集落^{*2}の状況を見ると、離島地域にあるものが約18%、半島地域にあるものが約31%となっています（図表5-1）。

また、漁村の多くは背後に崖が迫り、平坦地が少ない狭隘・高密度な集落を形成し、その地形特性や制約上、集居や密居集落の割合が高い傾向にあります。

漁村の立地は、交通等においては条件不利地にあるほか、自然災害に対して脆弱である等、漁業以外の面では不利な条件下に置かれていることから、人口は減少傾向にあり、高齢化も進行しています。

図表5-1 漁港背後集落の状況

漁港背後 集落総数	離島地域・半島地域・過疎地域の いずれかに指定されている地域		
	うち 離島地域	うち 半島地域	うち 過疎地域
4,373 (100%)	790 (18.1%)	1,359 (31.1%)	3,163 (72.3%)

資料：水産庁調べ（令和7（2025）年）

注：離島地域、半島地域及び過疎地域は、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき重複して地域指定されている場合がある。

イ 水産業・漁村が有する多面的機能

〈漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組を支援〉

地方における雇用機会に限られる中、漁村において漁業は基幹産業として重要であり、漁村は、漁業就業者等の住民の生活の場としてのみならず、漁業をはじめとする水産業の拠点として重要な役割を果たしているほか、国民に水産物を供給する役割を担っています。また、漁村に住む人々からなるコミュニティは、基幹産業である漁業を通じ、地域における水産資源や漁場の利用・管理・保全、水産業関連施設等の共同管理等の役割を果たしています。

くわえて、水産業・漁村は、1) 自然環境を保全する機能、2) 国民の生命・財産を保全する機能、3) 交流等の場を提供する機能、4) 地域社会を形成し維持する機能等の多面的な機能も有しており、その恩恵は、漁業者や漁村の住民にとどまらず、広く国民一般にも及びます（図表5-2）。

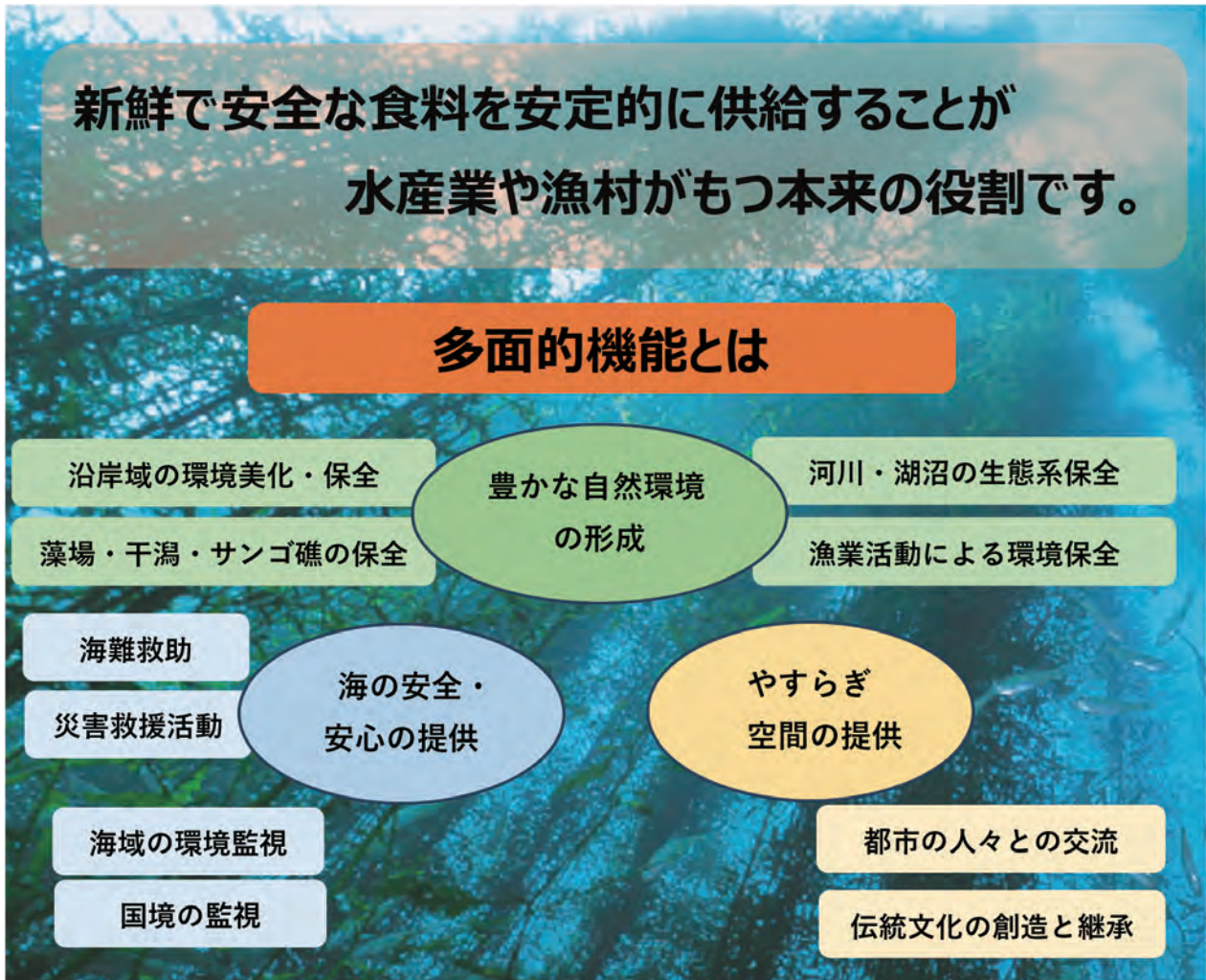
*1 国土交通省「海岸統計」による。

*2 漁港の背後に位置する人口5千人以下かつ漁家2戸以上の集落。



同様に、内水面漁業・養殖業においても、アユ等の和食文化と密接に関わる食用水産物を供給するほか、釣り場や自然体験活動の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を有しています。

図表5-2 水産業・漁村の多面的機能



多面的機能としての藻場・干潟の役割

- 藻場や干潟は、生活排水に含まれ沿岸域の汚染源となる有機物やチツソ、リンを吸収・分解することで水質や底質を浄化し、沿岸域の環境を守っている。
- 漁業者は、藻場においては母藻の設置等による藻場づくりや食害生物（ウニや植食魚等）の除去、干潟においては耕うんによる有機物分解の促進、浄水機能が高い二枚貝類の保護などの取組を通じて藻場や干潟を保全。



このような水産業・漁村が有する多面的機能は、人々が漁村に住み、漁業が健全に営まれることによって発揮されるものですが、漁村の人口減少や高齢化が進めば、漁村の活力が衰退し、多面的機能の発揮にも支障が生じます。このため、水産基本法^{*1}において、国は、水産業及び漁村の多面的機能の発揮について、必要な施策を講ずるものとする旨を規定するとともに、漁業法において、国及び都道府県は、漁業及び漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の漁業に関する活動が健全に行われ、漁村が活性化するように十分配慮するものとする旨が規定されています。また、水産基本計画においても、水産業・漁村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進するとともに、特に国境監視の機能については、漁村と漁業者による海の監視ネットワークが形成されていることから、漁業者と国や地方公共団体の関係部局との協力体制の下で監視活動の取組を推進すること等が明記されています。これらを踏まえて、水産庁は、漁村を取り巻く状況に応じて多面的機能が適切に効率的・効果的に発揮できるよう、漁業者をはじめとした関係者に創意工夫を促しつつ、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、国境・水域監視や海難救助訓練等の漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組が引き続き活発に行われるよう、国民の理解の増進を図りながら支援していくこととしています。

(2) 海業の推進

ア 海や漁村に関する地域資源を生かした「海業」の推進

〈水産基本計画等において海業を位置付け推進〉

漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行していること等により、地域の活力が低下しています。

一方、全国の漁村においては、水産物直売所等の交流施設数の増加等もあり、都市漁村交流人口は近年増加傾向で推移し2千万人前後となっています（図表5-3）。漁村は、四季折々の新鮮な水産物、水産物の市場への水揚げの風景、非日常の漁業体験に加え、豊かな自然環境や漁村の景観、親水性レクリエーションの機会等の様々な地域資源を有しています。漁村の活性化のためには、それぞれの漁村が有する地域資源を十分に把握し最大限に活用することが重要です。

このような中、漁村における水産業活性化の取組と併せて、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を生かした「海業」の取組の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要となっています（図表5-4）。

海業は、水産基本計画等において、「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」と定義し、漁業利用との調和を図りつつ地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し根付かせることによって、地域の所得と雇用の機会の確保を目指しています。

*1 平成13年法律第89号



図表5-3 全国の漁港及びその背後集落における水産物直売所等の交流施設及び漁村の交流人口

	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6年度 (2024)
水産物直売所等の 交流施設（箇所）	1,451	1,490	1,458	1,473	1,474	1,467
漁村の交流人口 (千人)	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710	24,497

資料：水産庁調べ

図表5-4 海業の主な取組



漁港の食堂
（千葉県保田漁港）



水産物直売所
（福岡県鐘崎漁港）



海業ポスター



漁業体験
（兵庫県坊勢漁港）



漁泊
（北海道歯舞漁港）

イ 海業推進のための施策等

〈海業の推進に向けた制度〉

令和6（2024）年4月に改正された漁港及び漁場の整備等に関する法律^{*1}の施行により、漁港施設等活用事業（漁港施設、漁港内の水面等を活用した水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業）の推進に関する計画の策定や、当該計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、当該事業を安定的に実施するための漁港施設の長期貸付け等が可能となりました（図表5-5）。令和7（2025）年10月、加布里漁港（福岡県糸島市）において、漁港施設等活用事業を活用した初めての事業（カキ小屋の整備・常設化）が営業開始されました。これまでは、毎年、漁港管理者から許可を受けて、仮設小屋を設置していましたが、長期貸付けを受け、常設化したことにより、設置撤去に係るコストが削減されるとともに、年間を通じての営業が可能となりました。

*1 昭和25年法律第137号

図表5-5 漁港施設等活用事業制度の概要



〈海業の推進に必要な調査、活動、施設整備等を支援〉

農林水産省においては、海業の推進に当たり、地域において漁業者等が海業への一歩を踏み出すための取組支援、地域人材の育成や漁港機能の有効活用に関する調査、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる活動支援、漁港施設・用地の再編・整序、地域水産物普及施設の整備等の支援事業を実施しており、水産庁では、令和6（2024）年10月には「計画課」から「計画・海業政策課」に課名を変更、また、令和7（2025）年4月には、「海業振興室」を設置するなど海業の推進体制を強化しました。

また、海業に係る支援は多岐の分野にわたることから、水産庁では、これから海業に取り組む民間企業や個人、海業を推進する地方公共団体等が、国の関連施策やその担当部署等を速やかに調べられるよう、関係府省庁の協力の下、海業に取り組む際に活用可能な施策をまとめた「海業支援パッケージ」を公表しています。さらに、同パッケージの一環として、関係府省庁の協力の下、海業振興に取り組む方々に向けて海業振興に係る相談を総合的に受け付ける「海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）」を開設しています。



海業支援パッケージ・海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/umigyosshinko.html>



「海業の取組事例集」等により先行的な取組を紹介

各漁村においては、漁業生産活動の状況、地理的な状況、漁村が有する地域資源の中身等置かれている状況が異なる中、それぞれが持つ強みを生かし、多様なニーズを有する来訪者を受入れ、新鮮な水産物の販売、飲食、漁業体験等の機会を提供することにより、地域に新たな所得と雇用を生み出した先行的な事例があります。

水産庁では、海業に関する各地の取組がより一層進められるよう、漁港施設についての有効活用に関する制度、留意すべきプロセス、全国の取組事例等を取りまとめた「漁港施設の有効活用ガイドブック」及び「有効活用事例集」、また、海業に関する各地の取組のうち一定の効果が発揮されている取組や、更に効果の発現が期待される取組について取りまとめた「海業の取組事例集」等、事例集等を作成し、公表しています。

また、水産庁では、漁村地域に宿泊・滞在しながら漁村ならではの伝統的な生活体験や地域の人々との交流を楽しめるものを「渚泊^{なぎさばく}」として推進しており、各地の渚泊の取組事例等を取りまとめた「渚泊取組事例集」や持続的なビジネスとして実施できる体制の構築に役立つ「渚泊推進対策取組参考書」を公表しています。

漁港における増養殖の取組については、漁港機能の再編・集約等により生じた利用可能な漁港の水域や用地等において行われており、水産庁では、「漁港水域等を活用した増養殖の手引き」を公表し、この一層の利用促進を図っています。

「海業の推進に取り組む地区」の公表等により取組を積極的に支援

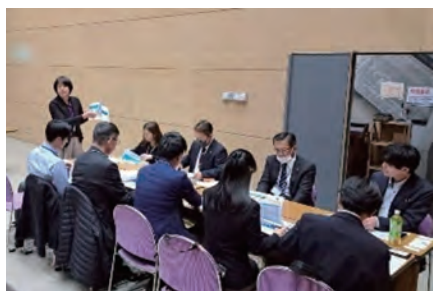
水産庁では、5年間（令和4（2022）～8（2026）年度）でおおむね500件の漁港における新たな海業等の取組実施に向けた目標を設定し、令和6（2024）年度までに254件の取組が展開されています。この目標に向け、個別に水産庁から助言や海業の推進に関する情報提供等を行い、取組を積極的に支援する地区を「海業の推進に取り組む地区」として、令和5（2023）年度から募集を行い、令和7（2025）年度までに110地区を公表しています。

くわえて、水産庁は、令和7（2025）年2月及び11月に「海業の推進に取り組む地区」の担当者及び関係者を対象に「海業推進全国サミット」を開催し、各地の海業の取組や検討作業から浮上した課題、その解決に向けての方策等について共有・検討しました。なお、2月は農林水産省本省で開催しましたが、海業を進めるに当たっては、地方が主体性を持ち自走していくことが重要との観点から、令和7（2025）年度から地方での開催とすることとし、その初めてのサミットを11月に、海業に積極的に取り組んでいる福井県高浜町^{たかはまちょう}において高浜町との共催により実施しました（図表5-6）。

さらには、令和5（2023）年度から毎年度、地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等の海業に関心を持つ幅広い関係者を対象に「海業推進全国協議会」を開催し、情報共有を図るとともに、優良な取組事例の発表等により海業への理解の促進と取組の普及、全国展開を推進しています。

また、海業を推進し漁港の魅力を伝える「海業親善大使」をはじめ3種類のマスコットキャラクター、海業の内容を分かりやすく伝える海業マンガ、水産庁ウェブサイトやSNS、関係イベント等で海業のPRを行っています（図表5-7）。令和7（2025）年6月には、大阪・関西万博における「RELAY THE FOOD～未来につなぐ食と風土～」のイベントに出展し、国内外からの来場者に対して「UMIGYO」のPRを行いました（図表5-8）。

図表5-6 海業推進全国サミットin高浜町



グループワークの様子



グループワーク後の発表



現地見学の様子

図表5-7 海業PRの主なコンテンツ



うみにゃーご
～漁港の案内人～



ぎょっこん
～海業親善大使～



うみーぎょ
～海業の妖精～



海業マンガ
「うみぎょう!」

図表5-8 大阪・関西万博への出展



海業ブースの状況



海業マンガ作者による
サイン会開催



海中の様子を見ることができる
箱メガネの展示



【事例】 漁港施設等活用事業第1号となる常設カキ小屋設置を目指した取組

加布里漁港のある福岡県糸島市では、船びき網や釣り、刺し網等の様々な漁業が営まれているが、冬季は時化が多く出漁が困難といった課題がありました。

この対策として糸島漁協では、カキ養殖を導入し、併せてカキ小屋の運営・販売を開始しました。この取組により国内外から観光客がカキ小屋に来訪し、地域活性化に繋がっています。

しかし、このカキ小屋は、漁港管理者である糸島市から一時的な許可（漁港施設用地の占用許可）を毎年受けて仮設小屋で実施されてきました。そのため、小屋の設置撤去を毎年繰り返す必要があり、継続的な営業ができずコストもかかることから小屋の常設化が懸案事項となっていました。

このような中、漁港漁場整備法を改正*（令和6（2024）年4月施行）し、漁港施設等活用事業を創設したことで、この事業を活用して糸島市が糸島漁協に対して、漁港施設用地の長期貸付けを行い、小屋の常設化が可能となりました。

貸付けを受けた糸島漁協は、浜の活力再生・成長促進交付金を活用して常設のカキ小屋を建築し、令和7（2025）年10月に完成しました。このことにより、これまでの仮設小屋の設置撤去に係るコストが削減されるとともに、年間を通じての営業が可能となり、利用者の増加及び地域の新たな雇用創出が期待されます。

* 改正後の名称：漁港及び漁場の整備等に関する法律



常設カキ小屋



内部の様子

（提供：糸島市）

【事例】 地域が一体となった海業による「むらづくり」

山形県鶴岡市つるおかの由良地域は、「日本の渚百選」や「快水浴場百選」に選ばれた由良海岸等の豊かな自然を有しており、由良漁港は、眼前に白山島はくさんじまが位置する風光明媚な漁港として知られるなど、多くの観光客が訪れていましたが、レジャーの多様化により観光客が減少し、地域の活力を失いつつありました。

こうした中、平成21（2009）年に地域の若手漁業者等で結成された「チームTARA」を中心に、自治会、観光協会、漁協等、地域の多様な主体が一体となり未来志向で「むらづくり」を図る由良地域協議会「ゆらまちっく戦略会議」が設立され、「再び訪れたくなる、住みたくなる、自慢したくなる“ゆら”」を目指す姿に掲げ、由良地域の活性化と新たな地域づくりについての活動が開始されました。この協議会は、地域が協力して活性化を実践する「協働」運営型の組織とし

て注目されています。

現在、都市住民との交流、魚食普及、漁村文化継承、環境保全等の多種多様な海業の取組が展開されており、特に体験型イベント（磯遊び、釣り堀等）では、来訪者がリピーターとなり、友人・知人にも紹介をすることで、年間の交流人口が漁村人口の7倍を超える等、賑わいを生み出しています。

今後、インバウンドにも対応できるよう外国人旅行客の受入体制の強化を図るとともに、庄内の山間部・平野部とも連携した広域な取組とすることによって、庄内全域の魅力を体感することができるよう、地域が一体となった海業による「むらづくり」に取り組むこととしています。



由良地域協議会「ゆらまちっく戦略会議」



磯遊び

（提供：由良地域協議会「ゆらまちっく戦略会議」）

【事例】 中間支援組織Umidasの役割

愛媛県愛南町は魚類・貝類養殖が盛んであるほか、「日本の渚百選」に選ばれた須ノ川海岸等、豊かな海や自然を有する地域ですが、高齢化による水産業の衰退や人口減少が課題となっています。

そこで愛南町では、海を貴重な資源と捉え、町で取り組む海業全てのベースとなると位置付け、水産業だけでなくダイビングといったマリンレジャー、海洋ゴミの回収活動や藻場・サンゴ等の保全活動、魚の生産から消費、生活文化までを総合的に繋げる「ぎょしょく」教育等、あらゆる側面での活用を進めています。

このような中、更に海業を推進するため、愛南町では、『海業を町全体で「生み出す」』をスローガンとした、人や事業を繋げる中間支援組織である一般社団法人Umidasが令和7（2025）年3月に設立されました。Umidasでは、観光客を対象とした「ぎょしょく体験ツーリズム」の実装に取り組んでおり、ガイドの育成、情報発信等を行うほか、モニターツアーを実施し、町外からの視点を把握することで地域にとって当たり前だったものに対する新たな価値や魅力の発見と、地域愛の醸成に繋げており、町における新たな経済循環の創出に取り組んでいるところです。

他業種との連携が重要となる海業を推進するに当たり、Umidasは連携を生み出すハブ役を担う組織として、水産業だけでなく、農林業、教育、文化、防災等、多分野での連携が強化されることにより、地域資源の価値や魅力を最大限に活用することができ、海業の推進、さらには町の発展に寄与することが期待されます。



7つの「ぎょしょく」

(提供：一般社団法人Umidas)



親子食育モニターツアー



漁港施設の有効活用ガイドブック
(水産庁)：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-23.pdf>



有効活用事例集（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-65.pdf>



海業の取組事例集（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-70.pdf>



渚泊の推進（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/nagisahaku/>



漁港水域等を活用した増養殖の手引き（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/zouyousyoku_tebiki.html



海業の推進に取り組む地区（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/250404umigyoyouto rikumutiku_total.pdf



海業推進全国協議会（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/umigyo_kyougikai.html



漁港マスコットキャラクター（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/250401_character.html

(3) 安心して暮らせる安全な漁村づくり

ア 漁港・漁村における防災対策の強化、減災対策や老朽化対策の推進

〈防災・減災、国土強靱化のための対策を推進〉

海に面しつつ背後に崖や山が迫る狭隘な土地に形成された漁村は、地震や津波、台風等の

自然災害に対して脆弱な面を有しており、人口減少や高齢化に伴って、災害時の避難・救助体制にも課題を抱えています。また、海業の推進により漁村へ人を呼び込むに当たり、漁村への来訪者の安全が十分に確保されている必要があります。

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波や激甚化・頻発化する台風・低気圧等に備えて、引き続き、漁港・漁村における事前の防災・減災対策や災害発生後の円滑な初動対応等を推進していく必要があります。このため、政府は、能登半島地震や東日本大震災の被害等を踏まえ、防災拠点漁港の整備や多様なアクセス手段（道路・海上輸送等）の確保、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進に加え、事業継続計画（BCP）を策定して漁業の再開・生活再建のための一連の漁港関連施設の機能確保を図ります。くわえて、漁港から高台への津波からの確実な避難を可能とする避難経路の整備や避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進しています。

また、漁港施設、漁場の施設や漁業集落環境施設等のインフラは、昭和50年代前後に整備されたものが多く、老朽化が進行して修繕・更新すべき時期を迎えているものが多いことから、中長期的な視点から戦略的な維持管理・更新に取り組むため、予防保全型の老朽化対策等に転換し、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を実現していくことが必要となっています。

これらのことから、令和2（2020）年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化^{きょうじんか}のための5か年加速化対策」（対策の期間：令和3（2021）～7（2025）年度）に基づき、甚大な被害が予測される地域等の漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策や漁港施設の長寿命化対策、海岸保全施設の津波・高潮対策等を推進してきました。また、5か年加速化対策以後も、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化施策を切れ目なく計画的かつ着実に推進するため、令和7（2025）年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定され、「集落排水施設の耐震性能照査・保全対策」、「漁港施設等の緊急性の高い長寿命化対策」、「漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等」の施策が「推進が特に必要となる施策」として明記されました。



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（内閣官房）：
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/

イ 漁村における生活基盤の整備

〈集落道や漁業集落排水施設の整備等を推進〉

狭い土地に家屋が密集している漁村では、自動車が通れないような狭い道路もあり、污水処理人口普及率も低く、生活基盤の整備が立ち遅れています。生活環境の改善は、若者や女性の地域への定着を図るだけでなく、漁村への来訪者向けにも重要です。このような状況を踏まえ、農林水産省では、漁業の生産性向上や漁村生活を支える集落道の整備、漁業集落排水施設の整備や広域化・共同化等を推進しています。

第6章

大規模災害からの復旧・復興



(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

〈全ての漁港において漁港施設の復旧が完了〉

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による津波は、豊かな漁場に恵まれている東北地方太平洋沿岸地域を中心に、水産業に甚大な被害をもたらしました。

政府は、令和3（2021）～7（2025）年度の5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、被災地の復興に向け取り組みました。

これまで全ての漁港において漁港施設の復旧が完了する等、復旧・復興に向けた取組が進展しています。

政府は、令和8（2026）～12（2030）年度までの次の5年間を「第3期復興・創生期間」と位置付け、引き続き、被災地域の水産業の復旧・復興に取り組むこととしています。

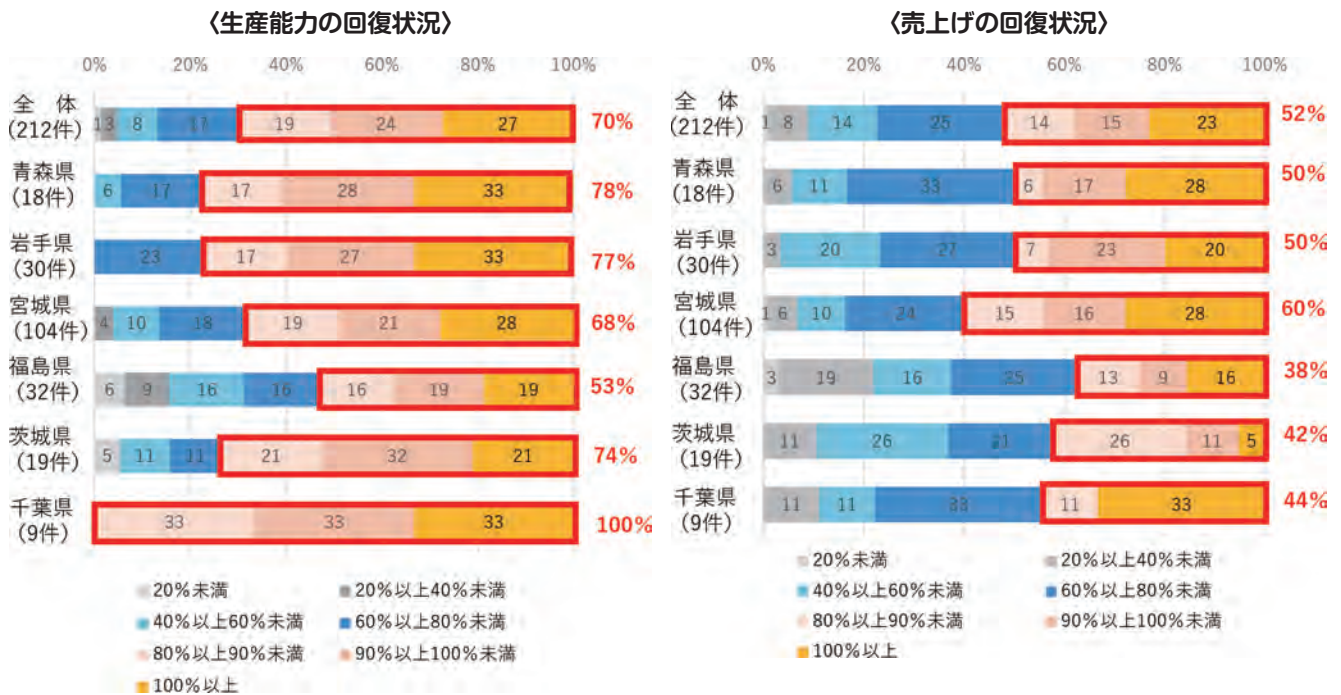
〈水産加工業の復興〉

被災地域の水産加工業においては、令和6（2024）年12月～7（2025）年4月の間に実施した水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第12回）の結果によると、生産能力が震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者が70%となっているのに対し、売上げが震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者は52%であり、依然として生産能力に比べ売上げの回復が遅れています。県別に見ると、生産能力について福島県の回復が他の5県^{*1}に比べ遅れています（図表6-1）。また、売上げが戻っていない理由としては、「原材料の不足」、「販路の不足・喪失」及び「人材の不足」の3項目を回答した者が多くなっています（図表6-2）。このため、政府は、引き続き、加工・流通の専門家による個別指導、セミナー・商談会の開催、省力化や加工原料の多様化、販路の回復・新規開拓に必要な加工機器の整備等により、被災地域における水産加工業者の復興を支援していくこととしています。

*1 青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県

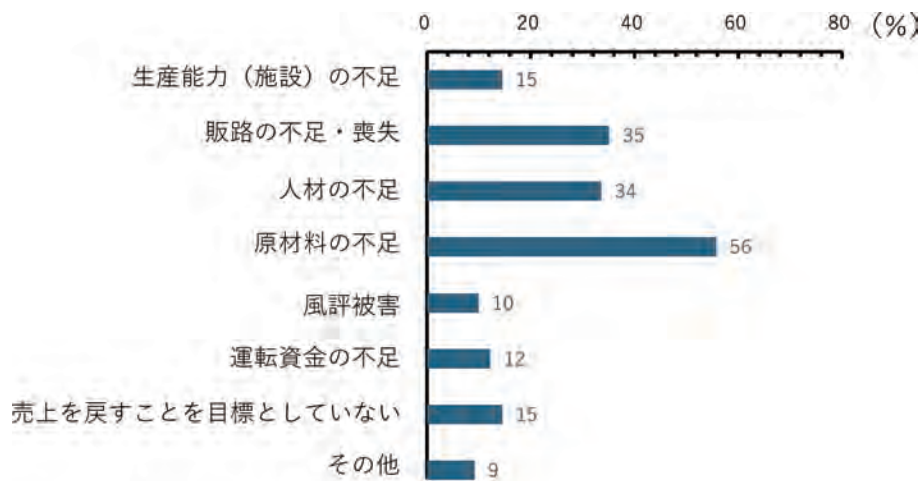


図表6-1 水産加工業者における生産能力及び売上げの回復状況



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第12回）の結果」を基に作成
 注：赤字は8割以上回復した割合。

図表6-2 水産加工業者の売上げが戻っていない理由（複数回答可）



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第12回）の結果」を基に作成



東日本大震災からの水産業復興
 へ向けた現状と課題（水産庁）：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/yosan/23/kongo_no_taisaku.html

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

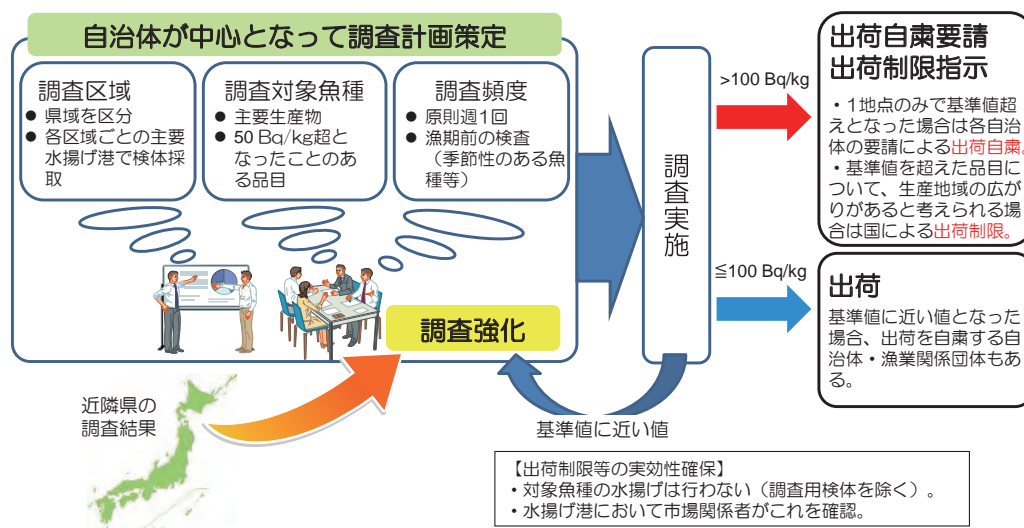
ア 市場流通する水産物の安全性の確保

〈水産物の安全性確保のために放射性物質モニタリングを着実に実施〉

東日本大震災に伴って起きた東電福島第一原発の事故の後、消費者に届く水産物の安全性を確保するため、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、国、関係都道県、漁業関係団体が連携して水産物の計画的な放射性物質モニタリングを行っています。モニタリング結果は公表され、基準値（100Bq/kg）を超過した種は、出荷自粛要請や出荷制限指示の対象となります（図表6-3）。

この基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会が指標としている年間線量1mSv^{ミリスベルト}を踏まえて設定されています。国際放射線防護委員会（ICRP）が自然からの被ばく量の地域差の範囲内で誰でも受入れ可能な目安等として年間1mSvを示していることから、この勧告に基づいて、コーデックス委員会は年間線量1mSvを指標として定めています。

図表6-3 水産物の放射性物質モニタリングの枠組み

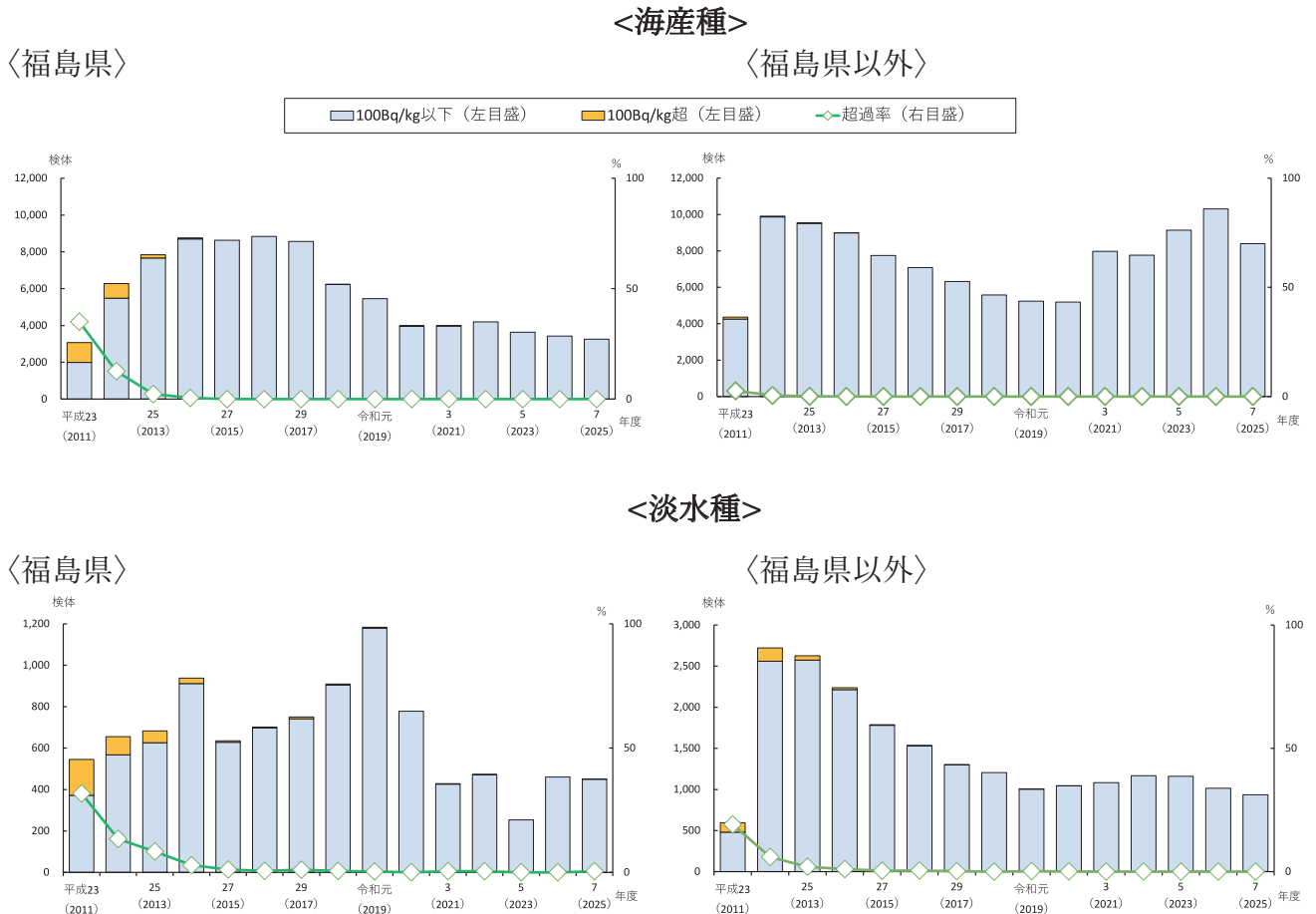


東電福島第一原発の事故以降、令和8（2026）年3月末までに、福島県及びその近隣県において、合計23万967検体の検査が行われてきました。基準値超の放射性セシウムが検出された検体（以下「基準値超過検体」といいます。）の数は、時間の経過とともに減少する傾向にあり、検出限界値^{*1}未満の検体数は水産物全体で約99%となっています。福島県においては、海産種では令和4（2022）年2月以降、基準値超過検体はありませんでしたが、淡水種では令和7（2025）年10月に採取されたヤマメ1検体及び令和8（2026）年3月に採取されたイワナ1検体で基準値を超過しました。福島県以外においては、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和2（2020）年5月以降、基準値超過検体はありませんでした（図表6-4）。

*1 分析機器が検知できる最低濃度であり、検体の重量や測定時間によって変化する。厚生労働省のマニュアル等に従い、基準値から十分低い数値になるよう設定。



図表6-4 水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）



資料：各都道府県等からの報告に基づき水産庁で作成
注：令和8（2026）年3月末時点。



水産物の放射性物質調査の結果
について（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>

<国際原子力機関が、「日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価> //

我が国は、国際原子力機関（IAEA）の支援により、平成26（2014）年度から海洋モニタリングデータの信頼性及び透明性の向上に取り組んでいます*1。令和5（2023）年10月に実施した共同での海洋モニタリングについてのIAEAの報告書が令和7（2025）年1月に公表*2され、「海域モニタリングを実施する日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価されました。

また、IAEAでは、令和4（2022）年度から、令和3（2021）年7月に署名された東電福島第一原発におけるALPS処理水*3の取扱いの安全面のレビューに関する付託事項（TOR）に

*1 水産物については、平成27（2015）年度から実施。

*2 水産庁プレスリリース。

*3 多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化処理した水。トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう、処分する前に海水で大幅に薄める。

基づき、日本の海域における水産物や海水のモニタリング結果の信頼性を裏付けるための取組を実施しています。令和5（2023）年10月に採取した試料の分析結果に関する報告書が令和7（2025）年3月にIAEAから公表され、「ALPS処理水に係るトリチウム分析などについて、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、かつ、海洋モニタリングの結果から、参加した日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価されました。

〈出荷制限等の状況〉

放射性物質モニタリングにおいて、基準値を超える放射性セシウムが検出された水産物については、国、関係都道府県、漁業関係団体等の連携により流通を防止する措置が講じられています。

その上で、検査結果が基準値を下回るようになった種については、順次出荷制限の解除が行われ、海産種については令和6（2024）年10月以降、全ての海産種で出荷制限が解除されました。

また、淡水種については、令和8（2026）年3月末時点で、3県（宮城県、福島県及び群馬県）の河川や湖沼の一部において、合計9種が出荷制限又は地方公共団体による出荷・採捕自粛措置の対象となっています。

イ 福島県沖での本格操業に向けた取組

〈試験操業から本格操業に向けた移行期間として水揚げの拡大に取り組む〉

福島県沖では、東電福島第一原発の事故の後、沿岸漁業及び底びき網漁業の操業が自粛され、漁業の再開に向けた基礎情報を得るため、平成24（2012）～令和3（2021）年3月末まで、試験操業・販売（以下「試験操業」といいます。）が実施されました。

試験操業の対象海域は、東電福島第一原発から半径10km圏内を除く福島県沖全域であり、試験操業への参加漁船数は延べ2,183隻、平成24（2012）年に122tだった水揚量は、令和2（2020）年には4,591tになりました。試験操業の取組で漁獲される魚種及びその加工品には放射性物質の自主検査が行われる等、市場に流通する福島県産水産物の安全性を確保するための慎重な取組が行われました。

試験操業終了後の令和3（2021）年4月からは、操業の自主的制限を段階的に緩和し、地区や漁業種類ごとの課題を解決しつつ、水揚げを震災前の水準へと回復することを目指しており、令和7（2025）年の水揚量は7,212t（震災前の平成22（2010）年と比べ28%）、水揚金額は44億円（同47%）と未だに回復途上にあります（図表6-5）。

福島県産水産物の販路を拡大するため、多くの取組やイベントが実施されています。例えば、福島県漁連では、全国各地でイベントや福島県内で魚料理講習会を開催しています。このような取組が福島県の本格的な漁業の回復につながっていくことが期待されます。



水揚げの様子
(提供：福島県)

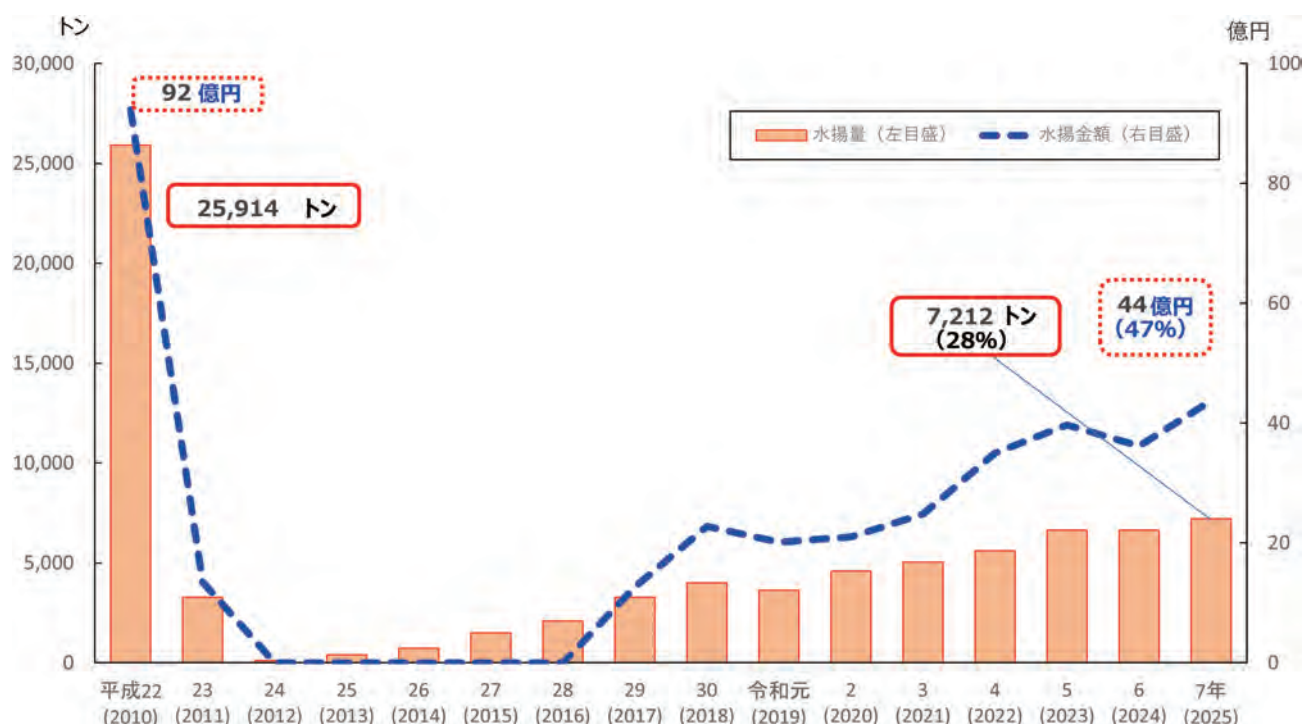


料理教室の様子
(提供：福島県漁連)



イベントの様子
(提供：福島県漁連)

図表6-5 福島県の漁業（沿岸漁業及び底びき網漁業）及び海面養殖業の水揚量・水揚金額



資料：福島県の資料に基づき水産庁で作成

注：平成24 (2012)～29 (2017) 年2月は、小規模な操業と販売を試験的に行い、入札も実施されていないことから、水揚金額が集計されていない。

ウ 東京電力福島第一原子力発電所事故による風評の払拭

〈最新の放射性物質モニタリングの結果や福島県産水産物の魅力等の情報発信〉

風評被害を防ぎ、一日も早く復興を目指すため、水産庁は、最新の放射性物質モニタリングの結果や水産物と放射性物質に関するQ&A等をウェブサイトで公表し、消費者、流通業者、国内外の報道機関等への説明会を行う等、正確で分かりやすい情報提供に努めています。

また、被災地県産水産物の販路回復・風評払拭のため、大型量販店において常設の「福島鮮魚便」コーナーを設置し、福島県産水産物を専門の販売スタッフが安全・安心とおいしさをPRしつつ販売するとともに、水産物が確実に流通されるよう共同出荷による消費地市場への流通拡大の実証を支援しました。さらに、海外向けに我が国の情報を発信するウェブサイトでの福島県を含む被災地県産水産物の安全性と魅力をPRする活動等を行いました。これらの取組を通じ、消費者だけでなく、漁業関係者や流通関係者にも正確な情報や福島県産水産物の魅力等の発信を行い関係機関で連携・協力して、風評の払拭に努めていくこととしています。



東京電力福島第一原子力発電所
事故による水産物への影響と対
応について（水産庁）：
[https://www.jfa.maff.go.jp/
j/koho/saigai/](https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/)

〈令和7（2025）年に1地域で輸入規制措置が撤廃〉

東電福島第一原発事故に伴い、55か国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書等の要求、検査の強化といった輸入規制措置が講じられました。これらの国・地域に対し、政府一体となってあらゆる機会を捉えて規制の撤廃に向けた粘り強い働きかけを行ってきた結果、令和7（2025）年度には、輸入規制措置が台湾で撤廃され、規制を維持する国・地域は5にまで減少しました。

(3) ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

ア ALPS処理水の海洋放出とその影響

〈ALPS処理水の海洋放出を受けた後の各国の対応〉

令和5（2023）年8月24日に、ALPS処理水の海洋放出が開始されました。

これに対し、米国は、日本の安全で透明性のある科学に基づいたALPS処理水の海洋放出のプロセスに満足しているとの声明を、EUは、ALPS処理水の海洋放出に対する日本のアプローチが国際的な原子力安全基準及び放射性物質に関する基準の最高水準に合致していると評価したIAEAが令和5（2023）年7月4日に発表した包括的な報告書を歓迎するとの声明を発出しました。

また、令和5（2023）年8月のALPS処理水の海洋放出後、従来の東電福島第一原発事故に伴う輸入規制に加えて新たな輸入規制措置が開始された結果、中国及びロシアが全都道府県の水産物を輸入停止としたほか、香港及びマカオも10都県^{*1}の水産物等を輸入停止としました。このうち中国は、令和7（2025）年6月に、中国政府が37道府県の日本産水産物について輸入解禁に関する公告を発表しており、引き続き輸出関連施設の速やかな再登録等、輸出の円滑化を中国政府に働きかけていきます。

イ トリチウムを対象とした水産物のモニタリングの実施

〈トリチウムの迅速分析により分析結果を迅速に公表〉

水産庁は、消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、令和4（2022）年6月から新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析（精密分析）を開始しました。その後、同分析に加え、令和5（2023）年8月から、短時間でトリチウムの分析が行える手法（迅速分析）を導入し、ALPS処理水の放出口の北北東約4km及び放出口の南南東約5kmで採取した魚類について、採取日から翌々日までに分析結果を公表しています（図表6-6）。

精密分析は、令和4（2022）年6月～8（2026）年3月末の間、842検体の水産物の分析を実施し、これらの分析結果は1Bq/kg程度が検出された6検体を除いて検出限界値未満でした。

*1 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県

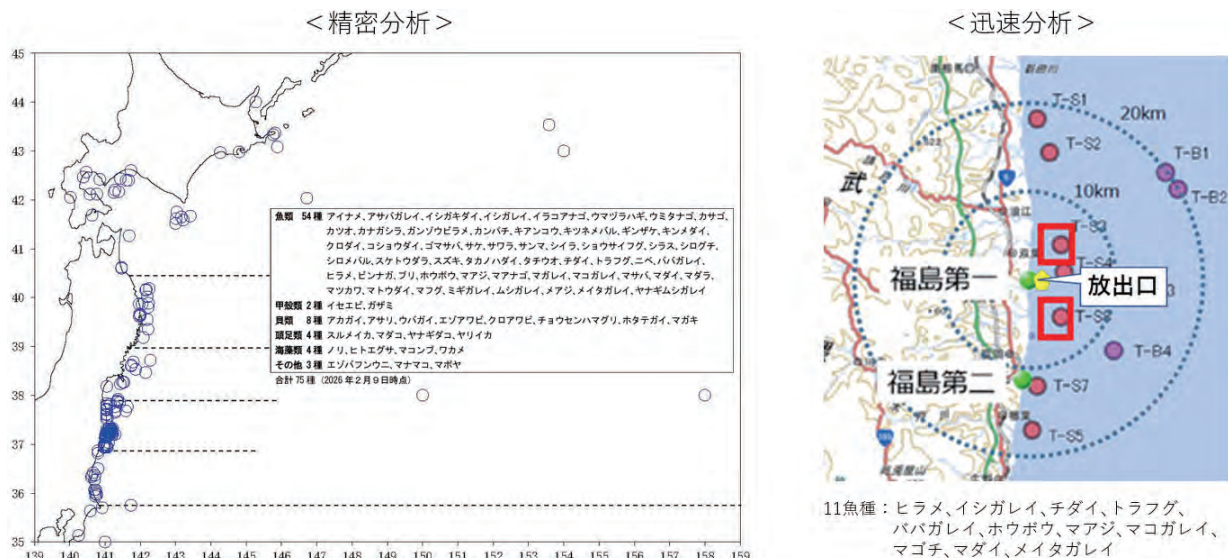


なお、検出された6検体は、世界保健機関（WHO）による飲料水の基準の1万分の1と非常に低い値でした。

また、迅速分析については、令和5（2023）年8月～8（2026）年3月末の間、572検体の水産物の分析を実施し、これらの分析結果は全て検出限界値未満となっており、精密分析と同様に放出前後で変化はなく、海洋放出が問題なく行われていることが裏付けられています。

これらのトリチウムの分析も放射性セシウムの分析と同様の手法により、IAEAとの共同事業の一環として試料採取、分析、比較評価が実施され、分析の透明性の確保に努めています。

図表6-6 水産物の放射性物質モニタリングの検体採取地点（トリチウム）



資料：水産庁調べ

- 注：1) 精密分析の検体の採取地は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。
- 2) 迅速分析の検体の採取地は、ALPS処理水放出口の南北2地点（赤枠）（福島県下組合長会議資料を改変）。

(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた対策の推進

ア 水産業に関する被害の状況

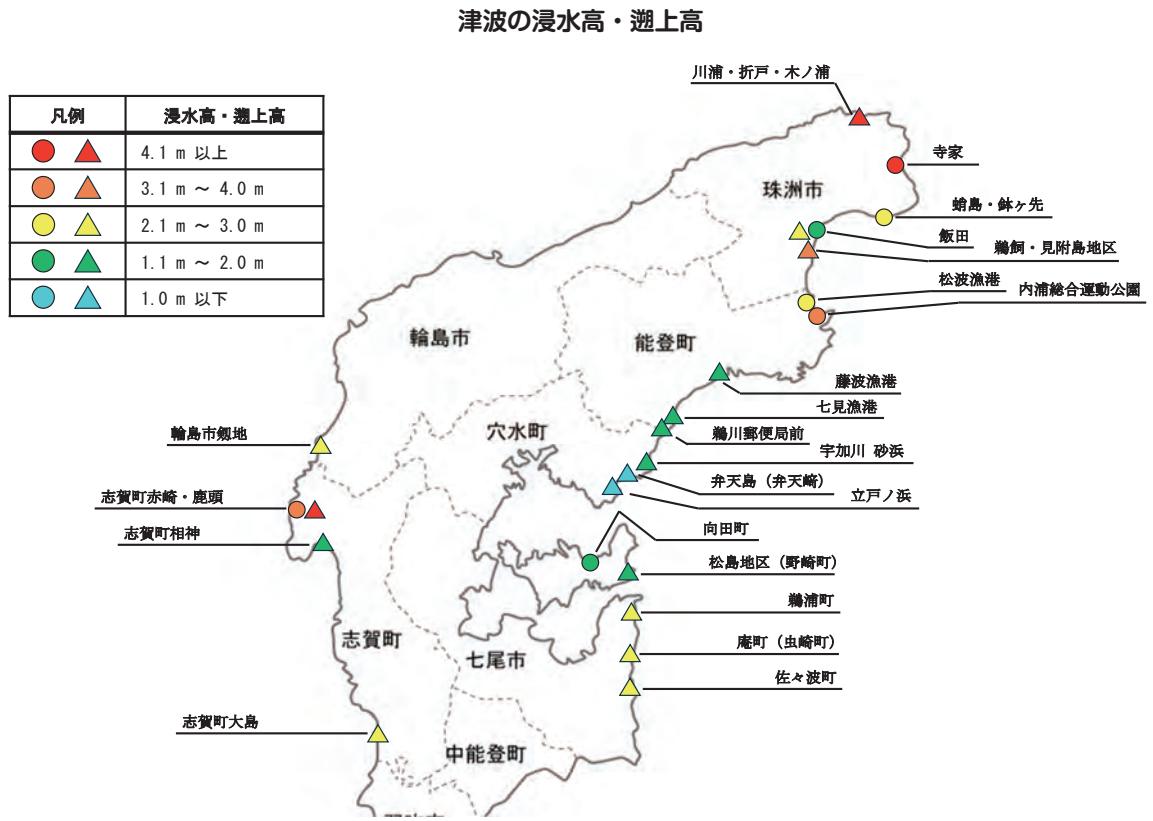
〈漁港施設等への被害〉

令和6（2024）年1月1日に石川県能登地方で発生した地震（以下「本地震」といいます。）では、能登半島の広い範囲で津波による浸水が見られ、石川県珠洲市や能登町では4m以上の津波の浸水高が、新潟県上越市では5m以上の遡上高^{*1}が観測され、また、能登半島の外浦地域の海岸等において、地盤隆起が発生しました（図表6-7）。

こうした状況の中、水産関係では、新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県で被害が発生し、漁港施設では、防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路等が損傷しました。特に石川県では、県内の69漁港のうち60漁港に被害が発生するなどその被害は広範囲にわたりました。輪島市や珠洲市を中心とした外浦地域においては、地盤隆起による施設の被害が発生し、海底の露出や水深不足により漁船等の泊地等の利用が困難な状態となりました。能登町、七尾市を中心とした内浦地域では、地震動による被害のほか、津波による被害も多く発生し、大量のがれきや泥が漁港内等に堆積しました。

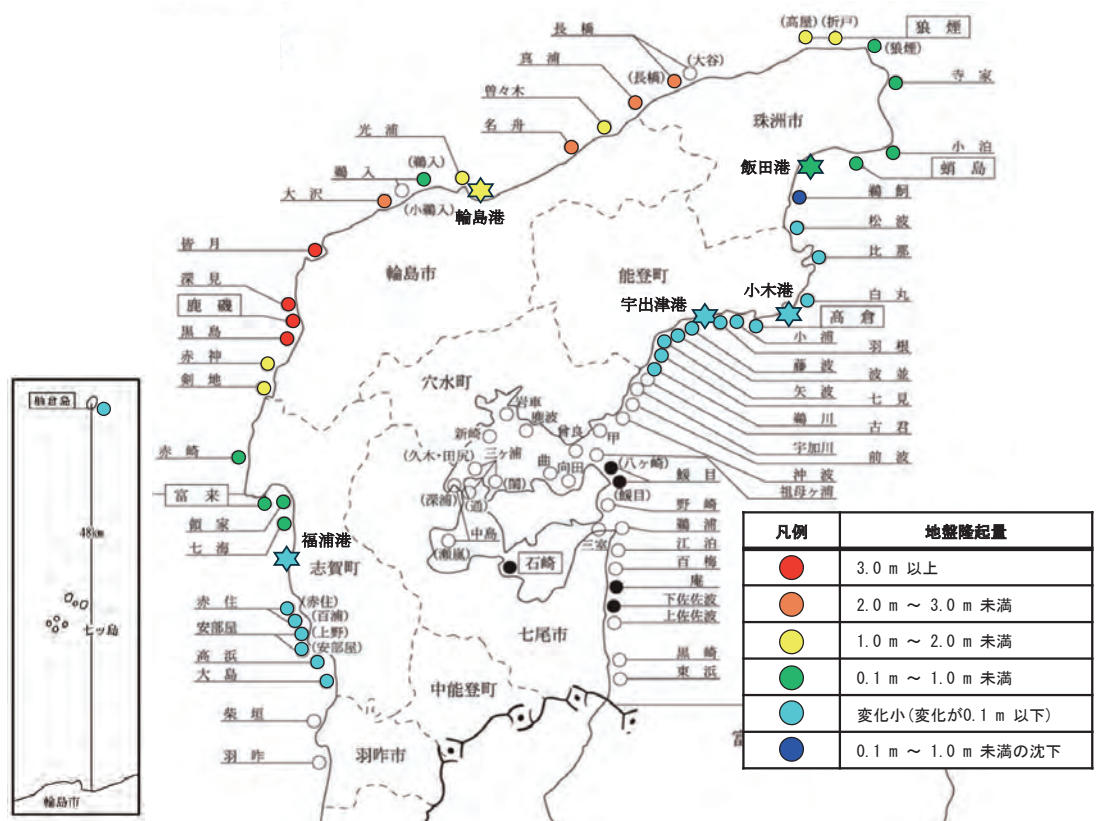
*1 津波が海岸に到達後、陸地をはい上がり、最も高くなった地点の高さを、平常潮位面から計測した高さ。

図表6-7 津波の浸水高・遡上高及び漁港における地殻変動



資料：土木学会海岸工学委員会「令和6年能登半島地震津波に関する調査報告会」の資料に基づき、水産庁で作成

漁港における地殻変動



※地盤変動の値は、調査における測量値および市町提供資料等による暫定値であり、今後変動する可能性もある。

資料：水産庁「令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会」資料



イ 水産業の復旧・復興に向けた取組

〈漁港施設の復旧・復興に向けた取組〉

石川県の能登半島北部の6市町（輪島市、珠洲市、^{あなみずまち}穴水町、能登町、七尾市及び志賀町^{しかまち}）について、当面の操業に必要な漁港施設や共同利用施設の復旧の進捗により、漁獲が順調に回復しています。

漁港施設の復旧・復興に当たり、本地震は、地震の揺れや津波による被害に加え地盤隆起による被害が特徴的であり、このような地盤隆起に対応する知見がないことから、水産庁では、令和6（2024）年5～7月にかけて、令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会を3回にわたって開催し、地盤隆起等による被害を受けた漁港の復旧・復興の技術的な方法、手順等について検討を行いました。同検討会では、地盤隆起等の甚大な被災を受けた漁港における漁港の復旧・復興の基本的な考え方として、短期的な生業再開のための仮復旧と、中長期的な機能向上のための本復旧の二つのフェーズに分けた復旧の考え方を提示するとともに、漁港施設の被害状況、被災パターンの分析、被災パターンに応じた復旧方法・手順等について検討した結果を石川県が設置した能登の水産関係港の復興に向けた協議会に提示しました。

漁港の復旧については、地盤隆起等により甚大な被災を受けた石川県の外浦地域の16漁港のうち、復旧方針の定まった11漁港について順次復旧工事に着手しています。

地盤隆起のない漁港については、必要に応じて応急工事等を実施し、漁業再開に必要な陸揚げが可能となっており、今後、順次本復旧工事に着手し、着工後おおむね3年間（令和9（2027）年度まで）で復旧工事の完了を目指すこととしています。

また、令和6（2024）年1月19日に、本地震が非常災害として指定されたことにより、国による災害復旧事業の代行が可能となりました。これを受け、石川県管理の^{のろし}狼煙漁港及び珠洲市管理の^{うかい}鵜飼漁港海岸について、石川県知事及び珠洲市長からの要請を受け、水産庁が代行工事を実施しています。具体的には、狼煙漁港において航路及び泊地を^{しんせつ}浚渫し、漁船の避難機能の一部を回復したほか、岸壁の仮復旧を完了し陸揚げ機能の一部を回復しました。また、鵜飼漁港海岸において工事の実施に向けた詳細な現地調査、設計等を実施しました。引き続き、漁港及び漁港海岸の機能の回復に向けた復旧工事を行っていくこととしています。

このほか石川県でも、操業の更なる回復に向けて輪島港の物揚場等の復旧工事を進めており、国土交通省、石川県、輪島市が令和7（2025）年6月に策定した「輪島港復旧・復興プラン」では中長期的な基本方針として、浚渫土で造成した埋立地に共同利用施設を移転・集約し、機能強化を図ることとしています。

一方で、本地震やその後の奥能登豪雨による山腹崩壊箇所から土砂が流入して漁場に土砂が堆積し、海女漁に支障が生じる事態が発生しています。

このため、令和7（2025）年11月27日に林野庁、水産庁、石川県で構成する「輪島港周辺の藻場への土砂流出抑制に向けた連絡協議会」を開催し、土砂の堆積状況に関する調査結果や山腹崩壊箇所の情報について情報共有するとともに、漁場へ影響を及ぼすと考えられる治山工事箇所について早期復旧を図ることとしています。

〈被災地域の水産業の復旧・復興に向けて〉

被災地域の水産業の早期の復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する豊かな水産物の安定的な供給を確保する上でも、極めて重要な課題です。

被災した水産関係者の方々が、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、政府としても、漁業及び水産加工・流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設はもとより、漁村全体の復旧・復興に取り組むこととしています。

漁業・漁村の復旧・復興に際しては、生業の場としての漁場と漁港は、生活の場としての漁村集落と一体性があるため、漁港、製氷冷凍冷蔵施設等の共同利用施設等の漁業に必要な施設と、漁村集落のインフラの在り方について、漁業者、漁協等の漁業関係者だけでなく、漁村集落に居住する地域住民も含めた関係者全体で議論していくことが必要となります。

令和6（2024）年2月22日には、内閣府と内閣官房が、「復興まちづくりに当たっての参考資料」を作成し、被災した地方公共団体に情報提供を行い、関係府省が連携の上、被災した地方公共団体の復興まちづくりを継続的に支援することとしています。農林水産省としても、被災した地方公共団体が、これを参考にして地域の実情に応じ創意工夫が施された復興まちづくりを進められるよう、地域の計画の策定、事業の実施について、丁寧に相談に応じていくこととしています。また、被災地域の漁業関係者をはじめとした地域住民の方々が、各地域で議論して描いた姿を実現するための支援を、各地域の実情を踏まえつつ行っていくこととしています。

水産業・漁村地域の活性化を目指して

—令和7（2025）年度農林水産祭受賞者事例紹介—

天皇杯受賞（水産部門）

経営（漁業経営改善）

なみ まるてん なみ い たい き
浪井丸天水産（代表：浪井 大喜 さん）

佐伯市蒲江は大分県の南東端に位置しています。豊後水道の豊かな漁場が沖合に広がり、沿岸部には日本有数のリアス海岸が発達しています。浪井丸天水産が所在する蒲江（下入津）では、海面でブリやシマアジ、陸上でヒラメやトラフグ等の養殖が盛んです。

浪井丸天水産では4kgサイズのハマチ生産に特化した小型ブリ養殖を行い、生産物をブランド化して販売しています。経営規模は小さいですが、加工や流通業務にも人員を配置し、生産、加工、流通の一貫体制を構築しています。現代表である浪井さんが事業承継し、本取組を開始した当初と比較して養殖ブリの出荷尾数は約4.3倍となり、売上金額は約3倍に増加しました。また、従業員構成は親族を中心とした11名となっており、平均年齢が32歳と非常に若いです。

まず、流通改善の取組として、ターゲット層を定めて開拓した取引先からの要望を反映して、生産する魚のサイズ決定や、求められる身質・鮮度のための飼料開発、自社による加工への切り替えを行う等、マーケットインの発想に基づく養殖業を実現しています。

くわえて、種苗の採捕から養殖、販売までのサプライチェーンを全て自社内で完結することで、諸段階で発生する経費や付加価値を的確に把握した上で販売先と取引することができ、利益率の高い価格決定等に成功し、収益性の高い安定した経営体制を構築しています。

職場環境の充実に積極的に取り組んでおり、事務所には横になれる休憩スペースやコーヒーメーカー等を設置し、さらに子育て中の従業員のための託児環境も整えています。また、敷地内には健康増進のためのジム、商品の試作やPR動画の撮影等、集まって食事のできるキッチンスタジオを整備しています。

現時点では台湾へのチルド輸出が好調であり、ブランドの特色である鮮度を活かしたチルド輸出の拡大を模索しています。今後、需要増に伴って生産の拡大が必要になれば、地域内の養殖業者と協力しながら、小型養殖ブリの生産を広げていく方針です。ニッチな需要に注目し、独自の市場を開拓していくという視点を持った本取組は、他の小規模養殖経営体においても参考になると考えられます。



（写真提供：浪井丸天水産）

内閣総理大臣賞受賞（水産部門）

技術・ほ場（資源管理・資源増殖）

かもがわ ふとみ えざわ まこと
鴨川市漁業協同組合 太海エビ網組合（代表：江澤 誠 さん）

鴨川市は千葉県南部に位置し、太平洋に面した温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。取組の対象地域である太海地区は、海士、刺し網、見突き、採藻、一本釣り等の漁業が営まれる漁村であると同時に、眼前の仁右衛門島や太海海岸には多くの釣り客や海水浴客が訪れる観光地とし



でも知られています。

鴨川市漁協太海支所の下部組織である太海エビ網組合は現在18名の漁業者で構成されており、イセエビ刺し網漁業の資源管理や安全操業のためのルール決め、刺し網資材の共同購入、操業可否の判断等を行っています。当組合の代表である江澤誠さんは、家業である旅館業に従事する傍ら、平成28（2016）年から本格的に漁業に参入しています。

太海エビ網組合では公平な漁場利用と小型船による操業の安全を確保するため、操業ルール等を決める際に徹底的に話し合い、6グループ編成のローテーションでの漁場利用や、操業状況・流通実態を踏まえて刺し網の反数を決める等、組合員全員が資源管理の取組内容や効果をしっかりと理解しています。また、入手が難しく維持管理に手間がかかるものの、生分解性でゴーストフィッシングを防ぐ効果がある綿糸網めんしあみを利用しています。さらに、綿糸網は伸縮しづらく切れやすいため、イセエビが掛かりにくく、獲りすぎを防ぐ効果もあることから、資源管理にも一役買っています。

太海エビ網組合による合意形成の仕組みや、水産資源や海洋環境にも良好に働く綿糸網の使用により、経年の変化や年間の変化を見ても安定した漁獲が行われ、漁家経営にもプラスに作用している点が漁村の自主的な資源管理の成功事例として高く評価されました。



（写真提供：太海エビ網組合）

日本農林漁業振興会会長賞（水産部門）

産物（水産加工品）

株式会社 山賀（代表：山賀 竜郎 さん）

株式会社山賀は平成20（2008）年に設立され、「下関自慢を味で表現する」というスローガンを掲げ、下関で集積される水産物の加工販売を行ってきました。鯨については当初は他社に加工を委託して販売のみを行っていましたが、商業捕鯨が再開されたことから、スライサーを導入し自社での加工に切り替え、ベーコンや竜田揚げ等の商品を加工販売するようになりました。

受賞財は、皮・さえずり肉（舌）・須の子（あご肉）と食感と味が異なる部位を組み合わせた商品です。この3部位は鯨の中ではこれまで利用価値が低い部分であり、有効利用するために商品として開発されました。幅広い消費者への鯨食普及を目指し、酒の肴ではなく一般家庭の夕食で使用されやすいしゃぶしゃぶ用の食材として手ごろな価格で提供しています。スライサーの設定や原料解凍状態の調整の試行錯誤を重ね、それぞれの部位がしゃぶしゃぶとして最適な食感となるよう仕上がっています。

鯨は、地元下関の伝統ある水産物ですが、若い世代にはなじみの薄い食材でした。そこで、株式会社山賀は山口県の小中学校給食への鯨加工品の提供にも積極的に対応し、若い世代への鯨食の普及に努めています。今後、幅広い世代への鯨食材の普及により、本受賞財のような家庭向けの鯨食材が普及することが期待されます。



（写真提供：株式会社 山賀）

第2部

令和7年度 水産施策



逃走する外国漁船への移乗

令和7年度に講じた施策

概説

1 施策の重点

我が国の水産業は、国民に安定的に水産物を供給する機能を有するとともに、漁村地域の経済活動や国土強靱化の基礎をなし、その維持発展に寄与するという極めて重要な役割を担っています。しかし、水産資源の減少によって漁業・養殖業生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業者数も減少しているという課題を抱えています。

また、近年顕在化してきた海洋環境の変化を背景に、サンマ、サケ等の我が国の主要な魚種の不漁が継続しています。これらの魚種の不漁の継続は、漁業者のみならず、地域の加工業者や流通業者に影響を及ぼし得るものです。

一方、社会経済全体では、少子・高齢化と人口減少による労働力不足等が懸念されることに加え、持続的な社会の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs）等の様々な環境問題への国際的な取組の広がり、デジタル化の進展が人々の意識や行動を大きく変えつつあります。

こうした水産業をめぐる状況の変化に対応するため、「水産基本計画」（令和4（2022）年3月閣議決定）に基づき、Ⅰ海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、Ⅱ増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、Ⅲ地域を支える漁村の活性化の推進の3点を柱とする施策を講じました。

2 財政措置

水産施策を実施するために必要な関係予算の確保とその効率的な執行を図ることとし、令和7（2025）年度水産関係当初予算として、1,859億円を計上しました。また、

令和7（2025）年度水産関係補正予算として1,398億円を計上しました。

3 法制上の措置

第217回国会において、「漁業災害補償法の一部を改正する法律」（令和7年法律第31号）が成立し、令和7（2025）年5月14日に公布されました。

4 税制上の措置

水産施策の推進に向け、漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率軽減措置、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が株式会社日本政策金融公庫資金等の貸付けを受けて取得した漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を期限延長するとともに、漁協等が行う共同事業を行うための合併について、その適格合併の要件を見直す等、税制上の所要の措置を講じました。

5 金融上の措置

水産施策の総合的な推進を図るため、地域の水産業を支える役割を果たす漁協系統金融機関及び株式会社日本政策金融公庫による制度資金等について、所要の金融上の措置を講じました。

また、都道府県による沿岸漁業改善資金の貸付けを促進し、省エネルギー性能に優れた漁業用機器の導入等を支援しました。

さらに、ALPS処理水の海洋放出、令和6年能登半島地震及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者の資金繰りに支障が生じないように、農林漁業セーフティネット資金等の利子助成、実質無担保・無保証人化等の措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した水産加工業者に対しては、セーフティネット保証等の中小企業対策等の枠組みの活用も含め、ワンストップ窓口等を通



じて周知を図りました。

6 政策評価

効率的かつ効果的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、農林水産省政策評価基本計画（5年間計画）及び毎年度定める農林水産省政策評価実施計画により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）及び事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を推進しました。

I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

1 資源調査・評価の充実

(1) 資源調査・評価の高度化

令和2（2020）年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づき、令和5（2023）年度までに資源評価の対象種を192種まで拡大したほか、22種38資源についてMSY（最大持続生産量）ベースの資源評価を実施し、再生産関係その他の必要な情報の収集及び第三者レビュー等を通じた資源評価の高度化を進めてきました。

その上で、これまでの取組結果を踏まえて、令和6（2024）年度以降の目標と工程を示した、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（令和6（2024）年3月策定。以下「新ロードマップ」という。）に基づき、

- ① 調査船調査、市場調査、漁船活用型調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用、電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXの推進
- ② 資源評価の精度向上・更なる高度化を推進し、最新のデータを用いたタイムリー

な資源評価を可能なものから順次実施

- ③ MSYベースの資源評価対象資源の拡大等に取り組みました。

(2) 資源評価への理解の醸成

MSY等の高度な資源評価について、外部機関とも連携して動画の作成等による分かりやすい情報提供・説明を行うとともに、漁船活用型調査や漁業データ収集に漁業関係者の協力を得て、漁業現場からの情報を取り入れ、資源評価への理解促進を図りました。

また、地域性が強い沿岸資源の資源評価について専門性を有する機関等の参加を促進し、さらに、資源調査から得られた科学的知見や資源評価結果については、地域の資源管理協定等の取組に活用できるよう速やかに公表・提供しました。

2 資源管理の着実な推進

(1) 資源管理の全体像

資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、海洋環境の変化が大きなかでも適切な管理を通じた水産資源の持続的利用の確保が収入の安定につながることを漁業者等が実感できるよう配慮しつつ、新ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現していきました。

その際、新ロードマップに従い、TAC（漁獲可能量）管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施等に関するフォローアップを行いました。また、管理のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねを行うとともにその成果を共有しました。

(2) MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進

「漁業法」において資源管理は、MSYを実現するために維持し、又は回復させるべ

き資源量の水準の値を目標とし、また、目標達成のための手法はTACによる管理を基本とすることとされています。新ロードマップでは、令和7（2025）年度までに、漁獲量ベースで8割の資源でTAC管理を開始することを目指して、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じたTAC管理の導入を推進しました。

また、TAC管理を円滑に進めるため、定置漁業の管理や混獲、資源の突発的な加入への対応を含め、対象となる水産資源の特徴や採捕の実態等を踏まえつつ、数量管理を適切に運用するための具体的な方策を漁業者等の関係者に示し、議論を進めました。

さらに、TAC管理の運用面の改善や必要に応じた目標・漁獲シナリオの見直しを実施し、水産資源ごとにMSYの実現を目指しました。この見直しに当たっては、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）を開催し、見直し案等に対する漁業者等の関係者の意見を十分かつ丁寧に聴取しました。

（3）IQ管理の推進

令和7（2025）年9月より、新たに日本海べにずわいがに漁業（ベニズワイガニ）で漁業法に基づくIQ（漁獲割当て）による管理を導入しました。

また、新ロードマップに基づき、移転手続の簡素化等の運用面における課題解決を図りました。IQを有する漁業者の漁獲は、その割当量が遵守される限り、他の漁業者の漁獲状況により制限されず漁獲する時期や場所を選択でき、どのような漁法で漁獲しても資源に与える影響が同等であるといった特徴があります。このことを踏まえ、沿岸漁業との調整が図られる等の条件が整った漁業種類について、船舶の規模や船型、漁法等に関する制限の見直しを検討する等し、IQの効果的な活用の推進を図り

ました。

（4）資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進

TAC管理等の法制度による公的規制と、漁業者の自主的取組の組合せによる資源管理を推進しました。特に、沿岸漁業においては、少量多種のローカルな資源が経営上重要であり、資源単位で管理するTAC管理に比べて、多種多様な資源をパッケージで管理できる自主的な資源管理が特に重要な役割を担っていることを踏まえ、漁業法に基づく資源管理協定の制度を活用し、自主的資源管理の取組の高度化を目指しました。具体的には、資源管理協定の取組の履行、取組の効果の検証並びに検証結果を踏まえた、取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を推進するとともに、当該内容の公表等を行いました。また、検証及び改良等が適切に運用されるよう、令和8（2026）年3月にガイドラインを制定しました。

（5）遊漁の資源管理の推進

水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、新ロードマップに基づき、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指すべく取組を進めました。

特に、漁業法に基づく広域漁業調整委員会指示により、令和3（2021）年6月から30kg未満の小型魚の採捕制限、大型魚の採捕報告の義務付け等を開始したクロマグロについては、今後の更なる資源管理の高度化に向け、広域漁業調整委員会の下に設置されたくろまぐろ遊漁専門部会において、現行の広域漁業調整委員会指示の強化や届出制導入の検討を進める等、TACによる数量管理の導入に向けた取組を進めました。

また、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の



資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されることから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境整備を進めました。

(6) 栽培漁業

資源造成効果、施設維持、受益者負担等に関して将来の見通しが立ち安定的な運営ができる種苗生産施設について、整備を推進しました。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種において、適切な漁獲管理措置と併せて種苗放流を実施している魚種について、資源造成効果が見込まれる適地への放流を推進するとともに、近年の海水温上昇等の環境変化に対応した種苗生産・放流手法の改良を行いました。また、資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源の維持が可能な魚種については、種苗放流による資源造成から適切な漁獲管理措置への移行を推進しました。

種苗生産施設においては、複数の地方公共団体での共同利用や、状況によっては、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進しました。

3 漁業取締・密漁監視体制の強化等

(1) 漁業取締体制の強化

現有勢力の取締能力を最大限向上させるため、代船建造を進めるとともに、VMS（衛星船位測定送信機）の活用、訓練等による人員面での取締実践能力の向上、専属通訳の確保、監視オペレーター等の確保・養成、用船への漁業監督官3名の乗船、取締りに有効な装備品の導入等を推進しました。また、漁業取締船が係留できる岸壁の整備を進めました。

(2) 外国漁船等による違法操業への対応

水産資源の保存管理と漁業操業秩序の維持を図るため、我が国周辺水域の監視・取締りを実施しました。特に、大和堆周辺水域においては、違法操業を行う外国漁船等を我が国排他的経済水域から退去させる等により我が国漁船の安全操業を確保するとともに、関係国に対し、これら外国漁船等による違法操業について繰り返し抗議する等、関係府省が連携し毅然と対応しました。

また、オホーツク海、山陰沖、九州周辺海域等では、外国漁船等が、かご、刺し網、はえ縄等の漁具を違法に設置する等、我が国漁船の操業に支障を及ぼすといった問題も発生しています。

これらの海域においても、外国漁船等の監視・取締りを行うとともに、違法に設置されたものとみられる漁具の押収を行いました。

(3) 密漁監視体制の強化

近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者による違反操業が減少している一方で、漁業者以外による密漁が増加し、また、組織的な密漁が悪質化・巧妙化している状況を踏まえ、以下の取組を推進しました。

- ① 密漁を抑止するため、漁業者や一般人に向けた普及啓発、現場における密漁防止看板の設置や監視カメラの導入等
- ② 都道府県、警察、海上保安庁、水産庁を含めた関係機関との緊密な連携の強化や合同取締り
- ③ 財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きく、その採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして指定された特定水産動植物（あわび、なまこ、うなぎの稚魚）の許可等に基づかない採捕の取締り
- ④ 「特定水産動植物等の国内流通の適正

化等に関する法律」(以下「水産流通適正化法」という。)に基づき、特定第一種水産動植物(あわび、なまこ、うなぎの稚魚)等についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出時の適法漁獲等証明書の添付等の措置の適正な運用

(4) 国際連携

サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源や、我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係する地域漁業管理機関(以下「RFMO」という。)における協議や協力を積極的に推進しました。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU(違法・無報告・無規制)漁業対策については、周辺国等との協議のほか、違法漁業防止寄港国措置協定(以下「PSM協定」という。)等のマルチの枠組みを活用した取組を推進しました。

4 海洋環境の変化への適応

(1) 気候変動の影響と資源管理

気候変動の影響も検証しつつ、MSYベースの新たな資源評価の着実な実施、不漁等海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究の実施等の科学的な資源評価を推進するとともに、これに基づき、数量管理を前提とした漁業構造の構築を図りつつ、TAC等による数量管理の取組を進めました。

また、産学官の連携により、人工衛星による気象や海洋の状況の把握、ICTを活用したスマート水産業による海洋環境や漁獲情報の収集等、迅速かつ正確な情報収集と

これに基づく気候変動の的確な把握と、これらを漁業現場に情報提供する体制の構築を図りました。

このほか、国内外の気象・海洋研究機関との幅広い知見の共有や共同研究も含めた調査研究のプラットフォームの検討、気候変動に伴う分布・回遊の変化等の資源変動等への順応に向けた漁船漁業の構造改革を進めました。

(2) 新たな操業形態への転換

ア 複合的な漁業等操業形態の転換

大臣許可漁業について、IQ化の進捗を踏まえ、漁業調整に配慮しつつ、漁獲対象種・漁法の複合化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的な漁業への転換等操業形態の見直しを段階的に推進しました。

また、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減により、海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくため、衛星利用の漁場探索による効率化、グループ操業の取組、省エネルギー機器の導入等による燃油使用量の削減を促進しました。

イ 次世代型漁船への転換推進

複合的な漁業や燃油使用量の削減等、新たな漁業の将来像に合致し、地球環境問題等の中長期的な課題に適応した次世代型の漁船を造ろうとする漁業者による漁業構造改革総合対策事業(以下「もうかる漁業事業」という。)の活用等を通じ、多目的漁船や省エネルギー型漁船の導入を推進しました。

また、漁船の脱炭素化に適応する観点から、

- ① 必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池の活用
- ② 国際商船や作業船といった漁業以外



の船舶向けで活用されている技術を漁船向けに応用すること
も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を推進しました。

(3) サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化等

ア ふ化放流の合理化

近年の海洋環境の変化により回帰率が低下し、漁獲量及び漁獲金額が減少傾向にあるため、環境変化に適応したふ化放流技術開発を進めるとともに、活用可能な既存施設において養殖用種苗を生産してサーモン養殖と連携する等、ふ化放流施設の有効活用や再編・統合も含めた効率化を図りました。また、漁獲量及び漁獲金額が減少している現状を踏まえた持続的なふ化放流体制を検討しました。

イ さけ定置漁業の合理化等

漁獲量が増加している魚種の有効活用を進めるとともに、漁具・漁船等や労働力の共有等を通じた協業化、経営体の再編や合併等による共同経営化、操業の効率化・集約化の観点からの定置漁場の移動や再配置、ICT等の最新技術の活用等による経費の削減等、経営の合理化を推進しました。

また、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進しました。

進しつつ、多様な生産構造を地域ごとの漁業として活かし、持続性の確保を図りました。その際、海洋環境の変化を踏まえ、低・未利用魚の活用も含め、漁獲量が増加している魚種の有効活用を進めるとともに、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進しました。

また、沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、生産と消費の場が近い等の地域の特徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者による高付加価値化等の取組を推進しました。

さらに、養殖をはじめとする漁場の有効活用を推進しました。

イ 漁村地域の存続に向けた浜プランの見直し

これまで各浜で浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に基づき取り組んできた漁業収入向上・漁業コスト削減の取組について、PDCAサイクルの着実な実践により継続・発展を推進しました。また、新たに海業や渚泊等の漁業外所得確保の取組や、地域の将来を支える人材の定着等、漁村の活性化に向けた幅広い取組についても位置付けた新たな浜プランの策定を推進しました。

ウ 遊漁の活用

漁業者にとって地元で収入が得られる有望な兼業業種の一つであり、漁村の活性化に寄与する遊漁船業について、登録制度を通じた業の管理を適切に行うとともに、地域の実情に応じ、漁場の利用調整に支障が生じないように、秩序ある遊漁船業の振興を図りました。また、陸上からの釣りやプレジャーボート等の遊漁についても、漁場の利用調整に支障が生じないように、関係団体との連携によるマ

II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

1 漁船漁業の構造改革等

(1) 沿岸漁業

ア 沿岸漁業の持続性の確保

漁業者の生産活動が持続的に行われるよう、操業の効率化・生産性の向上を促

ナー向上やルールづくり等を進めました。

さらに、令和6（2024）年4月1日に施行された「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（令和5年法律第39号）の適切な運用を通じて、協議会制度を通じた秩序維持及び遊漁船業の安全性向上等を促進しました。

エ 海面利用制度の適切な運用

海面利用制度が適切に運用されるよう制定した「海面利用制度等に関するガイドライン」を踏まえ、各都道府県で漁場を有効利用し、漁場の生産力を最大限に活用しました。

① 都道府県等への助言・指導

漁業・養殖業における新規参入や規模拡大を進めるため、新たな漁業権を免許する際の手順・スケジュールの十分な周知・理解を図るとともに、漁場の活用に関する調査を行い、都道府県に対して必要な助言・指導を行いました。

また、国に設置した漁業権に関する相談窓口を通じて、現場からの疑問等に対応しました。

② 漁場の有効利用

漁業権等の「見える化」のため、漁場マップの充実を図り、漁場の利用に関する情報の公開を図るほか、漁業法に基づき提出される資源管理状況や漁獲情報報告を活用した課題の分析を行い、漁場の有効活用に向けて必要な取組を促進しました。

(2) 沖合漁業

近年の海洋環境の変化等に対する順応性を高める観点から、資源変動に適應できる弾力性のある漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくべく、漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複合化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的

な漁業への転換を段階的に推進しました。

この際、TAC/IQ対象資源の拡大が複合的な漁業において効果的に活用されるようTAC管理の制度運用を改善しました。くわえて、許可制度についても、魚種や漁法に係る制限が歴史的な経緯で区分されていることを踏まえつつ、TAC/IQ制度の導入、近年の海洋環境の変化への適應や複合的な漁業の導入も見据え、変化への弾力性を備えた生産構造が構築されるよう制度運用の検討を行いました。

また、機械化による省人化やICTを活用した漁場予測システム導入等の生産性向上に資する取組を推進しました。

さらに、経営安定にも資するIQ導入の推進と割当量の有効活用、透明性確保等の的確な運用を確保し、併せて、IQを有する者の漁獲は、その割当量が遵守される範囲であれば漁法等に関係なく資源に与える漁獲の影響が同等であるといった特徴があることを踏まえて、関係漁業者との調整を行い、船型や漁法等の見直しを検討しました。

このほか、IQの導入に併せて、加工・流通業者との連携強化による付加価値向上、輸出も視野に入れた販売先の多様化等、限られた漁獲物を最大限活用する取組を推進するとともに、新たな資源管理を着実に実行し、資源の回復による生産量の増大を図っていくことに併せて、陸側のニーズに沿った水揚げ、低・未利用魚の活用等の取組を推進し、収益性向上を図りました。

(3) 遠洋漁業

ア 遠洋漁業の構造改革

我が国の遠洋漁業は、近年、主要漁獲物であるマグロ類の我が国の市場の縮小や養殖・蓄養品の増加等による価格の低迷、船員の高齢化となり手不足、高船齢化、操業の国際規制や監視の強化、沿岸国へのコストの増大等、その経営を取り巻く状況は厳しいものとなっており、現



行の操業形態・ビジネスモデルのままでは、立ち行かなくなる経営体が多数出てくる懸念されます。

こうした状況を踏まえ、業界関係者と危機意識を共有しつつ、将来にわたって収益や乗組員の安定確保ができ、様々な国際規制等にも対応していくことができる経営体の育成・確立が求められます。このような経営体への体質強化を目指し、従来の操業モデルの変革を含め、操業の効率化・省力化、それを実現するための代船建造や海外市場を含めた販路の多様化、さらに必要な場合は経営の集約化も含め様々な改善方策を検討・展開しました。

また、入漁先国のニーズやリスクを踏まえ、安定的な入漁を確保するための取組を引き続き推進しました。

遠洋まぐろはえ縄漁業については、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）における規制強化等に対応するため、国際漁業再編対策（国際減船）を講じるとともに、同漁業の構造再編を推進しました。

イ 国際交渉等

漁業交渉については、カツオ・マグロ等公海域や外国水域に分布する国際資源について、RFMOや二国間における協議において、科学的根拠に基づく適切な資源評価と、それを反映した適切な資源管理措置や操業条件等の実現を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保するとともに、太平洋島しょ国をはじめとする入漁先国のニーズを踏まえた海外漁業協力の効果的な活用等により海外漁場での安定的な操業の確保を推進しました。

また、サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源又は我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳

しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係するRFMOにおける協議や協力を積極的に推進しました。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU漁業への対策については、周辺国等との協議のほか、PSM協定等のマルチの枠組みを活用した取組を推進しました。

さらに、気候変動の影響への適応については、従来のRFMOによる取組に加え、国内外の研究機関が連携して地球規模の気候変動の水産資源への影響を解明する等、国際的な連携により資源管理を推進しました。

くわえて、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の必要な措置を講ずるに当たり、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ、海洋資源の積極的な開発及び利用を目指しました。

ウ 捕鯨政策

我が国の捕鯨は、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、国際法に従って持続的に行われています。捕鯨の実施に当たっては、鯨類を含む水産資源の持続的利用という我が国の立場に対する理解の拡大を引き続き推進する必要があります。

このため、「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に則り、科学的根拠に基づく鯨類の国際的な資源管理とその持続的利用を推進するべく、鯨類科学調査を継続的に実施し、精度の高いデータや科学的知見を蓄積・拡大するとともに、それらをIWC（国際捕鯨委員会：日本はオブザーバーとして参加）や

NAMMCO（北大西洋海産哺乳動物委員会）等の国際機関に提供しながら、我が国の立場や捕鯨政策への理解と支持の拡大を図りました。

また、鯨類をはじめとする水産資源の持続的利用の推進のため、我が国と立場を共有する国々との連携を強化しつつ、国際社会への適切な主張・発信を行うとともに必要な海外漁業協力を行うことにより、我が国の立場の理解と支持の拡大を推進しました。

さらに、捕鯨業の安定的な実施と経営面での自立を図るため、科学的根拠に基づく適切な捕獲枠を設定するとともに、操業形態の見直し等によるコスト削減の取組や、販路開拓・高付加価値化等による売上拡大等の取組を推進しました。

2 養殖業の成長産業化

(1) 需要の拡大

定質・定量・定価格・定時で生産物を提供できる養殖業の特性を活かし、国内外の市場維持及び需要の拡大を推進しました。

また、MEL（Marine Eco-Label Japan）の普及や輸出先国が求める認証等（ASC（Aquaculture Stewardship Council）、BAP（Best Aquaculture Practices））の水産エコラベル認証、ハラール認証等の取得を促進しました。

ア 国内向けの取組

輸入品が国内のシェアを大きく占めるもの（サーモン等）については、国産品の生産の拡大を推進しました。

また、マーケットイン型養殖（国内外の需要に応じた適正な養殖）に資する高付加価値化の取組、養殖水産物の商品特性を活かせる市場への販売促進、所得向上に寄与する販路の開拓や流通の見直し、観光等を通じた高い品質をPRしたインバウンド消費等を推進しました。

さらに、DtoC（ネット直販、ライブコマース等）による販路拡大や量販店における加工品等の新たな需要の掘り起こしの取組を推進しました。

イ 海外向けの取組

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「輸出戦略」という。令和7（2025）年5月改訂）において選定した輸出重点品目（ブリ、タイ、ホタテガイ・ホタテガイ加工品、カキ・カキ加工品、真珠、錦鯉）や「養殖業成長産業化総合戦略」（令和3（2021）年7月改訂）において選定した戦略的養殖品目（ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種（ハタ類等）、ホタテガイ、真珠）を中心に、高鮮度・高品質な我が国の養殖生産物の強みを活かしたマーケティングに必要な商流構築・プロモーションの実施（日本ブランドの確立による市場の獲得等）や輸出産地・事業者の育成を推進しました。

特に、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組む産地をフラッグシップ輸出産地として認定し、優先的な支援を実施しました。水産物については令和7（2025）年12月に4産地を追加認定し、16産地となりました。

また、輸出戦略を踏まえ、各産地は機能的なバリューチェーンを構築して物流コストの削減に取り組むとともに、各品目団体と独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）が連携し、商談会の開催やプロモーション等を行い、新たな需要を創出しました。

さらに、輸出先国との輸入規制の緩和・撤廃に向けた協議や、輸出先国へのインポートトレランス申請（輸入食品に課せられる薬剤残留基準値の設定に必要な申



請)に必要となる試験・分析の取組等を推進しました。

(2) 生産性の向上

ア 漁場改善計画及び収益性の向上

漁場改善計画(「持続的養殖生産確保法」第4条)における適正養殖可能数量について、過去の養殖実績に基づく設定方法の見直しにより、漁場環境に応じた柔軟な養殖生産を推進しました。

また、マーケットイン型養殖への転換を更に推進するとともに、養殖業へ転換しようとする地域の漁業者の収益性向上等の取組への支援(もうかる漁業事業等)を行いました。

イ 餌・種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きく、餌の主原料である魚粉は輸入に依存していることから、魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料(大豆、昆虫、水素細菌等)の開発及び飼料原料の国産化を推進しました。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進しました。

さらに、優良系統の保護を図るため、「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」を周知しました。

ウ 安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進

養殖業の生産性向上及び安定供給のため、養殖場における衛生管理の徹底、種苗の検査による疾病の侵入防止、ワクチン

接種による疾病の予防等、複数の防疫措置の組合せにより、疾病の発生予防に重点を置いた総合的な対策を推進しました。

また、養殖業の成長産業化に資する水産用医薬品について、研究・開発と承認申請を促進しました。

さらに、普及・啓発活動の実施等により、水産用医薬品の適正使用及び抗菌剤に頼らない養殖生産体制を推進するとともに、貝毒の発生状況を注視し、二枚貝等の安全な流通の促進を図りました。

エ ICT等の活用

養殖業においても人手不足の問題が生じてきており、省人化・省力化に向けて、AIによる最適な自動給餌システムや餌の配合割合の算出、餌代や人件費等の経費を「見える化」する経営管理等、スマート技術を活用した養殖管理システムの高度化を推進しました。

オ 海洋環境の変化への適応

温暖化に適応可能なノリ等の養殖品種の作出等の技術開発を支援・推進しました。また、クロダイ等による養殖藻類への食害対策として、防除・防護技術の開発等を推進しました。さらに、海水温上昇等の環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換や養殖種類の多角化に資する資機材の導入等を支援しました。赤潮の早期感知・対策を可能にするため、モニタリング体制構築や発生抑制対策等の実証、被害軽減対策の導入等を支援しました。

(3) 経営体の強化

ア 事業性評価

持続的な養殖経営の確保に向け、養殖業の経営実態の評価を容易にし、漁協系統・地方金融機関等の関係者からの期待にも応える「養殖業の事業性評価ガイド

ライン」を通じた養殖経営の「見える化」や経営改善・生産体制改革の実証を支援しました。

イ マーケットイン型養殖業への転換
生産・加工・流通・販売等に至る規模の大小を問わない養殖のバリューチェーンの各機能との連携の仕方を明確にして、マーケットイン型の養殖経営への転換を図りました。

(4) 沖合養殖の拡大

漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域を創出する等、沖合域を含む養殖適地の確保を進めました。また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生け簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進しました。

(5) 陸上養殖

陸上養殖については、日本成長戦略会議におけるフードテック分野の一つとして、フードテックワーキンググループにおいて、「官民投資ロードマップ」の策定に向けた議論を開始しました。

3 経営安定対策

(1) 漁業保険制度

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、両制度の持続的かつ安定的な運営を確保しました。

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填すること等を内容とする漁業収入安定対策については、資源管理や漁

場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営しました。

(2) 漁業経営セーフティーネット構築事業

燃油や養殖用配合飼料の価格高騰に対応するセーフティーネット対策については、原油価格や配合飼料価格の推移等を踏まえつつ、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営しました。

(3) 漁業経営に対する金融支援

意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子助成等を通じた資金借入れ時の負担軽減を図るとともに、実質無担保・無保証人による融資に対する信用保証を推進しました。

4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

(1) 輸出拡大

生産者に裨益^{ひえき}する効果を分析しながら、輸出戦略に基づき、マーケットインの発想で、以下の取組を展開しました。

- ① 品目団体、JETRO、JFOODOが連携して行うプロモーションやビジネスマッチング支援、主要な輸出先国・地域に設置された輸出支援プラットフォームを通じた海外現地での輸出事業者等への専門的・継続的な支援等、我が国の強みを最大限に発揮するための取組
- ② 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した産品を一定以上継続的に輸出する輸出産地の形成、生産から流通・販売に至る関係者が一体となったサプライチェーンの強化等、輸出に取り組む事業者の支援
- ③ 輸出先国・地域の規制の撤廃等に向け、「農林水産物及び食品の輸出に関する実行計画」に基づき戦略的に協議を行う等、



政府一体となった輸出障壁の克服

また、水産物の輸出拡大を図るため、HACCP対応の市場及び加工場の整備、認定取得の支援等、ハード・ソフト両面からの対策を推進しました。

(2) 水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

水産物の生産又は流通に一体性を有する圏域において、漁協の経済事業の強化の取組とも連携し、産地市場等の漁港機能の再編・集約を推進するとともに、拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備や漁船の大型化に対応した施設整備を推進しました。

また、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖水産物の生産・流通の核となる「養殖生産拠点地域」において、養殖適地の拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進しました。

さらに、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図りました。

5 内水面漁業・養殖業

(1) 内水面漁業

ア 漁業生産の振興

関係都道府県において、浜プラン等を活用した振興が進むよう、地域水産物の付加価値を高め、所得向上に寄与する販路の開拓等の取組を推進しました。また、漁業被害を与える外来魚の低密度管理等に資する技術の開発・実装・普及を推進しました。漁業権に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業の在り方の検討を進めました。

イ 漁場環境の保全

漁業生産のほか、釣り等の自然に親しむ機会を国民に提供する場として重要な役割を果たす河川等の漁場を良好に保全し、持続的に管理していくため、ウナギ等の資源回復に取り組むことに加え、より効果的な管理体制・手法の検討・実践を進めました。

また、カワウ等の野生生物による食害や災害の頻発化・大規模化等により、河川漁場の環境が悪化していることも踏まえ、関係部局と連携し、多自然川づくり等による河川環境の保全・創出、カワウ等の野生生物管理の促進を図りました。

(2) 内水面養殖業

ア 海面で養殖されるサケ・マス類の種苗生産

海面で養殖されるサケ・マス類の種苗を安定的に供給するため、ふ化放流施設等の民間の施設を活用した生産体制の構築を推進しました。

イ うなぎ養殖業

内水面養殖業の生産量・生産額の大部分を占めるうなぎ養殖業については、シラスウナギの漁獲・流通・池入れから、ウナギの養殖・出荷・販売に至る各事業者が、利用可能な情報の中で順応的にウナギ資源の管理・適正利用をすることが持続的な養殖業につながるとの認識の下、以下の対策を講じました。

① シラスウナギ漁獲の知事許可制度に基づく漁業管理、水産動植物等の国内流通及び輸出入の適正化を図るため、国内流通においては水産流通適正化法に基づくシラスウナギの流通の透明化を図るシステム構築の推進、輸出入においては日本と台湾間の日台直接取引の再開の推進、シラスウナギの池入れ数量制限の着実な実施及び数量管理シ

ステムの利用普及による切れ目のない資源管理体制の構築

- ② 河川・湖沼における天然遡上ウナギの生息環境改善、内水面漁業とうなぎ養殖業の連携による内水面放流用種苗の確保・育成技術開発及び下りウナギ保護によるウナギ資源の豊度を高める取組の推進
- ③ 天然資源に依存しない養殖業の推進のため、人工シラスウナギ大量生産システムの改善とその実用化に向けた検討

ウ 錦鯉養殖業

我が国の文化の象徴として海外でも人気が高く、輸出が継続的に増加している錦鯉については、品目団体等が実施する海外マーケット調査やプロモーション等、更なる輸出拡大に向けた取組を促進しました。また、輸出拡大に向け、外国産錦鯉との差別化に資する認証の取得等に向けた品目団体の取組や、各養殖場での衛生管理を推進しました。

6 人材育成

(1) 新規漁業者の確保・育成

年齢バランスの取れた活力ある漁業就業構造への転換を図るため、就業フェアや水産高校での漁業ガイダンス、インターシップ等の取組を通じ、若者に漁業就業の魅力伝え、就業に結び付ける取組の継続・強化を図りました。

また、新規就業者と受入先とのマッチングの改善等により、地域への定着を促進しました。

さらに、漁業に必要な免許・資格の取得に加えて、経営スキルの習得・学び直し等を支援しました。

(2) 水産教育

水産業の将来を担う人材を育成する水産に関する課程を備えた高校・大学や国立研

究開発法人水産研究・教育機構水産大学校においては、水産業を担う人材育成のための水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を推進し、水産業が抱える課題を踏まえ、水産業の現場での実習等の実学を重視した教育を引き続き実施すること等により、水産関連分野への高い就職割合の確保に努めました。

また、「スマート水産業等の展開に向けたロードマップ」等に基づき、水産高校等における水産新技術の普及を推進しました。

(3) 海技士等の人材の確保・育成

漁船漁業の乗組員不足が深刻化し、かつ高齢に偏った年齢構成となっている中、年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を図るためには、次世代を担う若手の海技士の確保・育成や漁船乗組員の確保が重要となることから、水産高校や業界団体、関係府省等の関係者の連携を図り、水産高校生等に漁業の魅力伝え就業を働きかける取組を推進したほか、海技試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる履修コースの運営等を支援しました。

あわせて、Wi-Fi環境の確保や居住環境の改善等、若者にとって魅力ある就業環境の整備、漁船乗組員の労働負担の軽減や効率化も推進しました。

(4) 外国人材の受入れ・確保

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお不足する労働力について、特定技能制度や令和9（2027）年4月から運用開始となる育成就労制度を活用し、円滑な受入れを進めるためには、我が国の若者と同様に、外国人材にとっても日本の漁業を魅力あるものとしていくことが重要であることから、生活支援や相談対応の充実等、外国人材にとって満足度の高い受入環境の整備を進めました。

また、外国人材を安定的かつ長期的に確



保するため、外国人材が日本人と同様に、漁村において幅広く水産関連業務に従事し技能を高めることや、漁業活動に必要な資格を取得し漁業現場で活かす等、将来を見据えて、キャリアアップしながら就労できる環境の在り方について、関係団体、関係府省とともに検討を進めました。

さらに、外国人材の適正な受入れや地域への定着を促進するため、外国人材受入マニュアルの活用や日本語指導者の養成、外国人材の日本語学習の取組を支援しました。

7 安全対策

(1) 安全確保に向けた取組

ア 安全推進員・安全責任者の養成

漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員及びその取組を指導する安全責任者を養成しました。

また、関係機関等と連携し、漁業に特有の事故情報の収集・分析に加え、これらの情報の発信・啓発等を行い、漁業労働災害防止を推進しました。

イ ライフジャケットの着用徹底

漁業者の命を守るライフジャケットについては、平成30（2018）年2月からその着用が義務化され、令和4（2022）年2月から罰則が適用されたことを踏まえ、都道府県別の着用状況を把握するための調査を実施するとともに、関係省庁及び関係都道府県と連携して着用の徹底を図りました。

(2) 安全確保に向けた技術導入

漁業では、見張りの不足や操船ミス等の人為的要因による衝突事故等が数多く発生しているため、安全意識啓発等の取組に加え、漁業者が落水した際に陸上に通報するシステムの開発・実装・普及を促進しました。

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

1 浜の再生・活性化

(1) 浜プラン・広域浜プラン

これまで各浜で浜プランに基づき取り組んできた漁業収入向上・漁業コスト削減の取組について、PDCAサイクルの着実な実践により継続・発展を推進しました。また、新たに海業や渚泊等の漁業外所得確保のための取組や地域の将来を支える人材の定着等、漁村の活性化に向けた幅広い取組についても位置付けた新たな浜プランの策定を推進しました。

さらに、浜プランに取り組む複数の漁村地域が広域的に連携して、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めた「浜の活力再生広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）に基づき、漁業者の所得向上や漁村の活性化を主導する漁協の事業・経営改善を図るとともに、拠点漁港等の流通機能の強化と併せて、関連する海業を含めた漁村地域全体の付加価値の向上を図りました。

(2) 海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少等、地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を促進しました。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設・用地の再編・整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境の整備を推進しました。

また、海業等の全国的な展開に向け、海業の立ち上げに必要な実証調査等、地域に

において漁業者等が行う海業の取組を支援しました。

さらに、海業等振興の先行事例を創出し、広く普及を図るための事例づくりや、海業等に関心を持つ幅広い関係者を対象とした情報共有等の取組を行い、海業等の振興を図りました。

(3) 民間活力の導入

海業等の振興に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展・集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地又は漁港の区域内における水域若しくは公共空地の利活用に関する新たな仕組みとして、令和6(2024)年4月1日に施行された「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」(令和5年法律第34号)により創設された漁港施設等活用事業の推進を図りました。

また、海業を推進するに当たって、漁港管理者、漁協、民間事業者等を結びつけるためのマッチングシステムの構築に向けた検討を行いました。

さらに、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図りました。

くわえて、漁業者の所得向上により漁村の活性化を目指す浜プランに基づく取組と併せて、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を受け入れる仕組みの利用促進を図りました。

(4) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村においては、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの更なる活用や導入促進を図るとともに、省エネルギー対策の推進、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減、二酸化

炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造等を推進しました。

また、洋上風力発電については、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、政府は、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成、洋上風力発電による電気の地域における活用等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を進めました。

(5) 水産業等への女性参画等の推進

漁村の活性化のために、女性が地域の担い手としてこれまで以上に活躍できるよう、漁協経営への女性の参画については、漁協系統組織が女性役員の登用を推進するような取組を促進しました。

また、企業等との連携や地域活動の推進を通じて女性が活動しやすい環境の整備を図るとともに、女性グループの起業的取組や、経営能力の向上、加工品の開発・販売等の実践的な取組を推進しました。

さらに、年齢、性別、国籍等によらず地域の水産業を支える多様な人材が活躍できるよう、漁港・漁村において、安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備を推進しました。

くわえて、関係部局や関係府省と連携し、水福連携(障害者等が水産分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組)の優良事例を収集・情報提供しました。

(6) 離島対策

離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を支援するとともに、離島における新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組を支援しました。

また、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成28年法律第33号)を踏まえ、特定有人国境離島地域の漁



業集落の社会維持を図るため、特定有人国境離島地域において漁業・海業を新たに行う者、漁業・海業の事業拡大により雇用を創出する者の取組を支援しました。

2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少等、厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには、漁協の経済事業の強化が必要であり、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編、漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のための取組を推進しました。

また、経営不振漁協の収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進するとともに、信用事業実施漁協等の健全性を確保するため、公認会計士監査の円滑な導入及び監査の品質向上等に向けた取組を支援しました。

くわえて、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取組を促進しました。

3 加工・流通・消費に関する施策の展開

(1) 加工

ア 環境等の変化に適応可能な産業への転換

特定魚種の不漁や漁獲される魚種の変化に適応するため、資源状態の良い魚種への原材料転換、低・未利用魚を利用した新商品開発等、海洋環境の変化等に伴う原材料不足に対処することによる環境等の変化に適応可能な産業への転換に向けた取組を推進しました。

また、環境対策として、環境負荷低減に資する加工機器や冷凍・冷蔵機器の導入等を通じた温室効果ガスの発生抑制及び省エネルギーへの取組を推進しました。

イ 国産加工原材料の安定供給等

水産物の価格の著しい変動を緩和し、

加工原材料を水産加工業へ安定的に供給する等、水産物供給の平準化の取組を推進しました。

また、国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組を支援しました。

ウ 中核的水産加工業者の育成

地域の意欲ある経営者を中核的水産加工業者として育成し、生産から販売を含むサプライチェーン上の関係者が一体となって、それぞれの知恵やノウハウを持ち寄り、1社ではできない新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を行うことを促進することにより、各中核的水産加工業者の経営体力強化を促進しました。

また、後継者不足により廃業が見込まれる小規模な事業者のもつブランドや技術を中核的水産加工業者や次世代に継承する取組についても促進しました。

エ 生産性向上と外国人材の活用

外国人材に過度に依存しない生産体制を構築するため、先端技術を活用した省人化・省力化のための機械の導入等による、生産性の向上を推進しました。

また、機械では代替困難な業務を外国人材が担えるよう育成するとともに、外国人材の地域社会での円滑な受入れ及び共生を図るための受入環境整備の取組を行いました。

(2) 流通

ア 水産バリューチェーンの構築

沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、消費地に近い地域では直接届け、消費地から遠い地域では一旦ストックして加工する等といった地域ごとの特

徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者が一体となった付加価値向上等の取組を推進しました。

また、加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者が一体となったデジタル化等による流通の効率化、作業の自動化等を通じて人手不足を解消し、持続的な供給体制を構築する取組等を推進しました。

イ 産地市場の統合・重点化の推進

我が国水産業の競争力強化を図るため、市場機能の集約・効率化を推進し、漁獲物を集約すること等により価格形成力の強化を図りました。

また、広域浜プランとの連携の下、水産物の流通拠点となる漁港や産地市場において、高度な衛生管理や省力化に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進しました。

水産物の流通については、従来の多段階流通に加え、消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する等、様々な取組が広がっているため、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くよう、ICT等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術を活用し、多様な流通ルートの構築による取引の選択肢の拡大等を促進しました。

ウ 水産物等の健全な取引環境の整備

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあります。したがって、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があるとともに、水産物の食品表示の適正化やビジ

ネスと人権との関係等、健全な取引環境の整備を図っていく必要があります。

このため、IUU漁業の撲滅に向けて、IUU漁業国際行動計画やPSM協定等に基づく措置を適切に履行しました。また、水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出入時の適法採捕を証する証明書の添付等の措置の適正な運用を推進し、水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図りました。

さらに、水産物の食品表示の適正化に向け、近年流通量が増加している一部水産物について、適切な表示が行われるよう、改めて指導を行いました。

くわえて、近年、重要性がより一層増してきている人権問題に関するサプライチェーンの透明性について、サプライチェーンのビジネスと人権に関する透明性の確保を企業に促すための啓発等を行いました。

(3) 消費

ア 国産水産物の消費拡大

天然魚、養殖魚を問わず国産水産物の活用を促進するための取組と併せて、学校栄養士等に対する魚食普及活動、体験型の魚食授業等を推進しました。

また、多様化する消費者ニーズに対応し、水産物の消費機運を向上させるため、民間企業の創意工夫によって行われる消費拡大の取組等と連携し、消費者に対する水産物の魅力の情報発信や毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた取組を推進しました。

イ 水産エコラベルの活用の推進

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者・小売



業者団体への働きかけを通じて、傘下の水産物加工業者・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進しました。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体等を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図りました。

4 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮

水産業・漁村のもつ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的かつ効果的に取組を促進しました。また、NPO・ボランティア・民間企業といった、漁業者や漁村住民以外の多様な主体の参画を推進しました。

近年、海水温上昇等の環境変化に伴う磯焼けの影響が全国各地でみられることから、藻場の保全の取組を積極的に推進しました。

5 漁場環境の保全・生態系の維持

(1) 藻場・干潟等の保全・創造

効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図るため、藻場・干潟ビジョン（令和5（2023）年12月改訂）に基づき、広域的なモニタリング体制の構築による海域全体を対象とした藻場・干潟の分布及び衰退要因を把握し、海域ごとに有効な対策を推進しました。また、気候変動・環境変化に対応するため、漁業者等が行う漁場生産力の強化とともにブルーカーボンの主要な吸収源となる藻場・干潟の保全・モニタリング等の活動について実効性の向上を図りつつ水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮に資する取

組、高水温に強い藻場の造成手法等の技術開発を推進しました。さらに、干潟における砕石敷設等の新技術の開発・活用、サンゴ礁の保全・回復に関する技術の開発・実証等を推進するほか、藻類・貝類の海洋環境や生態系への影響の把握を進めました。

(2) 栄養塩類管理

瀬戸内海等の閉鎖性水域において水質浄化が進む中で、カキの大量へい死、ノリの色落ちの発生やイカナゴ、アサリ等の水産資源の減少の問題が発生していることから、瀬戸内海については地方公共団体、学術機関及び漁業関係者等と連携し、水産資源の生産性の確保に向けた地域による栄養塩類管理方策の策定に貢献するため、栄養塩類も含めた水域の状況及び栄養塩類と水産資源との関係に関するデータの収集や共有等を進めました。

また、栄養塩類の不足が懸念されている他の水域についても、地方公共団体等と協力・連携して、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究を推進しました。

さらに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出や保全活動等により、閉鎖性水域における漁場環境改善を推進しました。

(3) 赤潮対策

赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策のためには、早期かつ的確な赤潮等の情報の把握及び提供が重要であることから、従来とは異なる海域で赤潮が発生している状況も踏まえて、地方公共団体及び研究機関等と連携し、赤潮発生のモニタリング、発生メカニズムの解明、発生の予測手法及び防除技術等の開発に取り組みました。

(4) 野生生物による漁業被害対策

都道府県の区域を越えて広く分布・回遊し、漁業に被害を与える野生生物で、広域的な対策により漁業被害の防止・軽減に効

果が見通せる等、一定の要件を満たすもの（トド、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ等）については、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、出現状況に関する調査、漁業関係者への情報提供、被害を効率的かつ効果的に軽減するための技術の開発・実証、駆除・処理活動への支援等に取り組みました。

特に、トドについては、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を図るため、「トド管理基本方針（令和6（2024）年7月改訂）」に基づく管理を継続しました。

（5）生物多様性に配慮した漁業の推進

漁業は、自然の生態系に依存し、その一部の海洋生物資源を採捕することにより成り立つ産業であることから、漁業活動を持続的に行うため、海洋保護区やOECM（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の考え方を基に、海洋環境や海洋生態系を健全に保ち、生物多様性の保全と漁業の振興との両立を図る取組について検討を進めました。

ワシントン条約（CITES）第20回締約国会議において国際取引による絶滅のおそれのないニホンウナギ等を規制対象にしようとする提案に対応したほか、国際的な議論も踏まえ、サメ、ウミガメ、ウナギ等に関する国内管理措置等の検討・普及等を進めました。

（6）海洋環境の保全（海洋プラスチックごみ、油濁）

環境省や都道府県等と連携し、漁業者による海洋ごみの持ち帰りの取組や廃棄物処理に関する施策の周知及び処理の促進に加え、漁業・養殖業用の漁具や資機材について、実用性を確保しつつ、環境にも配慮した生分解性素材を用いた漁具開発への支援等に取り組みました。

また、マイクロプラスチックが水産生物に与える影響等についての科学的調査を行い、その結果について情報発信を行いました。

漁場の油濁被害防止については、海上の船舶等からの油流出により海面及び内水面において漁業被害が発生していることから、国、都道府県及び民間事業者が連携して、引き続き専門家の派遣や防除・清掃活動を支援したほか、講習会等を通じ、事故対応策について漁業者等への普及を図りました。

（7）環境変化に適応した漁場生産力の強化

海水温の上昇等、海洋環境の変化による漁場変動や魚種の変化が顕在化してきている中、持続可能な漁業生産を確保するため、環境変化等に伴う漁獲対象種の多様化に適応した漁場整備、海域環境を的確に把握するための海域環境モニタリング、都道府県等の研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化等、海洋環境の変化に適応した漁場整備を推進しました。

また、新たな資源管理の着実な推進の方針の下、沖合におけるフロンティア漁場整備、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備、資源回復を促進するための種苗生産施設の整備等を推進しました。

6 防災・減災、国土強靱化への対応

漁業地域において、「国土強靱化基本計画」（令和5（2023）年7月閣議決定）や「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7（2025）年6月閣議決定）等を踏まえ、災害発生に備えた事前の防災・減災対策、災害発生後の円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁港施設等の機能を確保するため、以下の対策に取り組みました。

（1）事前の防災・減災対策

漁業地域の安全・安心の確保のため、今



後発生が危惧される大規模地震・津波の被害想定や気候変動による水位上昇の影響等を踏まえた設計条件の点検・見直しを推進し、持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化・耐津波化・耐浪化や浸水対策を推進しました。

また、緊急物資輸送等の災害時の救援活動等の拠点となる漁港や離島等の生活航路を有する漁港の耐震・耐津波対策を推進しました。

さらに、漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のため、避難路や避難施設の整備、避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進しました。

くわえて、漁港海岸について、大規模地震による津波やゼロメートル地帯の高潮等に対し、沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を推進しました。

(2) 災害からの早期復旧・復興に向けた対応

災害発生後の迅速な被害状況把握のため、国と地方公共団体、関係団体との情報連絡体制の強化、ドローンをはじめとするICT等の新技術の活用を図るとともに、災害時の円滑な初動対応に向け、漁港管理者と建設関係団体の間で、さらには、漁協等漁業関係者も含めた災害協定締結を促進しました。

災害復旧要員が不足している市町村をはじめとした地方公共団体を支援するため、災害時のニーズに応じて積極的にMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）を派遣しました。さらに、災害復旧の早期化を図るとともに、改良復旧についても推進しました。

また、復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業を幅広く活用し、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進しました。

さらに、災害時に地域の水産業の早期再

開を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を対象とした広域的な事業継続計画の策定を推進しました。

くわえて、水産業従事者の経営再開支援に向け、災害の発生状況及び地域の被害状況に応じて、支援策の充実や柔軟な運用を行う等、きめ細かい総合的な支援に努めました。

(3) 持続可能なインフラ管理

老朽化により機能低下が懸念される漁港施設等のインフラは、水産業や漁村の振興を図る上で必要不可欠であることから、これら施設の機能の維持・保全が図られるよう、「水産庁インフラ長寿命化計画」（令和3（2021）年3月改定）に基づき、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型の老朽化対策を図るとともに、新技術を積極的に活用したライフサイクルコストを縮減する取組を支援する等により、総合的かつ計画的に長寿命化対策を推進しました。

IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

1 みどりの食料システム戦略と水産政策

「みどりの食料システム戦略」に基づき、令和12（2030）年までに漁獲量を平成22（2010）年と同程度（444万t）まで回復させるための施策を講ずることや、令和32（2050）年までにニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を環境負荷が少なく飼料効率の高い配合飼料に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を構築することを推進しました。また、令和22（2040）年までに漁船の電化・水素化等に関する技術確立を引続き検討を進めました。さらに、水産

関係の上場企業における気候関連非財務情報の開示等も含め、気候変動への適応が円滑に行われるよう必要な取組を実施しました。

具体的には、これらの取組について、今後の技術開発や新ロードマップ等を踏まえ、関係者の理解を得ながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けた取組を着実に実行しました。

(1) 調達面での取組

ア 養殖業における持続的な飼料及び種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きいため、価格の不安定な輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料（大豆、昆虫、水素細菌等）の開発等を推進しました。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進しました。

さらに、優良系統の保護を図るため、「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」を周知しました。

イ 漁具のリサイクル

漁業者、地方公共団体、企業等が連携した廃漁網のリサイクルの取組に係る情報発信等に取り組みました。

(2) 生産面での取組

ア 資源管理の推進

資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であることから、適切な資源管理が収入の安定につ

ながることを漁業者等が実感できるように配慮しつつ、「令和12（2030）年度までに、平成22（2010）年当時と同程度（目標444万t）まで漁獲量を回復」させるという目標に向け、新ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現しました。その際、新ロードマップに従い、数量管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施等に関するフォローアップを行いました。また、数量管理のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねを行うとともに、その成果を共有しました。

イ 養殖業における環境負荷低減

漁場環境への負荷軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域の創出等沖合域を含む養殖適地の確保を進め、また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生け簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進しました。

(3) 加工・流通での取組（IUU漁業の撲滅）

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあり、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があります。

このため、IUU漁業の撲滅に向けて、IUU漁業国際行動計画やPSM協定等に基づく措置を適切に履行しました。

また、水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出入時の適法採捕を証する証明書の添付等の措置の適正な運用を推進し、水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図りました。



(4) 消費での取組（水産エコラベルの活用の推進）

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者・小売業者団体への働きかけを通じ、傘下の水産加工業者・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進しました。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図りました。

2 スマート水産技術の活用

ICTを活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し、適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や効率化、漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる「スマート水産技術」を活用するため、以下の施策を推進しました。

(1) 資源評価・管理に資する技術開発と現場実装

従来の調査船調査、市場調査、漁船活用型調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用や電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXを推進しました。また、適切な資源管理を推進するため、漁船原簿や漁業許可の情報を一元的に管理するためのシステム整備を実施し、一部の都道府県で当システムの試験利用を開始しました。

これらの取組から得られたデータに基づく資源評価の高度化や適切な資源管理の実施等を行いました。

(2) 成長産業化に資する技術開発と現場実装

漁労作業の省人化・省力化、海流や水温分布等の漁場環境データの提供、養殖における成長データや給餌量データの分析・活用といった漁業者・養殖業者からのニーズの把握を進めました。また、開発企業等が共同で新技術の開発・実証・導入に取り組み試験・開発プラットフォームにより、民間活力を活用した技術開発を引き続き推進しました。

(3) 水産加工・流通に資する技術開発と現場実装

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、生産・加工・流通が連携し、ICT等の活用による荷さばき、加工現場の自動化等の低コスト化、鮮度情報の消費者へのPR等の高付加価値化等の生産性向上のための取組を全国の主要産地等に展開しました。

また、水産流通適正化法の義務履行に当たり、関係事業者の負担軽減を図りつつ、制度の円滑な実施のため、漁獲情報等を迅速かつ正確・簡便に伝達するための情報システムを整備する等、電子化を推進しました。

また、漁村や洋上における通信環境等の充実やデジタル人材の確保・育成等を推進しました。

さらに、漁村の活性化等を図るため、生産者、加工・流通業者、地方公共団体その他の多様な関係者が参画する地域コンソーシアムを主体に地域が一体となってデジタル技術を活用する等の取組を推進しました。

3 カーボンニュートラルへの対応

(1) 漁船の電化・燃料電池化

水産業に影響を及ぼす海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくためには、二酸化炭素をはじめとする温室

効果ガス排出量削減を漁業分野においても推進していく必要があることから、衛星利用による漁場探索の効率化、グループ操業の取組、省エネルギー機器の導入等による燃油使用量の削減を図りました。

また、漁船の脱炭素化を図るため、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池化、国際商船や作業船等の漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を引き続き推進しました。

(2) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁場において藻場・干潟等は豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしていることから、藻場・干潟ビジョンに基づき、効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図りました。

また、近年では、ブルーカーボンの吸収源としても注目が高まっていることから、持続的な藻場の維持・保全体制の構築に向け、カーボン・クレジット制度の更なる活用を含め、活動組織と民間事業者との連携機会の創出を推進しました。

さらに、漁港・漁場において、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、流通拠点漁港の二酸化炭素排出量を「見える化」し、これに基づいて漁港管理者や地元漁業者等が連携して、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等の二酸化炭素排出抑制対策とブルーカーボンの主要な吸収源となる藻場・干潟の保全・創造等の吸収源対策を一体的に推進しました。

V 大規模災害からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援

1 東日本大震災による地震・津波被災地域における着実な復旧・復興

東日本大震災による地震・津波被災地域では、漁港施設、水産加工施設等の水産関係インフラの復旧はおおむね完了していますが、サケ、サンマ及びスルメイカといった被災地域において依存度の高い魚種の長期的な不漁もあり、被災地域の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題となっています。

そのため、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復、水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換や水産資源造成・回復等の取組を引き続き支援しました。また、官民合同チームによる、福島県浜通り地域等の水産仲買・加工業者への個別訪問・支援との連携を引き続き行いました。

2 ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援

原子力災害被災地域である福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は、震災前と比較し依然として低水準の状況にあり、水揚量の増加及び福島県産水産物の流通・消費の拡大が課題となっています。

(1) 風評対策

こうした中で、多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム（三重水素）以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化処理した水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出について、風評対策が重要な課題となっていることを受け、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理



水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」及び「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等に取り組みました。

具体的には、風評を生じさせないための取組として、水産物の信頼確保のため、水産物中のトリチウムを対象とするモニタリングや食品中の放射性セシウムの検査を継続的に行い、これらの調査の結果やQ&Aを日本語に加えて英語等の他言語でWebサイトに掲載し、正確で分かりやすい情報提供を実施しました。

また、一般消費者向けのなじみやすいパンフレットも作成し、消費者等への説明に活用するとともに、漁業者、加工業者、消費者等様々な関係者に対して、引き続き、説明を実施しました。

(2) 生産段階における対策

風評に打ち克ち、安心して事業を継続・拡大するため、生産段階においては、福島県並びに青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県（以下「近隣県」という。）の太平洋側の漁業者等が

- ① 新船の導入又は既存船の活用により水揚量の回復を図る取組
- ② 養殖業者等が収益性の高い操業・生産体制への転換等を図る取組
- ③ より厳しい環境下でも養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成のため実施する取組
- ④ 高収益・環境対応型漁業へ転換させるべく、生産性向上、省力化・省コスト化に資する漁業用機器設備を導入する取組を支援しました。

また、次世代の担い手となる新規漁業就業者の確保・育成を強化するため、福島県及び近隣県において、漁家子弟を含めた新規漁業就業者への長期研修等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支

援しました。

さらに、不漁の影響を克服するため、複数経営体の連携による協業化や共同経営化又は多目的船の導入等、操業・生産体制の改革による水揚量の回復及び収益性の向上を図ったほか、養殖業への転換や水産資源造成・回復に取り組みました。

(3) 加工・流通・消費段階における対策

加工・流通・消費段階では、福島県をはじめとした被災地域の水産物を販売促進する取組や水産加工業の販路回復に必要な取組等を支援し、販売力の強化の取組を推進しました。

(4) ALPS処理水の海洋放出を受けた対策

ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域による輸入規制の強化が継続していることから、引き続き、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めました。その結果、令和7（2025）年6月に、中国政府が37道府県の日本産水産物について輸入解禁に関する公告を発表しました。

令和5（2023）年から、「水産業を守る」政策パッケージ等に基づき、国内消費拡大・生産持続対策、風評影響に対する内外での対応、輸出先の転換対策、国内加工体制の強化対策等の各種支援策により全国の水産業支援に万全を期してきました。

さらに、令和6（2024）年、令和7（2025）年度補正予算及び予備費において、国内外の新規需要開拓、国内加工体制に向けた機器導入等の追加的支援及び水産物の消費拡大支援等を行いました。

これらの対策を含め、所要の対策を政府一体となって講ずることで、関係府省等が連携を密にして被災地域の水産業の本格的な復興を目指してまいりました。

3 令和6年能登半島地震からの復旧・復興

「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」や、令和6（2024）年に設置した有識者による検討会の結果に基づき、石川県が策定した復旧・復興方針を踏まえ、水産地域の強靱化、漁港を活用した海業の振興等を含む漁港施設等の復旧・復興を引き続き支援しました。また、石川県の狼煙漁港及び鶴飼漁港海岸において、引き続き国の代行による災害復旧事業を行いました。

令和6（2024）年に発生した能登半島地震の影響を受けた漁業者等が借入れる資金について、利子助成、実質無担保・無保証人化等の措置を講じました。

Ⅵ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 関係府省等の連携による施策の効率的な推進

水産業は、漁業のほか、多様な分野の関連産業により成り立っていることから、関係府省等が連携を密にして計画的に事業を実施するとともに、施策間の連携を強化することにより、各分野の施策の相乗効果の発揮に努めました。

2 施策の進捗管理と評価

効率的かつ効果的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、施策の実施に当たっては、政策評価も活用しつつ、毎年度、進捗管理を行うとともに、効果等の検証を実施し、その結果を公表しました。さらに、これを踏まえて施策内容を見直すとともに、政策評価に関する情報公開を進めました。

3 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開しました。

また、施策の決定・実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容や執行状況に関する分かりやすい広報活動の充実を図りました。

4 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

我が国における漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするとともに、水産物流通等の漁業を取り巻く実態と変化を把握し、水産施策の企画・立案・推進に必要な基礎資料を作成するための調査を着実に実施しました。

具体的には、漁業構造動態調査、漁業経営統計調査、海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査、水産物流通調査等を実施しました。

5 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性・創意工夫の発揮をより一層促進しました。

具体的には、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを行いました。

6 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用するため、財政措置の効率的かつ重点的な運用を推進しました。

また、施策の実施状況や水産業を取り巻



く状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見直し、翌年度以降の施策の改善に反映させました。

(参考) 水産施策の主なKPI

水産施策の推進に当たっては、重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しています。水産施策の主なKPIとその進捗状況は、以下のとおりです。

分野	KPI	進捗状況 (令和6（2024）年末時点)	KPIが記載された計画等
漁業	令和12（2030）年までに、漁獲量を平成22（2010）年と同程度（444万t）まで回復させることを目指す（参考：平成30（2018）年漁獲量331万t）。	令和6（2024）年の漁獲量（海藻類及び海産ほ乳類を除く。）は、276万tであり、目標の62%。	みどりの食料システム戦略（令和3（2021）年5月策定）及び資源管理の推進のための新たなロードマップ（令和6（2024）年3月策定）
養殖業	令和32（2050）年までに、ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖生産体制を目指す。	令和6（2024）年の人工種苗比率（ニホンウナギ、クロマグロ、カンパチ、ブリ）は4.6%。 令和6（2024）年の配合飼料比率は47%。	みどりの食料システム戦略
養殖業	戦略的養殖品目について、令和12（2030）年に以下の生産量を目指す。 ・ブリ類 24万t ・マダイ 11万t ・クロマグロ 2万t ・サケ・マス類 3～4万t ・新魚種（ハタ類等） 1～2万t ・ホタテガイ 21万t （・真珠 令和9（2027）年目標200億円）	令和6（2024）年の生産量は、以下のとおり（％は目標との比較）。 ・ブリ類 13.1万t（55%） ・マダイ 6.8万t（62%） ・クロマグロ 1.9万t（93%） ・サケ・マス類（ギンザケのみ）1.7万t（42～56%） ・ホタテガイ 11.9万t（57%） （・真珠 335億円（168%））	養殖業成長産業化総合戦略（令和2（2020）年7月策定、令和3（2021）年7月改訂）
輸出	水産物の輸出額を、令和12（2030）年までに1.1兆円とすることを旨とする（令和7（2025）年4月閣議決定）。 （うち令和12（2030）年の輸出重点品目 ・ブリ 736億円 ・タイ 204億円 ・ホタテガイ・ホタテガイ加工品 1,385億円 ・カキ・カキ加工品 93億円 ・真珠 472億円 ・錦鯉 100億円）	令和7（2025）年の水産物輸出額は、4,231億円であり、令和12（2030）年の目標の38%。	食料・農業・農村基本計画（令和7（2025）年4月閣議決定）における農林水産物・食品の輸出額目標の内数並びに農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和7（2025）年5月改訂）
水産業全体	令和14（2032）年度の水産物の自給率は、以下を目標とする。 ・食用魚介類 94% ・魚介類全体 76% ・海藻類 72%	令和6（2024）年度の水産物の自給率（概算値）は、以下のとおり。 ・食用魚介類 52% ・魚介類全体 52% ・海藻類 61%	水産基本計画（令和4（2022）年3月閣議決定）
水産業全体	令和22（2040）年までに、漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。	水素燃料電池養殖作業試験船の設計完了。	みどりの食料システム戦略

令和 8 年度
水産施策

第221回国会（特別会）提出



令和8年度 水産施策

令和8年度に講じようとする施策

目次

概説	1
1 施策の重点	1
2 財政措置	1
3 税制上の措置	1
4 金融上の措置	1
5 政策評価	1
I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施	2
1 資源調査・評価の充実	2
2 資源管理の着実な推進	2
3 漁業取締・密漁監視体制の強化等	4
4 海洋環境の変化への適応	5
II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現	6
1 漁船漁業の構造改革等	6
2 養殖業の成長産業化	8
3 経営安定対策	10
4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備	11
5 内水面漁業・養殖業	12
6 人材育成	12
7 安全対策	13
III 地域を支える漁村の活性化の推進	14
1 浜の再生・活性化	14
2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化	15
3 加工・流通・消費に関する施策の展開	16
4 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮	17
5 漁場環境の保全・生態系の維持	18
6 防災・減災、国土強靱化への対応	19
IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策	20
1 みどりの食料システム戦略と水産政策	20

2	スマート水産技術の活用	21
3	カーボンニュートラルへの対応	22
V	大規模災害からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援	23
1	東日本大震災による地震・津波被災地域における着実な復旧・復興	23
2	ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援	23
3	令和6年能登半島地震からの復旧・復興	24
VI	水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	24
1	関係府省等の連携による施策の効率的な推進	24
2	施策の進捗管理と評価	24
3	消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開	24
4	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	25
5	事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進	25
6	財政措置の効率的かつ重点的な運用	25



概説

1 施策の重点

我が国の水産業は、国民に安定的に水産物を供給する機能を有するとともに、漁村地域の経済活動や国土強靱化の基礎をなし、その維持発展に寄与するという極めて重要な役割を担っています。しかし、水産資源の減少によって漁業・養殖業生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業者数も減少しているという課題を抱えています。

また、近年顕在化してきた海洋環境の変化を背景に、サンマ、サケ等の我が国の主要な魚種の不漁が継続しています。これらの魚種の不漁の継続は、漁業者のみならず、地域の加工業者や流通業者に影響を及ぼし得るものです。

一方、社会経済全体では、少子・高齢化と人口減少による労働力不足等が懸念されることに加え、持続的な社会の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs）等の様々な環境問題への国際的な取組の広がり、デジタル化の進展が人々の意識や行動を大きく変えつつあります。

こうした水産業をめぐる状況の変化に対応するため、「水産基本計画」（令和4（2022）年3月閣議決定）に基づき、Ⅰ海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、Ⅱ増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、Ⅲ地域を支える漁村の活性化の推進の3点を柱とします。

2 財政措置

水産施策を実施するために必要な関係予算の確保とその効率的な執行を図ることとし、令和8（2026）年度水産関係当初予算として、1,876億円を計上しています。

3 税制上の措置

水産施策の推進に向け、農林漁業用軽油

に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の還付措置の適用期限を延長するとともに、東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を延長する等、税制上の所要の措置を講じます。

4 金融上の措置

水産施策の総合的な推進を図るため、地域の水産業を支える役割を果たす漁協系統金融機関及び株式会社日本政策金融公庫による制度資金等について、所要の金融上の措置を講じます。

また、都道府県による沿岸漁業改善資金の貸付けを促進し、省エネルギー性能に優れた漁業用機器の導入等を支援します。

さらに、ALPS処理水の海洋放出、令和6年能登半島地震及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者に対する資金繰り支援として、利子助成、実質無担保・無保証人化等の措置を講ずるとともに、全国的に業況の悪化している業種に属することにより経営の安定に支障が生じている水産加工業者に対しては、セーフティネット保証等の中小企業対策等の枠組みの活用も含めた支援内容について、ワンストップ窓口等を通じて周知を図ります。

5 政策評価

効率的かつ効果的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、農林水産省政策評価基本計画（5年間計画）及び毎年度定める農林水産省政策評価実施計画により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）及び事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を推進します。

I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

1 資源調査・評価の充実

(1) 資源調査・評価の高度化

令和6（2024）年度以降の目標と工程を示した、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（令和6（2024）年3月策定。以下「新ロードマップ」という。）に基づき、

- ① 調査船調査、市場調査、漁船活用型調査等に加え、海洋観測及びデータ収集の自動化、電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXの推進
- ② 資源評価の精度向上・更なる高度化を推進し、最新のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施
- ③ MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価対象資源の拡大等に取り組みます。

(2) 資源評価への理解の醸成

MSY等の高度な資源評価について、外部機関とも連携して動画の作成等による分かりやすい情報提供・説明を行うとともに、漁船活用型調査や漁業データ収集に漁業関係者の協力を得て、漁業現場からの情報を取り入れ、資源評価への理解促進を図ります。その一環として、漁業者が資源評価と漁業管理の基本を学びつつ、研究者、行政官との信頼関係を構築することを目指す取組を実施します。

また、地域性が強い沿岸資源の資源評価について専門性を有する機関等の参加を促進し、さらに、資源調査から得られた科学的知見や資源評価結果については、地域の資源管理協定等の取組に活用できるよう速やかに公表・提供します。

2 資源管理の着実な推進

(1) 資源管理の全体像

資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、海洋環境の変化が大きな中でも適切な管理を通じた水産資源の持続的利用の確保が収入の安定につながることを漁業者等が実感できるよう配慮しつつ、新ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現していきます。その際、新ロードマップに従い、TAC（漁獲可能量）管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施等に関するフォローアップを行います。

(2) MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進

「漁業法」において資源管理は、MSYを実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を目標とし、また、目標達成のための手法はTACによる管理を基本とすることとされています。今後も引き続き、新ロードマップに基づき、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じたTAC管理の導入を推進していきます。

また、TAC管理を円滑に進めるため、定置漁業の管理や混獲、資源の突発的な加入への対応を含め、対象となる水産資源の特徴や採捕の実態等を踏まえつつ、数量管理を適切に運用するための具体的な方策を漁業者等の関係者に示し、議論を進めていきます。くわえて、管理区分間でのTACの融通等により、TACが有効に活用されるよう、管理区分間でのTACの消化状況を共有するためのプログラムを開発します。

さらに、TAC管理の運用面の改善や、必要に応じた目標・漁獲シナリオの見直しを実施し、水産資源ごとにMSYの実現を目指していきます。この見直しに当たっては、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）を開催し、見直し案等に



対する漁業者等の関係者の意見を十分かつ丁寧聴取します。

(3) IQ管理の推進

IQ（漁獲割当て）による管理については、新ロードマップに基づき、移転手続の簡素化等、運用面の課題解決を図ります。IQを有する漁業者の漁獲は、その割当量が遵守される限り、他の漁業者の漁獲状況により制限されず漁獲する時期や場所を選択でき、どのような漁法で漁獲しても資源に与える影響が同等であるといった特徴があります。このことを踏まえ、沿岸漁業との調整が図られる等の条件が整った漁業種類について、船舶の規模や船型、漁法等に関する制限の見直しを検討する等し、IQの効果的な活用の推進を図ります。

(4) 資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進

TAC管理等の法制度による公的規制と、漁業者の自主的取組の組合せによる資源管理を推進します。特に、沿岸漁業においては、少量多種のローカルな資源が経営上重要であり、資源単位で管理するTAC管理に比べて、多種多様な資源をパッケージで管理できる自主的な資源管理が特に重要な役割を担っていることを踏まえ、漁業法に基づく資源管理協定の制度を活用し、自主的資源管理の取組の高度化を目指します。具体的には、資源管理協定の取組の履行、取組の効果の検証並びに検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を推進するとともに、検証及び改良の内容の公表等を行います。

(5) 遊漁の資源管理の推進

水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、新ロードマップに基づき、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指し

ます。

特に、漁業法に基づく広域漁業調整委員会指示により、令和3（2021）年6月から30kg未満の小型魚の採捕制限、大型魚の採捕報告の義務付け等を開始したクロマグロについては、令和8（2026）年4月から届出制を導入します。さらに、今後の資源管理の高度化に向け、広域漁業調整委員会の下に設置されたくろまぐろ遊漁専門部会において、届出制により得られた情報を踏まえ、現行の広域漁業調整委員会指示の強化を進める等、TACによる数量管理の導入に向けた取組を進めます。

また、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されることから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境整備を進めます。

(6) 栽培漁業

資源造成効果、施設維持、受益者負担等に関して将来の見通しが立ち安定的な運営ができる種苗生産施設について、整備を推進します。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種において、適切な漁獲管理措置と併せて種苗放流を実施している魚種について、資源造成効果が見込まれる適地への放流を推進するとともに、近年の海水温上昇等の環境変化に対応した種苗生産・放流手法の改良を行います。また、資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源の維持が可能な魚種については、種苗放流による資源造成から適切な漁獲管理措置への移行を推進します。

種苗生産施設においては、複数の地方公共団体での共同利用や、状況によっては、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への

移行を推進します。

3 漁業取締・密漁監視体制の強化等

(1) 漁業取締体制の強化

現有勢力の取締能力を最大限向上させるため、代船建造を進めるとともに、VMS(衛星船位測定送信機)の活用、訓練等による人員面での取締実践能力の向上、専属通訳の確保、監視オブザーバー等の確保・養成、用船への漁業監督官3名の乗船、取締りに有効な装備品の導入等を推進します。また、漁業取締船が係留できる岸壁の整備を進めます。

(2) 外国漁船等による違法操業への対応

水産資源の保存管理と漁業操業秩序の維持を図るため、我が国周辺水域の監視・取締りを実施します。特に、大和堆周辺水域においては、違法操業を行う外国漁船等を我が国排他的経済水域から退去させる等により我が国漁船の安全操業を確保するとともに、関係国等に対し、これら外国漁船等による違法操業について繰り返し抗議する等、関係府省が連携し対応します。

また、オホーツク海、山陰沖^{さんいん}、九州周辺海域等では、外国漁船等が、かご、刺し網、はえ縄等の漁具を違法に設置する等、我が国漁船の操業に支障を及ぼすといった問題も発生しています。

これらの海域においても、外国漁船等の監視・取締りを行うとともに、違法に設置されたものとみられる漁具の押収を行います。

(3) 密漁監視体制の強化

近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者による違反操業が減少している一方で、漁業者以外による密漁が増加し、また、組織的な密漁が悪質化・巧妙化している状況を踏まえ、以下の取組を推進します。

① 密漁を抑止するため、漁業者や一般人に向けた普及啓発、現場における密漁防

止看板の設置や監視カメラの導入等

② 都道府県、警察、海上保安庁、水産庁を含めた関係機関との緊密な連携の強化や合同取締り

③ 財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きく、その採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれ大きいものとして指定された特定水産動植物(あわび、なまこ、うなぎの稚魚)の許可等に基づかない採捕の取締り

④ 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(以下「水産流通適正化法」という。)に基づき、特定第一種水産動植物(あわび、なまこ、うなぎの稚魚)等についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出時の適法漁獲等証明書の添付等の措置の適正な運用

(4) 国際連携

サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源や、我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係する地域漁業管理機関(以下「RFMO」という。)における協議や協力を積極的に推進します。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU(違法・無報告・無規制)漁業対策については、周辺国等との協議のほか、違法漁業防止寄港国措置協定(以下「PSM協定」という。)等のマルチの枠組みを活用した取組を推進します。



4 海洋環境の変化への適応

(1) 気候変動の影響と資源管理

気候変動の影響も検証しつつ、MSYベースの新たな資源評価の着実な実施、不漁等海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究の実施等の科学的な資源評価を推進するとともに、これに基づき、数量管理を前提とした漁業構造の構築を図りつつ、TAC等による数量管理の取組を進めます。

また、産学官の連携により、人工衛星による気象や海洋の状況の把握、ICTを活用したスマート水産業による海洋環境や漁獲情報の収集等、迅速かつ正確な情報収集とこれに基づく気候変動の的確な把握と、これらを漁業現場に情報提供する体制の構築を図ります。

このほか、国内外の気象・海洋研究機関との幅広い知見の共有や共同研究も含めた調査研究のプラットフォームの検討、気候変動に伴う分布・回遊の変化等の資源変動等への順応に向けた漁船漁業の構造改革を進めます。

(2) 新たな操業形態への転換

ア 複合的な漁業等操業形態の転換

大臣許可漁業について、IQ化の進捗を踏まえ、漁業調整に配慮しつつ、漁獲対象種・漁法の複合化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的な漁業への転換等操業形態の見直しを段階的に推進します。

また、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減により、海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくため、衛星利用の漁場探索による効率化、グループ操業の取組、省エネルギー機器の導入等による燃油使用量の削減を図ります。

イ 次世代型漁船への転換推進

複合的な漁業や燃油使用量の削減等、新たな漁業の将来像に合致し、地球環境問題等の中長期的な課題に適応した次世代型の漁船を造ろうとする漁業者による漁業構造改革総合対策事業（以下「もうかる漁業事業」という。）の活用等を通じ、漁獲対象種・漁法の複合化に対応できる漁船の導入を推進します。

また、漁船の脱炭素化に適応する観点から、

- ① 必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池の活用
- ② 国際商船や作業船といった漁業以外の船舶向けで活用されている技術を漁船向けに応用すること

も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を推進します。

(3) サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化等

ア ふ化放流の合理化

近年の海洋環境の変化により回帰率が低下し、漁獲量及び漁獲金額が減少傾向にあるため、環境変化に適応したふ化放流技術開発を進めるとともに、活用可能な既存施設において養殖用種苗を生産してサーモン養殖と連携する等、ふ化放流施設の有効活用や再編・統合も含めた効率化を図ります。また、漁獲量及び漁獲金額が減少している現状を踏まえた持続的なふ化放流体制を検討します。

イ さけ定置漁業の合理化等

漁獲量が増加している魚種の有効活用を進めるとともに、漁具・漁船等や労働力の共有等を通じた協業化、経営体の再編や合併等による共同経営化、操業の効率化・集約化の観点からの定置漁場の移動や再配置、ICT等の最新技術の活用等による経費の削減等、経営の合理化を推

進めます。

また、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進します。

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

1 漁船漁業の構造改革等

(1) 沿岸漁業

ア 沿岸漁業の持続性の確保

漁業者の生産活動が持続的に行われるよう、操業の効率化・生産性の向上を促進しつつ、多様な生産構造を地域ごとの漁業として活かし、持続性の確保を図ります。その際、海洋環境の変化を踏まえ、低・未利用魚の活用も含め、漁獲量が増加している魚種の有効活用を進めるとともに、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進します。

また、沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、生産と消費の場が近い等の地域の特徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者による高付加価値化等の取組を推進します。

さらに、養殖をはじめとする漁場の有効活用を推進します。

イ 漁村地域の存続に向けた浜プランの見直し

これまで各浜で浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に基づき取り組んできた漁業収入向上・漁業コスト削減の取組について、PDCAサイクルの着実な実践により継続・発展を推進します。また、新たに海業や渚泊^{なぎさほく}等の漁業外所得確保の取組や、地域の将来を支える人材の定着等、漁村の活性化に向けた

幅広い取組についても位置付けた新たな浜プランの策定を推進します。

ウ 遊漁の活用

漁業者にとって地元で収入が得られる有望な兼業業種の一つであり、漁村の活性化に寄与する遊漁船業について、登録制度を通じた業の管理を適切に行うとともに、地域の実情に応じ、漁場の利用調整に支障が生じないように、秩序ある遊漁船業の振興を図ります。また、陸上からの釣りやプレジャーボート等の遊漁についても、漁場の利用調整に支障が生じないように、関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進めます。

さらに、令和6（2024）年4月1日に施行された「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」の適切な運用を通じて、協議会制度を通じた秩序維持及び遊漁船業の安全性向上等を図っていきます。

エ 海面利用制度の適切な運用

海面利用制度が適切に運用されるよう制定した「海面利用制度等に関するガイドライン」を踏まえ、各都道府県で漁場を有効利用し、漁場の生産力を最大限に活用します。

① 都道府県等への助言・指導

漁業・養殖業における新規参入や規模拡大を進めるため、新たな漁業権を免許する際の手順・スケジュールの十分な周知・理解を図るとともに、漁場の活用に関する調査を行い、都道府県に対して必要な助言・指導を行います。

また、国に設置した漁業権に関する相談窓口を通じて、現場からの疑問等に対応します。

② 漁場の有効利用

漁業権等の「見える化」のため、漁場マップの充実を図り、漁場の利用に関する情



報の公開を図るほか、漁業法に基づき提出される資源管理状況や漁獲情報報告を活用した課題の分析を行い、漁場の有効活用に向けて必要な取組を促進します。

(2) 沖合漁業

近年の海洋環境の変化等に対する順応性を高める観点から、資源変動に適応できる弾力性のある漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくべく、漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複合化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的な漁業への転換を段階的に推進します。

この際、TAC/IQ対象資源の拡大が複合的な漁業において効果的に活用されるよう制度運用の改善を図ります。くわえて、許可制度についても、魚種や漁法に係る制限が歴史的な経緯で区分されていることを踏まえつつ、TAC/IQ制度の導入、近年の海洋環境の変化への適応や複合的な漁業の導入も見据え、変化への弾力性を備えた生産構造が構築されるよう制度運用を行います。

また、機械化による省人化やICTを活用した漁場予測システム導入等の生産性向上に資する取組を推進します。

さらに、経営安定にも資するIQ導入の推進と割当量の有効活用、透明性確保等の確かな運用を確保し、併せて、IQを有する者の漁獲は、その割当量が遵守される範囲であれば漁法等に関係なく資源に与える漁獲の影響が同等であるといった特徴があることを踏まえて、関係漁業者との調整を行い、船型や漁法等の見直しを検討します。

このほか、IQの導入に併せて、加工・流通業者との連携強化による付加価値向上、輸出も視野に入れた販売先の多様化等、限られた漁獲物を最大限活用する取組を推進するとともに、新たな資源管理を着実に実行し、資源の回復による生産量の増大を図っていくことに併せて、陸側のニーズに

沿った水揚げ、低・未利用魚の活用等の取組を推進し、収益性向上を図ります。

(3) 遠洋漁業

ア 遠洋漁業の構造改革

我が国の遠洋漁業は、近年、主要漁獲物であるマグロ類の市場の縮小や養殖・蓄養品の増加等による価格の低迷、船員の高齢化となり手不足、高船齢化、操業の国際規制や監視の強化、沿岸国への入漁コストの増大等、その経営を取り巻く状況は厳しいものとなっており、現行の操業形態・ビジネスモデルのままでは、立ち行かなくなる経営体が多数出てくる懸念されます。

こうした状況を踏まえ、業界関係者と危機意識を共有しつつ、将来にわたって収益や乗組員の安定確保ができ、様々な国際規制等にも対応していくことができる経営体の育成・確立が求められます。このような経営体への体質強化を目指し、従来の操業モデルの変革を含め、操業の効率化・省力化、それを実現するための代船建造や海外市場を含めた販路の多様化、さらに必要な場合は経営の集約化も含め様々な改善方策を検討・展開します。

また、入漁先国のニーズやリスクを踏まえ、安定的な入漁を確保するための取組を引き続き推進します。

遠洋まぐろはえ縄漁業については、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）における規制強化等に対応するため、国際漁業再編対策（国際減船）を講じたところであり、同漁業の構造再編を引き続き推進します。

イ 国際交渉等

漁業交渉については、カツオ・マグロ等公海域や外国水域に分布する国際資源について、RFMOや二国間における協

議において、科学的根拠に基づく適切な資源評価と、それを反映した適切な資源管理措置や操業条件等の実現を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保するとともに、太平洋島しょ国をはじめとする入漁先国のニーズを踏まえた海外漁業協力の効果的な活用等により海外漁場での安定的な操業の確保を推進します。

また、サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源又は我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係するRFMOにおける協議や協力を積極的に推進します。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU漁業への対策については、周辺国等との協議のほか、PSM協定等のマルチの枠組みを活用した取組を推進します。

さらに、気候変動の影響への適応については、従来のRFMOによる取組に加え、国内外の研究機関が連携して地球規模の気候変動の水産資源への影響を解明する等、国際的な連携により資源管理を推進します。

くわえて、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の必要な措置を講ずるに当たり、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ、海洋資源の積極的な開発及び利用を目指します。

ウ 捕鯨政策

我が国の捕鯨は、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するとの

基本姿勢の下、国際法に従って持続的に行われています。捕鯨の実施に当たっては、鯨類を含む水産資源の持続的利用という我が国の立場に対する理解の拡大を引き続き推進する必要があります。

このため、「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に則り、科学的根拠に基づく鯨類の国際的な資源管理とその持続的利用を推進すべく、鯨類科学調査を継続的に実施し、精度の高いデータや科学的知見を蓄積・拡大するとともに、それらをIWC（国際捕鯨委員会：日本はオブザーバーとして参加）やNAMMCO（北大西洋海産哺乳動物委員会）等の国際機関に着実に提供しながら、我が国の立場や捕鯨政策への理解と支持の拡大を図ります。

また、鯨類をはじめとする水産資源の持続的利用の推進のため、我が国と立場を共有する国々との連携を強化しつつ、国際社会への適切な主張・発信を行うとともに必要な海外漁業協力を行うことにより、我が国の立場の理解と支持の拡大を推進します。

さらに、捕鯨業の安定的な実施と経営面での自立を図るため、科学的根拠に基づく適切な捕獲枠を設定するとともに、操業形態の見直し等によるコスト削減の取組や、販路開拓・高付加価値化等による売上拡大等の取組を推進します。

2 養殖業の成長産業化

(1) 需要の拡大

定質・定量・定価格・定時で生産物を提供できる養殖業の特性を最大化し、国内外の市場維持及び需要の拡大を図ります。

また、MEL（Marine Eco-Label Japan）の普及や輸出先国が求める認証等（ASC（Aquaculture Stewardship Council）、BAP（Best Aquaculture Practices））の水産エコラベル認証、ハラール認証等の取



得を促進します。

ア 国内向けの取組

輸入品が国内のシェアを大きく占めるもの（サーモン等）については、国産品の生産の拡大を推進します。

また、マーケットイン型養殖（国内外の需要に応じた適正な養殖）に資する高付加価値化の取組、養殖水産物の商品特性を活かせる市場への販売促進、所得向上に寄与する販路の開拓や流通の見直し、観光等を通じた高い品質をPRしたインバウンド消費等を推進します。

さらに、D to C（ネット直販、ライブコマース等）による販路拡大や量販店における加工品等の新たな需要の掘り起こしの取組を推進します。

イ 海外向けの取組

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「輸出戦略」という。令和7（2025）年5月改訂）において選定した輸出重点品目（ブリ、タイ、ホタテガイ・ホタテガイ加工品、カキ・カキ加工品、真珠、錦鯉）や「養殖業成長産業化総合戦略」（令和3（2021）年7月改訂）において選定した戦略的養殖品目（ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種（ハタ類等）、ホタテガイ、真珠）を中心に、高鮮度・高品質な我が国の養殖生産物の強みを活かしたマーケティングに必要な商流構築・プロモーションの実施（日本ブランドの確立による市場の獲得等）や輸出産地・事業者の育成を推進します。

特に、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組む産地をフラッグシップ輸出産地として認定し、優先的な支援を実施します。

また、輸出戦略を踏まえ、各産地は機能的なバリューチェーンを構築して物流コストの削減に取り組むとともに、各品

目団体と独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）が連携し、商談会の開催やプロモーション等を行い、新たな需要を創出します。

さらに、輸出先国との輸入規制の緩和・撤廃に向けた協議や、輸出先国へのインポートトレランス申請（輸入食品に課せられる薬剤残留基準値の設定に必要な申請）に必要な試験・分析の取組等を推進します。

(2) 生産性の向上

ア 漁場改善計画及び収益性の向上

漁場改善計画（「持続的養殖生産確保法」第4条）における適正養殖可能数量について、過去の養殖実績に基づく設定方法の見直しにより、漁場環境に応じた柔軟な養殖生産を推進します。

また、マーケットイン型養殖への転換を更に推進するとともに、養殖業へ転換しようとする地域の漁業者の収益性向上等の取組への支援（もうかる漁業事業等）を行います。

イ 餌・種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きく、餌の主原料である魚粉は輸入に依存していることから、魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料（大豆、昆虫、水素細菌等）の開発及び飼料原料の国産化を推進します。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進します。さらに、優良系統の保護を図るため、「水産分野における優良系統の保護

等に関するガイドライン」及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」を周知します。

ウ 安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進

養殖業の生産性向上及び安定供給のため、養殖場における衛生管理の徹底、種苗の検査による疾病の侵入防止、ワクチン接種による疾病の予防等、複数の防疫措置の組合せにより、疾病の発生予防に重点を置いた総合的な対策を推進します。

また、養殖業の成長産業化に資する水産用医薬品について、研究・開発と承認申請を促進します。

さらに、普及・啓発活動の実施等により、水産用医薬品の適正使用及び抗菌剤に頼らない養殖生産体制を推進するとともに、貝毒の発生状況を注視し、二枚貝等の安全な流通の促進を図ります。

エ ICT等の活用

養殖業においても人手不足の問題が生じてきており、省人化・省力化に向けて、AIによる最適な自動給餌システムや餌の配合割合の算出、餌代や人件費等の経費を「見える化」する経営管理等、スマート技術を活用した養殖管理システムの高度化を推進します。

オ 海洋環境の変化への適応

温暖化に適応可能なノリ等の養殖品種の作出等の技術開発を支援・推進します。また、クロダイ等による養殖藻類への食害対策として、防除・防護技術の開発等を推進します。さらに、海水温上昇等の環境変化への対応のために行う養殖対象種の転換や新たな養殖手法の実証等の取組を支援します。

赤潮の早期感知・対策を可能にするため、モニタリング体制構築や発生抑制対

策等の実証、被害軽減対策の導入等を支援します。

(3) 経営体の強化

ア 事業性評価

持続的な養殖経営の確保に向け、養殖業の経営実態の評価を容易にし、漁協系統・地方金融機関等の関係者からの期待にも応える「養殖業の事業性評価ガイドライン」を通じた養殖経営の「見える化」や経営改善・生産体制改革の実証を支援します。

イ マーケットイン型養殖業への転換

生産・加工・流通・販売等に至る規模の大小を問わない養殖のバリューチェーンの各機能との連携の仕方を明確にして、マーケットイン型の養殖経営への転換を図ります。

(4) 沖合養殖の拡大

漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域を創出する等、沖合域を含む養殖適地の確保を進めます。また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生け簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進します。

(5) 陸上養殖

陸上養殖については、日本成長戦略会議フードテックワーキンググループにおいて、「官民投資ロードマップ」の策定に向けた議論を進めます。また、海洋環境に左右されない新たな生産体制への転換による収益性向上を推進します。

3 経営安定対策

(1) 漁業保険制度

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営



上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、両制度の持続的かつ安定的な運営を確保します。

また、令和8（2026）年4月1日に施行された「漁業災害補償法の一部を改正する法律」に基づき、複合漁業の推進に向けた共済の機能強化等を進めていきます。

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填すること等を内容とする漁業収入安定対策については、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営します。

（2）漁業経営セーフティーネット構築事業

燃油や養殖用配合飼料の価格高騰に対応するセーフティーネット対策については、原油価格や配合飼料価格の推移等を踏まえつつ、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営します。

（3）漁業経営に対する金融支援

意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子助成等を通じた資金借入れ時の負担軽減を図るとともに、実質無担保・無保証人による融資に対する信用保証を推進します。

4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

（1）輸出拡大

生産者に裨益する効果を分析しながら、輸出戦略に基づき、マーケットインの発想で、以下の取組を展開します。

① 品目団体、JETRO、JFOODOが連携して行うプロモーションやビジネスマッチング支援、主要な輸出先国・地域に設

置された輸出支援プラットフォームを通じた海外現地での輸出事業者等への専門的・継続的な支援等、我が国の強みを最大限に発揮するための取組

② 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した産品を一定以上継続的に輸出する輸出産地の形成、生産から流通・販売に至る関係者が一体となったサプライチェーンの強化等、輸出に取り組む事業者の支援

③ 輸出先国・地域の規制の撤廃等に向け、「農林水産物及び食品の輸出に関する実行計画」に基づき戦略的に協議を行う等、政府一体となった輸出障壁の克服

また、水産物の輸出拡大を図るため、HACCP対応の市場及び加工場の整備、認定取得の支援等、ハード・ソフト両面からの対策を推進します。

（2）水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

水産物の生産又は流通に一体性を有する圏域において、漁協の経済事業の強化の取組とも連携し、産地市場等の漁港機能の再編・集約を推進するとともに、拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備や漁船の大型化に対応した施設整備を推進します。

また、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖水産物の生産・流通の核となる「養殖生産拠点地域」において、養殖適地の拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進します。

さらに、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図ります。

5 内水面漁業・養殖業

(1) 内水面漁業

ア 漁業生産の振興

関係都道府県において、浜プラン等を活用した振興が進むよう、地域水産物の付加価値を高め、所得向上に寄与する販路の開拓等の取組を推進します。また、漁業被害を与える外来魚の低密度管理等に資する技術の開発・実装・普及を推進します。漁業権に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業の在り方の検討を進めます。

イ 漁場環境の保全

漁業生産のほか、釣り等の自然に親しむ機会を国民に提供する場として重要な役割を果たす河川等の漁場を良好に保全し、持続的に管理していくため、ウナギ等の資源回復に取り組むことに加え、より効果的な管理体制・手法の検討・実践を進めます。

また、カワウ等の野生生物による食害や災害の頻発化・大規模化等により、河川漁場の環境が悪化していることも踏まえ、関係部局と連携し、多自然川づくり等による河川環境の保全・創出、カワウ等の野生生物管理の促進を図ります。

(2) 内水面養殖業

ア 海面で養殖されるサケ・マス類の種苗生産

海面で養殖されるサケ・マス類の種苗を安定的に供給するため、ふ化放流施設等の民間の施設を活用した生産体制の構築を推進します。

イ うなぎ養殖業

内水面養殖業の生産量・生産額の大部分を占めるうなぎ養殖業については、シラスウナギの漁獲・流通・池入れから、

ウナギの養殖・出荷・販売に至る各事業者が、利用可能な情報の中で順応的にウナギ資源の管理・適正利用をすることが持続的な養殖業につながるとの認識の下、以下の対策を講じていきます。

- ① シラスウナギ漁獲の知事許可制度に基づく漁業管理、水産動植物等の国内流通及び輸出入の適正化を図るため、水産流通適正化法に基づくシラスウナギの流通の透明化を図るシステム構築の推進、輸出入においては日本と台湾間の日台直接取引の再開の推進、シラスウナギの池入れ数量制限の着実な実施及び数量管理システムの利用普及による切れ目のない資源管理体制の構築
- ② 河川・湖沼における天然遡上ウナギの生息環境改善、内水面漁業とうなぎ養殖業の連携による内水面放流用種苗の確保・育成技術開発及び下りウナギ保護によるウナギ資源の豊度を高める取組の推進
- ③ 天然資源に依存しない養殖業の推進のため、人工シラスウナギ大量生産システムの改善とその実用化に向けた検討

ウ 錦鯉養殖業

我が国の文化の象徴として海外でも人気が高く、輸出が継続的に増加している錦鯉については、品目団体等が実施する海外マーケット調査やプロモーション等、更なる輸出拡大に向けた取組を促進します。また、輸出拡大に向け、外国産錦鯉との差別化に資する認証の取得等に向けた品目団体の取組や、各養殖場での衛生管理を推進します。

6 人材育成

(1) 新規漁業者の確保・育成

年齢バランスの取れた活力ある漁業就業構造への転換を図るため、就業フェアや水産高校での漁業ガイダンス、インターン



シップ等の取組を通じ、若者に漁業就業の魅力を伝え、就業に結び付ける取組の継続・強化を図ります。

また、新規就業者と受入先とのマッチングの改善等により、地域への定着を促進します。

さらに、漁業に必要な免許・資格の取得に加えて、経営スキルの習得・学び直し等を支援します。

(2) 水産教育

水産業の将来を担う人材を育成する水産に関する課程を備えた高校・大学や国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校においては、水産業を担う人材育成のための水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を推進し、水産業が抱える課題を踏まえ、水産業の現場での実習等の実学を重視した教育を引き続き実施すること等により、水産関連分野への高い就職割合の確保に努めます。

また、「スマート水産業等の展開に向けたロードマップ」等に基づき、水産高校等における水産新技術の普及を推進します。

(3) 海技士等の人材の確保・育成

漁船漁業の乗組員不足が深刻化し、かつ高齢に偏った年齢構成となっている中、年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を図るためには、次世代を担う若手の海技士の確保・育成や漁船乗組員の確保が重要となることから、水産高校や業界団体、関係府省等の関係者の連携を図り、水産高校生等に漁業の魅力を伝え就業を働きかける取組を推進するほか、海技試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる履修コースの運営等を支援します。

あわせて、Wi-Fi環境の確保や居住環境の改善等、若者にとって魅力ある就業環境の整備、漁船乗組員の労働負担の軽減や効率化も推進します。

(4) 外国人材の受入れ・確保

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお不足する労働力について、特定技能制度や令和9（2027）年4月から運用開始となる育成就労制度を活用し、円滑な受入れを進めるためには、我が国の若者と同様に、外国人材にとっても日本の漁業を魅力あるものとしていくことが重要であることから、生活支援や相談対応の充実等、外国人材にとって満足度の高い受入環境の整備を進めます。

また、外国人材を安定的かつ長期的に確保するため、外国人材が日本人と同様に、漁村において幅広く水産関連業務に従事し技能を高めることや、漁業活動に必要な資格を取得し漁業現場で活かす等、将来を見据えて、キャリアアップしながら就労できる環境の在り方について、関係団体、関係府省とともに検討を進めます。

さらに、外国人材の適正な受入れや地域への定着を促進するため、外国人材受入マニュアルの活用や日本語指導者の養成、外国人材の日本語学習の取組を支援します。

7 安全対策

(1) 安全確保に向けた取組

ア 安全推進員・安全責任者の養成

漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員及びその取組を指導する安全責任者を養成するとともに、両者が講じた優良な対策事例の情報共有等を行うことで、養成人数の増加を促進します。

また、関係機関等と連携し、漁業に特有の事故情報の収集・分析や対策の検討・実施に加え、これらの取組の効果の検証等を行い、関係者全体でPDCAサイクルを回すことにより、漁業労働災害防止を推進します。

イ ライフジャケットの着用徹底

漁業者の命を守るライフジャケットに

については、平成30（2018）年2月からその着用が義務化され、令和4（2022）年2月から罰則が適用されたことを踏まえ、関係省庁及び関係都道府県とともに、着用の徹底を行うとともに、各種補助事業において安全確保の取組に関する要件を設定するクロスコンプライアンスの導入・拡大を推進します。

（2）安全確保に向けた意識啓発

漁業では、見張りの不足や操船ミス等の人為的要因による衝突事故等が数多く発生しているため、安全意識啓発等の取組を促進します。

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

1 浜の再生・活性化

（1）浜プラン・広域浜プラン

これまで各浜で浜プランに基づき取り組んできた漁業収入向上・漁業コスト削減の取組について、PDCAサイクルの着実な実践により継続・発展を推進します。また、新たに海業や渚泊等の漁業外所得確保のための取組や地域の将来を支える人材の定着等、漁村の活性化に向けた幅広い取組についても位置付けた新たな浜プランの策定を推進します。

さらに、浜プランに取り組む複数の漁村地域が広域的に連携して、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めた「浜の活力再生広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）に基づき、漁業者の所得向上や漁村の活性化を主導する漁協の事業・経営改善を図るとともに、拠点漁港等の流通機能の強化と併せて、関連する海業を含めた漁村地域全体の付加価値の向上を図ります。

（2）海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少等、地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図ります。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設・用地の再編・整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境の整備を推進します。

また、海業等の全国的な展開に向け、海業の立ち上げに必要な実証調査等、地域において漁業者等が行う海業の取組を支援します。

さらに、海業推進の手助けとなる役割を果たす中間支援組織の活用に向けた検討や、海業に関する専門的知見等を有する人材による地域の海業の取組への支援を行います。

くわえて、海業等振興の先行事例を創出し、広く普及を図るための事例づくりや、海業等に関心を持つ幅広い関係者を対象とした情報共有等の取組を行い、海業等の振興を図ります。

（3）民間活力の導入

海業等の振興に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展・集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地又は漁港の区域内における水域若しくは公共空地の利活用に関する新たな仕組みとして、令和6（2024）年4月1日に施行された「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」により創設された漁港施設等活用事業の推進を図ります。

また、海業を推進するに当たって、漁港管理者、漁協、民間事業者等を結びつけるためのマッチングシステムによる海業の普



及・展開を図ります。

さらに、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図ります。

くわえて、漁業者の所得向上により漁村の活性化を目指す浜プランに基づく取組と併せて、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を受け入れる仕組みの利用促進を図ります。

(4) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村においては、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの更なる活用や導入促進を図るとともに、省エネルギー対策の推進、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造等を推進します。

また、洋上風力発電については、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、政府は、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成、洋上風力発電による電気の地域における活用等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を進めます。

(5) 水産業等への女性参画等の推進

漁村の活性化のためには、女性が地域の担い手としてこれまで以上に活躍できるように漁協経営への女性の参画については、漁協系統組織が女性役員の登用を推進するような取組を促進します。

また、企業等との連携や地域活動の推進を通じて女性が活動しやすい環境の整備を図るとともに、女性グループの起業的取組や、経営能力の向上、加工品の開発・販売等の実践的な取組を推進します。

さらに、年齢、性別、国籍等によらず地域の水産業を支える多様な人材が活躍できるよう、漁港・漁村において、安全で働き

やすい環境と快適な生活環境の整備を推進します。

くわえて、関係部局や関係府省と連携し、水福連携（障害者等が水産分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組）の優良事例を取集・情報提供します。

(6) 離島対策

離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を支援するとともに、離島における新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

また、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」を踏まえ、特定有人国境離島地域の漁業集落の社会維持を図るため、特定有人国境離島地域において漁業・海業を新たに行う者、漁業・海業の事業拡大により雇用を創出する者の取組を支援します。

2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少等、厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには、漁協の経済事業の強化が必要であり、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編、漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のための取組を推進します。

また、経営不振漁協の収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進するとともに、信用事業実施漁協等の健全性を確保するため、公認会計士監査の円滑な導入及び監査の品質向上等に向けた取組を支援します。

くわえて、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取組を促進します。

3 加工・流通・消費に関する施策の展開

(1) 加工

ア 環境等の変化に適応可能な産業への転換

特定魚種の不漁や漁獲される魚種の変化に適応するため、資源状態の良い魚種への原材料転換、低・未利用魚を利用した新商品開発等、海洋環境の変化等に伴う原材料不足に対処することによる環境等の変化に適応可能な産業への転換に向けた取組を促進します。

また、環境対策として、環境負荷低減に資する加工機器や冷凍・冷蔵機器の導入等を通じた温室効果ガスの発生抑制及び省エネルギーへの取組を推進します。

イ 国産加工原材料の安定供給等

漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和し、加工原材料を水産加工業へ安定的に供給する等、水産物供給の平準化の取組を推進します。

また、国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組を支援します。

ウ 中核的水産加工業者の育成

地域の意欲ある経営者を中核的水産加工業者として育成し、生産から販売を含むサプライチェーン上の関係者が一体となって、それぞれの知恵やノウハウを持ち寄り、1社ではできない新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を行うことを促進することにより、各中核的水産加工業者の経営体力強化を促進します。

また、後継者不足により廃業が見込まれる小規模な事業者のもつブランドや技術を中核的水産加工業者や次世代に継承する取組についても促進します。

エ 生産性向上と外国人材の活用

外国人材に過度に依存しない生産体制を構築するため、先端技術を活用した省人化・省力化のための機械の導入等による、生産性の向上を図ります。

また、機械では代替困難な業務については外国人材も担えるよう育成するとともに、外国人材の地域社会での円滑な受入れ及び共生を図るための受入環境整備の取組を行います。

(2) 流通

ア 水産バリューチェーンの構築

沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、消費地に近い地域では直接届け、消費地から遠い地域では一旦ストックして加工する等といった地域ごとの特徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者が一体となった付加価値向上等の取組を推進します。

また、加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者が一体となったデジタル化等による流通の効率化、作業の自動化等を通じて人手不足を解消し、持続的な供給体制を構築する取組等を推進します。

イ 産地市場の統合・重点化の推進

我が国水産業の競争力強化を図るため、市場機能の集約・効率化を推進し、漁獲物を集約すること等により価格形成力の強化を図ります。

また、広域浜プランとの連携の下、水産物の流通拠点となる漁港や産地市場において、高度な衛生管理や省力化に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進します。



水産物の流通については、従来の多段階流通に加え、消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する等、様々な取組が広がっているため、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くよう、ICT等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術を活用し、多様な流通ルート構築による取引の選択肢の拡大等を図ります。

ウ 水産物等の健全な取引環境の整備

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあります。したがって、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があるとともに、水産物の食品表示の適正化やビジネスと人権との関係等、健全な取引環境の整備を図っていく必要があります。

このため、水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出入時の適法採捕を証する証明書の添付等の措置の適正な運用を推進し、水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図ります。令和8（2026）年4月1日から、個体の経済的価値が高く、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められる太平洋クロマグロの大型魚について、取引時の情報伝達や取引記録の作成・保存の義務付けを行うことで、漁獲量等の報告の義務に違反した漁獲物の流通を防止することとしています。

さらに、水産物の食品表示の適正化に向け、適切な指導を行います。

くわえて、近年、重要性がより一層増してきている人権問題に関するサプライチェーンの透明性について、サプライチェーンのビジネスと人権に関する透明性の確保を企業に促すための啓発等を行います。

(3) 消費

ア 国産水産物の消費拡大

天然魚、養殖魚を問わず国産水産物の活用を促進するための取組と併せて、学校栄養士等に対する魚食普及活動、体験型の魚食授業等を推進します。

また、多様化する消費者ニーズに対応し、水産物の消費機運を向上させるため、民間企業の創意工夫によって行われる消費拡大の取組等と連携し、消費者に対する水産物の魅力の情報発信や毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた取組を推進します。

イ 水産エコラベルの活用の推進

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者・小売業者団体への働きかけを通じて、傘下の水産物加工業者・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進します。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体等を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図ります。

4 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮

水産業・漁村のもつ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的かつ効果的に取組を促進します。また、NPO・ボランティア・民間企業といった、漁業者や漁村住民以外の多様な主体の参画を推進します。

近年、海水温上昇等の環境変化に伴う磯焼けの影響が全国各地でみられることから、藻場の保全の取組を積極的に推進します。

5 漁場環境の保全・生態系の維持

(1) 藻場・干潟等の保全・創造

効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図るため、藻場・干潟ビジョン(令和5(2023)年12月改訂)に基づき、広域的なモニタリング体制の構築による海域全体を対象とした藻場・干潟の分布及び衰退要因を把握し、海域ごとに有効な対策を推進します。また、気候変動・環境変化に対応するため、漁業者等が行う漁場生産力の強化とともにブルーカーボンの主要な吸収源となる藻場・干潟の保全・モニタリング等の活動について実効性の向上を図りつつ水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮に資する取組、高水温に強い藻場の造成手法等の技術開発を推進します。さらに、干潟における砕石敷設等の新技術の開発・活用、サンゴ礁の保全・回復に関する技術の開発・実証等を推進するほか、藻類・貝類の海洋環境や生態系への影響の把握を進めます。

(2) 栄養塩類管理

瀬戸内海等の閉鎖性水域において水質浄化が進む中で、ノリの色落ちの発生やイカナゴ、アサリ等の水産資源の減少の問題が発生していることから、瀬戸内海については地方公共団体、学術機関及び漁業関係者等と連携し、水産資源の生産性の確保に向けた地域による栄養塩類管理方策の策定に貢献するため、栄養塩類も含めた水域の状況及び栄養塩類と水産資源との関係に関するデータの収集や共有等を進めます。

また、栄養塩類の不足が懸念されている他の水域についても、地方公共団体等と協力・連携して、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究を推進します。

さらに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出や保全活動等により、閉鎖性水域における漁場環境改善を推進します。

(3) 赤潮対策

赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策のためには、早期かつ的確な赤潮等の情報の把握及び提供が重要であることから、従来とは異なる海域で赤潮が発生している状況も踏まえて、地方公共団体及び研究機関等と連携し、赤潮発生のモニタリング、発生メカニズムの解明、発生の予測手法及び防除技術等の開発に取り組みます。

(4) 野生生物による漁業被害対策

都道府県の区域を越えて広く分布・回遊し、漁業に被害を与える野生生物で、広域的な対策により漁業被害の防止・軽減に効果が見通せる等、一定の要件を満たすもの(トド、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ等)については、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、出現状況に関する調査、漁業関係者への情報提供、被害を効率的かつ効果的に軽減するための技術の開発・実証、駆除・処理活動への支援等に取り組みます。

特に、トドについては、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を図るため、「トド管理基本方針(令和6(2024)年7月改訂)」に基づく管理を継続します。

(5) 生物多様性に配慮した漁業の推進

漁業は、自然の生態系に依存し、その一部の海洋生物資源を採捕することにより成り立つ産業であることから、漁業活動を持続的に行うため、海洋保護区やOECM(Other Effective area-based Conservation Measures: 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の考え方を基に、海洋環境や海洋生態系を健全に保ち、生物多様性の保全と漁業の振興との両立を図る取組について検討を進めます。

海洋生態系のバランスを維持しつつ、持続的な漁業を行うため、国際的な議論も踏まえ、サメ、ウミガメ、ウナギ等に関する



国内管理措置等の検討・普及等を進めます。

(6) 海洋環境の保全（海洋プラスチックごみ、油濁）

環境省や都道府県等と連携し、漁業者による海洋ごみの持ち帰りの取組や廃棄物処理に関する施策の周知及び処理の促進に加え、漁業・養殖業用の漁具や資機材について、実用性を確保しつつ、環境にも配慮した生分解性素材を用いた漁具開発への支援等に取り組みます。

漁場の油濁被害防止については、海上の船舶等からの油流出により海面及び内水面において漁業被害が発生していることから、国、都道府県及び民間事業者が連携して、引き続き専門家の派遣や防除・清掃活動を支援するほか、講習会等を通じ、事故対応策について漁業者等への普及を図ります。

(7) 環境変化に適応した漁場生産力の強化

海水温の上昇等、海洋環境の変化による漁場変動や魚種の変化が顕在化してきている中、持続可能な漁業生産を確保するため、環境変化等に伴う漁獲対象種の多様化に適応した漁場整備、海域環境を的確に把握するための海域環境モニタリング、都道府県等の研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化等、海洋環境の変化に適応した漁場整備を推進します。

また、新たな資源管理の着実な推進の方針の下、沖合におけるフロンティア漁場整備、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備、資源回復を促進するための種苗生産施設の整備等を推進します。

6 防災・減災、国土強靱化への対応

漁業地域において、「国土強靱化基本計画」（令和5（2023）年7月閣議決定）や「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7（2025）年6月閣議決定）等を踏まえ、災害発生に備えた事前の防災・減災対策、災

害発生後の円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁港施設等の機能を確保するため、以下の対策に取り組みます。

(1) 事前の防災・減災対策

漁業地域の安全・安心の確保のため、今後発生が危惧される大規模地震・津波の被害想定や気候変動による水位上昇の影響等を踏まえた設計条件の点検・見直しを推進し、持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化・耐津波化・耐浪化や浸水対策を推進します。

また、緊急物資輸送等の災害時の救援活動等の拠点となる漁港や離島等の生活航路を有する漁港の耐震・耐津波対策を推進します。

さらに、漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のため、避難路や避難施設の整備、避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進します。

くわえて、漁港海岸について、大規模地震による津波やゼロメートル地帯の高潮等に対し、沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を推進します。

(2) 災害からの早期復旧・復興に向けた対応

災害発生後の迅速な被害状況把握のため、国と地方公共団体、関係団体との情報連絡体制の強化、ドローンをはじめとするICT等の新技術の活用を図るとともに、災害時の円滑な初動対応に向け、漁港管理者と建設関係団体の間で、さらには、漁協等漁業関係者も含めた災害協定締結を促進します。

災害復旧要員が不足している市町村をはじめとした地方公共団体を支援するため、災害時のニーズに応じて積極的にMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）を派遣します。さらに、災害復旧の早期化を図るとともに、改良復旧につい

でも推進します。

また、復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業を幅広く活用し、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進します。

さらに、災害時に地域の水産業の早期再開を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を対象とした広域的な事業継続計画の策定を推進します。

くわえて、水産業従事者の経営再開支援に向け、災害の発生状況及び地域の被害状況に応じて、支援策の充実や柔軟な運用を行う等、きめ細かい総合的な支援に努めます。

(3) 持続可能なインフラ管理

老朽化により機能低下が懸念される漁港施設等のインフラは、水産業や漁村の振興を図る上で必要不可欠であることから、これら施設の機能の維持・保全が図られるよう、「水産庁インフラ長寿命化計画」（令和3（2021）年3月改定）に基づき、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型の老朽化対策を図るとともに、新技術を積極的に活用したライフサイクルコストを縮減する取組を支援する等により、総合的かつ計画的に長寿命化対策を推進します。

IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

1 みどりの食料システム戦略と水産政策

「みどりの食料システム戦略」に基づき、令和12（2030）年までに漁獲量を平成22（2010）年と同程度（444万t）まで回復させるための施策を講ずることや、令和32（2050）年までにニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を環境負荷が少なく飼料効率の高い配合飼料に

転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を構築することを推進します。また、令和22（2040）年までに漁船の電化・水素化等に関する技術を確立すべく引き続き検討を進めます。さらに、水産関係の上場企業における気候関連非財務情報の開示等も含め、気候変動への適応が円滑に行われるよう必要な取組を実施します。

具体的には、これらの取組について、今後の技術開発や新ロードマップ等を踏まえ、関係者の理解を得ながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けた取組を着実に実行します。

(1) 調達面での取組

ア 養殖業における持続的な飼料及び種苗
魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きいため、価格の不安定な輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料（大豆、昆虫、水素細菌等）の開発等を推進します。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進します。

さらに、優良系統の保護を図るため、「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」を周知します。

イ 漁具のリサイクル

全国的な漁具リサイクルの体制作りを推進するため、地域の取組の支援や漁具リサイクルの認証制度の構築を支援するとともに、普及啓発活動への支援に取り組みます。



(2) 生産面での取組

ア 資源管理の推進

資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であることから、適切な資源管理が収入の安定につながることを漁業者等が実感できるように配慮しつつ、「令和12（2030）年度までに、平成22（2010）年当時と同程度（目標444万t）まで漁獲量を回復」させるという目標に向け、新ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現します。その際、新ロードマップに従って数量管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施等に関するフォローアップを行うとともに、数量管理のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねと成果を共有します。

イ 養殖業における環境負荷低減

漁場環境への負荷軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域の創出等沖合域を含む養殖適地の確保を進め、また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生け簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進します。

(3) 加工・流通での取組（IUU漁業の撲滅）

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあり、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があります。

このため、水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出入時の適法採捕を証する証明書の添付等の措置の適正な運用を推進し、水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図ります。令和8（2026）年4月1日から、個体の

経済的価値が高く、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められる太平洋クロマグロの大型魚について、取引時の情報伝達や取引記録の作成・保存の義務付けを行うことで、漁獲量等の報告の義務に違反した漁獲物の流通を防止することとしています。

(4) 消費での取組（水産エコラベルの活用の推進）

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者・小売業者団体への働きかけを通じ、傘下の水産加工業者・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進します。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図ります。

2 スマート水産技術の活用

ICTを活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し、適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や効率化、漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる「スマート水産技術」を活用するため、以下の施策を推進します。

(1) 資源評価・管理に資する技術開発と現場実装

従来の調査船調査、市場調査、漁船活用型調査等に加え、海洋観測及びデータ収集の自動化や電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXを推進します。また、適切な資源管理を推進するため、漁船原簿や漁業許可の情報を一元的に管理するためのシステムの関係機関によ

る利用を推進します。

これらの取組から得られたデータに基づく資源評価の高度化や適切な資源管理の実施等を行います。

(2) 成長産業化に資する技術開発と現場実装

漁労作業の省人化・省力化、海流や水温分布等の漁場環境データの提供、養殖における成長データや給餌量データの分析・活用といった漁業者・養殖業者からのニーズの把握を進めます。また、開発企業等が共同で新技術の開発・実証・導入に取り組む試験・開発プラットフォームにより、民間活力を活用した技術開発を引き続き推進します。

(3) 水産加工・流通に資する技術開発と現場実装

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、生産・加工・流通が連携し、ICT等の活用による荷さばき、加工現場の自動化等の低コスト化、鮮度情報の消費者へのPR等の高付加価値化等の生産性向上のための取組を全国の主要産地等に展開します。

また、水産流通適正化法の義務履行に当たり、関係事業者の負担軽減を図りつつ、制度の円滑な実施のため、漁獲情報等を迅速かつ正確・簡便に伝達するための情報システムを整備する等、電子化を推進します。

また、漁村や洋上における通信環境等の充実やデジタル人材の確保・育成等を推進します。

さらに、漁村の活性化等を図るため、生産者、加工・流通業者、地方公共団体その他の多様な関係者が参画する地域コンソーシアムを主体に地域が一体となってデジタル技術を活用する等の取組を推進します。

3 カーボンニュートラルへの対応

(1) 漁船の電化・燃料電池化

水産業に影響を及ぼす海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくためには、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量削減を漁業分野においても推進していく必要があることから、衛星利用による漁場探索の効率化、グループ操業の取組、省エネルギー機器の導入等による燃油使用量の削減を図ります。

また、漁船の脱炭素化を図るため、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池化、国際商船や作業船等の漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を引き続き推進します。

(2) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁場において藻場・干潟等は豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしていることから、藻場・干潟ビジョンに基づき、効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図ります。

また、近年では、ブルーカーボンの吸収源としても注目が高まっていることから、持続的な藻場の維持・保全体制の構築に向け、カーボン・クレジット制度の更なる活用を含め、活動組織と民間事業者との連携機会の創出を推進します。

さらに、漁港・漁場において、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、流通拠点漁港の二酸化炭素排出量を「見える化」し、これに基づいて漁港管理者や地元漁業者等が連携して、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等の二酸化炭素排出抑制対策とブルーカーボンの主要な吸収源となる藻場・干潟の保全・創造等の吸収源対策を一体的に推進します。



V 大規模災害からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援

1 東日本大震災による地震・津波被災地域における着実な復旧・復興

東日本大震災による地震・津波被災地域では、漁港施設、水産加工施設等の水産関係インフラの復旧はおおむね完了していますが、サケ、サンマ及びスルメイカといった被災地域において依存度の高い魚種の長期的な不漁もあり、被災地域の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題となっています。

そのため、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復、水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換や水産資源造成・回復等の取組を引き続き支援します。また、官民合同チームにおける、福島県浜通り地域等の水産仲買・加工業者への個別訪問・支援との連携を引き続き行います。

2 ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援

原子力災害被災地域である福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は、震災前と比較し依然として低水準の状況にあり、水揚量の増加及び福島県産水産物の流通・消費の拡大が課題となっています。

(1) 風評対策

こうした中で、多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム（三重水素）以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化処理した水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出について、風評対策が重要な課題となっていることを受け、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理

水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」及び「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等に取り組みます。

具体的には、風評を生じさせないための取組として、水産物の信頼確保のため、水産物中のトリチウムを対象とするモニタリングや食品中の放射性セシウムの検査を継続的に行い、これらの調査の結果やQ&Aを日本語に加えて英語等の他言語でWebサイトに掲載し、正確で分かりやすい情報提供を実施します。

また、一般消費者向けのなじみやすいパンフレットも作成し、消費者等への説明に活用するとともに、漁業者、加工業者、消費者等様々な関係者に対して、引き続き、説明を実施します。

(2) 生産段階における対策

風評に打ち克ち、安心して事業を継続・拡大するため、生産段階においては、福島県並びに青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県（以下「近隣県」という。）の太平洋側の漁業者等が

- ① 新船の導入又は既存船の活用により水揚量の回復を図る取組
- ② 養殖業者等が収益性の高い操業・生産体制への転換等を図る取組
- ③ より厳しい環境下でも養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成のため実施する取組
- ④ 高収益・環境対応型漁業へ転換させるべく、生産性向上、省力化・省コスト化に資する漁業用機器設備を導入する取組を支援します。

また、次世代の担い手となる新規漁業就業者の確保・育成を強化するため、福島県及び近隣県において、漁家子弟を含めた新規漁業就業者への長期研修等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支

援します。

さらに、不漁の影響を克服するため、複数経営体の連携による協業化や共同経営化又は多目的船の導入等、操業・生産体制の改革による水揚量の回復及び収益性の向上を図るほか、養殖業への転換や水産資源造成・回復に取り組めます。

(3) 加工・流通・消費段階における対策

加工・流通・消費段階では、福島県をはじめとした被災地域の水産物を販売促進する取組や水産加工業の販路回復に必要な取組等を支援し、販売力の強化の取組を推進します。

(4) ALPS処理水の海洋放出を受けた対策

ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域による輸入規制の強化が継続していることから、引き続き、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めています。中国政府に対しては、輸出関連施設の速やかな再登録等、輸出の円滑化を働きかけていきます。また、水産物の一時買取・保管等の需要対策や、漁業者の事業継続支援及び、国内加工体制強化等の支援等を行うことで、全国の水産業支援に万全を期していきます。

引き続き、所要の対策を政府一体となって講ずることで、関係府省等が連携を密にして被災地域の水産業の本格的な復興を目指していきます。

3 令和6年能登半島地震からの復旧・復興

「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」や、令和6（2024）年に設置した有識者による検討会の結果に基づき、石川県が策定した復旧・復興方針を踏まえ、水産地域の強靱化、漁港を活用した海業の復興等を含む漁港施設等の復旧・復興を引き続き支援します。また、石川県の狼煙漁港

及び鵜飼漁港海岸において、引き続き国の代行による災害復旧事業を行います。

令和6（2024）年に発生した能登半島地震の影響を受けた漁業者等が借入れる資金について、利子助成、実質無担保・無保証人化等の措置を講じます。

Ⅵ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 関係府省等の連携による施策の効率的な推進

水産業は、漁業のほか、多様な分野の関連産業により成り立っていることから、関係府省等が連携を密にして計画的に事業を実施するとともに、施策間の連携を強化することにより、各分野の施策の相乗効果の発揮に努めます。

2 施策の進捗管理と評価

効率的かつ効果的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、施策の実施に当たっては、政策評価も活用しつつ、毎年度、進捗管理を行うとともに、効果等の検証を実施し、その結果を公表します。さらに、これを踏まえて施策内容を見直すとともに、政策評価に関する情報公開を進めます。

3 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開します。

また、施策の決定・実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容や執行状況に関する分



かりやすい広報活動の充実を図ります。

4 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

我が国における漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするとともに、水産物流通等の漁業を取り巻く実態と変化を把握し、水産施策の企画・立案・推進に必要な基礎資料を作成するための調査を着実に実施します。

具体的には、漁業構造動態調査、漁業経営統計調査、海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査、水産物流通調査等を実施します。

5 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性・創意工夫の発揮をより一層促進します。

具体的には、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを行います。

6 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用するため、財政措置の効率的かつ重点的な運用を推進します。

また、施策の実施状況や水産業を取り巻く状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見直し、翌年度以降の施策の改善に反映させます。

